

全国厚生労働関係部局長会議
(厚生分科会)

詳細版資料

平成28年1月19日(火)

雇用均等・児童家庭局

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）
詳細版資料

目 次

（重点事項）

1. 「一億総活躍」社会の実現に向けた子ども・子育て支援について・・・	1
2. 平成28年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実に ついて	2
3. 待機児童解消加速化プランの推進について	4
(1) 加速化プランの進捗と更なる展開に向けて	
(2) 保育所等整備交付金等について	
4. 事業主拠出金制度の拡充について	6
(1) 企業主導型保育事業について	
(2) 企業主導型ベビーシッター事業について	
(3) 病児保育の普及促進事業について	
5. 保育人材確保策について	8
(1) 保育の受け皿の拡大に伴い追加で必要となる保育人材数について	
(2) 追加で必要となる保育人材を確保するための新たな取組について	
(3) 平成28年度における保育士試験の年2回実施について	
(4) 多様な保育の担い手の確保について	
(5) 保育士確保集中取組キャンペーンについて	
6. 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最 終取りまとめについて	11
7. 認可外保育施設の届出について	13
8. 放課後児童対策について	14
(1) 「放課後子ども総合プラン」の推進について	
(2) 放課後児童クラブ関係・平成27年度補正予算案及び 平成28年度予算案の概要	

9. 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備について・・	19
(1) 不妊治療への助成拡大について	
(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開について	
(3) 入院児童等家族宿泊施設の整備について	
10. すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトについて	21
11. ひとり親家庭等自立支援施策について	22
(1) ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトについて	
(2) 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における ひとり家庭等自立支援関係事業について	
12. 児童虐待防止対策の強化及び社会的養護の充実について	25
(1) 児童虐待防止対策強化プロジェクトについて	
(2) 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における 児童虐待防止対策の強化関係事業等について	
(3) 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における 社会的養護の推進関係事業等について	
(4) 子ども虐待による死亡事例等の検証について	
(予算案概要)	
○ 平成28年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	35
○ 平成27年度雇用均等・児童家庭局補正予算の概要	47
(連絡事項)	
1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について	49
(1) 児童福祉施設等の整備について	
(2) 児童福祉施設等の運営について	
(3) 被災した子どもへの支援について	
2. ひとり親家庭等自立支援対策について	58
(1) 児童扶養手当について	
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について	
(3) 就業支援等について	
(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について	
(5) 子供の未来応援交付金について	

3. 社会的養護の充実について	66
(1) 平成28年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて	
(2) 社会的養護を担う人材確保について	
4. 配偶者からの暴力（DV）対策等について	68
5. 児童健全育成対策について	69
(1) 放課後児童クラブの設備運営基準関係について	
(2) 各市町村における事務手続及びその他の留意事項について	
(3) 児童厚生施設の設置運営等について	
(4) 児童委員について	
(5) 児童福祉週間について	
6. 保育対策等の推進について	81
(1) 保育対策関連予算について	
(2) 社会福祉法人改革への対応について	
(3) 保育所における第三者評価の受審について	
(4) 保育指針の改定について	
(5) 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について	
(6) 地方創生推進交付金を活用した保育事業の実施について	
(7) 地域型保育事業の指導監査について	
(8) 税制改正について（保育関係）	
(9) 指定保育士養成施設の指定監督に係る権限移譲について	
7. 母子保健対策について	87
(1) 乳幼児健康診査の実施等について	
(2) 妊婦健康診査の公費負担について	
(3) 助産施設について	
(4) 「第4回健康寿命をのばそう!アワード（母子保健分野）」について	
8. 仕事と家庭の両立支援対策について	89
(1) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） について	

(関連資料)

資料 1	第 2 の矢.「夢を紡ぐ子育て支援」	91
資料 2	平成 2 8 年度の社会保障の充実・安定化について	93
資料 3	平成 2 8 年度における「社会保障の充実」(概要)	94
資料 4	賃借料加算の充実(公定価格の改善事項)	95
資料 5	チーム保育推進加算の創設	96
資料 6	保育士等の処遇改善	97
資料 7	多子世帯の保育料負担軽減について	98
資料 8	待機児童解消加速化プラン	100
資料 9	保育所等整備交付金	102
資料10	子ども・子育て支援新制度と事業主拠出金	104
資料11	企業主導型ベビーシッター利用支援事業	109
資料12	病児保育普及促進事業	110
資料13	保育人材確保策	111
資料14	新たな保育人材確保対策	113
資料15	平成 2 8 年度における保育士試験の年 2 回実施について	115
資料16	保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ	117
資料17	保育士確保集中取組キャンペーン(平成28年1月～3月)	118
資料18	教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終とりまとめについて	126

資料19	政府における放課後対策に関する主な経緯	128
資料20	「放課後子ども総合プラン」の全体像	129
資料21	「放課後子ども総合プラン」の推進	133
資料22	放課後児童クラブの概要	138
資料23	放課後児童クラブ関係・平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案の概要	141
資料24	平成27年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況	150
資料25	不妊に悩む方への特定治療支援事業について	152
資料26	子育て世代包括支援センターの全国展開	153
資料27	入院児童等家族宿泊施設整備事業について	155
資料28	すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト	156
資料29	地域子供の未来応援交付金（案）について	277
資料30	平成28年度予算案 厚生労働省 主な子供の貧困対策 関連施策（新規・拡充）	284
資料31	平成28年度予算案 厚生労働省 主な子供の貧困対策 関連施策	285
資料32	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	288
資料33	ひとり親家庭等自立支援関係の平成28年度予算案	289
資料34	児童虐待の現状	290

資料35	平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における 児童虐待防止対策関係事業について……………	291
資料36	児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付事業について…	292
資料37	里親支援機関の拡充について……………	293
資料38	共働き家庭里親委託促進事業について……………	294
資料39	都道府県推進計画の内容等に関する調査結果……………	295
資料40	社会的養護の平成28年度予算案……………	298
資料41	児童虐待防止対策の強化（次世代育成支援対策施設整備交付金） ……………	301
資料42	児童養護施設等における学習環境改善について……………	302
資料43	18歳以降の措置延長制度について……………	303
資料44	次世代育成支援対策施設整備交付金の概要……………	304
資料45	子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について （第11次報告）……………	305
資料46	婦人保護事業の概要……………	310
資料47	放課後児童クラブの設備運営基準について……………	311
資料48	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン の概要……………	312
資料49	「放課後児童クラブ運営指針」について……………	317
資料50	児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及…	323
資料51	「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会 報告書の概要……………	324

資料52	平成28年民生委員・児童委員、主任児童委員の 一斉改選スケジュール（予定）	325
資料53	民生委員制度100周年記念事業基本計画	326
資料54	「第4回健康寿命をのばそう!アワード（母子保健分野）」 について	327
資料55	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） の概要	328

1. 「一億総活躍」社会の実現に向けた子ども・子育て支援について（関連資料1参照）

昨秋、安倍総理より「一億総活躍」社会の実現に向けた「新・三本の矢」が示されたところである。

中でも、子ども・子育て支援については、日本の未来を支えるための重要な施策であり、第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」として位置付けられている。結婚して子どもを持ちたいという国民の希望がかなう社会を実現するためには、結婚や子育て等の希望実現を阻害する要因を一つ一つ取り除き、「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」とを同時に実現できる構造に転換することが重要である。このため、「働き方改革・両立支援」と「総合的子育て支援」を車の両輪として進めていくこととしているので、各自治体においても積極的な取組をお願いする。

2. 平成28年度における社会保障（子ども・子育て）の充実について（関連資料2～7参照）

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げによる増収分をすべて社会保障の充実・安定化に向け、全世代型の社会保障への転換を図ることとしている。

子ども・子育て支援の充実に関しては、平成27年度予算において、子ども・子育て会議資料において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」の全てを実施することとしたが、平成28年度においても、引き続きこれらの「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、平成28年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分1.35兆円等のうちの0.6兆円程度を充てることとしている。

これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しているので、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

平成28年度予算案における公定価格の充実については、

- ① 賃借料加算の充実
- ② 保育所におけるチーム保育推進加算の創設
- ③ 保育士等の待遇改善

などを行うこととしている。

賃借料加算の充実については、喫緊の課題である待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大に当たって、賃借形態の受け皿への支援が重要であることから現行の賃借料加算について、実勢に対応した水準に大幅な引上げを図ったものである。

保育所におけるチーム保育推進加算の創設については、職員の平均勤続年数が15年以上の保育所において、必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築した場合に保育士1人分の人件費を加算するものであり、チーム保育体制の構築による保育士の負担軽減を図るほか、キャリアに応じた賃金改善を図ることによって保育士の定着を促進し、全体としての保育の質の向上を図るものである。

保育士等の待遇改善については、平成27年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.9%）を図るものであり、平成27年度の公定価格を増額改定することと

している。この改定内容については平成２８年度の公定価格にも引き継ぐこととしているので、自治体におかれては、増額となる人件費について、確実に保育士等の職員給与に反映されるよう、保育所等に要請等されたい。

各自治体におかれては、こうした改善内容の趣旨をご理解の上、保育の受け皿拡大や保育の質の向上に努めていただきたい。

また、これらの公定価格の充実のほか、多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化として、年収３６０万円未満の世帯について、多子の算定に係る年齢制限を撤廃し、第２子の保育料を半額、第３子以降の保育料を無償化するとともに、年収３６０万円未満のひとり親世帯等については、第１子の保育料を半額、第２子の保育料を無償化することとしているので、あわせてご了解願いたい。

3. 待機児童解消加速化プランの推進について

(1) 加速化プランの進捗と更なる展開に向けて（関連資料8参照）

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者の保育ニーズに対応した保育の受け皿を確保していくことが必要である。

このため、平成25年度から平成29年度にかけて約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までの待機児童解消を目指し取組を進めているところであるが、各自治体の積極的な整備推進により、平成25・26年度で約21.9万人分の受け皿拡大を達成している。また、平成29年度末までの5か年の計画値の合計は約45.6万人となっており、目標値を上回って進捗していることが伺える。

一方で、平成27年4月1日現在の待機児童の数は23,167人で5年ぶりに増加した。これは、女性の就業率の上昇や、新制度が施行されたことに伴い、サービスの選択肢が増えるなど保育サービスが受けやすくなったことなどにより、潜在的な需要が顕在化したことによるものと考えられる。

このような状況に対応するため、一億総活躍国民会議の議論を踏まえ、今後更に女性の就業率が上昇することを念頭に、保育の受け皿整備の目標値を40万人から50万人にすることとした。

その実現に当たっては、平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案において、

- ① 保育所等の施設整備費の上積み、
- ② 新たに小規模保育の施設整備補助を創設

に加えて、平成28年度当初予算案において、

- ③ 企業における多様な働き方に対応しやすい事業所内保育等の企業主導型保育サービスの推進

などに取り組むことにより、保育の受け皿の更なる拡大を進めていくこととしている。

各自治体におかれては、これまで同様、積極的な受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

(2) 保育所等整備交付金等について（関連資料9参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、施設整備や改修に係る費用の補助率を嵩上げ（1

／2→2／3）して、保育所等の整備などを推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等（既存園を含む。）の防音壁の設置に係る費用を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図ることとしている。

このため、平成29年度末までに見込まれる保育の受け皿拡大45.6万人のうち、

- ① 平成27年度補正予算案においては、当初の拡大量40万人からの増加分である約5.6万人分の保育所等の施設整備等に要する費用について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金に積み増すこととし、
- ② 平成28年度予算案においては、安心こども基金の残高や保育所等整備交付金などの活用により、当初の拡大量である約7.2万人分の受け皿拡大を図る

こととしているので、各自治体におかれては、これまで同様、積極的な受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

4. 事業主拠出金制度の拡充について

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育の受け皿確保に当たっては、従来からの自治体の取組みに加え、事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設することとした。また、企業主導型ベビーシッター事業や病児保育等の普及促進事業についても、出産後、子育て中も就業可能な多様な保育サービスの充実を図ることとしている。その財源として、児童手当及び地域子ども・子育て支援事業（病児保育、延長保育、放課後児童クラブ）に充てるために事業主から徴収している拠出金制度を拡充し、拠出金率を0.1%引き上げ、上限を0.25%とし、法定化することとしている。なお、拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%とする。

（1）企業主導型保育事業について（関連資料10参照）

設置、運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。

- ▶ 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
- ▶ 整備費、改修費、賃借料も支援
- ▶ 週2日程度就労などの多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
- ▶ 地域の保育所等に入所するまでの間など必要とする期間に応じた受け入れも対象
- ▶ 延長・夜間・休日等の多様な保育を必要に応じて実施
- ▶ 地域枠の設定は自由 など

（2）企業主導型ベビーシッター事業について（関連資料11参照）

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（*）でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

（*）補助額2,200円/1回当たり

双生児の場合は加算（補助額9,000円/1回当たり）

（3）病児保育の普及促進事業について（関連資料12参照）

子育て世帯のニーズが高い病児保育事業について普及を図るため、必要となる施設・設備整備費補助を創設するとともに、病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において体調が悪くなった体調

不良児を送迎し、保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する仕組みを創設する。なお、本事業は、子ども・子育て支援法における市町村を実施主体とした地域子ども・子育て支援事業として実施する。

5. 保育人材確保策について（関連資料13～17参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大を確実なものにしていくため、保育人材の確保に向けて、地域限定保育士試験など保育士試験の年2回実施や保育士宿舍借り上げ支援、ハローワークなどによるマッチングといった、就業促進や離職の防止のための総合的な対策により万全を期していくこととしている。都道府県においては、保育人材確保に向けた様々な施策等を積極的に活用するなど、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。

また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であることから、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

（１）保育の受け皿の拡大に伴い追加で必要となる保育人材数について

保育の受け皿整備の目標を40万人から50万人へと10万人分増加させたことに伴い、追加で必要となる保育人材の数は、40万人増の際に想定していた子ども1人当たりに必要な保育人材数から推計すると、約2万人程度と考えている。

したがって、これまで必要となると見込んでいた数（6.9万人）と併せて、平成29年末に約9万人程度の保育人材の確保が必要と考えている。

（２）追加で必要となる保育人材を確保するための新たな取組について

保育の受け皿の拡大分を含めた、約9万人程度の保育人材を確保するため、平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案において、従来の取組のほか、以下の新たな施策を講じることとしている。特に、平成27年度補正予算案に盛り込んでいる取組は、国の補助率を高率に設定しているので、これらの施策を積極的に活用し、保育人材確保を強力に推進していただきたい。

【平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案における新たな取組】

- ①人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠し、1.9%の処遇改善の実施
- ②潜在保育士に対する再就職準備金・保育料の貸付事業の新設（※1）
- ③保育士養成施設の学生に対する学費の貸付事業の拡充（※1）
- ④保育現場の厳しい勤務環境の改善のための保育補助者の雇上げ支援（※1）

- ⑤保育所等におけるＩＣＴ化の推進（※２）
- ⑥若手保育士の離職防止や保護者対応への支援、保育の質の確保・事故防止など多様な課題に対応するための若手保育士や保育事業者への巡回支援
- ⑦保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等の支援

※１ ②～④の事業（④のうち平成２８年度当初予算案計上分を除く。）については、平成２７年度補正予算案に計上している事業であり、かつ、貸付事業として実施するものであるため、都道府県等においては適切な団体に資金交付をし、複数年度に渡って事業実施できる体制を構築していただきたい。また、これら事業は、国庫補助率は１０分の９と高率に設定しているので、積極的に活用していただくようお願いする。

※２ ⑤の事業については、保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、書類作成業務など、保育士にとって過度な負担となっている業務について、保育所等においてＩＣＴ化を推進するための保育業務支援システム（指導計画や自治体への各種提出書類作成など）の導入に必要な費用を支援する。本事業の推進を図るため、国の補助率を４分の３と高率に設定しているので、積極的に活用していただくようお願いする。

（３）平成２８年度における保育士試験の年２回実施について

保育士試験の年２回実施に当たっては、平成２７年度は４府県（神奈川県・大阪府・沖縄県・千葉県（対象地域：成田市））で地域限定保育士試験を実施し、１万人程度が受験した。

平成２８年度は通常の保育士試験を含め、年２回実施する都道府県等が大幅に拡大されることとなる。各自治体においては、保育士試験が円滑に実施されるよう、引き続き御協力をお願いしたい。

（４）多様な保育の担い手の確保について

昨年１２月に有識者等で構成される「保育士等確保対策検討会」において取りまとめた「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」では、朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化や幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用、研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化といった多様な担い手の活用について盛り込まれている。

本年４月の実施に向け、省令等必要な改正を行うこととしているので、必要な条例の改正等について対応いただくとともに、管内市区町村や保育所等に対し、周知願いたい。

（５）保育士確保集中取組キャンペーンについて

「待機児童解消加速化プラン」により平成２６年度は約１５万人分の保育の受け皿を確保し、平成２７年度はさらに約１２万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれているが、保育士の有効求人倍率は、全国平均で２．０９倍（平成２７年１１月時点）となっており、最も高い東京都においては５倍を超えるなど、保育士確保が喫緊の課題となっている。

このため、例年１月頃に保育士の有効求人倍率がピークになることを踏まえ、本年４月の保育士確保に向け、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、保育士資格有資格者であって、現在、保育士として働いていない未就業保育士の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、未就業保育士の就職促進を図ることとした。

ついては、このキャンペーンの取組の一つとしてリーフレット（「保育士資格をお持ちの方へ」）を作成したので、当該リーフレットを活用して、様々な場所や機会等を捉え、未就業保育士等に対し、保育士・保育所支援センターへの登録やハローワークへの求職申込を積極的に呼びかけていただきたい。

また、保育士の確保が困難な状況にある保育所等について、都道府県が把握している場合は、速やかに保育士・保育所支援センターやハローワークへ情報提供を行っていただくとともに、保育士の確保が困難な状況にある管内保育所等に対し、保育士・保育所支援センターやハローワークへ求人登録を行うよう、働きかけを行っていただきたい。

6. 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめについて（関連資料18参照）

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策については、平成26年9月に有識者による検討会を設置し、昨年12月に以下のとおり議論の最終取りまとめを行った。これを踏まえ、事後的な検証等に関する通知を発出することとしているので、通知の際には各施設・事業者への周知をお願いしたい。

（注）平成26年11月28日に行われた「中間取りまとめ」を踏まえて昨年2月に発出した通知において、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る。）、認可を受けていない保育施設・事業における死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故を報告対象とした。また、集約した情報についてデータベース化し、昨年6月より内閣府HPにおいて公表を開始している。

（参照URL）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

○ 重大事故の発生防止のための今後の取組みについて（最終取りまとめの内容）

- ① 事故の発生防止（予防）のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成
具体的なガイドライン等は、別途調査研究事業において平成27年度末までに作成し、地方自治体に通知する。
- ② 事故の再発防止のための事後的な検証
地方自治体は、死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証を行うこととし、国は有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討することとする。
- ③ 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
重大事故が発生した場合等に、事前通告なく指導監査等を実施できる旨を明確にするとともに、日常的な指導が適切に行われるよう国は地方自治体に通知する。

また、本検討会において、事故予防、事故の再発防止等の確認のためには睡眠中、食事中、プール遊び中などの重大な事故が発生しやすい場面において、ビデオカメラを設置することが望ましいといった議論もあったところである。平成２７年度補正予算案に計上している「保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業」により、ビデオカメラの設置を支援することとしたので、積極적으로ご活用いただきたい。

7. 認可外保育施設の届出について

平成26年3月に発生したベビーシッターを名乗る男の自宅から男児が遺体で発見されるという大変痛ましい事件を受け、有識者による専門委員会を設置し、平成26年11月に議論のとりまとめを行ったところ。これを踏まえ、児童福祉法施行規則を改正し、平成28年4月から、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県等への届出義務を課することとした。

なお、新たに届出義務が課される既存施設の設置者は、本年5月1日までに、届出事項を都道府県知事等に届け出なければならないことから、経過措置として、本年1月1日から届出を行うことを可能としてる。

各自治体におかれては、届出義務が課されている施設の設置者が適正な届け出を行えるよう、周知等にご協力をお願いしたい。

（参照URL）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108879.pdf>

8. 放課後児童対策について

(1) 「放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成27年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数も6,996人増え、16,941人（うち小学1年生～3年生10,700人、小学4年生～6年生6,233人）となったところである。

- | |
|---|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比524か所増加
22,084か所（26年） → 22,608か所（27年） |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数
26,528支援の単位（平成27年より調査） |
| 3. 登録児童数：前年比88,183人増加
936,452人（26年） → 1,024,635人（27年） |
| 4. 利用できなかった児童数：前年比6,996人増加
9,945人（26年） → 16,941人（27年）
<div><div>うち、小学1年生～3年生：前年比2,886人増加
7,814人（26年） → 10,700人（27年）
小学4年生～6年生：前年比4,180人増加
2,053人（26年） → 6,233人（27年）</div></div> |

平成26年7月には、文部科学省と共同で、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。（関連資料19～22参照）

① 国全体の目標達成に向けた整備について

「放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標として、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約122万人分の受け皿を整備することを掲げているが、平成27年の実施状況調査結果では、登録児童数が対前年8.8万人増の102.5万人となっており、平成26年の対前年4.7万人増、平成25年の対前年3.7万人増と比して、大幅な伸びとなった。

これは、「放課後子ども総合プラン」の策定や各市町村における子

ども・子育て支援事業計画に基づく取組等により、放課後児童クラブの新たな受け皿の整備が着実に進んでいるものと考えられ、引き続き、目標の達成に向け、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を着実に進めていただきたい。

また、「放課後子ども総合プラン」では、全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを掲げているが、平成27年の実施状況調査結果では、小学校内で実施する放課後児童クラブのうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施し、かつ放課後子供教室の活動プログラムに参加している放課後児童クラブが3,609か所との結果が出たところであり、目標の達成に向け、着実に取組が進んでいるといえる。

今後とも、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

② 「放課後子ども総合プラン」への取組状況に関する調査について

「放課後子ども総合プラン」に掲げる目標の達成に向け、学校施設（余裕教室等）の一層の活用を促進するため、今年度中に、文部科学省と共同で、各自治体における、一体型及び連携型の取り組み状況や一体型実施推進の検討状況、余裕教室等の活用状況について、調査を行う予定である。

詳細が決まり次第、追ってご連絡するので、調査へのご協力をお願いする。

③ 「一体型」の留意事項

一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、多様な体験活動や地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるというメリットがあることから、積極的な取組をお願いする。

一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、児童が安心し

て生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての児童に一律の居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、市町村が条例で定める基準を満たしておらず、本来ならば、放課後児童クラブにおいて対象となる児童に確保されるべき、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されない恐れもあることから、十分ご留意いただきたい。

（２）放課後児童クラブ関係・平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案の概要

平成28年度予算案については、「放課後子ども総合プラン」に基づく「量的拡充」のための支援策を平成27年度に引き続き強化し、各種新規メニューも盛り込みつつ、待機児童が多く存在する市町村の子ども・子育て支援事業計画の前倒し実施を含め、受入児童数の更なる拡大を促し、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図ることとしている。（関連資料23参照）

① ソフト面（運営費）について

平成28年度予算案においては、受入児童数の更なる拡大を促すため、
ア 受入児童数の拡大〔約3.3万人増〕

1,105,656人（平成27年度）→1,138,801人（平成28年度）

イ 市町村への支援策の充実

- 放課後児童クラブ設置促進事業の国庫補助基準額の増額
- 児童数の増加に伴い、実施場所を移転する際に必要な「移転関連費用」への補助の創設（放課後児童クラブ運営支援事業）
- 民間団体等が学校敷地外の土地を活用して放課後児童クラブを設置する際に必要な「土地借料」への補助の創設（放課後児童クラブ運営支援事業）

といった内容を予定している。

なお、「質の向上」の放課後児童支援員等処遇改善等事業については、平成27年度から、常勤職員を配置するための追加費用の一部補助に係る事業も計上し、各自治体における放課後児童クラブの質の向上に資する取組をお願いしてきたが、本年度の国への協議件数も198自治体に止まっている状況であり、昨年8月28日には、事務連絡により、関係資料の送付とともに、事業化に向けた積極的な取組をお願いしたところである。

本事業は、「小1の壁」の打破及び放課後児童クラブの質の向上を

図る上でも必要不可欠な事業であることから、平成28年度予算案においても必要な経費を計上しており、引き続き、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。（関連資料24参照）

② ハード面（整備費）について

平成28年度予算案の内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

○ 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 48,859千円→49,928千円

○ 上記以外の場合 24,427千円→24,964千円

イ 市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人が学校敷地外の土地を活用して放課後児童クラブを設置する際に必要な「土地借料」への補助の創設

を予定している。

③ 研修事業について

研修事業については、（２）の②の放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費の補助及び放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

特に、放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、（略）計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされていることを踏まえ、都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、初任者研修（1～5年未満を目安）と中堅者研修（5年以上を目安）を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行うこととしている。

④ 平成27年度補正予算案について

平成27年度補正予算案の内容としては、運営指針において、

- ・ 子どもの育成支援の目標や計画
- ・ 日々の子どもの状況や育成支援の内容の記録

などについて作成することを求めていることから、これらの対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェ

アなどの購入に必要な経費の補助を行うこととしている。

なお、本経費については、国において次年度への予算の繰越手続を行う予定であるため、市町村における予算措置は、平成28年度予算での対応も可とする予定である。

また、本事業に係る国庫補助金の執行に当たっては、円滑な事業実施の観点から、都道府県に補助金の交付に関する事務の一部についてご協力をお願いしたいと考えている。

9. 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備について

(1) 不妊治療への助成拡大について（関連資料25参照）

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用について、1回15万円を上限に助成する事業を実施している。

平成28年度予算案では、①早期に受診を促す観点から、出産に至る割合が多い初回治療の助成額を最大15万円から最大30万円に増額するとともに、②不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的として行われる手術療法である「TESE」等を実施した場合に15万円を限度に上乗せして助成することとしている。

なお、この内容については、平成27年度補正予算に計上し、前倒しで実施することとしているので、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、留意願いたい。

(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開について

（関連資料26参照）

近年、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等が孤立し不安感を抱えやすくなっていると考えられることから、結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまで切れ目ない支援の強化を図っていくことは重要である。

このため、平成26年度において、

- ① 母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の支援ニーズに応じて、必要な支援につなぐ「母子保健相談支援事業」
- ② 妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」
- ③ 出産直後に休養やケアが必要な方に対する心身のケアやきめ細かい育児支援を行う「産後ケア事業」

といった、各地域の特性に応じた切れ目ない支援を行うための「妊娠・出産包括支援モデル事業」を実施したところ。

平成26年12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）を受け、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」を立ち上げるとともに、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指すこととしている。また、平成28年度予算案においては、対前年比151市町村増の251市町村での実施に必要な予

算を確保するとともに、当該センターを法律に位置付け、全国展開に向け取組んでいくこととしているため、積極的な取組をお願いする。

また、当該センターにおける保健師等による相談支援に加え、特に支援が必要とされる妊娠・出産期において、子育て経験者等による相談支援等を行う産前・産後サポート事業や、退院直後の母子の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業についても、地域の実情に応じて積極的な取組をお願いしたい。

（３）入院児童等家族宿泊施設の整備について（関連資料27参照）

小児がんなどの治療を行う医療機関は、首都圏等大都市に集中しており、多くの子どもが遠隔地から受診や入院のために来ているところ、子どもの付き添い等のために家族も長期間の滞在を余儀なくされている。

このため、平成２７年度補正予算において、家族の経済的負担を軽減するとともに、入院中の子どもの情緒不安を解消する観点から、家族が宿泊し、子どもとのふれあいができる部屋を医療機関等に２０か所整備するための予算を確保したので、各都道府県、指定都市、中核市においては、積極的な活用をお願いする。

10. すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトについて

(関連資料28参照)

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトについては、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題になっていることや、児童相談所における児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、また、複雑・困難なケースも増加しているという状況に対応するため、昨年12月21日に開催された第4回子どもの貧困対策会議において決定されたものである。

本プロジェクトは、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」の2つのプロジェクトで構成されており、国としては、それぞれのプロジェクトに盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、今通常国会に、児童扶養手当法改正法案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指しているところである。

施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用するほか、行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考とすることとしており、各都道府県におかれては、本プロジェクトに関する施策について、特段の取組をお願いしたい。

11. ひとり親家庭等自立支援施策について

(関連資料28、30～33参照)

(1) ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトについて

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、これらの方の自立のためには、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・ 安定した就労による自立の実現

が必要である。

このため、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトにおいては、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実することとしている。

具体的には、①支援につながる、②生活を応援、③学びを応援、④仕事を応援、⑤住まいを応援、⑥社会全体で応援という6つの柱に沿って、

- ・ 自治体の相談窓口のワンストップ化の推進
- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施
- ・ 児童扶養手当の第2子・第3子以降の加算額を最大で倍増
- ・ 子供の学習支援の充実
- ・ 就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の支給期間を2年から3年に拡大
- ・ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
- ・ 「子供の未来応援国民運動」の推進

等を盛り込んでいる。

(2) 平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案におけるひとり家庭等自立支援関係事業について

ひとり親家庭への支援施策については、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトに基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとしている。

前述のとおり、児童扶養手当については、今通常国会に児童扶養手当法改正法案の提出を目指しているところであり、また、本プロジェクトに関係する事業について、平成27年度補正予算案におけるもの及び平成28年度予算案における主なものは以下のとおりであるが、これらの事業を着実に実施するためには、地域における事業の担い手の確保が非常に重要となるので、各自治体におかれては、地域の母子・父子福祉団体やNPO等の民間団体と十分に連携を図りながら取組を進めていただくようお願いする。なお、各事業については、後述の連絡事項も参照されたい。

①平成27年度補正予算案

高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親が、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る「ひとり親高等職業訓練促進資金貸付金事業」を新たに盛り込んでいる。

②平成28年度予算案

- ・ ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業について、児童扶養手当の現況届の時期等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の整備
- ・ 子どもの生活・学習支援事業について、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施
- ・ 児童扶養手当の第2子・第3子以降の加算額を最大で倍増
- ・ 母子家庭等就業・自立支援事業について、弁護士による養育費相談の実施
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業について、未就学児のいるひとり親家庭が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合の定期的な利用も可能とする利用条件の緩和
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ（年利1.5%→1.0%）
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給対象にひとり親家庭の子どもを追加
- ・ 高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長（2年→3年）、対象資格の拡大（2年以上修業の必要な資格→1年以上修業の必要な資格）、通信制の利用要件の緩和や自立支援教育訓練給付金の支給額の拡大（訓練受講費用の2割（上限10万円）→訓練受講費用の6割（上限20万円））
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業について、自立支援プログ

ラムで設定した目標達成後のアフターケアの実施
等様々な施策の充実を図っているので、各自治体におかれては積極的な取
組をお願いします。

12. 児童虐待防止対策の強化及び社会的養護の充実について

(1) 児童虐待防止対策強化プロジェクトについて

(関連資料28及び34参照)

昨年12月に公表した平成26年度の「福祉行政報告例」によれば、平成26年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は88,931件であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の7.6倍となった。また、市町村での児童虐待相談対応件数は87,694件となり、児童相談所と市町村のいずれにおいても毎年増加しており、平成26年度は過去最高の件数となっている。

また、厚生労働省が把握した平成25年度における児童虐待による死亡事例は63事例・69人となっている。

このような現状に加え、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や不安・負担感が増大していることや、児童相談所の体制・専門性等の向上を図る必要があること、社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要する場合が多いこと等も課題となっている。

このため、児童虐待の発生予防から被虐待児への自立支援まで、一連の対策の更なる強化を図ることとし、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定したところである。具体的には、

①「児童虐待の発生予防」として、

- ・ 子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開や、支援を要する妊婦の情報の確実な把握など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進
- ・ 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援の実施

②「発生時の迅速・的確な対応」として、

- ・ 児童福祉司の配置の充実等を計画的に行う、「児童相談所体制強化プラン」(仮称)の策定
- ・ 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

③「被虐待児童への自立支援」として、

- ・ 里親委託等の家庭的養護の推進
- ・ 児童養護施設退所者等を対象とした自立支援資金貸付事業の創設等を盛り込んだところである。

各自治体におかれては、医療機関や学校、警察等の関係機関やNPO等の民間団体と十分に連携を図りながら、児童虐待リスクの早期発見・遁滅や、児童の安全を確保するための確実・迅速な初期対応の実施等に向けて、これらの取組を進めていただくようお願いする。

各自治体におかれては、医療機関や学校、警察等の関係機関やNPO等の民間団体と十分に連携を図りながら、児童虐待リスクの早期発見・遁

減や、児童の安全を確保するための確実・迅速な初期対応の実施等に向けて、これらの取組を進めていただくようお願いします。

なお、この他、社会保障審議会児童部会「新たな子ども福祉のあり方に関する専門委員会」において、引き続き検討中の事項もあり、今後の検討状況等について適時情報提供していくので、ご留意願いたい。

（２）平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における児童虐待防止対策の強化関係事業等について（関連資料35～38参照）

児童虐待防止対策強化プロジェクト等を踏まえた平成28年度予算案等における主な対応は以下のとおりであり、児童虐待防止対策の強化及び被虐待児童への自立支援に向け、各自治体において積極的に活用されるようお願いします。

① 「児童虐待の発生予防」

＜母子保健医療対策総合支援事業＞

- ・ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して、切れ目なくワンストップで総合的な相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。（詳細は9（2）を参照）

② 「発生時の迅速・的確な対応」

ア 児童相談所の体制強化・専門性の向上、市町村の体制強化

＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞

- ・ 児童相談所の法的機能の強化
児童相談所が弁護士へ相談できる回数を増やすなど、日常的に法的支援を受けられる体制の強化を図る。（相談回数週1回→3回）
- ・ 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化
児童相談所及び市町村の安全確認を実施する補助職員の配置の充実を図る。（児童相談所：2名→3名、市町村：1名→2名）
- ・ 児童相談所・市町村と医療機関との連携の推進
医学的判断・治療が必要となるケースについて、医療機関からの専門的技術的助言を受けることができる対象として市町村を新たに追加する。
- ・ 児童相談所の環境改善
子どもの心理的な負担に配慮した面談を実施するための児童相

談所の環境の改善を図る。

- ・ 官・民連携による支援の強化

児童相談所が民間団体に委託して実施できる業務について、委託先となり得る民間団体を調査し、委託内容等を検討する経費に対して補助を行う。

イ 一時保護所等の体制強化・環境の改善

<児童虐待・DV対策等総合支援事業>

- ・ 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所の個々の子どもの心身の問題に配慮して、日常生活に寄り添い丁寧かつ専門的なケア等を行う者の配置を推進する。

<次世代育成支援対策施設整備交付金>

- ・ 一時保護所の整備の推進

一時保護所の定員増に資する整備への財政支援の強化を図る（交付額算定上の特例による交付額の引き上げ）

- ・ 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備（27年度補正予算案）

一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等において、子どもの個別的ケアを行うための環境改善等を推進する。

<児童入所施設措置費等>

- ・ 児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実

一定数の一時保護委託児童を受け入れることができる専用の居室等を設けている施設に対して、受入経費を加算する。

- ・ 里親への一時保護委託手当の改善

里親に一時保護委託した際の手当をこれまでの月額2,360円から4,040円に改善する。

なお、児童相談所の体制強化のため、人員増に係る交付税要望も行っているところである。各都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、適切な人材の確保・配置とともに、現任職員に対する研修の実施等を通じて、専門性の確保と向上にも努めていただきたい

③ 「被虐待児童への自立支援」

<児童虐待・DV対策等総合支援事業>

- ・ 児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費等の貸付を行う「児童養護施設退所者等に対する自立支援

資金貸付事業」の創設（平成27年度補正予算案）

- ・ 里親支援機関事業の拡充
里親支援機関事業のメニューとして、
 - ア 里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る「自立支援計画策定等支援事業」
 - イ 共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取組について、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大する「共働き家庭里親委託促進事業」

を追加

- ・ 相談・支援体制の強化
地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増（106か所→113か所）を図るとともに、施設退所児童等の生活や就業に関する相談や施設退所児童等同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する「退所児童等アフターケア事業」のか所数の増を図る。（27か所→32か所）

（３）平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案における社会的養護の推進関係事業等について

社会的養護については、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、里親委託・里親支援や、施設の小規模化・地域分散化などの体制・環境整備を進めている。

各都道府県市におかれては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、これらの取組を推進するための「都道府県推進計画」を策定していただいたところであり、平成27年度より、当該計画に基づく取組が始まっている。

各都道府県市の策定状況については、昨年11月30日に公表したところであるが、「本体施設入所児童、グループホーム入所児童、里親・ファ

ミリーホームへの委託児童をそれぞれ1／3ずつ」という国の掲げる目標に満たない目標設定にとどまっている自治体もあることから、随時計画を見直すなど、より一層の取組をお願いする。（関連資料39参照）

このような状況の中、厚生労働省としては、各都道府県市の取組の一層の推進を図るため、平成28年度予算案においては、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増等に必要な予算額を計上したところである。また、里親委託推進を図るため里親支援機関事業の拡充を図るなど、様々な財政支援を講じ、家庭的養護の推進を後押ししていくこととしているので、特段の取組をお願いしたい。

① 平成28年度予算案における「社会保障の充実」（社会的養護関係）について（関連資料40参照）

平成28年度予算案では、社会的養護における「社会保障の充実」分として、国費ベースで173億円を措置したところである。児童入所施設措置費等において、

ア 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする）

イ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員（1名）の配置の推進

などに必要な予算額を計上している。

この他、「社会保障の充実」分以外の充実として、家庭支援専門相談員の複数配置に必要な予算を計上したところである。現状、児童養護施設等においては、施設入所児童の家庭復帰等の親子関係再構築支援に取り組む家庭支援専門相談員が各施設1名配置されているところであるが、施設の定員規模に応じ2名配置を可能とする（※）ことにより、親子関係再構築支援の充実を目的とするものであり、各都道府県等においては、積極的な配置に取り組んでいただくようお願いする。

※ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設が対象

② 里親支援等の推進について

社会的養護の下にある子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、そうした子どもを家庭で養育する里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ里親支援の仕組みが重要である。

このため、平成24年度から定期的な里親家庭への訪問やファミリーホームへの支援等を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるようにしているところであり、積極的な配置をお願いする。

また、平成28年度予算案では、前述の被虐待児童への自立支援に係る児童虐待防止対策の強化関係事業に加え、

- ・ 障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童の増加に対応するため、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算
- ・ 新規里親開拓・養成を図るため、施設入所児童が週末や夏季休暇等を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する「施設入所児童家庭生活体験事業」の充実

を盛り込んだところであるので、積極的に活用願いたい。

なお、新生児の里親委託や乳児院からの措置変更時の里親委託についても、自治体間で取組の差が大きい、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）や「新生児里親委託の実際例について」（平成23年3月30日事務連絡）により示したとおりであるので、取組の推進をお願いする。

③ 施設における家庭的養護の計画的推進について

（関連資料41参照）

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われる必要があり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム等）に変えていく必要がある。

このため、平成27年度から、消費税増収分による社会保障の充実の一環として、児童養護施設等の職員配置の改善（5.5 : 1 → 4 : 1等）など家庭的養護の推進に必要な予算を盛り込んでいる。

職員配置の改善は「社会的養護の課題と将来像」に掲げるように、児童養護施設及び乳児院の小規模化を進めることを前提としていることから、より一層の児童養護施設等の小規模化の推進をお願いする。

また、すでに実施している次世代育成支援対策施設整備交付金に加えて、平成27年度補正予算案においては、児童養護施設等の小規模化等の整備を促進するため、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）を可能としている。

さらに、平成28年度予算案では、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設のか所数の増を図るとともに、賃貸による分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの実施を推進するため、既存の

建物の賃借料加算を引き上げることとしたので、積極的に活用願いたい。

④ 要保護児童の自立支援の充実について（関連資料42及び43参照）

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

このため、前述の被虐待児童への自立支援に係る児童虐待防止対策の強化関係事業に加え、平成27年度補正予算案においては、就職や大学進学等に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設に入所中の児童等が利用できるパソコンの設置に要する費用を支援することとしている。

また、平成28年度予算案においては、「施設機能強化推進費」において、施設入所等している中学生以上を対象に、地域における社会体験、就労体験等を実施するメニューの創設や施設退所者が生活・就労面の不安により一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保するメニューの創設により自立支援を充実させることとしているので、積極的に活用願いたい。

児童養護施設等の措置延長については、既に「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししているとおり、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなど、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。

義務教育終了児童等への支援に関し、施設を退所して就職する児童等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、未設置の自治体もあるので積極的な取組をお願いする。

⑤ 児童養護施設等の耐震化の推進について（関連資料44参照）

児童養護施設等の耐震化については、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%（平成25年度：86%）とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。

平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案では、児童養護施設等の耐震化整備を行うために、次世代育成支援対策施設整備交付金において必要な予算を計上したところであり、本交付金を活用しつつ、計画的な取組の推進をお願いする。

また、耐震化が図られていない施設については、その要因を把握しつつ、社会福祉法人等に対する積極的な働きかけなど、取組をお願いしたい。

（４）子ども虐待による死亡事例等の検証について（関連資料45参照）

厚生労働省では、平成16年10月に、社会保障審議会児童部会の下に児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を設置し、子ども虐待による死亡事例等の検証を行っており、平成27年10月、同委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告）」（以下「第11次報告」という。）を公表した。

第11次報告は、平成25年度に厚生労働省が把握した虐待による死亡事例63例（69人）の分析・検証を行った。加えて、平成25年4月1日から5月31日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった重症事例（死亡に至らなかった事例）18例（18人）についても分析・検証を行ったところである。

これらの検証を踏まえ、地方公共団体に対して、

- ① 虐待の発生及び重篤化の予防
- ② 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上
- ③ 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用
- ④ 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化
- ⑤ 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用

について、提言が取りまとめられた。

さらに、これまで第1次から第11次までの死亡事例に係る報告から、

- ・ 0歳児の割合は44.0%で、中でも0日児の割合は16.8%であること
- ・ 加害者の割合は実母が55.0%と最も多いこと
- ・ 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が39.5%（※第2次報告から第11次報告までの集計）であったこと

が心中以外の虐待による死亡事例の主な特徴としてみられた。

これらの特徴から、重篤な事例を防ぐためには、

- ① 虐待リスクについて妊娠期から着目すること
- ② 育児に関する知識の不足や育児そのものへの不安を解消するための取組を行うこと
- ③ 関係機関への効果的な連携による支援を行うこと

などの取組が重要であると考えている。

各自治体においては、上記の点にご留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き、積極的な対応をお願いする。

平成 28 年度 予算案 の 概要

（雇用均等・児童家庭局）

ひとり親家庭対策の推進、児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍推進に向けて、積極的取組みを推進するとともに、仕事と家庭の両立支援策の推進やマタニティハラスメント対策の強化を図る。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

《主要事項》

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり ～人口減少社会への対応～

- 1 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進
- 2 待機児童解消等の推進などに向けた取組
- 3 母子保健医療対策の強化
- 4 仕事と家庭の両立支援策の推進（後掲）

第2 女性の活躍推進

- 1 女性の活躍推進のための積極的取組の推進
- 2 仕事と家庭の両立支援策の推進（一部再掲）
- 3 マタニティハラスメント対策の強化（一部再掲）

第3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

- 1 ワーク・ライフ・バランスの実現（一部再掲）
- 2 パートタイム労働対策の推進
- 3 多様で安心できる働き方の導入促進（一部再掲）

第4（復興関連）東日本大震災からの復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 27 年度 当初予算額	平成 28 年度 当初予算案	増▲減額
一般会計	4, 1 0 9	4, 3 7 8	+ 2 6 9
労働保険特別会計	9 0	1 1 6	+ 2 6
労災勘定	2. 8	2. 8	0
雇用勘定	8 7	1 1 3	+ 2 6
東日本大震災復興 特別会計	1 7	5. 8	▲ 1 2

平成 28 年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

・子ども・子育て支援の充実（公費）	5, 9 3 9 億円
子ども・子育て支援新制度の実施（公費）	5, 5 9 3 億円（内閣府予算）
児童入所施設措置費（公費）	3 4 5 億円（厚生労働省予算）

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり ～人口減少社会への対応～

1 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)
3,065億円 → 3,230億円

(1) ひとり親家庭対策の推進 1,912億円

①ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

【一部新規】

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策の強化を図る。また、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりも実施する。

②自立を促進するための経済的支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金など母子父子寡婦福祉資金の貸付による支援を行う。

また、児童扶養手当の第2子加算額を5千円から1万円へ、第3子以降加算額を3千円から6千円へそれぞれ倍増する。

※収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いて改善（第1子分と同じ取扱い）

※平成29年4月から、多子加算額に物価スライドを導入（第1子分と同じ取扱い）

③女性の活躍推進のための積極的取組の推進（後掲）

④多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化（幼児教育の段階的無償化等）【新規】（後掲）

（参考）【平成27年度補正予算案】

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85億円
高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。
- ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7億円
ひとり親家庭に対し、行政の支援が確実につながるよう、相談窓口の周知や集中相談体制の整備を行うため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。
また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や食事の提供等を行う場所を開設するため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

（２）児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進

１，２９５億円

①児童虐待防止対策の強化【一部新規】

- ・ 児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の体制強化を図る。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進や、児童相談所及び市町村における子どもの安全確保等に係る体制の強化を行う。
- ・ 一時保護所等における個々の児童の状況に応じた適切なケアを行うための体制の強化及び環境の改善を図る。

②子育て世代包括支援センターの全国展開（後掲）

③家庭的養護の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

また、里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。

④被虐待児童などへの支援の充実

平成 27 年度補正予算案に計上した児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の創設と併せ、退所児童等アフターケア事業の拡充を図ることにより、児童養護施設退所者等の自立支援を推進する。

また、心理的な課題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設の設置を推進する。

（参考）【平成 27 年度補正予算案】

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67 億円
児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。（これらの貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）
- 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12 億円
一時保護された子どもの処遇向上を図るため、一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等の環境改善等を行う。

- 児童養護施設等における小規模化等のための整備 10億円
子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。
- 児童養護施設等における学習環境改善 2億円
就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

(3) 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

（一部再掲） 96億円

配偶者からの暴力（DV）被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

2 待機児童解消等の推進などに向けた取組

（平成27年度当初予算額）

（平成28年度予算案）

918億円 → 992億円

(1) 待機児童解消等の推進などに向けた取組（一部新規）

965億円

女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

※ 平成28年度は、保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修並びに安心こども基金の残高活用により、約7.2万人の受け皿拡大を図る。

保育人材確保対策として、保育士の資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げへの支援、若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備、学生の実習支援などを実施する。

（参考）【平成27年度補正予算案】

- 待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等（「待機児童解消加速化プラン」の前倒し） 501億円

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図るための補助を行う（安心こども基金を積み増して実施）。

※ 保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修により、約5.6万人分の受け皿拡大を図る。

○ 保育人材確保のための取組の推進

714 億円

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所の ICT 化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る（内閣府予算に計上）。

（２）事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進【新規】

835 億円（内閣府予算）

待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。

事業主拠出金の拠出金率の上限を 0.25% に引上げ（現行に +0.1%）、法定する。拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成 28 年度は 0.20%（+0.05%）とする。

①企業主導型保育事業（運営費、整備費）【新規】

797 億円（運営費 308 億円、整備費 488 億円）

- ・ 設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。
 - 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
 - 整備費、改修費、賃借料も支援
 - 週 2 日程度就労などの多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
 - 地域の保育所等に入所するまでの間など必要とする期間に応じた受け入れも対象
 - 延長・夜間・休日等の多様な保育を必要に応じて実施
 - 地域枠の設定は自由 など
- ・ 企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大は、約 5 万人分を上限とする。

②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【新規】

3.8 億円

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額：2,200 円：双生児の場合は加算（補助額 9,000 円））でベビーシッター派遣サービスを利用できるように支援する。

③子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及【一部新規】

27 億円

- ・ 病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備に係る費用を支援する。

- ・ 病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援する。

（３）子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規】（一部社会保障の充実） （一部再掲） ２兆１，７９０億円（内閣府予算）

①教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

全ての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

ア 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

※ 平成 28 年度予算（案）における充実の内容

- ・ 賃借料加算の充実
保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。
- ・ 保育士等の待遇改善
平成 27 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均＋1.9%）を平成 28 年度の公定価格にも反映する。
- ・ チーム保育推進加算の創設
保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 等

②児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

（４）放課後児童対策の充実（一部社会保障の充実）（再掲） ５７５億円（内閣府予算）

小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずるため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、保育の利用者が、就学後も引き続き放課後児童クラブを利用できるよう計画的な整備等を図る。

(5) 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化（幼児教育の段階的無償化等）【新規】（再掲） 109 億円（内閣府予算）

年収 360 万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降の保育料を無償化する。

さらに、年収 360 万円未満のひとり親世帯等については、第 1 子の保育料を半額、第 2 子の保育料を無償化する。

※ 子どものための教育・保育給付費の内数として内閣府予算に計上

3 母子保健医療対策の強化

(平成 27 年度当初予算額) (平成 28 年度予算案)
190 億円 → 224 億円

地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化 185 億円

①不妊治療への助成拡大 158 億円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用について、初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

(参考)【平成 27 年度補正予算】

○不妊治療への助成拡大 7.1 億円
初回の助成額の増額と男性不妊への治療を伴う場合の助成額の増額を実施する。

②子育て世代包括支援センターの全国展開 24 億円

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目なくワンストップで総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※ 「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府予算に計上。

※内閣府予算 982 億円の内数（社会保障の充実）

4 仕事と家庭の両立支援策の推進（後掲）

(平成 27 年度当初予算額) (平成 28 年度予算案)
63 億円 → 78 億円

第2 女性の活躍推進

1 女性の活躍推進のための積極的取組の推進【一部新規】

(平成 27 年度当初予算額)

(平成 28 年度予算案)

8 億円 →

14 億円

女性の活躍の動きを加速するため、以下の取組を実施する。

- ・ 「女性活躍推進法」により大企業に開示が義務化される情報について、「女性の活躍・両立支援総合サイト」において一覧化を実施するなど、同サイトのユーザビリティの向上を図る。
- ・ 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。

2 仕事と家庭の両立支援策の推進【一部新規】(一部再掲)

(平成 27 年度当初予算額)

(平成 28 年度予算案)

63 億円 →

78 億円

中小企業における労働者の円滑な育児・介護休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大（介護支援プラン）するとともに、育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する助成金を拡充する。また、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対する助成金を新設する。

さらに、男性の育児休業の取得促進のため、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金を新設するとともに、男性の育児と仕事の両立に取り組む企業等を支援するイクメンプロジェクトを拡充する。

3 マタニティハラスメント対策の強化【一部新規】(一部再掲)

(平成 27 年度当初予算額)

(平成 28 年度予算案)

1.3 億円 →

1.9 億円

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、男女雇用機会均等法に事業主のマタハラ防止措置に係る規定を設けるなどの法令整備、事業主や人事労務担当者等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン（仮称）事業」を実施し、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。

第3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

1 ワーク・ライフ・バランスの実現（一部再掲）

（平成 27 年度当初予算額）

（平成 28 年度予算案）

8. 6 億円 →

1 5 億円

（1）「女性活躍推進法」の円滑な施行（再掲）

1 4 億円

「女性活躍推進法」の円滑な施行を通じ、企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を加速させるため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」の企業情報データベースを拡充するとともに、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。

（2）良質なテレワーク・在宅就業の推進

5 4 百万円

「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の見直し及び一層の周知を行うとともに、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業の実施や良質なテレワークの普及に向けての事業等を実施する。

2 パートタイム労働対策の推進【一部新規】

（平成 27 年度当初予算額）

（平成 28 年度予算案）

8 億円 →

6. 9 億円

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の着実な履行確保を図る。また、企業表彰を実施するとともに、教育訓練・正社員転換制度の整備や短時間正社員制度の導入に取り組む事業主への支援を行う。さらに、平成 27 年 6 月に実施した行政事業レビューの公開プロセスの結果も踏まえ、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を効率的・効果的に進める。

3 多様で安心できる働き方の導入促進（一部再掲）

（平成 27 年度当初予算額）

（平成 28 年度予算案）

5 億円 →

4. 8 億円

ライフスタイル・ライフステージに応じた多様な働き方を実現できる短時間正社員制度の導入・定着支援のため、マニュアルの活用、セミナーの開催等により導入手順や運用方法の情報提供等を行う。

さらに、人材確保・定着が喫緊の課題となっている保育・介護・医療業界を対象とした導入支援セミナーの開催、導入支援コンサルティングの実施、モデル事例の作成を行う。

第4（復興関連）東日本大震災からの復興への支援

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

（平成 27 年度当初予算額）

（平成 28 年度予算案）

17 億円 → 5.8 億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成 28 年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

（平成 27 年度当初予算額）

（平成 28 年度予算案）

59 億円の内数 → 220 億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

平成 27 年度補正予算（案）の概要 （雇用均等・児童家庭局）

【一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策】

＜「希望出生率1.8」に直結する緊急対策＞

（1）結婚から妊娠・出産、子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援の充実

① 不妊治療への助成拡大 7.1 億円

初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

② 入院児童等家族宿泊施設の整備 7.7 億円

小児がん等により長期入院を要する子ども等について、家族の経済的負担を軽減するとともに、子どもの情緒不安を解消するため、家族が宿泊し、子どもとのふれあいができる部屋を医療機関等に整備する。

（2）多様な保育サービスの拡大と保育人材等の確保

① 待機児童解消を確実なものとするための認可保育所の整備等（「待機児童解消加速化プラン」の前倒し） 501 億円

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図るための補助を行う（安心こども基金を積み増して実施）。

② 防音対策のための補助 9.2 億円

近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等の防音壁設置に係る補助を行う。

③ 保育人材確保のための取組の推進 714 億円

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。

また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る（内閣府予算に計上）。

④ 放課後児童クラブにおける勤務環境の改善 7.9 億円

放課後児童クラブが、放課後児童支援員等の事務負担の軽減のためにパソコン等を購入する際にその費用について支援する。

(3) 子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策等の強化

① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85億円

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る（貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。

② ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7億円

ひとり親家庭に対し、行政の支援が確実につながるよう、相談窓口の周知や集中相談体制の整備を行うため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や食事の提供等を行う場所を開設するため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

③ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67億円

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う（これらの貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除）。

④ 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12億円

一時保護された子どもの処遇向上を図るため、一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等の環境改善等を行う。

⑤ 児童養護施設等の小規模化等のための整備 10億円

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。

⑥ 児童養護施設等における学習環境改善 2.0億円

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

【その他】

○ 児童保護費負担金等の追加財政措置 13億円

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じているところである。

平成27年度補正予算案においては、一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備、児童養護施設等における小規模化等のための整備及び児童養護施設等の耐震化整備を早急に図るため、22億円を計上しているところである。

平成28年度当初予算案においては、56.6億円（前年度同額）を計上し、児童養護施設等の小規模化・地域分散化に資する整備や耐震化整備を推進することとしている。特に児童相談所の一時保護施設については、都市部を中心に年間平均入所率が極めて高い状況等を踏まえ、早急に定員増を図る必要があると認められる場合の整備については、交付額算定上の特例を設け、特に手厚い財政支援を行うことを予定しているので、積極的に活用願いたい。

また、児童養護施設等の入所施設における耐震化整備について、本交付金も活用しつつ、引き続き着実に実施していただくようお願いする。保育所等については、保育所等整備交付金を活用されたい。

本交付金に係る協議等の手続きについては、今後速やかにお知らせする予定である。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成28年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、2.2%増の補助単価の改定を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（旧放課後児童クラブ整備費・内閣府に計上）

③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年

度実施している事業について、平成28年度も引き続き実施する予定であり、平成27年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、平成28年度末まで延長することとしているので、ご了解願いたい。

(実施期限を平成28年度末まで延長する事業)

- 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

④ 社会福祉施設等の防災対策について

ア 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度の見直しについて

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

今般、この定期報告制度が見直され、平成28年6月以降は国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了解いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

(児童福祉施設等のうち報告対象となる施設)

助産施設、乳児院及び母子保健施設のうち、以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ア) 当該用途が3階以上の階にある場合

(イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ) 当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乗せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

イ 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあっては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置設備の整備については、平成28年度から新たに次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とする予定であるので、本交付金も活用して、整備を推進していただきたい。

ウ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

エ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災

害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文
施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生
労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進
をお願いしているところである。

当該通知においては、各都道府県民生主管部局の取組として、土
砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要す
る者が利用する施設（以下、エにおいて「当該施設」という。）に
ついて、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇
所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対
し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、
市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と
連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等
を行うことにより、避難体制の強化に努めること
- ・ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の
関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を
提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検
討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、引き続き砂防部局や市区町村
との連携に努めていただくようお願いする。

オ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施
設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13
日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現
状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られ
たい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社
会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)
してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の
重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」
としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化
された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源
化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害
復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑤ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成27年6月5日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果」（第5回）を公表したところである。アスベスト使用が判明した施設において、アスベストの粉じんの飛散によりばく露のおそれのある施設は0施設（前回1施設）となったものの、今後アスベスト使用の状況を分析予定であるとする施設が1,321施設あるため、これらの施設における分析調査の実施時期を把握し、適切な措置を講ずるよう指導を徹底していただき、アスベスト対策に万全を期すようお願いする。

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については保育所等整備交付金の交付対象としていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成28年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日雇児発0605第1号、社援発0605第1号、障発0605第1号、老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

⑥ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているところ。当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成 27年12月 8 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年 9 月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月 9 日雇児総発1209第 1 号、社援基発1209第 1 号、障企発1209第 1 号、老総発1209第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年 6 月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年 2 月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年 7 月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

また児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努められたい。

《参照通知等》

- ・「保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成27年6月8日雇児保発0608第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

⑤ アレルギー疾患対策基本法の施行について

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、平成26年6月20日に「アレルギー疾患対策基本法」が成立し、平成26年6月27日法律第98号として公布され、平成27年12月25日から施行されることとなった。

同法の第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養

に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されているところであるので、ご了知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

（３）被災した子どもへの支援について

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施することとしている。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業）

- ① 子ども健やか訪問事業（避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う）
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

2. ひとり親家庭等自立支援対策について

(1) 児童扶養手当について

① 平成28年度の本体額について

平成28年度の本体額は、平成27年の消費者物価指数が対前年比0.8%の上昇となったことから、法律の規定に基づき、0.8%の引き上げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いします。

・ 本体月額 (+0.8%)

	(平成27年度)		(平成28年度)
全部支給	42,000円	→	42,330円 (+330円)
一部支給	41,990円	→	42,320円 (+330円)
	～9,910円		～9,990円 ～+80円)

※政令改正予定

② 平成28年度の多子加算額について

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」において、児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額を、平成28年8月分より、増額部分については、本体額と同様、収入に応じた逓減措置を行いつつ、最大でこれまでの倍増とする充実策が策定され、そのために必要な児童扶養手当法改正案を今通常国会に提出することを目指すこととされている。

※平成29年4月からは物価スライドを導入

なお、本改正に伴うシステム改修経費等については、地方財政措置が講じられる予定であり、新制度後の最初の支給(平成28年12月予定)に当たっては、適切な事務処理をお願いしたい。

・ 第2子加算月額

	(平成27年度)		(平成28年8月から)
全部支給	5,000円	→	10,000円 (+5,000円)
一部支給	5,000円	→	9,990円 (+4,990円)
			～5,000円 ～+0円)

・ 第3子以降加算月額

	(平成27年度)		(平成28年8月から)
全部支給	3,000円	→	6,000円 (+3,000円)
一部支給	3,000円	→	5,990円 (+2,990円)
			～3,000円 ～+0円)

※ 今回の多子加算額の増額に併せて、養育費確保を促進する観点から、児童扶養手当の新規認定申請書に養育費の取り決めの有無等を記載する欄を設けるよう省令を改正する予定であるが、支給認定に当たっての留意点などについて課長通知を発出予定なので、適切な事務処理をお願いしたい。

③ 不正受給防止について

現在、現況届の確認については、受給者の傷病等やむを得ない事由に該当する場合を除き、対面での確認をお願いしているところであるが、これを徹底するために、課長通知を発出予定であるので、現況届の確認に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

また、現状においても、支給機関である自治体に対して、新規認定及び疑いのある事案においては、現地調査を実施するよう指導しているが、更なる適正受給を確保するため、民生委員等による現地調査の一層の徹底を図るための課長通知を発出予定なので、新規認定及び疑いのある事案においては、適切な事務処理をお願いしたい。

④ 自立のための活動促進について

児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合の一部支給停止の適用除外となる事由のうち、「求職活動等自立を図るための活動をしている」に該当していることの確認の対象に、求職活動の回数（直近1ヶ月に2回以上）を加えることを検討中である。検討結果を踏まえ課長通知を発出予定なので、自立のための活動についての確認においては、適切な事務処理をお願いしたい。

（2）母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 貸付利率の改正について

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、子供の進学等に要する資金を除く資金について、保証人を立てない場合の金利は年利1.5%となっている（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第4項）。

この利率については、ひとり親家庭の返済の負担に配慮し、保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、平成28年4月から年利1.0%に引き下げる予定である。

② 修学資金の貸付限度額の見直しについて

修学資金の貸付限度額については、一般分貸付限度額と特別分貸付限度額を設けているところであるが、資金を必要とするひとり親家庭

が資金を借りやすい仕組みとするため、平成28年4月から、一般分貸付限度額を廃止し、特別分貸付限度額に一本化する予定である。

各自治体においては、修学資金の貸付の実施に当たっては、適切な対応をお願いしたい。

(3) 就業支援等について

① 高等職業訓練促進給付金等事業の充実について

高等職業訓練促進給付金について、平成28年度予算案では、ひとり親家庭の経済的自立に効果的な資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の支給期間をこれまでの2年から3年へと延長するとともに、対象資格についても2年以上修学する資格から1年以上修学する資格へと対象を拡大している。

また、ひとり親が働きながら資格取得を目指す場合などに、通信制の講座を利用可能とすることとしている。

各自治体におかれては、平成28年度から、より一層ひとり親家庭の資格取得支援を推進していただくようお願いする。

② 高等職業訓練促進資金貸付金事業の創設について

ひとり親家庭への資格取得支援については、ひとり家庭の親が養成機関で修業する間、生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするために高等職業訓練促進給付金を支給しているところであるが、平成27年度補正予算案では、高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親が、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、更なる自立の促進を図ることとしている。

③ 自立支援教育訓練支援給付金の充実について

ひとり親家庭の親が、働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとするため、平成28年度からは自立支援教育訓練給付金の支給割合を従来の受講費用の2割から6割へ変更するとともに、支給上限を10万円から20万円へ充実させることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

④ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の充実について

平成27年度から、ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親が高卒認定試験合

格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する事業を実施してきたが、平成28年度からはひとり親家庭の親に加え、ひとり親家庭の子どもを支給対象とすることとしている。

高卒程度認定試験に合格することは、ひとり親家庭の親や子どもの就職先や取得可能な資格の拡大に資するものと考えられるので、積極的な取組をお願いしたい。

⑤ 在宅就業推進事業の拡充について

これまで、在宅就業に関するセミナー等を実施していた在宅就業推進事業については、平成27年度から、事業を拡充し、在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」によるサポートを行うこととしているので、在宅就業を希望するひとり親家庭への支援についても、積極的な取組をお願いしたい。

⑥ 自治体の窓口のワンストップ化の推進について

「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することとしている。

このため、平成28年度予算案においては、ひとり親家庭の相談窓口就業支援専門員を配置する事業等に加え、児童扶養手当の現況届の時期（8月）等に集中的に相談できる体制を整備する事業を実施することとしている。また、平成27年度補正予算案においては、相談窓口の周知等に必要な備品購入費用等を補助するための予算を盛り込んでいる。各自治体におかれては、本事業を積極的に活用し、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただきたい。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

⑦ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の拡充について

母子・父子自立支援プログラム策定事業については、多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプロ

グラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、就業自立を支援してきたところであるが、平成28年度予算案においては、就業自立等、当初の目標を達成した後も、アフターケア（月に1回の面談の実施など）を実施し、就業後の生活状況や再支援の必要性を確認し、ひとり親の自立を支援するために必要な予算を盛り込んでいるので、本事業を積極的に活用し、効果的にひとり親家庭の自立を支援していただきたい。

⑧ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

（４）子育て・生活支援、養育費の確保等について

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア 子どもの生活・学習支援事業の創設について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、これまで実施してきた児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）及び学習支援ボランティア事業を再編し、平成28年度から子どもの生活・学習支援事業を創設することとしている。

子どもの生活・学習支援事業については、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひと

り親家庭の子どもの生活向上を図ることとしている。具体的には、自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、実施することを想定している。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトにおいては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されたところであり、各自治体での事業の積極的な実施をお願いする。

なお、平成27年度補正予算案において、本事業の円滑な実施のため、既存建物の改修費用、備品購入費用及び建物を借り上げる費用を補助するための予算を計上しているので、積極的な活用をお願いする。

イ ひとり親家庭等生活支援事業の創設について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

ひとり親家庭の親に対しては、ひとり親家庭等相談支援事業、生活講習会等事業及びひとり親家庭情報交換事業等を実施しているところであるが、平成28年度から、これらの事業を再編し、ひとり親家庭等生活支援事業を創設することとしている。

ひとり親家庭等生活支援事業については、従来の事業に加え、ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理講習会や、高卒認定試験を目指す方の学習支援を実施することとしている。

各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながら事業の積極的な実施をお願いする。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭に対する子育て・生活支援については、ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金で家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する等により、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施してきたところである。

本事業については、定期的な利用が対象外であることや、ヘルパーの確保が困難であることが課題とされていたことから、平成28年度から、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家

庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とするとともに、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和することとしている。

本事業を実施している自治体においては、平成28年度から事業の拡充を図るとともに、未実施の自治体においては、事業の積極的な実施をお願いする。

③ 養育費確保及び面会交流について

養育費の確保については、養育費相談支援センターにおいて、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図るほか、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣などを実施しているところであるが、平成28年度からは、養育費の取り決めに更に促進するため、母子家庭等就業・自立支援事業を拡充し、地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援することとしている。

各自治体におかれては、養育費相談支援センターの積極的な活用を図っていただくとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士による相談を実施すること等により、養育費の履行確保に向けた取組の推進をお願いする。

また、養育費や面会交流に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的な取組をお願いする。

さらに、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の面会交流支援事業については、平成28年度から、一般市においても事業を実施することができるようにすることとしているので、各自治体での積極的な取組をお願いする。

(5) 子供の未来応援交付金について

(関連資料29参照)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの実効性を高めるためには、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成が必要となっていることから、内閣府において、平成27年度補正予算案に「子供の未来応援交付金」を計上し、「子供の未来応援地域ネットワ

ーク形成支援事業」を実施することとしている。

(内閣府照会先)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

子どもの貧困対策担当

葛西、新保

Tel:03-5253-2111（内38215、38218）

03-6257-1438（直通）

3. 社会的養護の充実について

(1) 平成28年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて

平成28年度予算案における児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5 : 1 から 4 : 1 等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、引き続き、措置費の保護単価を段階的に設ける予定としている。

(例：児童養護施設保護単価を 5.5 : 1 から 4 : 1 の間 (5 : 1 及び 4.5 : 1) についても設ける予定)

なお、職員配置の最低基準引き上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、将来的には省令等の改正を検討する予定としている。これを踏まえ、社会的養護を担う施設職員の適切な人材確保に努められたい。

また、民間児童養護施設等の給与の改善については、平成27年度より加算率を平均で3%相当の引き上げを行っている。加算率引き上げの考え方としては、人材確保、職員の処遇改善及び人材の定着等を図る観点から、新規採用時期の加算率を引き上げることや、平成26年度まで勤続年数14年で加算率が据え置かれていたところを、加算率の上がる勤続年数を延長したものであり、各都道府県等におかれては、今般の予算措置の趣旨をご理解のうえ、着実に職員の給与改善につながるよう、児童養護施設等に対し、引き続き周知徹底願いたい。

さらに、児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実については、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため実施しているものであり、積極的に活用願いたい。

○小学生等に対する学習支援（学習ボランティア等）

○高校生等に対する学習支援（学習塾代等）

○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援（個別学習指導）

このほか、家庭支援専門相談員の複数配置については、定員30名以上の児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設において家庭支援専門相談員2人目（現行+1人）の配置を可能とする予定としている。施設入所児童の家庭復帰等の親子関係再構築支援の充実に資するため実施するものであり、各都道府県等におかれては、積極的に配置願いたい。

(2) 社会的養護を担う人材確保について

平成28年度予算案においては、消費税増収分による社会保障の充実の一環として、引き続き、民間児童養護施設等の給与の改善として平均で3%相当が盛り込まれており、児童養護施設等職員の人材確保及び処遇改善を目的として積極的に活用願いたい。

また、平成27年度より実施している「子育て支援員研修」の専門研修に社会的養護に係る研修を設け、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげることで、積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）では、

- ① 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、
- ② 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について対象経費としているところであり、施設においてもできる限り家庭的な環境の下で養育するためには、直接子どもに関わる職員の確保が不可欠であることから、本事業を積極的に活用願いたい。

このほか本事業の対象としている施設種別や職種別に行われる研修への参加についても、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

4. 配偶者からの暴力（DV）対策等について

（関連資料46参照）

婦人相談所が行う一時保護委託については、これまで、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、平成16年12月の「人身取引対策行動計画」の策定及び平成23年3月の「第3次男女共同参画基本計画」の策定等を踏まえ、DV被害者、人身取引被害女性及び恋人からの暴力の被害女性等について、婦人相談所の一時保護所が満床でなくても、一時保護委託ができるよう段階的に対象拡大を図ってきたところである（※）。

（※）婦人相談所が行う一時保護委託について（平成23年7月27日雇児発0727第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」

平成28年度からは、「ストーカー総合対策」（平成27年3月ストーカー総合対策関係省庁会議）や第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、ストーカー被害女性や性暴力・性犯罪被害女性についても、婦人相談所の一時保護所が満床でなくても、一時保護委託を可能とすることとしているので、各都道府県等においては、一時保護委託の適切な運用をお願いする。

また、全国の婦人相談員が実施する業務内容をあらためて明確化するとともに、相談支援の均等化・標準化を図るため、平成27年3月において、全国共通の指標となる「婦人相談員相談・支援指針」を策定したところであり、全国の婦人相談員の相談・支援の業務に活用されるよう、各都道府県等においては、婦人相談員への配布・周知について対応をお願いしたい。

5. 児童健全育成対策について

(1) 放課後児童クラブの設備運営基準関係について

(関連資料47参照)

① 都道府県認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」(認定資格研修)を修了しなければならないこととしている。

平成27年度においては、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施したところであるが、平成28年度も引き続き本研修を実施することとしており、開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、市町村担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県認定資格研修の実施(関連資料48参照)

認定資格研修については、今年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(以下「運営指針」という。)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

平成27年度においては、初年度で、国からのガイドラインの発出が遅れたこともあり、都道府県毎に委託先の選定方法や研修の実施方法等に差異が見られ、特に、委託先に運営を任せきりにしたり、当該都道府県外の事業者を委託先として選定し、講師も他都道府県の者が担当するなどの状況が見られた。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後

児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

このため、来年度以降の各都道府県における実施方法、実施内容等に反映させられるよう、平成27年度における研修の取組状況等を調査することとし、追って正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。

③ 「放課後児童クラブ運営指針解説書（仮称）」の作成

（関連資料49参照）

昨年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書（仮称）」を作成することとしている。本年度から、国の調査委託事業の中で、「放課後児童クラブ運営指針解説書」（素案）の作成に取り組み、来年度中に、「放課後児童クラブ運営指針解説書（仮称）」をとりまとめる予定であるため、ご了解願いたい。

（2）各市町村における事務手続及びその他の留意事項について

① 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、近日中に通知を発出する予定であるので、ご了解願いたい。

○ 優先利用について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、就労等により昼間に保護者のいない家庭の様態は多種多様

であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方については国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の利用について、優先的に受け入れるべき児童の対象として、現時点で検討中の事項については次のとおりであるので、ご了解願いたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 子どもが障害を有する場合
- ・ 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ・ 育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

○ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童クラブの利用手続は市町村によって異なっており、市町村が各放課後児童クラブの申込状況や待機児童の状況を把握していない場合もある。改正後の児童福祉法により、市町村が必要な情報収集を行うことが規定され、専門委員会報告書においては、市町村がクラブの定員や待機児童の状況等を把握し、必要に応じてあっせん又は調整等を行う必要があると指摘している。また、同報告書では、あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、放課後児童クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していない放課後児童クラブを紹介する等の方法が考えられるとしている。

これらを踏まえ、市町村が放課後児童クラブを実施する場合のほ

か、市町村以外の者が放課後児童クラブを実施する場合についても、放課後児童クラブの利用定員や待機児童の状況等を市町村が把握して、利用手続が円滑に進められるような実施体制を構築することが望ましいと考えられるので、ご了解願いたい。

② 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議員及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生の児童の保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～四 略

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

六～八 略

（３）児童厚生施設の設置運営等について

① 児童館・児童センターの運営について

地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、

児童館・児童センターが地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

< 児童館の活動内容 >

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③保護者の子育て支援 | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動 |
| ⑦放課後児童クラブの実施 | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、国が平成26年7月に策定した子ども・子育て支援新制度における基本的な指針（平成26年7月内閣府告示第159号）の中で、子どもの育ちに関する理念について、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である」と記載している。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館の取り組みは、まさにこの理念を具現化していく場そのものであり、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

子どもの成長は、発達段階に応じて課題があり、遊びや生活の中で、課題を体得して成長していく。遊び及び生活を通じた子どもの健全な育成を支援していくことはこうした子どもの成長・発達を支えるものであり、その重要性を認識しつつ、児童館ガイドラインに沿って、虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

また、特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報

の共有や役割分担を行い、関係機関が連携して対応する要保護児童対策地域協議会への児童館の積極的な参加をお願いします。

さらに、昨年12月18日に公表した平成27年の放課後児童クラブ実施状況調査では、昨年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、対象児童が6年生まで拡大されたことにより、特に小学4年生の待機児童数が大幅に増加したところである。高学年児童は、自身の意志や考えで自主的に行動できるようになることから、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、下記URLに掲載されているので、ご了知いただき、以下の②～③の内容にも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

(参考URL)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/houkago/jissi_130410-01.html

② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

ア 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。平成26年度において、児童館での実施が791か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

イ 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付ける上で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」

ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

ウ ひとり親家庭の子どもの居場所づくり

昨今、特に課題となっている子どもの貧困対策について、ひとり親家庭支援対策の推進として、平成28年度予算案において、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施することとしている。今後、事業内容等の詳細については、各自治体の児童館担当にも情報提供するので、児童館での実施について、積極的にご検討いただきたい。

③ 児童館等に従事する者の人材育成について

ア 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取り組みを進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、本年2月14日（日）、15日（月）に、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者、行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー ―子どもの視点から考える地域の居場所づくり―」を開催することとしている。

2月1日（月）まで、参加申込みを受け付けているので、「「平成27年度全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」の開催について」（平成27年12月18日付け事務連絡）をご参照いただき、管内市区町村を通じて、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただくよう、願います。

なお、本セミナーについては、平成28年度においても児童館長等資質向上研修（仮称）として実施する予定であり、詳細が決まり次第、追ってお知らせする。

イ 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、平成27年度より、都道府県及び市町村が実施主体となって、児童館に従事する児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助

を行っているところである。

しかしながら、本年度の国への協議件数は11自治体に止まっており、すべての児童を対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について

昭和60年に国が設置した「こどもの城」は、平成27年3月をもって閉館となり、これまで約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぐこととし、昨年5月に遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発等の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置し検討を行っているところである。

専門委員会の検討に際して、「こどもの城」が展開してきたプログラムや地域の児童館で行われている独自の活動プログラムについて、その取組状況や子どもたちへの影響等について把握を行い、分析及び検証を行うことにより、好実践事例の普及啓発を図るとともに、時代の要請に対応した遊びのプログラムの改定や開発に向けた検討及び今後の地域の児童館の機能や役割の検討に資するために、先般、実践状況調査を行ったところ、約7割の児童館から回答をいただいたところである。自治体等におかれては、調査の実施に当たりご協力いただき感謝申し上げます。

現在、本調査結果の分析、検証を行っているが、特に、「児童館ガイドライン」に関する内容では、「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営されていると回答した児童館が92.7%、一方で、運営されていないと回答した児童館も5.2%（138館）あり、児童館長や職員への意識啓発及び周知徹底を図る方法などを更に検討することが必要である。また、児童館の活動内容で、「児童館ガイドライン」に記載されている活動内容の多くの項目の実施状況が9割を超えている中で、「子どもが意見を述べる場の提供」や「ボランティアの育成と活動」がともに約6割と低くなっており、地域によって差も生じている状況から、活動が低調な都道府県におかれては、その要因の分析、検証に取り組み、実施に向けてご検討いただきたい。

今後は、遊びのプログラムの改定、開発に向けた検討を行うとともに、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行っていく予定である。

また、遊びのプログラムの改定、開発に向けた検討に関連して、平成28年度予算案において、『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及』に係る経費を計上しているが、特に発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を10か所選定（指定）して、モデル的にプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資する調査研究を行うこととしているので、ご了知いただきたい。

（関連資料50参照）

なお、「遊びのプログラム等に関する専門委員会」の会議資料等については、下記URLに掲載されているので、ご活用いただきたい。

（参考URL）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=276129>

⑤ 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

（４）児童委員について（関連資料51参照）

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

また、平成26年4月の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた検討会」の報告書の提言では、①活動への支援の充実、②力量を高める取組、③地方自治体等の理解の促進に向けた取組、④国民の理解の促進に向けた取組が盛り込まれており、地方自治体等においても、民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた取組にご協力をお願いしたい。

② 関係機関との連携について

民生委員・児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・援助活動の他、関係行政機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所など）への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

特に、市区町村の要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援や児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、児童に関する問題については、学校だけでは抱えきれない問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教員と児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できることから、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

③ 児童委員・主任児童委員の一斉改選について（関連資料52参照）

児童委員・主任児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるところであり、「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日雇児発0223第1号、社援発0223第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成13年6月29日雇児発第433号、社援発第1145号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）及び「主任児童委員の選任について」（平成13年11月30日雇児発第762号、社援発第2115号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）により、その準備を進めていただきたい。

また、平成26年度末では、委員定数に対する充足率が98.2%であり、全国で4,200名余の欠員が生じており、「なり手」の確保が課題となっているので、できるだけ早くから一斉改選に備えてい

ただきたい。

④ 民生委員制度創設１００周年について（関連資料53参照）

平成２９年度は、民生委員制度の起源である「済世顧問制度」が発足してから１００周年、児童委員制度が創設されてから７０周年の記念すべき年を迎える。現在、全国民生委員児童委員連合会においては、制度発足１００周年に向け、

- ・２３万人の民生委員による全国一斉調査の実施
- ・今後の民生委員制度のあり方の検討
- ・１００周年記念式典の開催

などの検討が進められている。厚生労働省としては、全国民生委員児童委員連合会等とも連携を図りつつ、これらの取組に対して必要なバックアップを行うこととしている。

各自治体におかれては、今後、地域レベルでも様々な行事、取組が挙行されることが想定されるので、積極的なご支援をお願いしたい。

（５）児童福祉週間について

① 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健全な成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年５月５日の「こどもの日」から１週間を「児童福祉週間（５月５日～１１日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行っている。

② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成２７年９月１日～１０月２０日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。当該期間中、４，７５１作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成２８年度児童福祉週間の標語と決定した。

＜平成２８年度児童福祉週間標語＞

その笑顔 未来を照らす 道しるべ

ましと 増戸 はるか 遙さん 13歳 福島県

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

6. 保育対策等の推進について

(1) 保育対策関連予算について

主な内容は以下のとおり。

① 待機児童解消等の推進に向けた取組について

女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

(i) 保育所等の整備支援

【所要額：534億円（保育所等整備交付金）】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助するとともに、防音対策を必要とする保育所等の防音壁設置に係る費用の一部を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

(参考) 平成27年度補正予算（案）

(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等)

○ 保育所等の整備支援

【所要額383億円（子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金））】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備などの実施に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する。

○ 防音対策のための補助

【所要額9億円（保育所等整備交付金）】

近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等（既存園を含む。）の防音壁設置に係る費用を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

(ii) 小規模保育等の改修費支援等

【所要額：174億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所等の設置に要する経費について、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の設置促進を図る。

（参考）平成27年度補正予算（案）

（待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等）

○ 保育所等の改修支援

【所要額118億円（子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金））】

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所の設置に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の設置促進を図る。

② 保育の量拡大を支える保育士の確保について

保育士確保のための保育士資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げの更なる支援や若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備や学生の実習支援など、保育人材確保対策を強力に支援する。

【所要額：206億円（保育対策総合支援事業費補助金・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金）】

（参考）平成27年度補正予算（案）

（保育人材確保のための取組の推進等）

○ 保育所等におけるICT化の推進

【所要額148億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている保育以外の業務について、ICT化推進のための保育システム（指導計画やシフト表の作成等）の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のため、子どもの見守りのためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

○ 保育士修学資金貸付等事業による保育士確保策の強化

【所要額566億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付により、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う（貸付については、一定の条件満たした場合に返還免除。）。

③ 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進について

待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。

(i) 企業主導型保育事業運営費助成金

【所要額：309億円（年金特別会計子ども・子育て支援勘定・仕事・子育て両立支援事業費補助金（内閣府予算））】

設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。

- ・ 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
- ・ 週2日程度就労などの、多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
- ・ 地域の保育所等に入所するまでの間など、必要とする期間に応じた受入も対象
- ・ 延長・夜間・休日保育等の多様な保育を必要に応じて実施
- ・ 地域枠の設定は自由
- ・ 企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大は、約5万人分を上限とする。

(ii) 企業主導型保育事業整備費助成金

【所要額：488億円（年金特別会計子ども・子育て支援勘定・仕事・子育て両立支援事業費補助金（内閣府予算））】

事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、平成29年度末までに約5万人程度の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。

(iii) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

【所要額：4億円（年金特別会計子ども・子育て支援勘定・仕事・子育て両立支援事業費補助金（内閣府予算））】

多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。

- ・ 残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円：双生児の場合は加算（補助額9,000円））でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援するため、その利用料の一部を助成する。

(2) 社会福祉法人改革への対応について

社会福祉法人が地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、公益性と非営利性を備えた法人の在り方を徹底する観点からの制度の見直しが求められている。

このため、平成18年の公益法人制度改革を踏まえて社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、議決機関としての評議員会や一定規模以上の法人における会計監査人の設置の義務化、社会福祉法人のいわゆる内部留保の内容の明確化と社会福祉事業等への再投下の仕組みの構築、地域における公益的な取組の実施に係る責務規定の整備等を講ずる「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第189回国会（常会）に提出され、継続審議となっている。

このうち、評議員会を必置とする改正について、小規模法人の評議員定数は、施行日から3年を経過するまでの間は4人以上とする経過措置が設けられる予定である。保育所等を経営する社会福祉法人は小規模法人が多い傾向にあることから、この点、留意が必要である。

（３）保育所における第三者評価の受審について

平成27年度4月より施行された「子ども・子育て支援新制度」では、保育所等について、第三者評価の受審が努力義務とされた。

また、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われていることを目指すこととされている。

子ども・子育て支援新制度では、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）において、第三者評価受審加算が設けられており、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者は受審費用の一部が支援されるため、保育所等に対して積極的な受審を促し、保育サービスの質の向上に御協力をお願いしたい。

（４）保育指針の改定について

保育所保育指針は、保育所保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示すものとして、昭和40年8月に策定されて以降、3回の改定が行われており、直近の平成20年改定においては、規範性を有する指針としての位置づけを明確にするため、大臣告示として定められている。

次回平成30年度の改定に当たっては、平成20年度の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化、現在幼稚園教育要領の改定に向けた検討が進められていること等を踏まえて検討を行うことが必要。

改定に当たっては、社会保障審議会児童部会に設置された「保育専門

委員会」において、昨年12月から保育所保育指針の改定等に資する検討を行っているところであり、本年春頃を目途に中間とりまとめを行う予定である。

（５）平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について

平成27年12月22日に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化のほか、病児保育事業において看護師等が迅速に駆けつけられるならば常駐は要件としない旨の明確化を通知すること等が決定された。このことについて、順次、所用の省令等の整備を行うこととしているので、必要に応じ適切に御対応頂くようお願いしたい。

（６）地方創生推進交付金を活用した保育事業の実施について

地方創生の深化のため、既存の助成金や交付金などでは対応しきれない課題に取り組む自治体を支援する観点から、平成28年度当初予算において地方創生推進交付金が創設されることとなっている。保育事業を含む子育て支援分野も支援対象となることから、各自治体におかれては関係部署とも連携しつつ、積極的な活用を検討いただきたい。

（７）地域型保育事業の指導監査について

「子ども・子育て支援新制度」において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業（以下「家庭的保育事業等」という。）が児童福祉法に市町村認可事業として位置付けられ、家庭的保育事業等を認可する市町村は、児童福祉法施行令に基づき、1年に1回以上、当該事業に対する指導監査を実施することとされている。

今般、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（通知）」（平成27年12月24日雇児発1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、当該指導監査の取扱いについて基本的な考え方を取りまとめたので、十分御了知の上、適切な指導等を行っていただくようお願いしたい。

（８）税制改正について（保育関係）

平成27年12月24日に「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定され、子育て支援に係る税制のあり方について検討すること及び保育所、認定こども園等の事業を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件を

緩和することとする等の税制上の措置が講じられることが盛り込まれている。

（９）指定保育士養成施設の指定監督に係る権限移譲について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２６年法律第５１号）が平成２６年６月４日に公布され、これまで厚生労働省地方厚生（支）局で実施していた指定保育士養成施設の指定及び監督に係る事務については、別に政令で定める日から都道府県において実施されることとなる。

当該事務に当たっては、今後その権限の移譲に伴う政令の公布及び事務手続のマニュアル、事務の引継ぎ等についてあらためてお示しすることとしているので、各都道府県におかれては留意いただくとともに、権限の移譲後、円滑に事務が遂行できるよう、準備等を進めていただきたい。

7. 母子保健対策について

(1) 乳幼児健康診査の実施等について

乳幼児に対する健康診査については、「乳幼児に対する健康診査の実施について」（平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知）等により行われているところであるが、平成27年度より「健やか親子21（第2次）」が開始したこと等に伴い、平成27年9月に通知の一部を改正し、平成28年4月1日から適用することとしたところである。各市区町村においては、平成28年度の乳幼児に対する健康診査の実施に向け、改正後の「1歳6か月児・3歳児健康診査票」を参考として、乳幼児健康診査票の修正等の準備を進めていただきたい。

また、聴覚障害については早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することにより聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うことが必要である。新生児聴覚検査事業は、平成19年度に一般財源化されているところであり、各市区町村においては積極的な実施をお願いする。なお、本検査の実施状況については今年度から継続的に調査を行うこととしているためご協力をお願いする。

(2) 妊婦健康診査の公費負担について

必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、平成25年度以降、地方財政措置が講じられているところである。また、平成27年4月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）において、その実施時期、回数及び内容等を定めているところである。

平成26年4月1日現在における妊婦健診の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施されているものの、各市区町村間で公費負担額や公費負担の対象となる検査項目等の取組状況に差が生じているとの結果となった。

この調査結果を踏まえ、都道府県におかれては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査にかかる公費負担の一層の充実が図られるよう管内市区町村への周知徹底をお願いする。

(3) 助産施設について

助産の実施については、児童福祉法第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合に、助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、児童福祉法第22条第4項に基づき、引き続き助産制度に関する情報の周知を図るとともに、未実施の都道府県等におかれては、実施について積極的な検討をお願いする。

(4) 「第4回健康寿命をのばそう！アワード（母子保健分野）」について（関連資料54参照）

「健康寿命をのばそう！アワード」は、平成24年度より、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進することを目的として、生活習慣病の予防、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防・高齢者生活支援に関して優れた取組を行う企業・団体・自治体を表彰する制度である。平成27年度より新たに、「母子保健分野」を創設し、母子の健康増進を目的とする優れた取組の表彰を行った。

自治体部門では、厚生労働省大臣優秀賞を大阪市東淀川区（大阪府）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長優良賞を大分県、小牧市（愛知県）が受賞した。受賞した取組については、紹介冊子を作成し、「健やか親子21（第2次）」の公式ウェブサイトなどの各種メディアで紹介することとしている。

平成28年度以降も募集を予定しており、積極的な応募をお願いする。

8. 仕事と家庭の両立支援対策について

(1) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

（関連資料55参照）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等を会員間で行うための連絡・調整を行う「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」を推進しており、平成21年度からは、事業の中で、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業」を実施している。

なお、本事業は、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の中の、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられている。

また、平成27年度から、「子育て支援員研修制度」が創設され、その中に「ファミリー・サポート・センターコース」が設けられた。本事業の中で市町村が実施している研修と合わせ、提供会員の確保に努めていくこととしている。

さらに、ファミリー・サポート・センターで連絡・調整等を行う、アドバイザーの重要性・専門性が増していることから、平成27年度から、アドバイザーの資質向上を図るための研修事業を創設した。

また、平成21年度より、ひとり親家庭や低所得者の利用支援に対する補助を行ってきたが、「新三本の矢」において「子育て」と「介護」の両方を重点施策として推進していくことを踏まえ、平成28年度より、いわゆる「ダブルケア」に直面している利用者も、支援の対象に加えることを検討している。

女性の活躍促進が重要な課題となる中で、男女がともに仕事と家庭を両立する環境づくりを推進する観点からも、本事業について、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。

第2の矢.「夢を紡ぐ子育て支援」(基本的な考え方)

平成27年11月12日
第2回一億総活躍国民会議 提出資料

希望実現阻害要因

・脆弱な経済的基盤による結婚不安
・長時間労働等による仕事と家庭の両立困難等
・男性の家事・育児分担の不足

・0～2歳の保育サービス量の不足・多様な働き方への対応不足
・放課後児童クラブの不足
・出産・子育ての不安・孤立等

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」に

「二者択一」の構造から「同時実現」の構造へ転換を図るために

働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに
支援する社会的基盤の構築

「就業と子育ての両立」の実現

二つの大きな取組を「車の両輪」として進め、
国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現する

【重点的取組】

- ◆ 若者の雇用・経済的基盤の改善 : 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、被用者保険の適用拡大(年金法改正)
- ◆ 非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援 : 多様な保育サービスの拡充、企業の取組強化
- ◆ 育児休業と保育の切れ目ない保障 : 育児休業制度の見直し、保育の基盤整備(保育の受け皿40万人分→50万人分確保)
- ◆ 妊娠・出産・子育てへの支援 : 不妊治療助成の拡充
- ◆ 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援 : ひとり親家庭・多子世帯への支援(児童福祉法等改正)など

資料 1

【課題】

【希望との乖離要因】

【結婚】
経済的安定、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性
・収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高い
・非正規雇用労働者や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高い

【妊娠・出産】
子育てしながら就業を継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保
・育児休業が取得できる職場で働く女性の出産確率は高い
・長時間労働の家庭の出生確率は低い

【特に第2子以降】
夫婦間の家事・育児の分担、育児不安
・男性の家事・育児負担度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、継続就業割合も高い
・育児不安の程度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が低い

結婚、妊娠・出産、子育てに厳しい働き方、職場環境の改善が必要

育児休業と保育を組み合わせて就業を継続できる環境づくりが必要

妊娠・出産・子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実が必要

働き方改革・両立支援

総合的子育て支援

【対策の方向性】

- 【1】 若者の雇用・経済的基盤の改善
- 若者・非正規雇用対策
・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善
・被用者保険の適用拡大(年金法改正) 等
 - 働き方の見直し
・長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直し
・労働基準法改正法案の早期成立の実現
 - 男性の意識改革
・男性の育児休業取得促進
- 【2】 非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援
- 育児休業制度の見直し
・非正規雇用労働者の育児休業取得促進
 - 企業の取組の強化
・多様な働き方に対応した保育サービスの強化
 - 柔軟なサービス利用の支援
・家事支援税制(税制改正要望)
- 【3】 育児休業と保育の切れ目ない保障
- 保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充
・待機児童解消加速化プランの前倒し(40万人分→50万人分)
 - 育児休業制度の見直しと保育の拡充によって、子育てによる不本意退職を解消。女性(25～44歳)の就業率80%を目指す

- 【4】 妊娠・出産・子育てへの支援
- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
・不妊治療助成の拡充
・子育て世代包括支援センターの全国展開
・産前産後期間中の国民年金保険料の免除(年金法改正)
 - 地域の子育て家庭への支援
- 【5】 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援
- ひとり親家庭・多子世帯の支援(子どもの貧困への対応等)
・自治体窓口のワンストップ化の推進、子どもの生活・学習支援や親の資格取得支援などの充実
・児童扶養手当の機能の充実などの経済的支援
 - 児童虐待の防止、社会的養護を必要とする子どもへの支援(児童福祉法等改正)

※緊急対策に記載された主な施策は赤字

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度の増収額 8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合 2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

＜28年度消費税増収分の内訳＞

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合 2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む）

3.1兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.37兆円

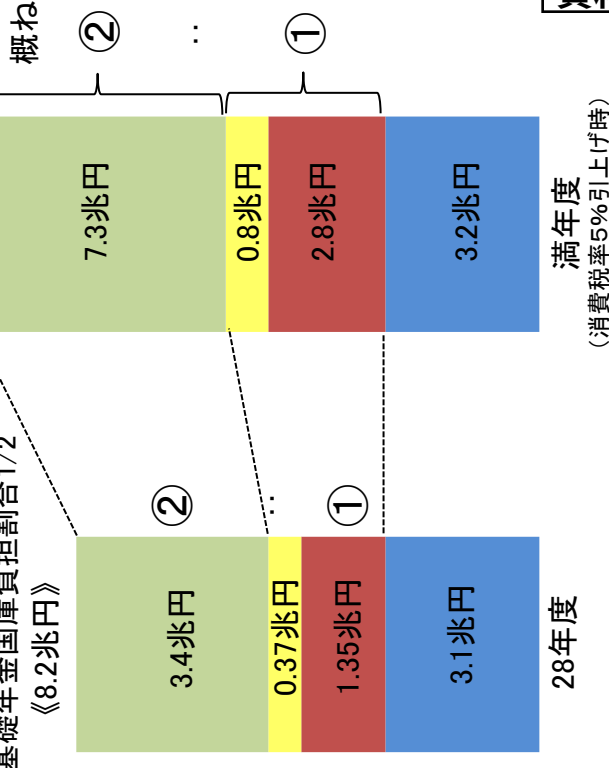
○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

（参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 《14兆円》
- 社会保障の充実
- 基礎年金国庫負担割合 1/2 《8.2兆円》



（注1）金額は公算（国及び地方の合計額）である。

（注2）上記の社会保障の充実に係る消費税増収分（1.35兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.29兆円）を活用し、社会保障の充実（1.53兆円）と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」等（0.11兆円）の財源をあわせて一体的に確保。

平成28年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事 項	事 業 内 容	平成28年度 予算案 (注1)	国 分		(参考) 平成27年度 予算額
			国 分	地 方 分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	5,593	2,519 (注3)	3,074	4,844
	社会的養護の充実	345	173	173	283
	育児休業中の経済的支援の強化	67	56 (注4)	11	62
医療・介護サービスの 提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	422	298	124	392
	地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724
医療・介護保険制度 の改革	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,051
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援 事業の充実	390	195	195	236
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充等	2,244	1,412	832	1,864
	被用者保険の拠出金に対する支援	210	210	0	109
難病・小児慢性特定 疾病への対応	高額療養費制度の見直し	248	217	31	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	218	109	109	221
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の 確立等	2,089	1,044	1,044	2,048
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	32	32	0	20
年 金		15,295	7,955	7,340	13,620
合 計					

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

賃借料加算の充実(公定価格の改善事項)

(概要)

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

(保育所：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
～20人	6,500円	1,560千円
21人～30人	4,500円	1,620千円



見直し後単価	見直し後年額
16,800円	4,032千円
12,600円	4,536千円

(小規模保育事業A型：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
6人～12人	4,100円	590千円
13人～19人	5,200円	1,186千円



見直し後単価	見直し後年額
21,500円	3,096千円
27,300円	6,224千円

チーム保育推進加算の創設

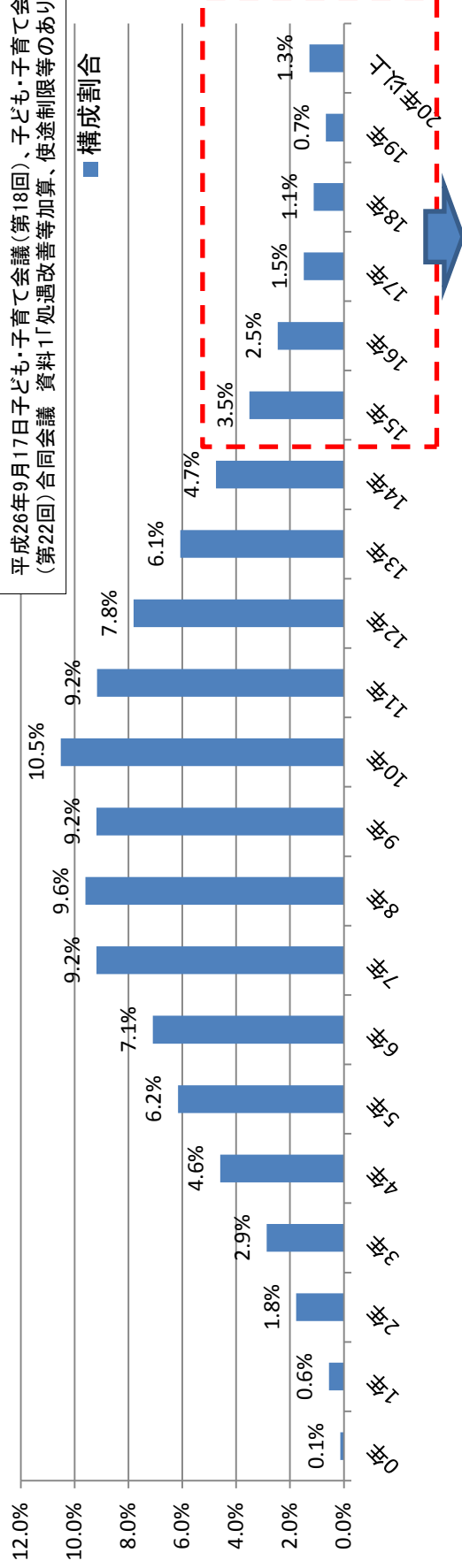
○加算の趣旨

- ・チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことの出来る環境の整備を促進する。

○加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

(参考)私立保育所の平均勤続年数別の施設分布(平成25年4月1日現在)



資料5

職員の平均勤続年数15年以上の施設(私立保育所全体の10.6%が対象)

保育士等の処遇改善

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ（27年度補正、28年度当初）

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成27年度 当初	平成27年度 改定後	平成27年度 当初	平成27年度 改定後
保 育 士	（ 福 ）1-29	197, 268円	199, 920円 (+2, 652円)	約3 6 3 万円	約3 7 0 万円 <u>(+1. 9%)</u>

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成26年度 当初	平成26年度 改定後	平成26年度 当初	平成26年度 改定後
保 育 士	（ 福 ）1-29	195, 228円	197, 268円 (+2, 040円)	約3 5 6 万円	約3 6 3 万円 <u>(+2. 0%)</u>

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

多子世帯の保育料負担軽減について

●多子世帯の保育料負担軽減

年収約360万円未満世帯について、

- ・現行制度で小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃。
- ・第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

(現行)

(5歳)	第1子		保育料 満額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第2子		保育料 半額
(1歳)			
(0歳)	第3子		無償

対象外			
 小学校 3年生 (第1子)			
(5歳)	第1子の扱い		保育料 満額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第2子の扱い		保育料 半額
(1歳)			
(0歳)			

※小1以上はカウントしない

(改正)

年収約360万円未満世帯

年齢制限撤廃

対象 第1子扱い			
 小学校 3年生			
※多子計算に係る年齢制限を撤廃			
(5歳)	第2子		保育料 半額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第3子		無償
(1歳)			
(0歳)			

ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

●ひとり親世帯等の保育料負担軽減

年収約360万円未満のひとり親世帯等への保育料負担軽減を拡充

現 行		拡 充 後	
階層区分	基準額 保護者負担額(月額)	負担軽減後 保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)
第2階層 市町村民税非課税世帯 (年収約260万円まで)	第1子 6,000円 第2子 3,000円	↑ 0円 0円	0円 0円
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円まで)	第1子 16,500円 第2子 8,250円	↑ 15,500円(1,000円引き下げ) 7,750円(上記の半額)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満世帯 のうち年収約360万円未満世帯)	第1子 27,000円 第2子 13,500円	↑ 27,000円(基準額どおり) 13,500円(上記の半額)	13,500円(基準額の半額) 0円(無償化)

※上記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

待機児童解消加速化プラン

- ◆ 待機児童の解消を目指し、平成25年度から平成29年度末までに**40万人分**の保育の受け皿を確保することを目標とした「**待機児童解消加速化プラン**」に基づき取組を進めているところ。
- ◆ 平成25・26年度の2か年で合計約**21.9万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5か年の合計は約**45.6万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ 今後、**25～44歳の女性の就業率上昇**が更に進むことを念頭に、加速化プランに基づく平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、**40万人分**から**50万人分**とすることとする。



◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成27年度)

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

1・2歳児の保育所等利用率の推移

1、2歳児 : **35.1% → 38.1%** (平成26年4月) → **48.0%** (平成29年度末)

(見直し前: 46.5%)

50万人分確保時の利用率

＜【参考】女性の就業率: 70.8%(2014年) → 76%(2020年)＞

(注) 利用率: 利用児童数 ÷ 修学前児童数

平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等

(平成27年度補正予算(案):510.7億円)

目的

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育の受け皿整備を40万人から50万人に拡大し、「待機児童加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図る。

事業概要

- 待機児童解消加速化プラン（平成29年度末までに保育の受け皿拡大を約40万人）は、市町村の積極的な取組により、約45.6万人に拡大する見込みとなっているため、当初の拡大量からの増加分である約5.6万人分の保育所の施設整備費等を支援。
- 待機児童は低年齢児（0～2歳児）に多いことから、新たに小規模保育事業所の施設整備費についても補助対象とする。
- 近隣住民等に配慮した防音対策として、保育所等（既存園を含む。）に防音壁の設置に要する経費を支援。

対象事業

- 【施設整備】(※) 保育所等整備事業、小規模保育整備事業（2.8万人分）【383.1億円】
- 【改修費】(※) 賃貸物件による保育所改修等支援事業、小規模保育改修費等支援事業（2.8万人分）【118.4億円】
- 【その他事業】 保育所等防音壁設置事業【9.2億円】

実施主体

市町村（特別区含む。）

- * 「施設整備」及び「改修費」については、都道府県の「安心こども基金」に積み増しを行い実施。
- * 「その他事業」については、保育所等整備交付金の一事業として実施。

補助率 1 / 2（※待機児童解消加速化プランに参加する場合は2 / 3）

【参考：待機児童解消加速化プラン】
2013(H25)年度



※ 消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。
※ 事業主拠出金財源を活用し、企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援。

保育所等整備交付金

【平成28年度予算案:534億円(554億円)】

【趣旨】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約50万人の受け皿を拡大するうち、平成28年度は、約7.2万人を確保。
- 市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
- 待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。

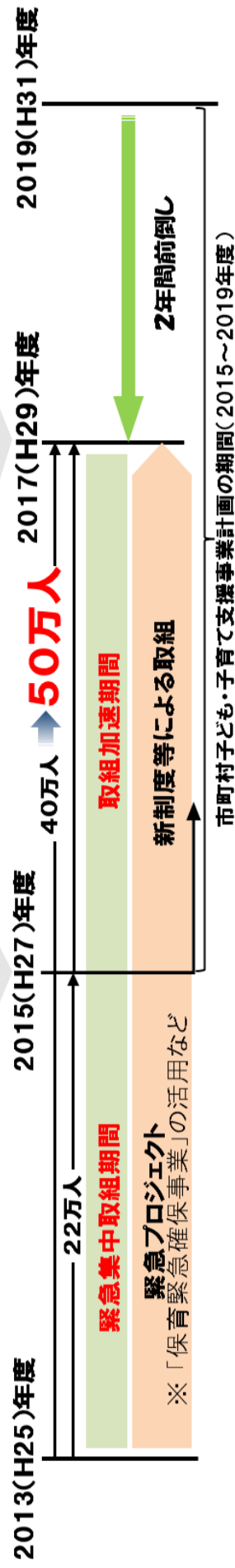
【対象事業】

- 保育所緊急整備事業【449億円(518億円)】
 - ・ 保育所の創設、増築、老朽改築等
 - ・ 待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業(幼稚園型)【41億円(37億円)】
 - ・ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等
- 小規模保育整備事業【新規】【44億円】
 - ・ 小規模保育の創設、増築、老朽改築等

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【補助率】 1/2(待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金

【平成28年度予算案：390億円(285億円)】

【事業内容】

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 194億円(65億円)

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
- ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ③保育士資格取得支援事業
- ④保育教諭のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑤保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑥保育体制強化事業
- ⑦保育士試験による資格取得支援事業
- ⑧保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑨保育士試験追加実施支援事業
- ⑩保育補助者雇上強化事業【新規】
- ⑪若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【新規】
- ⑫保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 174億円(200億円)

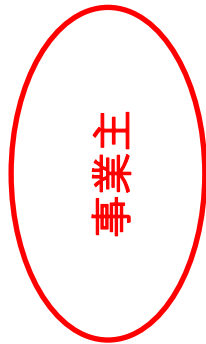
- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育所設置促進事業【新規】

III その他事業 22億円(20億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育所等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業

現 行

○ 子ども・子育て支援新制度においては、企業等からの事業主拠出金を財源として、「児童手当」及び「地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の3事業限定）」を実施。



2,456
億円

年金特別会計
(子ども・子育て支援勘定)

充当

○児童手当 1,821億円
○地域子ども・子育て支援事業 650億円
・放課後児童クラブ
・病児保育
・延長保育
充当先は法定※

事業主拠出金

(標準報酬の0.15%) ※平成27年度より内閣府に移管

<平成27年度予算>

第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充

拡 充

○ 事業主拠出金制度の拡充により、以下の事業を実施し、出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実を図る。

- ① 企業主導型保育事業（運営費、整備費）
- ② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
- ③ 病児保育普及促進事業（整備費）

○ 上記事業に充てるため、事業主拠出金率の法律上の上限を0.25%（+0.1%）に引き上げ
➤平成28年度は、事業実施に必要な所要額を踏まえ、0.20%（+0.05%）に引き上げ

事業主拠出金制度の見直しによる企業主導型保育の推進

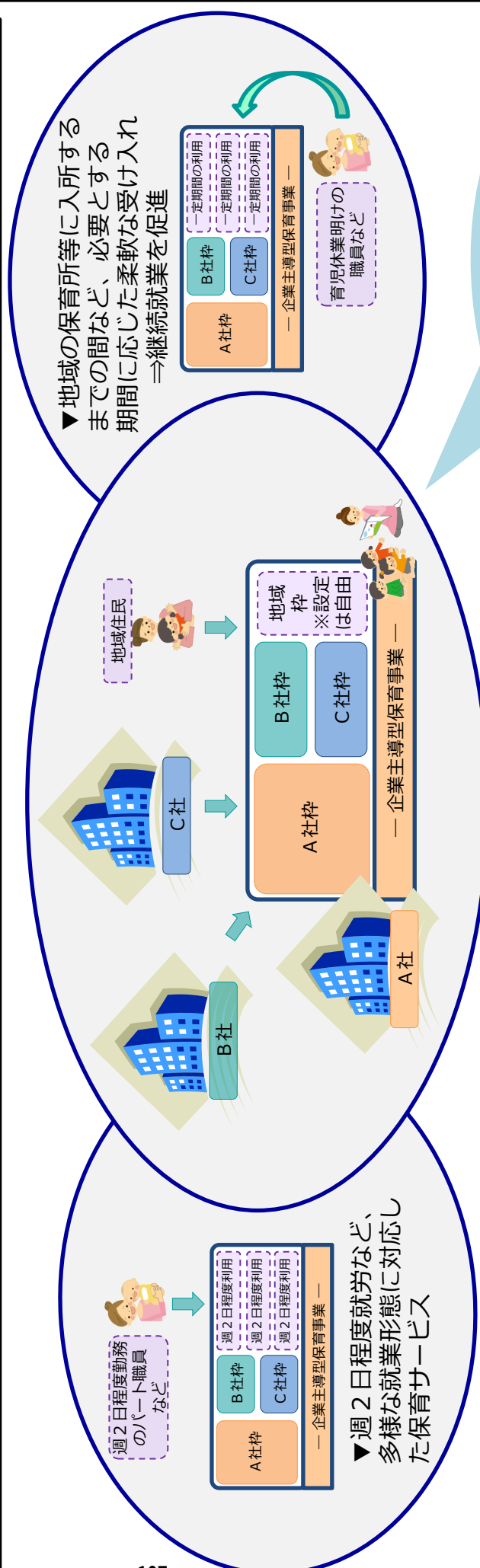
1. 事業主拠出金制度の拡充により、以下の事業を推進する。
 - ① 企業主導型保育事業(運営費)
 - ・ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な保育サービスの支援。
 - ・ 既存の事業所内保育所の活用によるサービス拡大の支援。
 - ② 企業主導型保育事業(整備費)
 - ・ ①に係る整備費、改修費の支援。
 - ③ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
(ベビーシッター利用の際の費用補助。1回当たり補助額 2,200円。企業負担あり)
 - ④ 病児保育普及促進事業
 - ・ 病児保育事業を普及するため、必要となる施設・設備整備費の支援。
 - ・ 体調不良児等を保育所等から拠点施設に送迎して病児保育する事業の支援。
2. 1. の事業に要する費用に充てるため、拠出金率の上限を0.25%に引上げ(現行に+0.1%)、法定する。拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%(+0.05%)、平成29年度は0.23%(+0.08%)、平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定とする。
3. 拠出金制度は、企業の自主的な取組に対し補助することとし、以下の点に留意して制度設計する。
 - ・ 多様な規模、多様な産業の企業が参加しやすいものとする。
 - ・ 身近な地域でも利用しやすくするなど、労働者が利用しやすいものとする。
4. 企業主導型保育事業による受け皿拡大は、基本的に平成29年度末までに必要となる5万人程度を上限とする。
5. これらの事業について、各年度の実績やそれらの「見える化」等を踏まえつつ、事業間の配分、事業内容の改善等について、経済団体の意見を反映できる仕組みとするための協議の場を設ける。

事業主拠出金を活用した事業について

施 策	概 要	平成28年度 予算案	備 考
企業主導型保育事業（運営費） 【新規】	・女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。	308.7億円	平成28年度は、事業実施に必要な所要額を踏まえ、現行の拠出金率を＋0.05%（800億円強）引き上げる。
企業主導型保育事業（整備費） 【新規】	・事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び約5万人の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。	487.8億円	
企業主導型ベビーシッター利用者 支援事業 【新規】	・多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。 ・残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円：双生児の場合は加算）でベビーシッター派遣サービスを就労のために利用できるよう支援する。	3.8億円	
病児保育普及促進事業 【一部新規】	・病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備等に係る費用を補助する。 ・必要となる施設の改修費、整備費。 ・拠点施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し病児保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する。	26.7億円	
合 計		827.1億円	

【E 城】

- ◎ 保育の受け皿拡大を進めているが、女性の就業率上昇等に伴う潜在需要の顕在化に対応するため、受け皿拡大を更に加速させる必要がある。
- ◎ 今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
- ◎ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。
- ◎ 運営費の他、施設整備費として151.8億円、改修費として336億円を計上。
- ※ 運営費の補助単価については、子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定。



本事業の特徴

- 設置に市区町村の関与なし
- 利用も直接契約
- 地域枠設定も自由
- 複数企業の共同利用も自由
- 柔軟な人員配置
- 多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能
- 整備費・運営費を補助

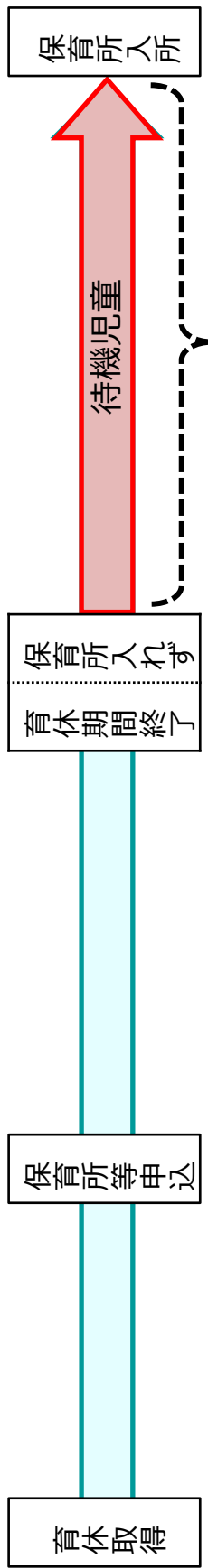
多様な就業形態に対応した
延長保育、夜間保育、休日
保育等多様な預かりを必要
に応じて実施

■ 事業所内保育有効利用支援について

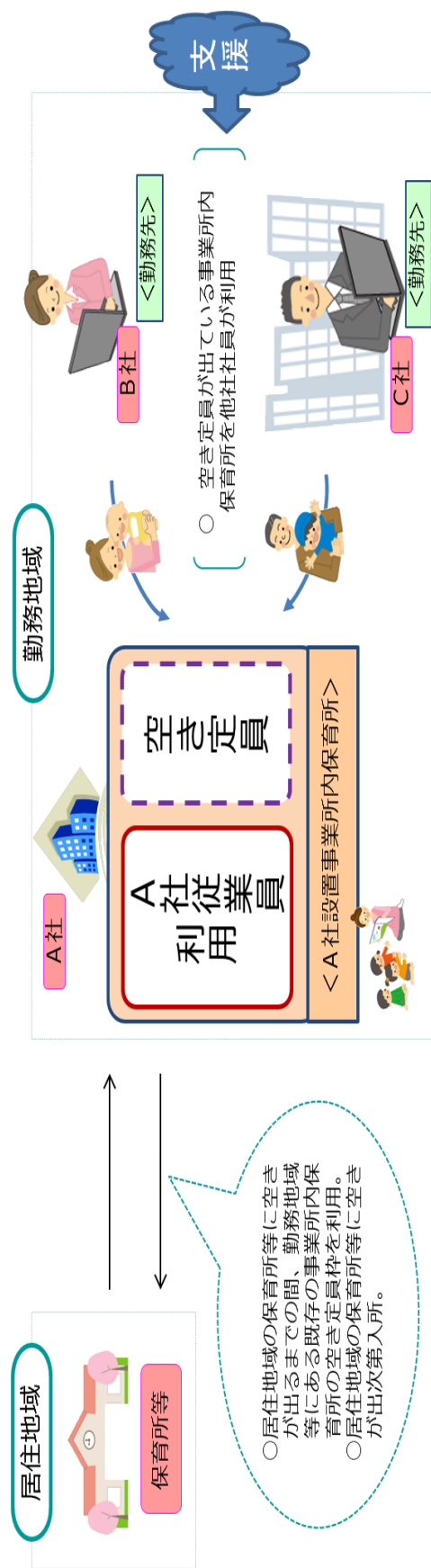
- ◎ 既存の事業所内保育施設では、自社の従業員のみでは運営が安定しない、企業の持ち出しとなるケースも多いことから、企業主導型保育事業では、既存の事業所内保育施設の空き定員を有効利用する事業に対しても補助を行う。



- ▼ 既存の事業所内保育所で空き定員（自社の従業員だけでは利用者が埋まらない枠）を有効利用可能とする。
- ▼ 他社の従業員の子ども等が利用した場合の運営費を補助する。
- ▼ 利用は直接契約とする。
- ▼ 各企業との連携やマッチングをコーディネート。
- ▼ 広域的な利用が可能。



認可保育所等に入所するまでの一定期間受け入れ



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する

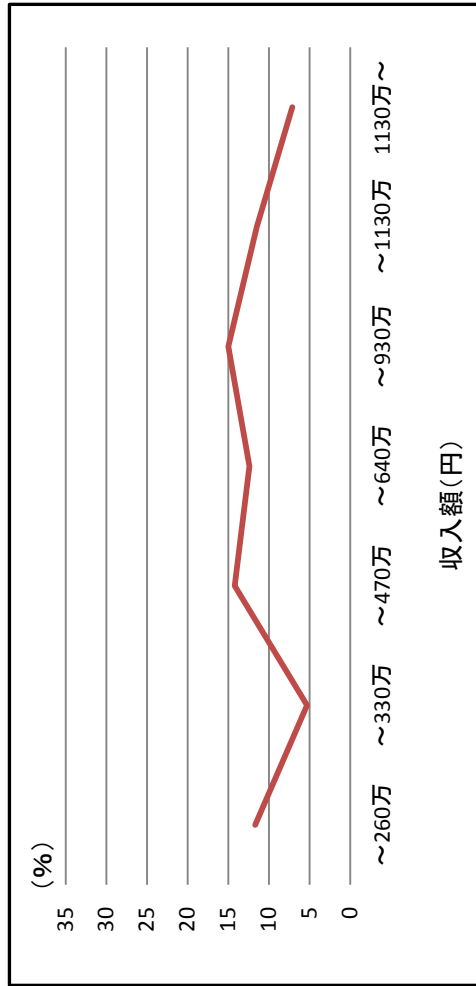
＜事業内容＞

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円：双生児の場合は加算）でベビーシッター派遣サービスを就労のために利用できるよう支援する。

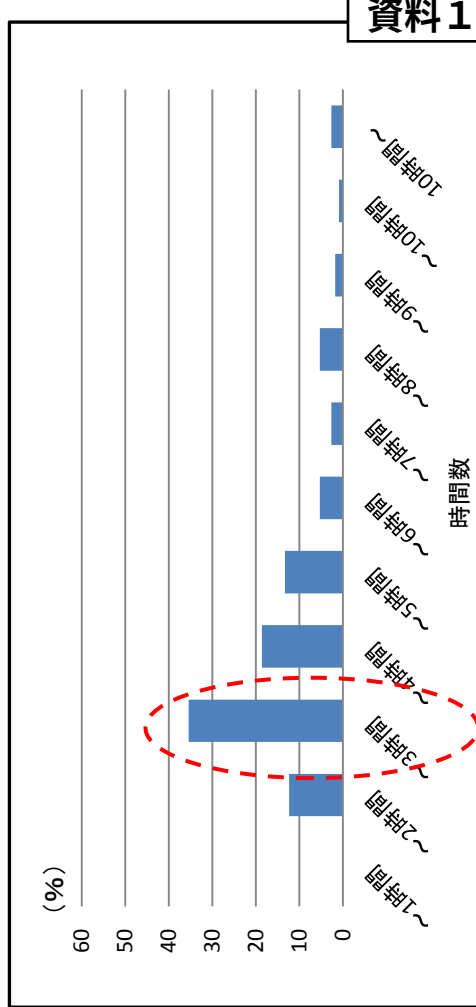
＜利用条件＞

- ・ 企業負担 大企業 10% 中小企業 5%

＜ベビーシッター利用者(女性)の分布図(年収)＞



＜ベビーシッター利用者の分布図(1回あたりの平均利用時間)＞



病児保育普及促進事業

子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及を図るため、以下の事業を実施。

① 病児保育施設整備 (子ども・子育て支援整備交付金) (新)

(事業内容)

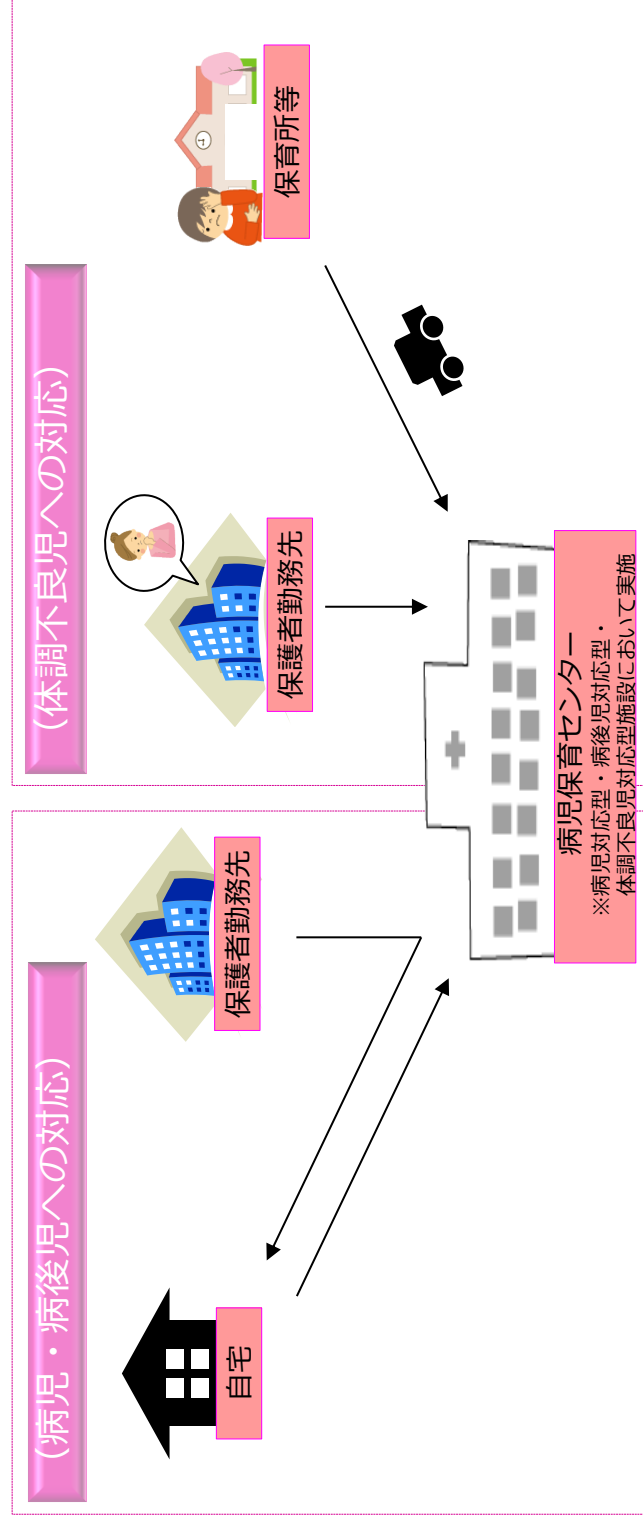
病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備等に係る費用を補助する。
医療機関、保育所等の改修費、単独設置施設の整備費等。

② 病児保育センター (子ども・子育て支援交付金) (拡)

(事業内容)

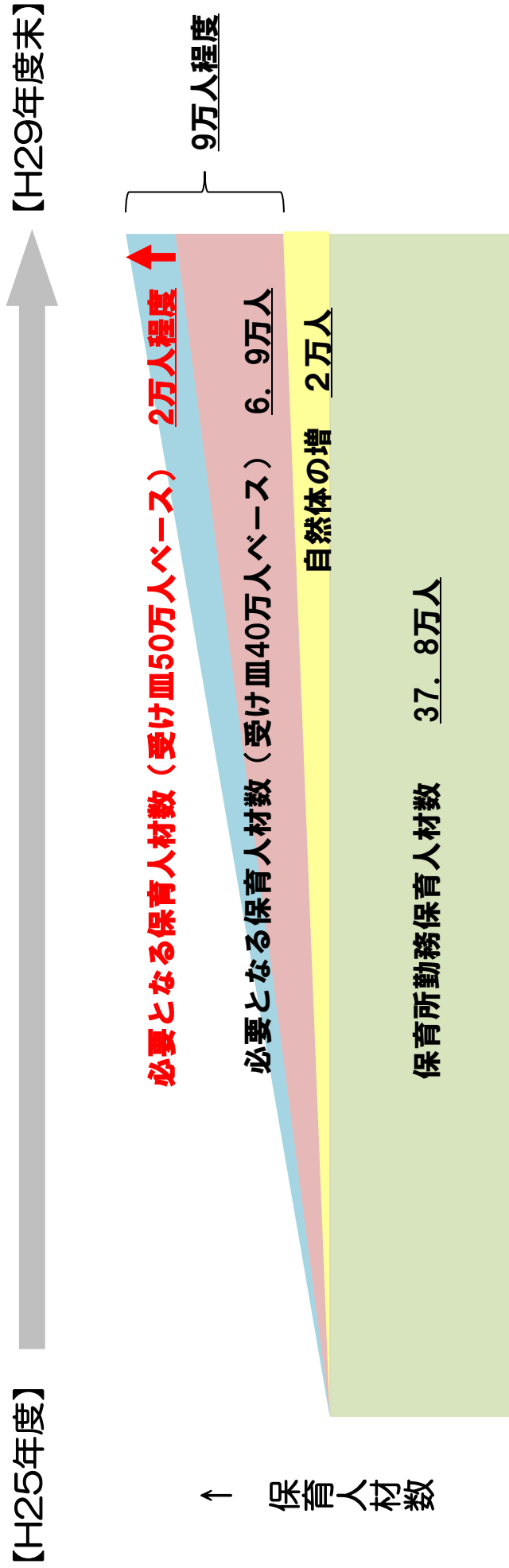
病児保育の拠点となる施設 (※) に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった
体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する。

(※ 病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応施設において実施)



保育人材確保策

- ◆「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、その担い手である保育人材確保のための方策を図る。
- ◆平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材数(約9万人)の確保を目指す。



保育士確保の取組

①保育士資格の新規取得者の確保

【平成27年度までの取組】

- ・地域限定保育士試験など、保育士試験の年2回実施等

- ・保育士修学資金貸付

- ・現在保育所等に働いている者及び幼稚園教諭免許状所有者の保育士資格取得支援

- ・養成施設に対する就職促進支援事業 など

【今後の取組】

- ・保育士試験の年2回実施を行う都道府県的大幅拡大 など

②保育士の就業継続支援

【平成27年度までの取組】

- ・処遇改善(公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施)

- ・保育士宿舍借り上げ支援

- ・保育体制強化事業 など

【今後の取組】

- ・改善要望の強い勤務環境改善への対応の検討

- ・保育士のキャリアアップに対応した研修体系の再構築

- ・財源確保とともに、さらなる処遇改善を実施 など

③離職者(潜在保育士)の再就職支援

【平成27年度までの取組】

- ・ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援 など

【今後の取組】

- ・来年度に向けた採用時期に合わせたマッチング強化

- ・未就学児をもつ潜在保育士への保育料支援による再就職促進 など

【6. 9万人の確保】
(受け皿拡大40万人ベース)

現在の保育人材確保策
(保育士確保プラン)

- 保育士資格の新規取得者の確保
 - ・保育士試験の年2回実施
 - ・修学資金貸付 など

○保育士の就業継続支援

- ・処遇改善
- ・保育士宿舍借り上げ支援
- ・離職防止研修 など

○離職者の再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターやハローワークによるマッチング支援など

十

【2万人程度の確保】
(受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

- 修学資金貸付により保育士を目指す学生を支援
【27補正：155億円】
 - ・補助率の嵩上げ (3/4→9/10)
 - ・2年間貸付、保育所に5年勤務で返済免除

新たな保育人材を創出

- 人材交流等によるキャリアアップ体制の整備と学生の実習支援などを実施
【28当初：10億円】

保育士の就業継続支援

- 保育士を支える保育補助者を雇用し、保育所の勤務環境を改善
 - 保育補助者の雇上費の貸付支援
【27補正：353億円・補助率：9／10】
 - ・3年間雇上費用を貸付
 - ・保育士資格取得等で返済免除
 - 保育補助者（短時間勤務）の雇上費を補助
【28当初：118億円・補助率：3／4】

- 保育士が専門性の高い保育業務に専念できるよう、ICTの活用による業務の効率化を推進
【27補正：148億円】

○保育所等に勤務する若手保育士への巡回相談による支援

- 【28当初：13億円】
 - 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて保育士等の待遇改善を行う（保育士平均＋1.9%）
【27補正：93億円 ※28当初にも反映（177億円）】※内閣府予算に計上

- 保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じて全体としての保育の質の向上を図る
【28当初：43億円（子どものための教育・保育給付費の内数）】※内閣府予算に計上

職場定着を促進

多様な人材の活用

- 朝夕の保育士配置要件の弾力化などによる保育士の負担軽減
【規制改革】

離職者の再就職支援

- 就職準備金や保育料の一部の貸付けにより、離職した保育士への再就職を支援
【27補正：58億円・補助率：9／10】

- ・就職準備金を20万円貸付
- ・保育料の一部を1年間貸付
- ・保育所に2年勤務で返済免除

- 保育補助者の雇用や保育所のICT化の推進などによる勤務環境の改善により、離職した保育士の就業意欲を促進
※再掲

潜在保育士の呼び戻し

保育士等の処遇改善

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ（27年度補正、28年度当初）

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成27年度 当初	平成27年度 改定後	平成27年度 当初	平成27年度 改定後
保 育 士	（ 福 ）1-29	197, 268円	199, 920円 (+2, 652円)	約3 6 3 万円	約3 7 0 万円 <u>(+1. 9%)</u>

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成26年度 当初	平成26年度 改定後	平成26年度 当初	平成26年度 改定後
保 育 士	（ 福 ）1-29	195, 228円	197, 268円 (+2, 040円)	約3 5 6 万円	約3 6 3 万円 <u>(+2. 0%)</u>

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

平成28年度における保育士試験の年2回実施について

○概要

保育士確保を図るため、平成27年1月に策定した保育士確保プランに基づき、平成27年9月に施行した改正後の国家戦略特別区域法において創設された地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験についても、平成28年度から実施。

○実施時期

- ・通常試験（1回目）
筆記試験：平成28年4月23日（土）・24日（日）
実技試験：平成28年7月3日（日）
- ・地域限定保育士試験及び通常試験（2回目）
筆記試験：平成28年10月22日（土）・23日（日）
実技試験：平成28年12月11日（日）

○実施自治体（2回目試験）

- ・地域限定保育士試験
大阪府、仙台市
- ・通常試験
44都道府県

※神奈川県については、どちらの保育士試験を実施するか検討中

○受験手数料

12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

地域限定保育士制度の概要

1. 概要

- 平成27年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、資格取得後3年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度を新たに創設。
- 地域限定保育士試験は、8月に全国で行われる試験に加えて、2回目の試験として実施。

2. 実施時期（平成27年度）

地域限定保育士筆記試験：平成27年10月24日（土）・25日（日）
地域限定保育士実技試験：平成27年12月13日（日）

3. 実施自治体（平成27年度）

神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県（対象地域：成田市）

4. 受験手数料（平成27年度）

12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

5. 受験者数（平成27年度）

10,598人（筆記試験）

保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ【平成27年12月4日】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

① 朝夕の保育士配置の要件弾力化

○ 保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に弾力化し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者等(※1)を配置することを許容している(地方分権の提案を受けて実施)。

※1 保育士資格を有しない一定の者等については、①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、②子育て支援員研修を修了した者、③家庭的保育者 等

【対応前】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	



○ 平成28年度以降については、省令を改正することにより、引き続き実施する。

【対応後】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A		16:00	
保育士B			
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

○ 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内(※2)で保育士に代えて活用できることとする。

※2 幼稚園教諭等と他の保育士以外の資格取得者合計数が、省令上必要な保育士数の3分の1を超えない範囲内に限る

③ 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

○ 11時間開所8時間労働としてのことなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者等(※3)を活用可能とする(公定価格上は、研修代替要員等(※4)の要件を弾力化)。

※3 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく
※4 研修代替要員や年休代替要員、休憩保育士 等

保育士確保集中取組キャンペーン（平成28年1月～3月）

- 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保することとしているが、その確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。
- 一方、平成26年度は14.6万人分の保育の受け皿を確保したが、平成27年度はさらに11.7万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成27年11月の有効求人倍率も約2倍（最も高い都道府県では5倍以上）といった状況にあり、保育士確保が急務となっている。

来年4月の保育士確保に向け、「**保育士確保集中取組キャンペーン**」を実施し、国や自治体を挙げて保育士の就職促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。

掘り起こしの強化

- リーフレットを活用した保育士への呼びかけ
- 新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ
- 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生や卒業予定者への呼びかけ強化
- 資格登録されている保育士に対する都道府県の保育士登録簿を活用した働きかけ
- 短時間正社員制度の導入など、保育所の勤務環境改善に向けた働きかけ
- 保育所OG・OBへの働きかけ
- 厚生労働省twitterなどSNSを活用した情報発信
- 保育団体と連携した保育士確保に向けたPR活動の実施



ハローワークへの求職申込や保育士・保育所支援センターへの登録

就職あっせんの強化

- 就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
- 来年4月までの保育士確保が特に急務な保育所に対し、保育士・保育所支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
 - ・ 年度内に充足が必要な求人提出保育所への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
 - ・ 就職面接会等の集中開催
 - ・ 保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供



4月に向けた保育士の確保へ

(表面)

保育士資格をお持ちの皆さまへ

子ども・子育て支援新制度が スタートしたこの機会に、 保育の現場で働いてみませんか？



厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」によって、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。これには、保育所の確保だけでなく、保育を支える保育士の確保も必要です。

これまでの取組によって、平成26年度は約15万人分の保育の受け皿を確保しました。しかし、平成27年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれています。また、平成27年11月の有効求人倍率も約2倍（保育士1人の求職申込に対し、求人募集が2件）、高い都道府県では5倍を超えている状況です。

**皆さまに保育士として働いていただけるよう、
厚生労働省では、次のような取組を行っています。**

- 民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！
- 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！
- 保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

具体的な取組内容は裏面で

**まずは、お近くの「保育士・保育所支援センター」へ登録、
またはハローワークへの求職申込みをお願いします。**

保育士・保育所支援センターやハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへの相談・支援を行っています。なんでもお気軽にご相談ください。

- ・保育士としての就職に向けた相談
- ・勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育所のあっせん
- ・就職面接金などの開催や、ご案内

保育士・保育所支援センターやハローワークなどの連絡先は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/140131-2.html>



(裏面)

**皆さまに保育士として働いていただくため、
厚生労働省では、以下の取組を行っています。**

民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！

- 今年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、
民間の保育士の給与を平均3%改善しています。

※平成24年の保育士給与との比較

- 加えて、平成26年度の公務員給与の見直しに合わせて、
保育士の給与が平均2%改善しています。

※平成26年の保育士給与との比較

職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！

- 保育士・保育所支援センターでは、プランクにより保育士として職場復帰に不安のある方を対象として、職場復帰のための保育実技研修などを行っています。

保育士・保育所支援センター

検索

保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

- 保育士の研修機会の確保や3歳児の保育における保育士の配置を手厚くするための仕組みなど、職場環境の改善のための新たな取組を行っています。具体的には、次のような内容です。

- ・保育士が研修に参加しやすくなるため、保育士が研修に参加した場合の代替職員を雇う費用（雇上費用）を保育事業者に支給

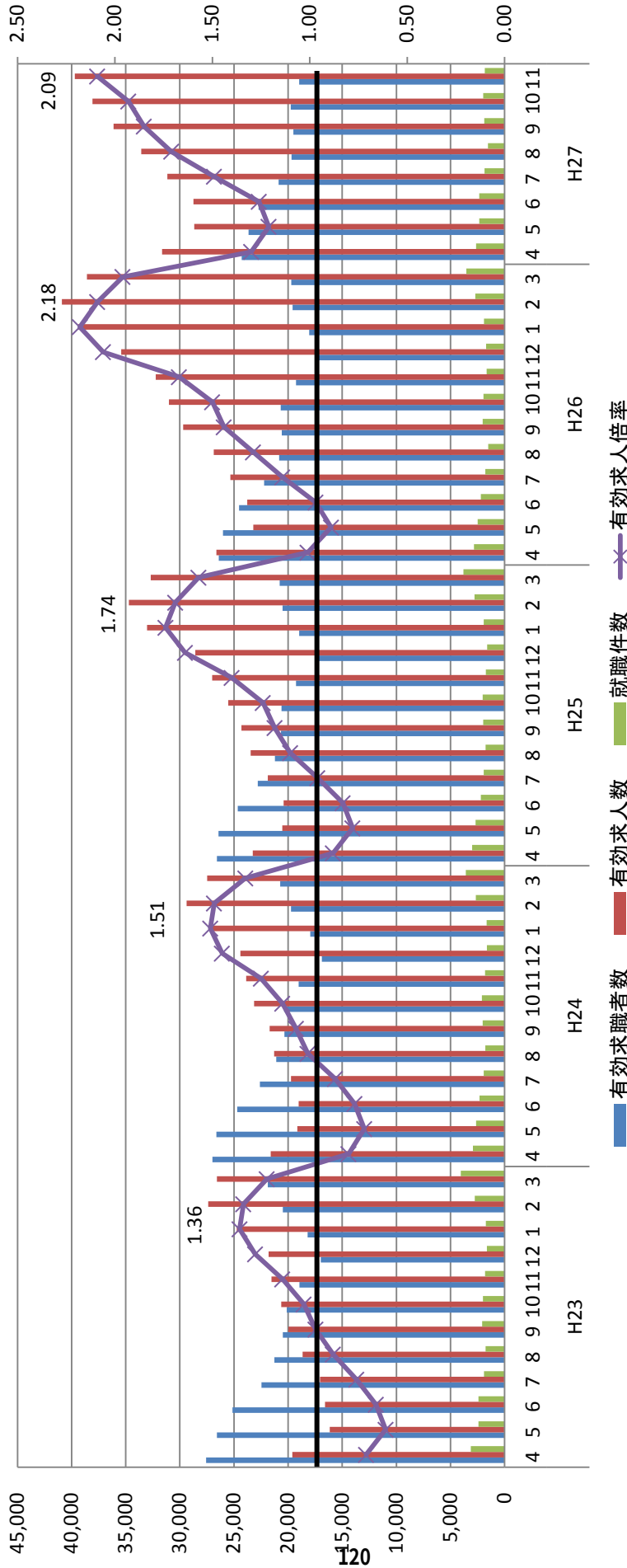
※保育士1名につき2日分

- ・3歳児の保育において、通常であれば子ども20人につき保育士が1人以上必要となるところ、子ども15人につき保育士1人以上配置した場合、保育所の運営費用に加算して支給

- ・保育士の負担を軽減するため、保育以外の業務（清掃や消毒、保育室の片付けなど）を行うための補助者を雇うための支援

保育士の求人・求職の状況（全国）

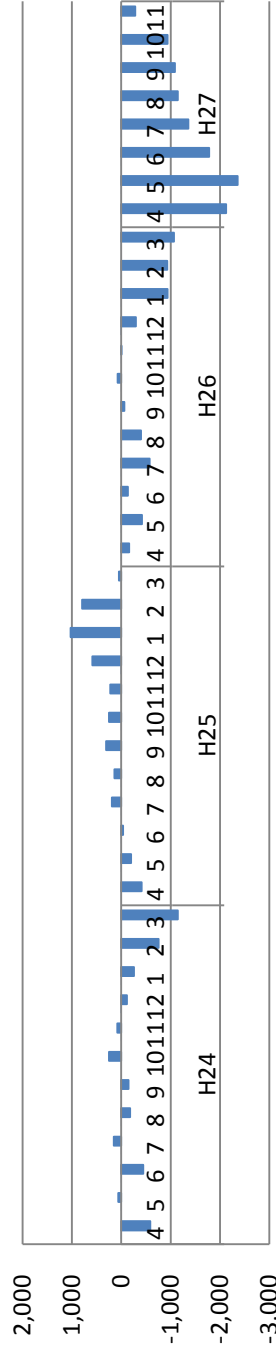
- 保育士の有効求人倍率は、毎年1月頃がピークとなっており、平成26年12月～平成27年2月では2倍を超え、年々高くなる傾向。
- 平成27年11月には、保育士の有効求人倍率は2.09倍となっており、今後も例年より高い水準となることが見込まれる。



有効求職者数の対前年増減数（全国）

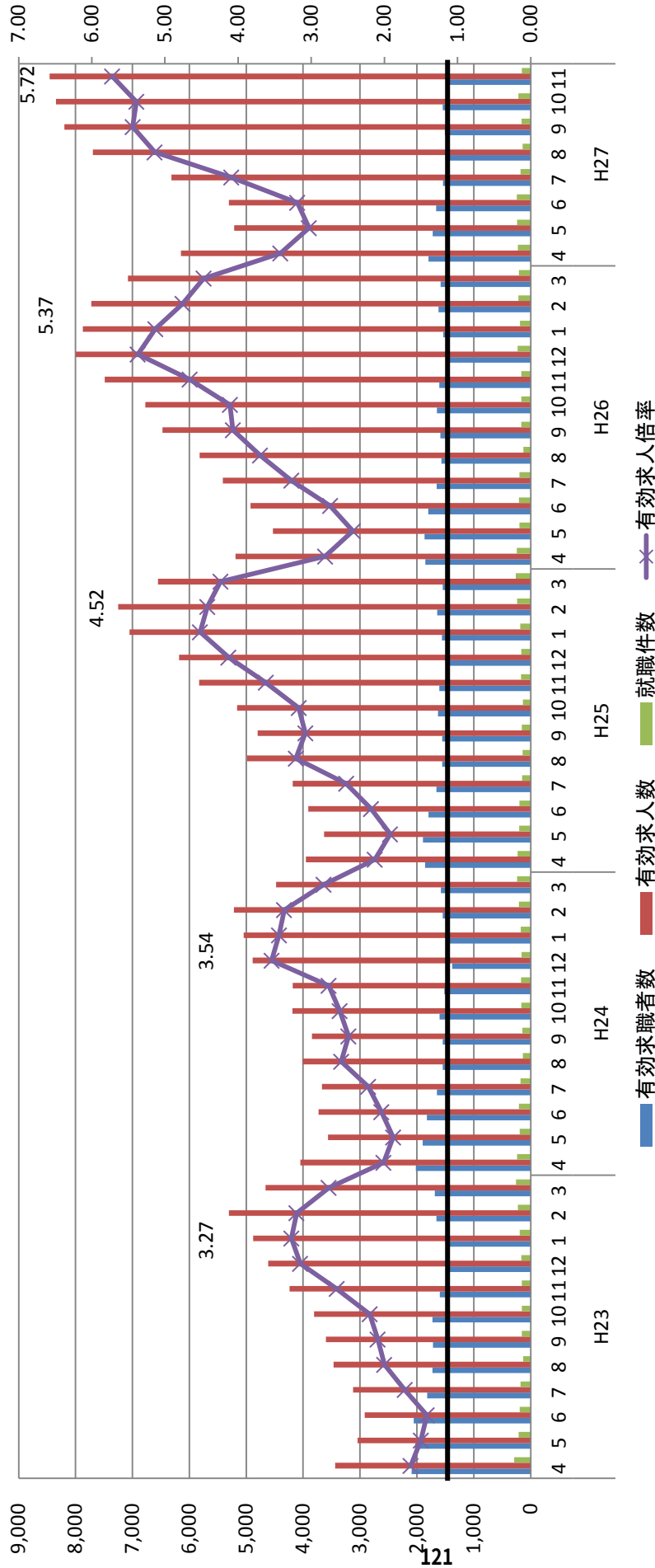
（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（職業安定局）

※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載



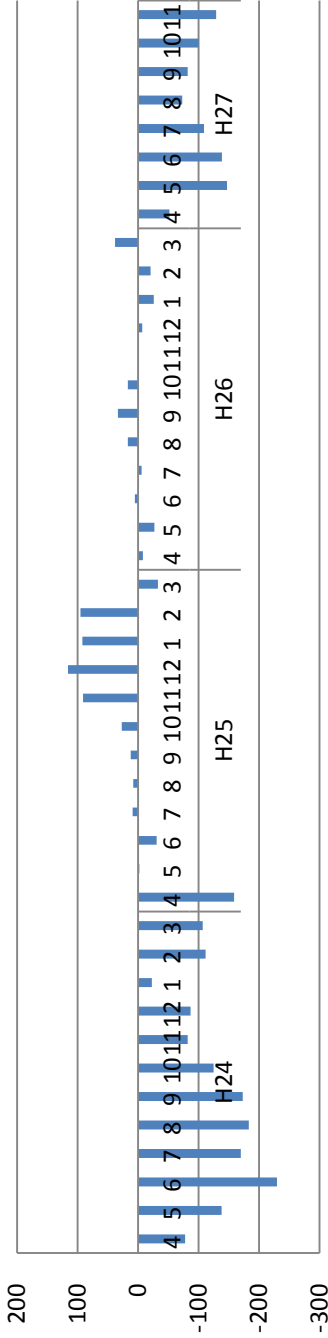
保育士の求人・求職の状況（東京都）

○ 東京都は、全国で最も保育士の有効求人倍率が高く、平成26年12月～平成27年1月、平成27年8～11月は5倍を超える状況。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(職業安定局)
※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載

有効求職者数の対前年増減数(東京都)



平成26年及び平成27年における各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年11月時点）

平成26年11月時点

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人人数	有効求人人数	有効求人倍率
全国	3,989	19,257	11,672	32,238	1.67
北海道	205	968	425	1,176	1.21
青森	48	237	93	273	1.15
岩手	58	213	108	263	1.23
宮城	121	467	289	720	1.54
秋田	35	172	53	166	0.97
山形	51	194	67	232	1.20
福島	69	234	136	347	1.48
茨城	91	373	208	615	1.65
栃木	55	319	212	558	1.75
群馬	65	338	78	241	0.71
埼玉	164	952	471	1,932	2.03
千葉	143	712	287	941	1.32
東京	325	1,608	3,019	7,486	4.66
神奈川	197	1,041	1,024	2,220	2.13
新潟	99	362	211	557	1.54
富山	31	140	72	221	1.58
石川	36	139	97	302	2.17
福井	27	114	74	158	1.39
山梨	34	121	23	70	0.58
長野	60	303	92	282	0.93
岐阜	62	320	98	297	0.93
静岡	83	465	268	703	1.51
愛知	179	989	404	1,121	1.13
三重	33	203	112	288	1.42
滋賀	62	247	118	373	1.51
京都	93	476	194	525	1.10
大阪	282	1,354	931	2,558	1.89
兵庫	189	914	421	1,155	1.26
奈良	34	203	114	210	1.03
和歌山	27	128	83	175	1.37
鳥取	20	92	48	177	1.92
島根	23	112	56	167	1.49
岡山	86	331	108	352	1.06
広島	94	497	308	1,179	2.37
山口	57	242	63	178	0.74
徳島	22	119	79	210	1.76
香川	30	155	66	149	0.96
愛媛	44	233	78	216	0.93
高知	23	121	52	159	1.31
福岡	181	938	304	1,020	1.09
佐賀	43	190	48	130	0.68
長崎	55	284	79	253	0.89
熊本	85	414	127	420	1.01
大分	40	225	79	215	0.96
宮崎	56	233	122	315	1.35
鹿児島	104	465	129	465	1.00
沖縄	68	300	144	468	1.56

出典：職業安定業務統計

平成27年11月時点

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人人数	有効求人人数	有効求人倍率
全国	4,348	18,971	13,966	39,695	2.09
北海道	223	998	435	1,326	1.33
青森	47	220	147	454	2.06
岩手	71	231	204	413	1.79
宮城	132	441	306	872	1.98
秋田	34	125	88	236	1.89
山形	52	191	126	305	1.60
福島	94	281	130	421	1.50
茨城	93	325	257	794	2.44
栃木	79	292	262	748	2.56
群馬	72	339	82	281	0.83
埼玉	212	940	699	2,524	2.69
千葉	131	681	538	1,491	2.19
東京	314	1,479	3,146	8,456	5.72
神奈川	194	1,023	1,093	3,072	3.00
新潟	105	353	257	593	1.68
富山	26	126	105	287	2.28
石川	27	147	69	240	1.63
福井	18	82	70	183	2.23
山梨	43	151	42	142	0.94
長野	77	303	145	358	1.18
岐阜	71	312	93	333	1.07
静岡	113	462	381	769	1.66
愛知	201	1,032	370	1,075	1.04
三重	36	191	113	289	1.51
滋賀	65	276	193	588	2.13
京都	83	455	227	699	1.54
大阪	268	1,373	892	2,726	1.99
兵庫	188	903	477	1,316	1.46
奈良	48	195	176	327	1.68
和歌山	25	125	104	407	3.26
鳥取	22	117	121	323	2.76
島根	29	120	106	202	1.68
岡山	88	325	199	493	1.52
広島	95	441	337	1,484	3.37
山口	67	276	103	266	0.96
徳島	27	115	80	231	2.01
香川	45	157	89	213	1.36
愛媛	51	204	130	331	1.62
高知	37	140	73	170	1.21
福岡	221	965	457	1,279	1.33
佐賀	56	195	93	217	1.11
長崎	61	256	124	389	1.52
熊本	115	379	219	536	1.41
大分	46	237	106	342	1.44
宮崎	53	234	147	445	1.90
鹿児島	104	454	189	521	1.15
沖縄	89	304	166	528	1.74

保育士・保育所支援センターについて

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【主な業務】

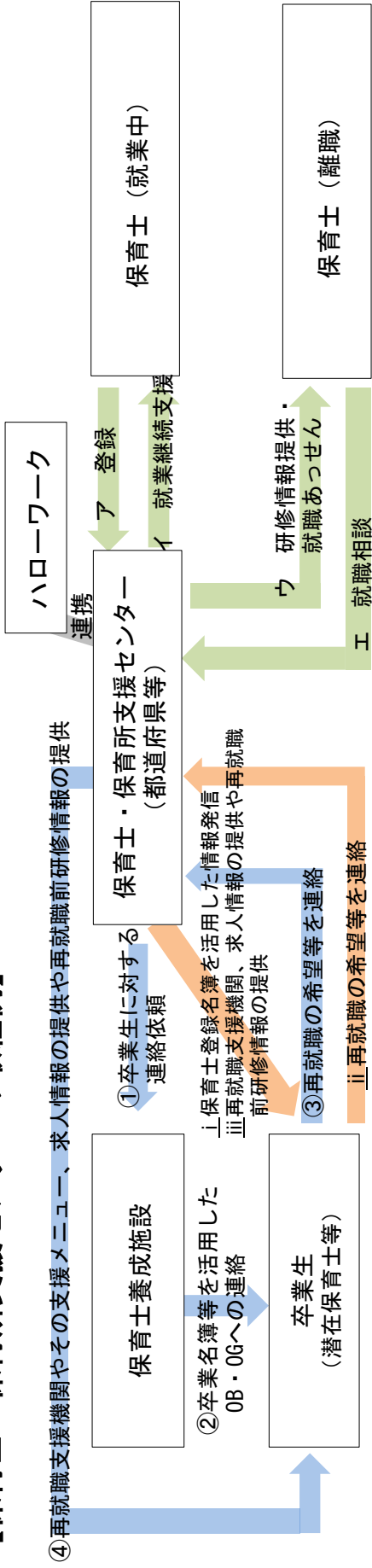
- ・対潜在保育士：再就職に関する相談・就職あっせん、潜在保育士の掘り起こし（保育士登録名簿を活用した情報発信等）
- ・対保育所：潜在保育士の活用方法（シフト、求人条件、マッチング等）に関する助言
- ・対保育士：保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職場体験など）
- ・人材バンク機能等の活用：保育所への就職・離職時等に保育士・保育所支援センターに登録し、①就業継続支援、②離職後の再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）等を継続的に行うことのできる仕組みを構築

【設置状況】

35都府県（45か所）設置（H27.9現在）

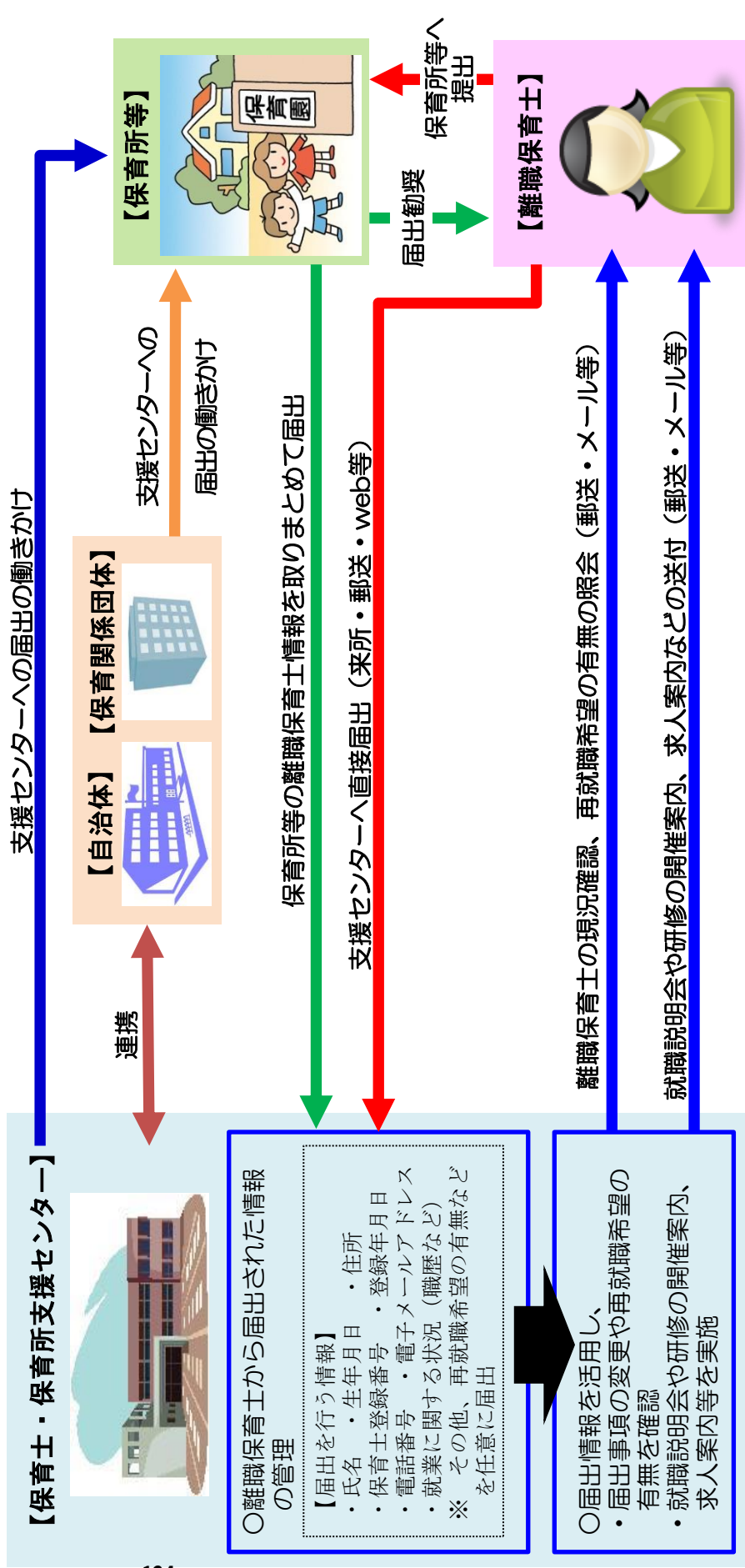
※都道府県・指定都市・中核市が直営又は民間団体等に委託して実施

【保育士・保育所支援センターの取組例】



保育所等を離職した保育士に対する保育士・保育所支援センターへの届出勧奨について

- 保育士・保育所支援センターは、保育士確保策の一つとして、潜在保育士への就職支援や保育所等に勤務する保育士・保育士資格取得希望者からの相談等を行うとともに、復職前の実技研修を実施することで潜在保育士の再就職を支援することを目的として、都道府県・指定都市・中核市が設置している。
- 更なる保育士確保の推進を図るため、自治体や保育関係団体との連携の下、離職保育士（保育所等を離職した保育士）が各種情報（氏名・住所・連絡先など）を保育士・保育所支援センターに届出することで、離職保育士の現況や再就職希望の有無の把握、研修案内・求人案内などの情報提供により、再就職に向けてきめ細かな支援を行う。



ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクト

ハローワークにおける重点取組

ハローワークにおいて、求人・求職者の双方に対し保育士人材確保のために重点的な取組を実施

- 1 未充足求人に対するフォローアップの徹底（対求人事業所）
求人受理後一定期間が経過するも未充足の保育士求人について、ハローワークが求人事業所である保育所を訪問し、求職者のニーズを踏まえた求人条件等への見直しに向けた相談・援助を実施。
- 2 保育士としての就業意欲を喚起する求人情報等の提供（対求職者）
 - 保育士求人への応募検討の契機となるよう、保育士としての就業意欲を喚起するため、研修等の開催スケジュール・内容や保育士求人に関する最新動向についての情報、地域の保育事情等を踏まえた保育士向けパンフレット等を求職者へ積極的に提供。
 - 保育士の実情や魅力等を発信する機会として、保育所見学会や説明会の定期的な開催。
- 3 保育所のニーズを踏まえた求人充足支援
 - 小規模な面接会から複数の保育所による合同面接会といった大規模なものまで、求人充足に向けた効果的な方法を保育所個々のニーズを踏まえ検討し、実施。
 - 求人条件等からみて、地域の保育士資格を所持している求職者では求人が充足しない場合には、他地域の労働局・ハローワークと連携し、同一労働市場圏広域マッチングを展開。

ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化

職業紹介を行うハローワークと保育所の整備を実施する都道府県・市区町村の連携強化

- 1 連携により保育士確保が困難な地域を重点的実施地域として取組
都道府県・市区町村が保有する保育所整備予定地域や定員増加地域の情報（ハコの情報）に基づき、特に保育士の確保が必要な地域において、ハローワークが保育所整備等と連動しつつ、保育士のマッチングを重点的に実施。
- 2 都道府県・市区町村が実施している研修等の情報をハローワークに提供し、求職者に対する情報発信を強化
都道府県・市区町村が、保育士資格を持つている者を対象として自らが主催している研修等に関する情報をハローワークに提供する体制を整え、ハローワークにおいて研修等情報が必要としている保育士資格を持つ求職者に対する確に情報を提供し、研修等への参加を勧奨。
- 3 保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催
 - 労働局・ハローワークや都道府県・市区町村が実施する就職支援セミナー等再就職のための各種イベントの開催に当たって相互に連携して、地域における保育所整備等に関する情報や最新の保育士の実情、保育士求人に関する最新動向等を同時に説明する機会を積極的に設定。
 - ハローワークにおいて、事業主（保育所）向けセミナーを開催するなどにより、保育士が応募しやすい求人条件などの求人・求職の最新動向やマッチングの好事例について情報提供する。また、セミナーは、都道府県（保育士・保育所支援センター等）が実施する保育所の管理者に対する雇用管理の研修と連携して開催することで、人材確保と定着を支援する。
- 4 ハローワークと保育士・保育所支援センター等における求職者の共同支援
ハローワークの保育士資格を持つている求職者のうち、「保育」に対する責任の重さや保護者との関係等保育士ならではの悩みによって保育士としての就業を希望しない又は保育士としての就業経験がない者等を、ハローワークと保育士に対する専門性（保育の仕方や方針等）を活かした職業相談等を行う保育士・保育所支援センターにおいて共同で支援することで、求職者が抱える課題を解決。

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条）
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

○教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（平成26年9月8日）を設置し、次の事項について議論

- ①重大事故の情報の集約のあり方
- ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
- ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

- ・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る）、認可を受けていない保育施設・事業
- ・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の日安（第1報は事故発生当日等）を設定
- ・報告のルート：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 → 市町村 → 都道府県 → 国認可を受けていない保育施設・事業者 → 都道府県 → 国

※「特定教育・保育施設等における事故の報告について（平成27年2月16日）」により通知

- ・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表（個人情報を除く） ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(案)(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

- ・事故の発生防止（予防）のためのガイドラインの作成」⇒施設・事業者、自治体向けにそれぞれ対応したものを作成
- ・事故発生時の対応マニュアルの作成
- ・事故の再発防止のための事後的な検証：地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
国…有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討
- ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方：重大事故が発生した場合等に事前通告なく指導監査を実施できる旨を明確にするともに、日常的な指導が適切になされるよう地方自治体へ通知

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ概要 (平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取り組みとして、以下のとおり取りまとめ

1. 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成

- 本検討会において検討された、特定教育・保育施設等における重大事故の発生防止及び事故発生時の対応に関するガイドライン等に盛り込むべき内容(骨子)を踏まえ、具体的なガイドライン、マニュアルは、別途調査研究事業において作成する
- 各施設・事業者や地方自治体は、このガイドライン、マニュアルを参考に、各々の実態に応じて事故発生の防止等に取り組む

2. 事故の再発防止のための事後的な検証

○ 地方自治体における検証

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために実施 ＊検証にあたっては、プライバシー保護及び事故に遭った子どもや保護者の意向に配慮する

＜検証の実施主体＞

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業 → 市町村(都道府県は市町村の検証を支援)
- ・認可を受けていない保育施設・事業 → 都道府県(指定都市、中核市を含む)

＜検証の対象範囲＞

地方自治体…死亡事故、死亡事故以外の重大事故(検証を必要と判断した事例 例：意識不明等)

(施設・事業者は、上記以外の事故、ヒヤリハット事例について適宜検証を実施する)

○ 国における再発防止策の取組

有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討・提言

・事故報告に基づく集計・傾向分析 ・再発防止に係る提言 等を実施

3. 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

- 重大事故の発生・再発防止の観点からの指導監督の効果的な運用が必要
- ・重大事故が発生した場合等、事前通告なく指導監督を実施すること等を通知等で明確化
- ・事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実

※今後の施設・事業者や地方自治体の運用状況等を踏まえ、事故の発生防止等の取組みについて引き続き見直していく

政府における放課後対策に関する主な経緯

放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

- 【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等
- 【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室を別々に行うなど連携が不十分

新たな「放課後子ども総合プラン」の策定

【平成26年3月19日：経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

安倍総理から、「小1の壁」の打破のため、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣が協力し、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、児童保育等を拡大するためのプランの策定について指示。

【平成26年5月22日：安倍総理大臣 一体型施設を視察】

放課後児童クラブと放課後子供室の一体型施設である、横浜市立中丸小学校「放課後キッズクラブ」を視察。視察終了後、「放課後子どもプランを更に拡充し、5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を確保する」旨発言。

【平成26年5月28日：産業競争力会議 課題別会合】

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より「放課後子ども総合プラン」の策定方針を提示～

【平成26年6月24日：「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦（閣議決定）】

いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて、「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。

平成26年7月31日 「放課後子ども総合プラン」の策定・公表（地方自治体に両省から通知）

「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、**一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める**

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - **放課後児童クラブ**について、**約30万人**分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - **全小学校区(約2万か所)**で**一体的に**又は**連携して**実施し、うち**1万か所以上**を**一体型で実施**
(約600か所⇒1万か所以上)を**目指す**
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画**に、
 - ・平成31年度に達成されるべき**一体型の目標事業量**
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する**具体的な方策**
 - などを記載し、**計画的に整備**
 - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

○ 学校施設の活用に応じた**責任体制の明確化**

- ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
- ・事故が起きた場合の対応等について協定を締結するなどの工夫が必要

○ **余裕教室の徹底活用等**に向けた検討

- ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○ 放課後等における**学校施設の一時的な利用の促進**

- ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○ **一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方**

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの

➤ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実

- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○ **放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携**

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



「放課後子ども総合プラン」概要

(平成26年7月31日策定・公表)

1 趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

2 国全体の目標

○平成31年度末までに、以下を実施することを目指す

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
 - ・全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

3 事業計画

○国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

○市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

(市町村)

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

(都道府県)

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものととして策定することも可

4 市町村の体制、役割等

○「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

5 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

①学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

②余裕教室の活用促進

- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
 - ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
 - ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る
- 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等
 - ・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

③放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

- 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保
 - ・両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実
 - ・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 - ・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一休型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

(4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的・定期的な情報共有を図り、一人一人の児童の状況に共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

(5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

取組の現状

放課後児童クラブ（厚生労働省）	
趣 旨	全ての子どもを対象として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。
H28予定額	5,246百万円の内数(27予算額:5,079百万円)
実施か所数 (クラブ児童数)	14,392か所(平成27年8月)
実施場所	小学校 74.0%、公民館 11.8%、児童館 4.0%、その他(中学校、特別支援学校など) 10.2%(平成27年8月)
開設日数	111日(平均)
指導者	地域の協力者等

放課後児童クラブ（厚生労働省）	
趣 旨	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条第3項に規定) ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童」とした。(平成27年4月施行)
H28予定額	58,267百万円(27予算額:57,497百万円) ※H28予定額には、平成27年度補正予算(案)額792百万円を含む。
実施か所数 (クラブ児童数)	22,608か所(1,024,635人)(平成27年5月) ※小学校内で実施するクラブ(12,011か所)のうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施しており、活動プログラムに参加している数 3,609か所
実施場所	小学校 53.1%(余裕教室 29.2%、専用施設 23.9%)、児童館 11.8%、その他(専用施設、公的施設など) 35.1%(平成27年5月)
開設日数	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	放課後児童支援員等(専任)

国全体の目標（平成31年度末まで）

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備

- 学校施設を徹底活用した実施促進

- ・管理運営の責任の所在を明確化
- ・既活用分を含めた余裕教室の徹底活用
- ・放課後等の一時的な利用の促進

- 両事業の従事者・参画者の連携強化による共通プログラムの充実

- 総合教育会議の活用による市町村における総合的な放課後対策の協議

- 全小校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施（現行約600か所）を目指す
※放課後子供教室の充実（約1万か所⇒約2万か所）

- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備（約90万人⇒約120万人）
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施（現行約52%）を目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

一体型のイメージ



一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

○放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等
【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. 学校の余剰教室等を活用することにより、児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進
2. 放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供

一体型を推進するための具体的な方策

1. 学校の余剰教室等の徹底活用（新たに設置する放課後児童クラブの約80%を小中学校内で実施【現在約52%】）

- ◆放課後に使用していない教室の一時的利用（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
- ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化

2. 学校区毎の協議会を新たに設置

- ◆活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学校区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討

3. 新たに設置される総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として新たに設置）

- ◆昨年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、新たに設置される「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

文部科学省では「新教育委員会制度への移行に関する調査」を実施。第1回総合教育会議の内容が、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」と答えた自治体は、4都道府県・指定都市、24市町村。

4. 市町村における新たな数値目標の設定

- ◆昨年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載

5. 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

- ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(平成27年度予算額 5,079百万円)
平成28年度予算額 5,246百万円

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要がある。

そのため、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく様々な活動を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援活動（学校支援地域本部）、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの取組を通じて社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を充実させる。また、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。

～地域学校協働活動の推進～
地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を様々な活動を通じて総合的に推進

統括コーディネーター（市町村レベル）

※未実施地域における取組実施を推進

※地域コーディネーターの資質や取組の質の向上

地域学校協働本部

地域コーディネーター
（学校区レベル）

◎学校との連携・協働
◎住民・保護者間の連絡・調整

本部の構成3要素

- (1) コーディネート機能
- (2) 多様な活動（より多くの地域住民の参画）
- (3) 継続的な活動

社会教育のフィールドにおいて、地域の
人々や団体により「緩やかなネットワー
クを形成した任意性の高い体制。地域の
実情に応じて活動内容を選択して実施。

重点
施策

地域住民や学校との連絡調整を行う地域コーディネーター
及び複数のコーディネーターと連絡調整等を行う統括コー
ディネーター配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育
成・確保、質の向上等）

（学
校支援活動
地域本部）

- ・授業等の学習補助
- ・部活動指導補助
- ・学校行事支援
- ・学校環境整備
- ・登下校の見守り等

3,000箇所



地域未来塾

学習が遅れがちな中学生・高校生等を
対象とした地域住民の協力やICTの活用等
による原則無料の学習支援の充実

3,100箇所

放課後子供教室

- ・活動拠点(居場所)の確保
- ・放課後等の学習指導
- ・自然体験活動支援
- ・文化活動支援 など

15,500箇所



放課後児童クラブとの一体型を中心とする放
課後子ども総合プランの推進

家庭教育支援

- ・家庭教育支援員の配置
- ・家庭教育支援チームによる相談や支援
- ・親への学習機会の提供など

1,000箇所

- ・スクールガードリーダーによる
学校安全体制の整備等

1,800箇所

地域の実情に応じて有機的に組み合わせて実施可能

放課後子供教室

～放課後子ども総合プランの推進～

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

(前年度予算額 5,079百万円の内数)

平成28年度予算額:5,246百万円の内数

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要

放課後子供教室

(文部科学省)

地域コーディネーター

連携
協力

教育活動推進員 教育活動サポーター

参画

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

多様な
プログラムの
提供

【共通のプログラム】

- 室内での活動
 - ・学習支援(宿題の指導、予習・復習、補充学習等)
 - ・多様な体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等)
- 校庭・体育館での活動
 - ・スポーツ活動(野球、サッカー、一輪車)など

小学校など

- ・余裕教室等の利用促進
- ・学校敷地内の専用施設を利用
- ・体育館などの一時利用の促進

平成31年度末までの目標数

【H31年度】
20,000か所
約半数は放課後
児童クラブと一体型

【H28年度】
15,500か所

【H27年度】
14,000か所

- ①地域と学校の連携・協働による全ての子供たちを対象とした学習支援・プログラムの充実
- ②一体型または連携型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を計画的に整備(一体型の取組を推進)

『放課後子ども総合プラン』

として、実施 (H26.7月策定)

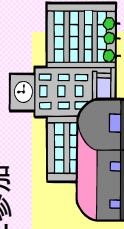
双方で情報共有

<学校区毎の協議会などで取組を促進>

取組の企画、担い手確保、全体調整
放課後児童クラブに登録している児童の参加を促進

放課後児童クラブ指導員

放課後児童クラブに参加している子供が
放課後子供教室の共通
プログラムに参加



放課後児童クラブ

(厚生労働省)

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る
 （平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉：平成10年4月施行）
 ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

【現状】（クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成27年5月現在）【今後の展開】

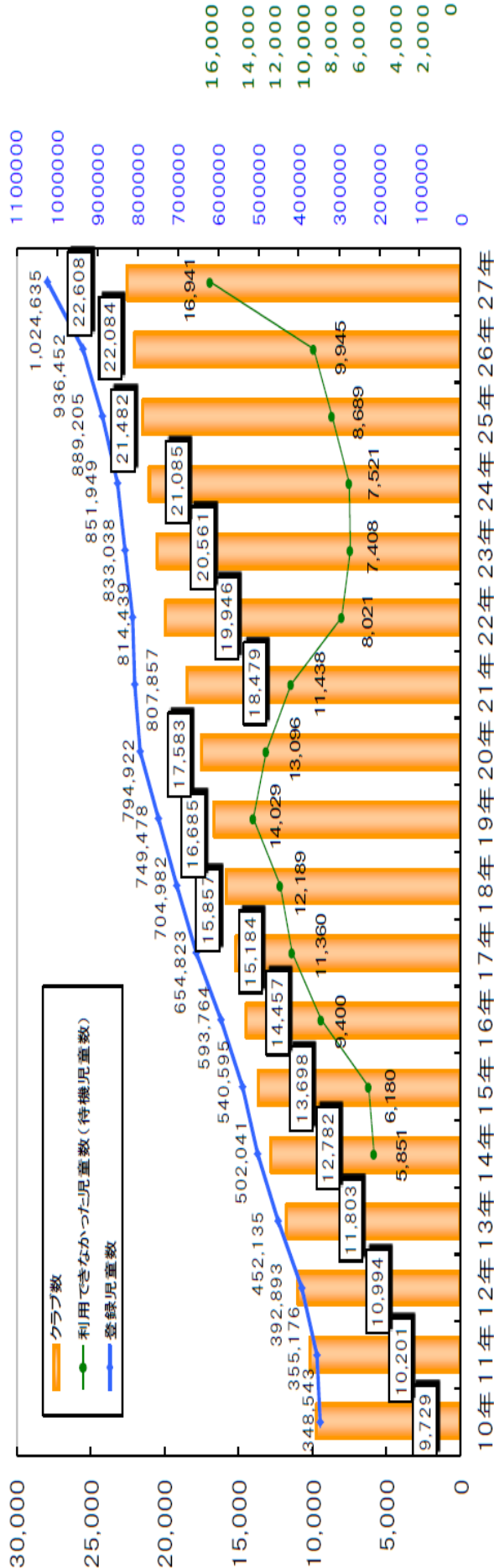
- クラブ数 22,608か所
 （参考：全国の小学校20,113校）
- 支援の単位数 26,528単位（平成27年より調査）
- 登録児童数 1,024,635人
- 利用できなかった児童数（待機児童数）16,941人
 [利用できなかった児童がいるクラブ数 2,454か所]

- 「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日文部科学省と共同で策定）
 ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
 - ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
 - ・全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数（待機児童数）の推移】

（か所）

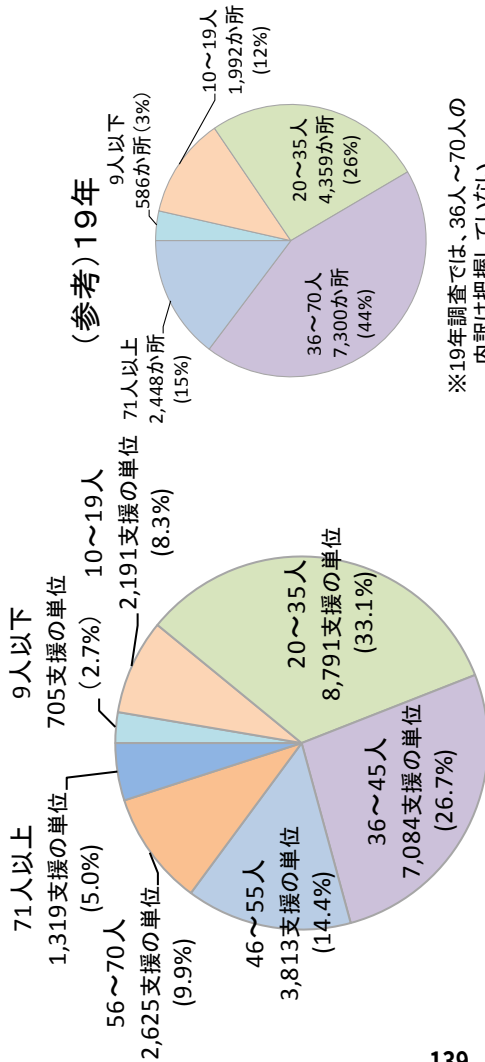
（人）



※各年5月1日現在（育成環境課調）
 （平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調）

○登録児童数の規模別の状況

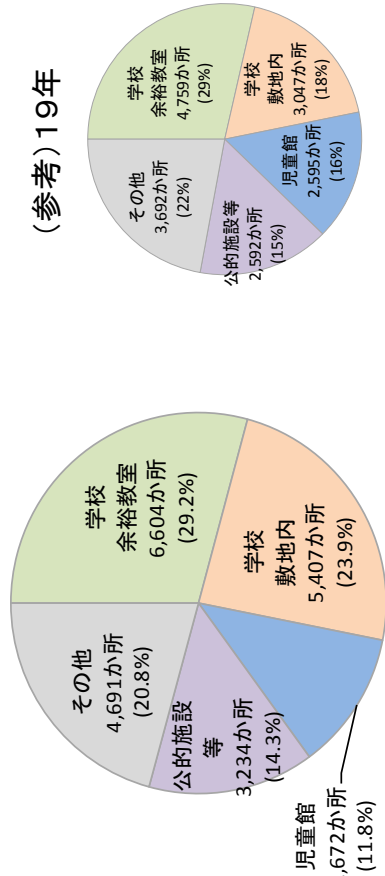
登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約71%を占める。



※19年調査では、36人~70人の内訳は把握していない。
※19年調査は、クラブ単位の数

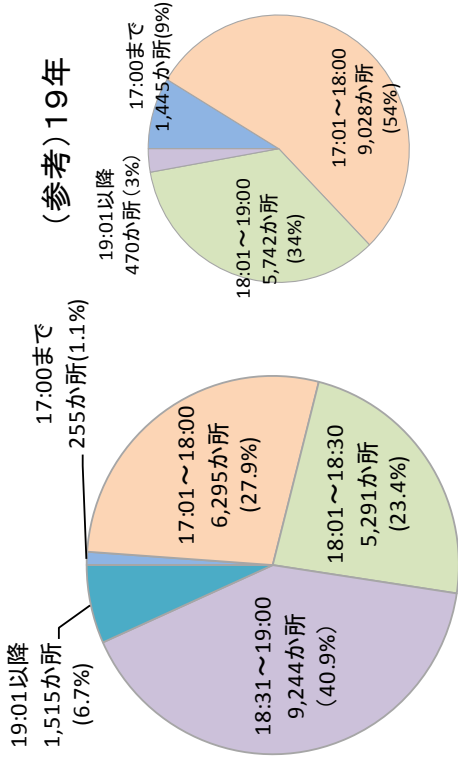
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占める。



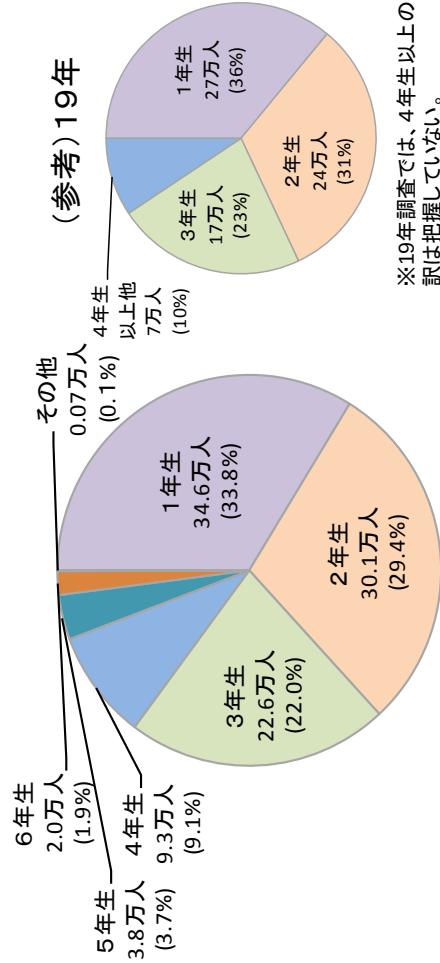
○終了時刻の状況（平日）

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約48%を占める。



○学年別登録児童数の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約85%を占める。



※19年調査では、4年生以上の内訳は把握していない。

放課後児童クラブの現状②

※平成27年5月1日現在（育成環境課調）
（平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室調）

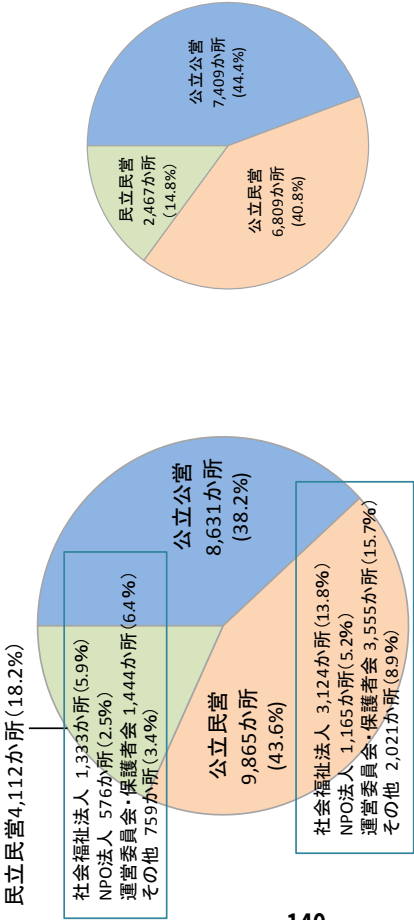
○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公設公営と公設民営のクラブが全体の約82%を占める。

○待機児童数の学年別の状況

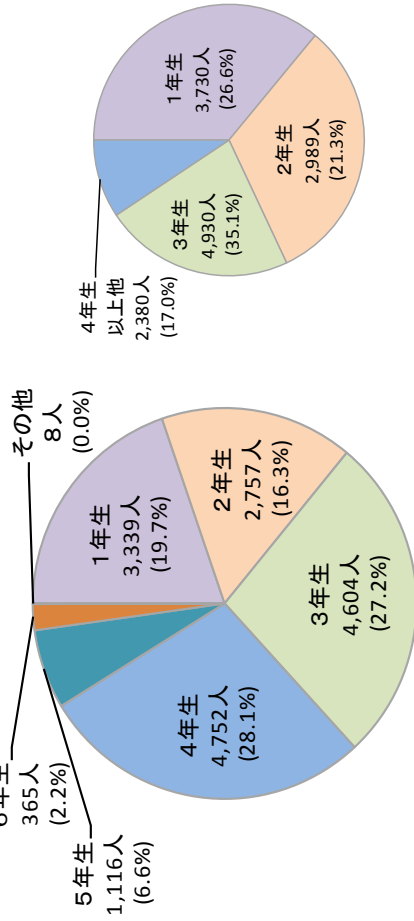
小学校1年生から3年生までで全体の約63%を占める。また、小学4年生が約28%を占める。

(参考)19年



※19年調査では、民営の内訳は把握していない。

(参考)19年

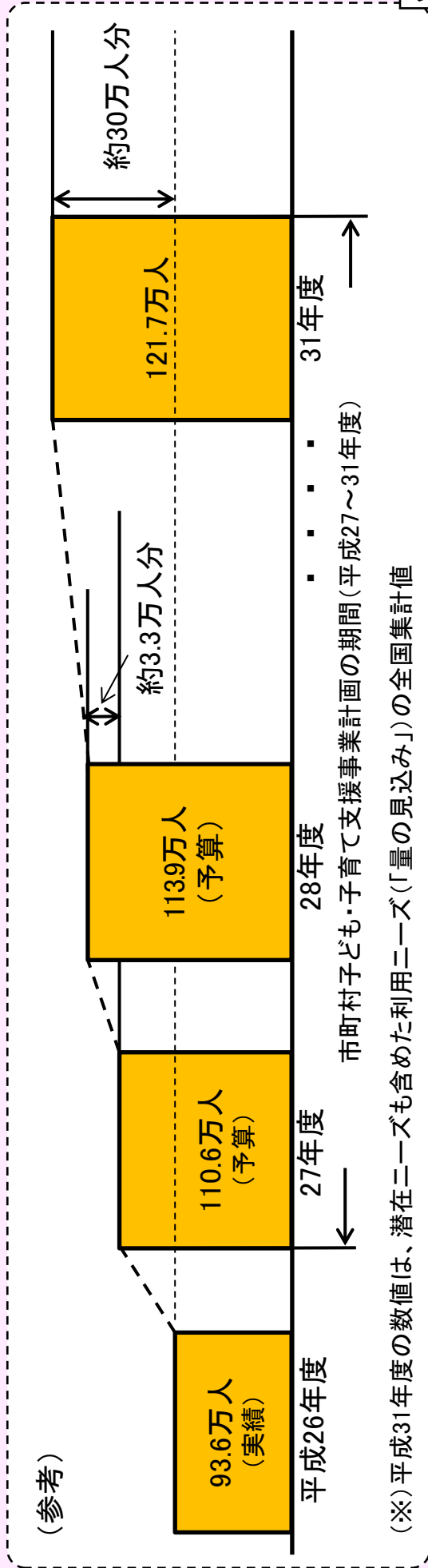


※19年調査では、4年生以上の内訳は把握していない。

放課後児童クラブ関係 平成27年度補正予算(案)及び平成28年度予算(案)の概要

○ 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに約30万人分の受け皿を整備することを目指して、「量的拡充」のための支援策を平成27年度に引き続き強化するため、各種新規メニューを盛り込み、待機児童が多く存在する市町村の子ども・子育て支援事業計画の前倒し実施を含め、受入児童数の更なる拡大を促し、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図る。

- 放課後児童クラブ関係予算 582.7億円(575.0億円)
- ・ 受入児童数の拡大 1,105,656人(平成27年度) → 1,138,801人(平成28年度)[約3.3万人増]



1. 運営費等 446. 0億円(431. 7億円)

子ども・子育て支援交付金:内閣府予算に計上

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

① 放課後子ども環境整備事業の充実

ア 放課後児童クラブ設置促進事業の充実【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の国庫補助基準額の引上げを行う。

(イ)補助基準額(案):12, 000千円(7, 000千円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進【継続】

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準(加算)額(案):1, 000千円

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進【継続】

(ア)事業内容

幼稚園・認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):5, 000千円

② 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助【継続】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):3,052千円(3,080千円)

イ 移転関連費用補助【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円[1支援の単位当たり年額]

ウ 土地借料補助【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円[1支援の単位当たり年額]

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人以外の民間団体等

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業【継続】

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うための必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):454千円(435千円)

(2) 質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業【継続】

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合に、非常勤職員1名分の賃金改善経費の上乗せ

(ii) または、(i) に加え、地域との連携、協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善経費を含む当該常勤職員を配置するための経費の上乗せ

を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案):(i) 1, 581千円(1, 539千円) (ii) 2, 932千円(2, 831千円)

② 障害児受入強化推進事業【継続】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 1, 748千円(1, 712千円)

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業【継続】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 544千円(532千円)

(1) 創設整備等【継続】

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

③補助基準額(案)：

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 49,928千円(48,859千円)

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合：24,964千円(24,427千円)

④補助率：1／3

[国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3
国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3]

(2) 土地借料補助【新規】

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

①実施主体：市町村

②補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

③補助基準額(案)：6,100千円

④補助率：1／3

[国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3
国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3]

3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金:厚生労働省予算に計上

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15. 8億円の内数(15. 7億円の内数)

①放課後児童支援員認定資格研修事業【継続】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体:都道府県(一部委託可)

(ウ) 補助基準額(案):厚生労働大臣が認める額(1回当たり983千円(810千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

(エ) 補助率:国1/2、都道府県1/2

(オ) その他:放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

②放課後児童支援員等資質向上研修事業【継続・拡充】

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」との指摘を踏まえ、都道府県及び市町村が実施する現任の従事者向けの研修について、平成28年度においては、初任者研修(1年～5年未満を目安)と中堅者研修(5年以上を目安)を地域の実情に応じて実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体:都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額(案):厚生労働大臣が認める額(1か所当たり1, 992千円(1, 424千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

(エ) 補助率:国1/2、都道府県・市町村1/2

(オ) その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業 1.3億円の内数(1.3億円の内数)

○都道府県認定資格研修講師養成研修【継続】

(ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体:国(民間団体に委託して実施)

子ども・子育て支援対策推進事業委託費
:厚生労働省予算に計上

4. その他(放課後児童クラブにおける勤務環境の改善) 7.9億円(平成27年度補正予算(案))

○ 放課後児童クラブ環境改善整備推進事業(仮称)【新規】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブにおいては、平成27年3月に策定された「放課後児童クラブ運営指針」において、

・子どもの育成支援の目標や計画

・日々の子どもの状況や育成支援の内容の記録

などについて作成することを求めていることから、これらの対応に伴う放課後児童支援員等の負担軽減を図るため、パソコンやソフトウェアなどの購入に必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体:市町村(委託等可)

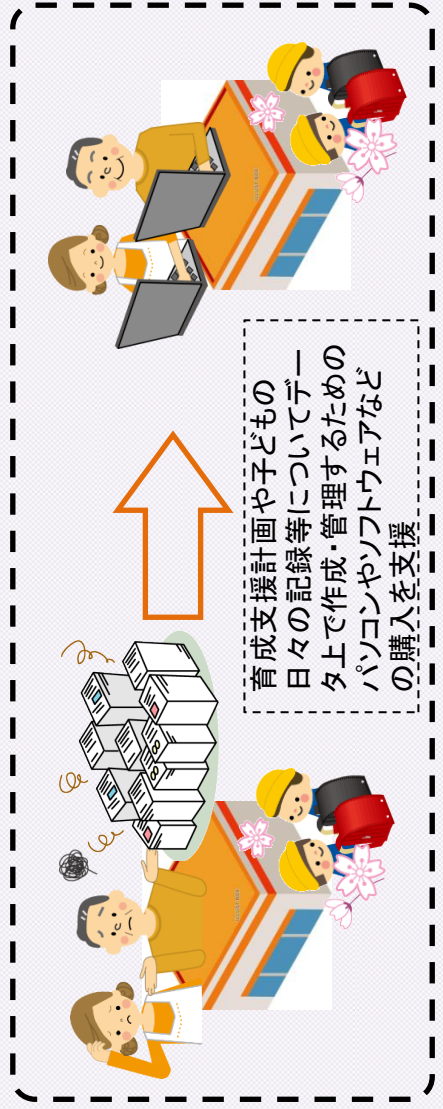
(ウ) 補助基準額(案):500千円

[1支援の単位当たり年額]

(エ) 補助率:国3/4、市町村1/4

※ 本経費については、国において次年度への予算の繰越手続を行う予定であるため、市町村における予算措置は、平成28年度予算での対応も可とする予定である。

厚生労働省予算に計上



(参考1) 平成27年度と平成28年度(案)の国庫補助基準額の比較



※ 国庫補助基準額は児童数36~45人を除き、1人ごとに異なる。

※ 19人以下の国庫補助基準額には、質の向上の「小規模放課後児童クラブ支援事業」(H27年度:532千円、H28年度案:544千円)を含む。

放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

平成27年度
(36～45人単価)

平成28年度(案)
(36～45人単価)

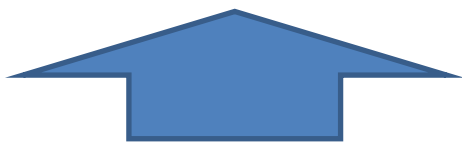
開所日数加算
(30,000円×日数)

長時間開所加算
(263,000円×年間平均時間数)
※長期休暇等分
(585,000円×年間平均時間数)
※平日分

基本額
7,412,000円

事業費ベース：
7,412,000円
(国庫補助基準額：
3,706,000円)

うち人件費相
当分：
5,329,000円
うち研修関係
経費：
793,000円



開所日数加算
(30,000円×日数)

長時間開所加算
(268,000円×年間平均時間数)
※長期休暇等分
(596,000円×年間平均時間数)
※平日分

基本額
7,488,000円

事業費ベース：
7,488,000円
(国庫補助基準額：
3,744,000円)

うち人件費相
当分：
5,441,000円
うち研修関係
経費：
804,000円

平成27年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況①（子ども・子育て支援交付金事前協議ベース）

NO	都道府県	実施 市区町村数 (うち②実施数)	市区町村									
			札幌市①	函館市①	名寄市①	帯広市①						
1	北海道	4（0）	札幌市①	函館市①	名寄市①	帯広市①						
2	青森県	3（0）	藤崎町①	三戸町①	新郷村①							
3	岩手県	7（3）	大船渡市①	花巻市①	北上市①②	久慈市①②	一関市①	陸前高田市②			滝沢市①	
4	宮城県	1（0）	仙台市①									
5	秋田県	1（0）	能代市①									
6	山形県	12（10）	山形市②	米沢市②	鶴岡市①②	酒田市①	新庄市②	寒河江市②			村山市②	
7	福島県	2（1）	会津若松市①②	いわき市①	大江町②	大石田町①②	遊佐町①					
8	茨城県	2（0）	水戸市①	古河市①								
9	栃木県	4（2）	佐野市①	日光市①	那須塩原市①②	野木町②						
10	群馬県	10（2）	前橋市②	高崎市①	伊勢崎市①	太田市①	館林市①	渋川市①			藤岡市①②	
			富岡市①	安中市①	邑楽町①							
11	埼玉県	19（5）	さいたま市①	熊谷市①	飯能市①	加須市①	本庄市①②	深谷市②			富士見市①	
			坂戸市②	幸手市①	鶴ヶ島市①	日高市①	嵐山町②	小川町①			川島町①	
			吉見町①	鳩山町①②	ときがわ町①	上里町①	寄居町①					
12	千葉県	7（1）	船橋市①	柏市①	成田市①	佐倉市①	習志野市①	印西市②			白井市①	
13	東京都	1（1）	葛飾区①②									
14	神奈川県	7（1）	平塚市①	鎌倉市①	茅ヶ崎市②	伊勢原市①	南足柄市①	綾瀬市①			松田町①	
15	新潟県	2（0）	燕市①	魚沼市①								
16	富山県	0（0）										
17	石川県	6（0）	金沢市①	七尾市①	小松市①	羽咋市①	かほく市①	津幡町①				
18	福井県	0（0）										
19	山梨県	0（0）										
20	長野県	4（2）	松本市①②	上田市①②	須坂市①	佐久市①						
21	岐阜県	4（1）	岐阜市①	大垣市①	瑞浪市②	恵那市①						
22	静岡県	4（2）	静岡市①	伊東市②	富士市①	焼津市①②						
23	愛知県	3（1）	名古屋市①	津島市②	東海市①							
24	三重県	8（1）	津市①	伊勢市①	松阪市①	桑名市①	鈴鹿市①	亀山市①②			熊野市①	
			御浜町①									

(※)①は、非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
②は、常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

平成27年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況② (子ども・子育て支援交付金事前協議ベース)

NO	都道府県	実施 市区町村数 (うち②実施数)	市区町村									
			守山市① 竜王町①	栗東市②	野洲市①②	湖南市①②	高島市①	東近江市①	日野町①			
25	滋賀県	8 (3)										
26	京都府	0 (0)										
27	大阪府	4 (1)	堺市①	豊中市①	枚方市①	熊取町①②						
28	兵庫県	4 (1)	神戸市②	宝塚市①	川西市①	加西市①						
29	奈良県	4 (0)	奈良市①	天理市①	橿原市①	生駒市①						
30	和歌山県	5 (3)	橋本市①	湯浅町①	広川町②	串本町②	有田川町②					
31	鳥取県	0 (0)										
32	島根県	1 (0)	大田市①									
33	岡山県	2 (0)	岡山市①	倉敷市①								
34	広島県	1 (0)	東広島市①									
35	山口県	0 (0)										
36	徳島県	3 (0)	小松島市①	吉野川市①	石井町①							
37	香川県	1 (0)	高松市①									
38	愛媛県	0 (0)										
39	高知県	0 (0)										
40	福岡県	5 (0)	久留米市①	柳川市①	みやま市①	鞍手町①	糸田町①					
41	佐賀県	1 (0)	小城市①									
42	長崎県	9 (0)	長崎市①	佐世保市①	諫早市①	大村市①	西海市①	長与町①				時津町①
			東彼杵町①	川棚町①								
43	熊本県	11 (2)	八代市①②	水俣市①	玉名市①	菊池市①②	阿蘇市①	天草市①				合志市①
			菊陽町①	嘉島町①	山郁町①	湯前町①						
44	大分県	2 (0)	臼杵市①	由布市①								
45	宮崎県	4 (0)	都城市①	延岡市①	高鍋町①	高千穂町①						
46	鹿児島県	7 (1)	指宿市①	薩摩川内市①②	霧島市①	いちき串木野市①	南大隅町①	肝付町①				長島町①
			那覇市①②	宜野湾市①	浦添市①	名護市①	糸満市①	沖縄市①				豊見城市①
47	沖縄県	15 (3)	うるま市①②	宮古島市①	南城市①	本部町①	北谷町①	北中城村①				西原町①
			南風原町①②									
合計			(参考:①実施市区町村数 174)									
			198 (47)									

(※)①は、非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
②は、常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

○不妊治療への助成拡大

【平成28年度予算案：157.7億円】（平成27年度予算130.3億円）

⇒ 初回治療の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

① 出産に至る割合が多い**初回治療の助成額を最大15万円 ⇒ 最大30万円に増額（治療費の約50%⇒約100%をカバー）**
※体外受精1回あたり、30万～40万円の費用がかかる。

② **不妊の原因が男性がある場合に精子回収を目的として行われる手術療法である「T E S E」等を実施した場合に、15万円を限度に上乗せして助成（治療費の約50%をカバー）**

※ 精子回収を目的とした手術療法としてはTESEが主流。中でも、手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する方法（microdissection-TESE）は、1回当たり30万～50万円の費用がかかる。無精子症に対しても6割程度の精子回収率が期待され、有効な治療法。

【体外受精の流れ】

治療内容	
排卵誘発	・ 排卵周期を確認するための超音波検査、薬剤の投与。
採卵	・ 採卵、麻酔、培養（培養液につけて管理すること）、薬剤投与。
採精	・ 採った精子を調整（運動良好精子を回収する）。 ⇒ 男性に対する治療が必要な場合 ・ 手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収（TESE）※
受精	・ 受精、培養（細胞分裂の進行具合の確認、所要2～5日）。
胚移植	・ 胚移植、移植後のホルモン補充のための薬品投与。

(※) +30万～50万円

合計：30万～40万円 ⇒ **T E S E実施の場合（※） 合計：60万～90万円**

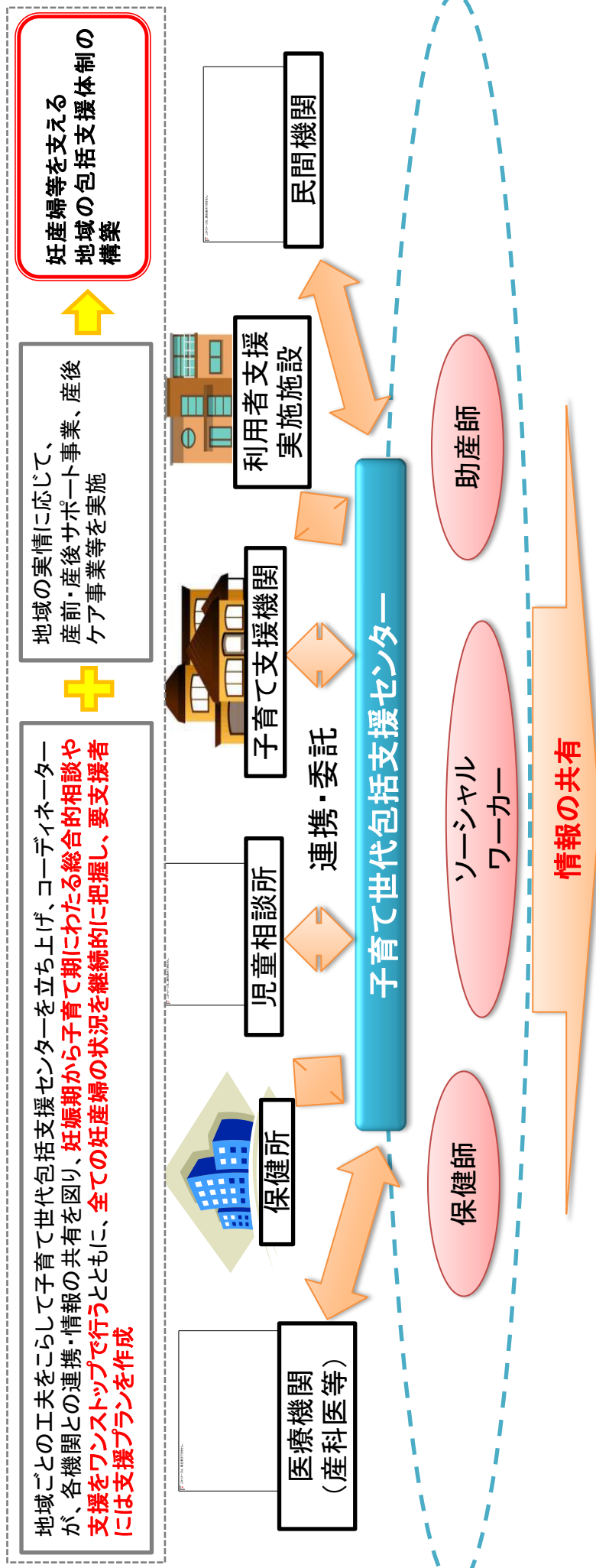
現行：最大15万円を助成（治療費の約50%）

② T E S E等を実施した場合15万円を限度に上乗せして助成

①初回治療の場合助成額を最大30万円に増額（治療費の約100%）

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
- 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
 ➤ 平成27年度実施市町村数(予定): 150市町村 ➤ 平成28年度実施市町村数(予定): 251市町村(423か所)



妊娠・出産包括支援事業の展開

平成28年度予算(案):24億円
(平成27年度予算:17億円)

予算(案)要旨

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目なくワンストップで総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向け、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて「産前・産後サポート事業」、「産後ケア事業」を実施する。

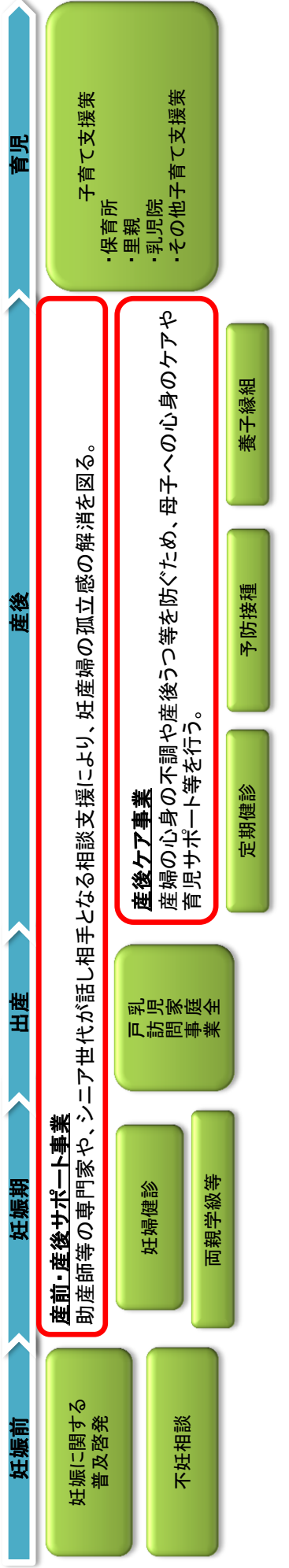
※「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業については、内閣府予算に計上

事業概要

子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定

【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



予算(案)内容

(1) 子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))	【27年度予算】 150市町村	→	【28年度予算(案)】 251市町村(423か所)
(2) 産前・産後サポート事業及び産後ケア事業	80市町村	→	160市町村

【要求主旨】

小児がんなどの治療を行う医療機関は、首都圏など大都市に集中しており、こうした医療機関には、遠隔地から多数の子どもが受診に来ており、このため付添家族は長期間の滞在を余儀なくされている。

家族の経済的負担を軽減するとともに、入院児童等の情緒不安を解消するため、家族が宿泊し、子どもとのふれあいができる部屋を医療機関等に整備する。

【事業内容】

＜補助対象＞

都道府県等が行う入院児童等家族宿泊施設の施設整備事業

＜補助か所数＞
20か所

＜補助額＞

1か所当たり 標準的規模（5室200㎡）の場合 51,200千円

＜補助率＞ 3／4（国3/4、都道府県・指定都市・中核市1/12、設置者2/12）



すべての子どもたちの安心と希望の実現プロジェクト

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目標に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すべての子どもたちの安心と希望の実現プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実

○具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもたちの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

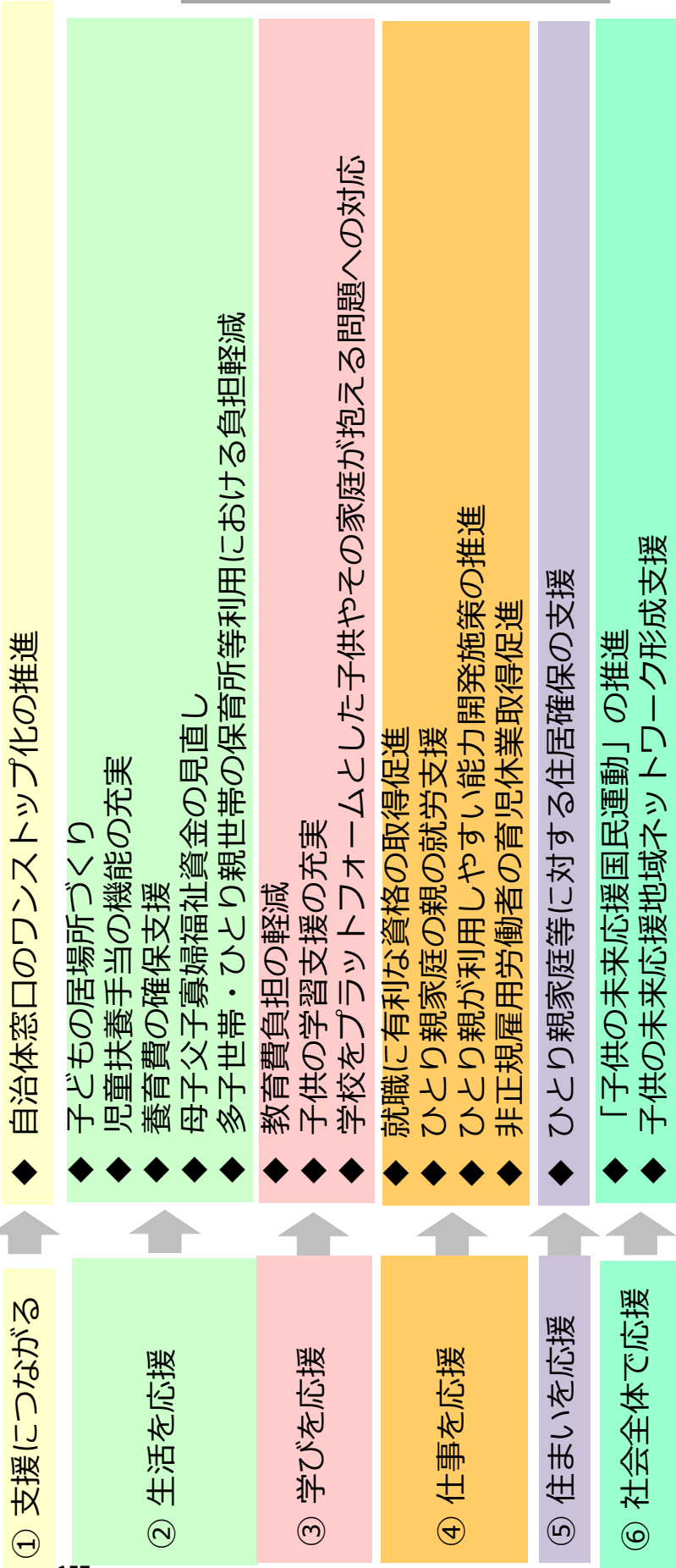
I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

対 応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。



児童扶養手当法改正法案の
平成28年通常国会提出を目指す

- 昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そ
のうち47.4% はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身
の就労収入）は181万円、平均年間収
入（母自身の収入）は223万円

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- ① 家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や不安・負担感が増大
- ② 児童虐待の相談対応件数は増加の一途であり、複雑・困難なケースも増加
- ③ 児童相談所等の体制・専門性や、地域の関係機関の連携が不十分
- ④ 社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要するケースが多い

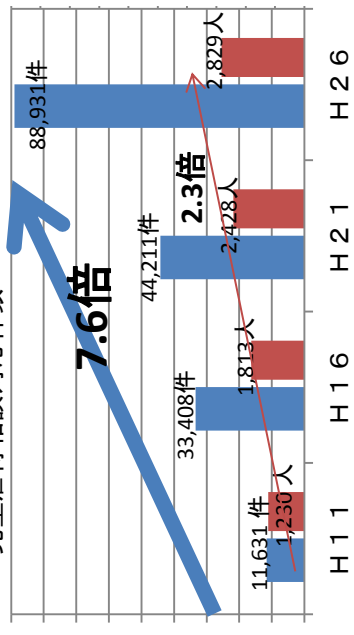
対応

■ 官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用しながら、発生予防から自立支援までの一連の対策を強化

- ① 児童虐待の発生予防
- ② 発生時の迅速・的確な対応
- ③ 被虐待児童への自立支援

- ◆ 子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◆ 支援を要する妊婦の情報の実確な把握
- ◆ 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援 など
- ◆ 「児童相談所体制強化プラン」（仮称）の策定
- ◆ 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化 など
- ◆ 里親委託等の家庭的養護の推進
- ◆ 退所児童等のアフターケア など

■ 児童相談所における
児童虐待相談対応件数



児童福祉法等改正法案の
平成28年通常国会提出を目指す

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援等
- 集中相談体制の整備

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実等
- 大学等奨学金事業の充実

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- S Wの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成

支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス
- 支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練等の推進

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト①

支援につながる

自治体の窓口のワンストップ化の推進

⇒平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができ体制を整備。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを設定。**
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホ等で検索できる支援情報ポータルサイトの活用により、ひとり親支援の**相談窓口への誘導を強化。**
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援を実施。**
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）**等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援。

【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上（アセスメントシートの開発、研修の充実等）
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト②

生活を応援

子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施。

⇒可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供

児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。

※ 収入に応じて支給額を減減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）

※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）

- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

⇒平成31年度までにすべての都道府県・政令市・中核市で実施

- 離婚届書の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付

⇒離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする

- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト③

生活を応援

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

○ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ。（注）保証人ありの場合は無利子（現行）

年利1.5%（現行）→ 1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

○年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。

○年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

【その他】

○日常生活支援事業の充実

⇒平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人（平成25年度4608人）

○ショートステイ・トワイライトステイの充実

⇒平成31年度までにショートステイの利用人数を年間延べ16万人（平成26年度見込7万人）、

トワイライトステイの利用人数を年間延べ14万人（平成26年度見込5万人）

○母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

⇒平成31年度までにひとり親支援拠点として活用されている施設を100施設

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

⇒平成31年度までに340箇所（平成26年度104箇所）

○生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

○沖縄における居場所づくりと支援員の配置

教育費負担の軽減

- 幼児教育の無償化へ向けた取組の段階的推進
多子世帯・低所得世帯への負担軽減
- フリースクール等で学ばず不登校児童生徒への支援（モデル事業の実施）
- 高校生等奨学給付金事業の充実
非課税世帯への給付額増額
- 大学等奨学事業（無利子奨学事業）の充実
無利子奨学金の貸与人員増員、ひとり親家庭・多子世帯への重点支援
- 大学等の授業料減免の充実等

子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業※の対象追加
※ 合格のための講座の受講費用の6割（上限15万円）を支給
ひとり親家庭の親→ひとり親家庭の親及び子ども
- 生活困窮世帯等の子どもたちの学習支援の充実（高校中退防止の取組強化、家庭訪問の強化）
⇒平成31年度までに年間3万人（実人数）に提供
- 地域住民の協力やICTの活用等による、中学生等に対する原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充
するとともに、新たに高校生へ対象を広げる
⇒可能な限り早期に5,000中学校区で実施
- 地域における子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」の構築

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑤

学びを応援

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- スクールソーシャルワーカーの配置の拡充
⇒平成31年度末までに1万人（全中学校区に1人）配置
- スクールカウンセラーの配置の拡充
⇒平成31年度までに全公立小中学校（27,500校）に配置
- 家庭教育支援チーム等による、家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進
⇒平成31年度までに訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等を増加させる（26年度283チーム）

【その他】

- 親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）
- 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）
- 家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実
⇒貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施
⇒アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑥

仕事を応援

就職に有利な資格の取得支援

○高等職業訓練促進給付金※の充実

※資格取得のための養成訓練の受講期間に月額10万円を支給

- ・支給期間の上限を延長（2年→3年）。（養成期間が3年間の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
- ・対象資格の拡大（2年以上修学する資格→1年以上修学する資格）。（調理師や製菓衛生師も対象に。）
- ・通信制の利用要件を緩和。

○高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付。（5年間継続して就業した場合には返済免除）

○自立支援教育訓練給付金の充実

訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成 → 6割（上限20万円）を助成

ひとり家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

○出張ハローワーク！の実施

8月の現況届提出時期に、自治体にハローワークの臨時相談窓口の設置、常設窓口へ誘導等。

○マザーズハローワークでの支援

ひとり親の就職支援担当の専門相談員及び職業訓練担当の専門相談員を配置。

○企業への助成金の活用・拡充

試行雇用から長期雇用につなげる道を拡大。（トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑦

仕事を応援

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

○求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コース（約4時間／1日）の創設
既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充。

○職業訓練におけるeラーニングの活用促進

子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、職業訓練におけるeラーニングの活用を促進。

○ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進

ひとり親を含む労働者のキャリアアップ等を促進するため、ジョブ・カードを活用し、雇い入れと実践的な訓練をセットにした雇用型訓練の倍増に向けた取組を推進。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

○育児・介護休業法における非正規雇用労働者にかかる育児休業取得要件の見直し

【その他】

○母子父子自立支援プログラム策定事業の充実（アフターケアの強化）

⇒ 平成31年度までにプログラムの策定件数を1万件（25年度7175件）

ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

○公的賃貸住宅等におけるひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定の確保

- ・公営住宅における優先入居、入居者の収入算定上の寡婦（夫）控除適用対象の非婚の母（父）への拡大
- ・地域優良賃貸住宅におけるひとり親家庭・多子世帯等への支援の拡充 等

○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

民間賃貸事業者団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促進。

○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

○新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援を実施。

転居を希望するひとり親家庭等に、支援情報ポータルサイトにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策等を情報提供。

「子供の未来応援国民運動」の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備
⇒既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。
- 支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成
- 寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を実施

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つながぎ」、教育と福祉を「つながぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つながぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト（全体像）

児童虐待の発生予防

1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターの全国展開
- 母子保健事業との連携強化
- 支援を要する妊婦の情報の確実な把握
- 施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方検討

2 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を全市町村での実施
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)の更なる周知 等

発生時の迅速・的確な対応

1 児童相談所の体制整備

- 児童相談所体制強化プランの策定

2 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村による要対協の設置
- 要対協調整機関への専門職配置 等

3 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのS W配置、研修の充実 等

4 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 関係機関等による調査協力
- 臨検・搜索手続の簡素化
- 司法関与の在り方の見直しの検討 等

5 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託推進 等

被虐待児童への自立支援

1 親子関係再構築の支援

- 施設退所時の助言等

2 里親委託の推進

- 里親支援を都道府県業務として位置付け、民間委託推進 等

3 養子縁組の推進

- 児童相談所による養子縁組推進
- 育児休業の対象拡大 等

4 施設入所等児童への自立支援

- 児童家庭支援センターの相談機能の強化
- 自立援助ホームの支援対象者の拡大
- 18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方検討 等

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

○子育て世代包括支援センターの全国展開

子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを全国展開。

⇒平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。

○母子保健事業との連携強化

母子保健事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることを、法律で明確化。

○支援を要する妊婦の情報の確実な把握

支援を要する妊婦を把握した病院等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

○助産所等の施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方について、引き続き検討。

孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

○子育て家庭へのアウトリーチ支援

乳児家庭全戸訪問事業（生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問）を全市町村で実施。養育支援訪問事業（支援が特に必要な親子への相談・助言）についても、全市町村での実施を目指す。訪問型家庭教育支援を推進。

⇒平成31年度までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。

⇒平成31年度までに、全ての市町村において、養育支援訪問事業を実施することを目指す。

⇒平成31年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283チーム）を増加させる。

○助産施設等の更なる周知

低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)について更に周知。

児童相談所の体制整備

○児童相談所の体制強化

「児童相談所体制強化プラン」（仮称）を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利擁護等の観点からの弁護士等の活用等を計画的に実施。

市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

○要保護児童対策地域協議会の設置

市町村において、要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。

○要保護児童対策調整機関の専門性の向上

要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等の配置を拡大。

⇒可能な限り早期に、全ての要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等を配置する。

【その他】 ○要保護児童対策地域協議会の効率的な運営の促進

関係機関における早期発見と適切な初期対応

○スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実、これらの外部の専門家や教職員に対する研修の充実

⇒平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置する。

⇒平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置する。

児童相談所等における迅速・的確な対応

○関係機関等による調査協力

児童相談所や市町村から資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できるものとする。

○臨検・捜索手続の簡素化

再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、都道府県が臨検・捜索することを可能とする。
○都道府県や児童相談所による措置への司法関与の在り方の見直しについて、早急に検討

適切な環境における児童への対応

○里親等への一時保護委託を推進。一時保護所について、環境改善、量的拡大、第三者評価を実施
○児童相談所・警察・検察が連携を強化し、個別事例に応じて、被害児童の心理的負担に配慮した面接等を実施

【その他】

○医療従事者に対する研修の充実、医療機関の要保護児童
○地域協議会への参加促進
○地域のデータベースや統計調査の整備
○情緒障害児短期治療施設の整備推進、通所指導活用

親子関係再構築の支援

○施設退所時の助言等

施設入所等措施の解除時等に、第三者による助言や、関係機関による継続的な安全確認等を実施。

里親委託の推進

○都道府県・民間による里親支援の強化

里親支援を都道府県業務に位置付け、民間委託を推進し、里親委託優先の原則を徹底。

⇒平成31年度までに、里親等委託率を22%とする。

○里親家庭に対する訪問事業等の実施

養育支援訪問事業等について、里親家庭も対象であることを明確化。

養子縁組の推進

○児童相談所による養子縁組の推進

養子縁組の相談・支援を児童相談所業務に位置付け、申し立て前から成立後まで一貫して支援。

○育児休業の対象拡大

育児・介護休業法上の育児休業の対象に、養子縁組里親に委託された者等を追加。

【その他】○養子縁組里親の法定化

施設入所児童等への自立支援

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

児童家庭支援センターの設置数を拡大。

⇒平成31年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を340カ所とする。

○自立援助ホームの支援対象者の拡大

自立援助ホームの支援対象者について、22歳の年度末までの間にある大学等就学者まで拡大することを旨す。

⇒平成31年度までに、自立援助ホームの箇所数を190カ所とする。

○自立支援資金貸付事業の創設

児童養護施設退所者等に生活費（月額5万円）、家賃相当額、資格取得費用（上限25万円）を貸付。

○18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方について、引き続き検討

【その他】○施設入所等児童に対する自立支援のための職員の配置等

○退所児童等アフターケア事業の実施地域拡大

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

平成 27 年 12 月 21 日

子どもの貧困対策会議決定

I はじめに

- 近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。
- 本年 8 月 28 日には、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」をとりまとめたところである。
- 今般、この施策の方向性を踏まえ、政府全体として更なる充実策を打ち出すため、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」をとりまとめ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するとともに、児童虐待防止対策の強化を図ることとする。

II ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、昭和 63 年から平成 23 年の 25 年間で母子世帯は 1.5 倍、父子世帯は 1.3 倍（母子世帯 84.9 万世帯→123.8 万世帯、父子世帯 17.3 万世帯→22.3 万世帯）となっている。また、母子世帯の 80.6%が就業しているが、そのうち 47.4%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は 181 万円、平均年間収入（母自身の収入）は 223 万円と低い水準にある。
- こうしたひとり親家庭等の自立に向けては、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要といった課題がある。
- このため、ひとり親家庭等の支援については、一般施策を最大限活用するとともに、一般施策とひとり親家庭向けの施策を適切に組み合わせて、
 - ・ 就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、子育て・生活支援、養育費の確保支援、経済的支援を含めた総合的な支援を行うこと
 - ・ 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や子供の学習支援を行うこと
 - ・ 個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが重要である。

1 支援につながる

- ひとり親家庭支援については、現在でも、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を柱とする様々な支援策が講じられている。

しかし、現在は、①どこの窓口でどのような支援が受けられるかがひとり親家庭に知られておらず、支援策が必ずしも十分に活用されていない、②ひとり親は複数の困難な事情を抱えている方が多いが、個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援に導けるような質の高い相談が十分になされていない、といった課題がある。

- このため、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、窓口における相談支援の水準の向上を図り、個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが求められている。

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整える。

- 支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるようにするには、ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めることが重要であるため、ひとり親家庭の相談窓口の愛称・ロゴマークを設定する。

- 個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示す「ひとり親家庭支援ナビ」を平成 28 年度から配布し、相談窓口へのアクセスの向上を図る。この支援ナビは、転入届時や児童扶養手当の現況届時（毎年 8 月）に配布し、広く相談窓口の周知を図る。

- これに加え、子供の未来応援国民運動ホームページの支援情報ポータルサイトにおいて、ひとり親家庭の子どもやその保護者等がパソコン・スマートフォン・携帯電話を利用し、受けたい支援を入力すれば地域の相談窓口を検索し、窓口に来所することができるような仕組みを充実する。また、子供の未来応援国民運動ホームページでは、先進的な取組を行っている自治体の好事例を幅広く周知して、各自治体の支援の取組を促すため、全国の自治体のひとり親支援情報を始めとした子どもの貧困対策を「見える化」する。

- 自治体の相談窓口に来所したひとり親や、支援情報ポータルサイトを經由してメールで自治体にアクセスしたひとり親の携帯メールアドレスを登録し、定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約の受付等を行う双方向型支援の仕組みを構築する。

- 毎年 8 月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。これにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的に

フォローすることを可能とする。

- また、そもそも多くの悩みや困難を抱えているひとり親家庭はなかなか相談窓口まで来られないことから、潜在的な支援ニーズの把握に努めるとともに、どこの窓口で受けた相談であっても、確実に必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化を図る。

② 自治体の窓口における相談の水準の向上

- ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、平成 27 年度内に、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成し、母子・父子自立支援員等への周知を図る。また、母子・父子自立支援員の全国研修会において、アセスメントシートや活動マニュアルの活用方法を周知することにより、研修の一層の充実を図る。

③ 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

- 対象者の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策を組み合わせ、より効果的な支援を行うため、支援相談の窓口が連携した好事例の収集等を行い、共有する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間 150 万件とする（平成 25 年度 75 万件）（①～③共通）

2 生活を応援

- ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っており、生活面や経済面で様々な困難を抱えているケースが多い。このため、個々の事情に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要がある。

① 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

- ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

(K P I)

- ・ 可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ 50 万人分提供する。

② 児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
 - ※ 収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
 - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
 - ※ 平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

③ 養育費の確保支援

- 離婚前における養育費の取決めを促すため、地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。
- 養育費及び面会交流の取り決め促進に効果的な取組を、地方自治体に情報提供する。
- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書交付時に同時に交付する等の取組を行う。パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）を分かりやすく記載する。
- 債務名義を有する債権者等が強制執行の申し立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、弁護士による養育費相談を全ての都道府県・政令市・中核市（112箇所）で実施する。
- ・ 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書の同時交付等の取組を、全市町村で実施する。
- ・ 離婚届書のチェック欄（養育費の分担について「取決めをしている」との欄）にチェックするものの割合を70%にする。

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- ひとり親家庭について、生活の維持のために必要な費用、知識技能の習得に必要な費用等に充てるための母子父子寡婦福祉資金貸付金について、返済の負担に配慮し、保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げる。
 - ・ 年利1.5%（現行）→1.0%

⑤ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

- 年収約 360 万円未満世帯の保育料について、子どもの人数計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を実施する。
- 年収約 360 万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第 1 子半額、第 2 子以降無償化を実施する。

⑥ 日常生活支援事業の充実

- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、低料金で支援員（ヘルパー）を派遣し、児童の世話や生活援助を行っているひとり親家庭等日常生活支援事業について、安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。
- また、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。

（K P I）

- ・ 平成 31 年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間 1 万人とする（平成 25 年度利用者数 4,608 人）。

⑦ ショートステイ・トワイライトステイの充実

- ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するために、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）の充実を図る。

（K P I）

- ・ 平成 31 年度までに、ショートステイの利用者数を年間延べ 16 万人（平成 26 年度見込延べ 7 万人）、トワイライトステイの利用者数を年間延べ 14 万人（平成 26 年度見込延べ 5 万人）とする。

⑧ 母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

- 母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までにひとり親家庭の支援拠点として活用されている母子生活支援施設を 100 施設とする。

⑨ 児童家庭支援センターの相談機能の強化

- ひとり親世帯等に対する相談・援助の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置数を拡大する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに児童家庭支援センターの箇所数を 340 カ所とする。(平成 26 年度 104 カ所)

⑩ 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

- 生活困窮世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を阻害されることがないよう、教育支援資金（生活福祉資金）の貸付上限額の引き上げなどの拡充を図る。
 - ・ 教育支援費 大学の場合：月額 65,000 円（現行） → 97,500 円
 - ・ 延滞利息の引き下げ：年 10.75%（現行） → 年 5%

⑪ 沖縄における居場所づくりと支援員の配置

- 全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた居場所づくりや支援員の配置を、モデル的・集中的に実施する。

3 学びを応援

- 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保するとともに、親の学び直しを支援することも必要である。
- また、全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図ることや、ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境の整備を図ることが必要である。

① 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

- 多子世帯・低所得世帯の負担軽減等、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

- 就学援助制度の周知方法や認定基準等を一覧できる「就学援助ポータルサイト」の整備により、必要な家庭が就学援助を受けられるよう、各市町村のきめ細やかな広報等を促進する。
- フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援の在り方等に関するモデル事業を実施し、総合的な検討を進める。
- 高校生等奨学給付金について、学年進行で着実に事業を実施し、非課税世帯の給付額の増額を図る。
- 大学等奨学金事業について、無利子奨学金の貸与人員を増員し、「有利子から無利子へ」の流れを加速させるとともに「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた検討を進める。また、ひとり親家庭・多子世帯に対し、重点的な支援を行う。
- 各大学等における授業料減免への支援を充実させる。
- 専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、効果的な支援の在り方等に関する実証研究を行う。

(KPI)

- ・ 理想の子供数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合（60.4%（平成22年）、理想の子供数が3人以上の方の場合は71.1%）を低下させる。
- ・ 子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合（39.1%（平成24年度））を低下させる。
- ・ 入学時や進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合（入学時61.0%、進級時61.9%（平成26年度））を高める。
- ・ 高校生等奨学給付金事業について、高校生等における経済的理由による中途退学者数を減少させる。
- ・ 大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）について、日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、無利子奨学金の貸与を認められた者の割合を上げる。

② 生活困窮世帯等の子どもの学習支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業において、高校生に対する中退防止の取組強化を行うとともに、支援が必要な子どもに支援が届くよう、家庭訪問の取組を強化する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を年間3万人（実人数）に提供する。

③ ひとり親家庭の子どもの学習支援

- 平成 27 年度からひとり親家庭の親を対象に実施している高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（※）について、平成 28 年度から事業の対象にひとり親家庭の子どもを追加する。

※合格のための講座の受講費用の 6 割（上限 15 万円）を支給。

④ 学習が遅れがちな子供やさらに学びを深めたい子供を対象とした学習支援

- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、大学生や元教員等地域住民の協力や I C T の活用等による、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、平成 28 年度から新たに高校生へ対象を広げる。
- I C T 関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動への I C T 活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築し、地域未来塾における取組も含め、I C T を活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

（K P I）

- ・ 可能な限り早期に「地域未来塾」を 5,000 中学校区で実施する。

⑤ ひとり親への生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」を新たに実施する。
- また、ひとり親家庭等生活支援事業については、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。

（K P I）

- ・ 平成 31 年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ 2 万人とする。
- ・ 平成 31 年度までに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者数を年間 5 千人とする。（平成 27 年度より新規開始事業のため、実績なし）

⑥ 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

- 生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する（平成 27 年 10 月から実施）。
- また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

⑦ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- 「チームとしての学校」の観点から、子供やその家庭が抱える問題へ対応するべく、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備や、貧困対策のための重点加配等、配置の拡充を行うとともに、スクールカウンセラーについても、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充する。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500 校）に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283 チーム）を増加させる。

⑧ 教育環境等の整備

- 家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。
- 義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学について、設置促進を図る。
- 公立高等学校等では、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフの配置充実のための支援を実施するとともに、定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校への支援を実施する。
- コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進する。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備する。
- 全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実させる。
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、生活習慣や自立的行動習慣の定着のための「生活・自立支援キャンプ」、体験活動等への参加にかかる経済的負担を軽減する「子どもゆめ基金」による支援、学生生活を経済的に支援する「学生サポーター制度」による支援を実施する。

(K P I)

- ・ 貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する。
- ・ 全ての都道府県に夜間中学を設置する。
- ・ 第2期教育振興基本計画期間中に、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大する。
- ・ 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する。
- ・ 平成31年度までに、公立小学校区（2万か所）で厚生労働省の放課後児童クラブと一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施する。
- ・ 青少年の「自立する」力応援プロジェクトについて、アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る。

4. 仕事を応援

- ひとり親家庭の支援としては、まずは就業による自立に向けた就業支援が重要である。
- ひとり親家庭の親の就業率は高いが、就業しても収入は低い傾向にあるため、パートや派遣などの非正規雇用から、収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要である。
- また、安定した就労につながるよう、親の資格取得に向けた支援も必要である。

① 就職に有利な資格の取得支援

○ 高等職業訓練促進給付金の充実

ひとり親家庭の親が、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実する。

- ・ 支給期間の上限の延長
2年→3年（養成期間が3年以上の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
- ・ 対象資格の拡大
2年以上修学する資格→1年以上修学する資格
（調理師や製菓衛生師も新たに対象に。）
- ・ 通信制の利用要件の緩和
仕事をしながら資格取得を目指す場合などにも、通信制を利用可とする。

(K P I)

- ・ 高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とする。（平成25年度90.5%）

○ 高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

- ・ 養成機関への入学時に、入学準備金として 50 万円を貸付
 - ・ 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した時に、就職準備金として 20 万円を貸付
- ※無利子（保証人がいない場合は有利子）
※貸付を受けた者が、養成機関卒業から 1 年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5 年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除。

○ 自立支援教育訓練給付金の充実

地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金を充実する。

- ・ 訓練受講費用の 2 割（上限 10 万円）を助成 → 6 割（上限 20 万円）を助成

② ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン～

- 児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する 8 月に、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」として、地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置や、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合には、常設窓口への誘導を強化する。また、周知用のチラシを地方自治体からの郵送物に同封してもらう等、地方自治体と連携した周知の強化を図る。（平成 27 年度よりキャンペーンとして実施）
- マザーズハローワークへのひとり親の就職支援担当の専門相談員の新規配置や、地方公共団体やひとり親支援を行う NPO 法人等の関係機関と連携した支援により取組を強化する。また、ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。
- ひとり親について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とするとともに、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

（K P I）

- ・ ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数を前年度以上とする。（平成 26 年度 38,774 件）

③ ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発施策の推進

- 育児等に配慮した職業訓練を実施するため、求職者支援制度において、託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コースの新設を検討するとともに、より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを創設する。

※既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充する。

- 子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。
- 専門実践教育訓練において、ひとり親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化（平成 27 年 10 月）し、対象となる講座を拡充する。
- ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、求職活動、職業能力開発等の各場面において活用する。
- ひとり親を含めた求職者等に対し、ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増することを目指す。
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進する。
- 自治体のひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施する。

④ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

- 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1 歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。

⑤ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実

- 多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、就業自立を支援する。
- 平成 28 年度からは、就業自立等、当初の目標を達成した後も、アフターケア（月に 1 回の面談の実施など）を実施し、就業後の生活状況や再支援の必要性を確認し、ひとり親の自立を支援する。

（K P I）

- ・ 平成 31 年度までに母子父子自立支援プログラムの策定件数を 1 万件とする（平成 25 年度 7,175 件）。

5. 住まいを応援

① 公的賃貸住宅等における子育て世帯の居住の安定の確保

- 公的賃貸住宅団地における子育て支援施設等の併設による福祉拠点化を推進する。
- 公営住宅において、ひとり親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行う。また、公営住宅の家賃設定等の基礎となる入居者の収入の算定において、入居者が非婚の母（父）の場合も寡婦（寡夫）控除の対象とする（平成 28 年 10 月から実施）。
- UR 賃貸住宅において、子育て世帯への家賃減額を引き続き実施する。また、子育て世帯とそれを支援する世帯が近居する場合の家賃減額措置を拡充する。
- 子育て世帯等の居住の用に供する良好な賃貸住宅を供給する地域優良賃貸住宅制度において、整備・家賃低廉化費用について国と地方公共団体が協力して支援する。また、平成 28 年度からひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充を行う。

② ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

- ひとり親家庭の住居の確保を支援するため、民間賃貸事業者の団体と連携し、空き家を活用してひとり親家庭向けの賃貸住宅を供給する場合に、住戸部分の改善工事費やキッズスペースへの改修工事費を支援するなど、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

③ 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

- 子供の未来応援運動国民運動ホームページにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策や I ターン・U ターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭支援の情報を掲載する。
- 全国のしごとや住まいなどの移住関連情報をワンストップで提供する窓口「移住・交流情報ガーデン」や、これらの情報を一元的に集約したポータルサイトである「全国移住ナビ」を活用し、子育てや生活環境等の移住に必要な情報の提供を行う。
- ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（27 年度）」や「新型交付金（28 年度）」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

④ 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

(K P I)

- ・平成31年度までに、住居確保給付金の受給者の常用就職率（利用者が受給中に常用就職する割合）を70%とする。

6. 社会全体で応援

① 子供の未来応援国民運動の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備する。既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。また、民間団体等の支援情報も順次追加を図り、情報量を充実させる。
- マッチングサイトにより企業等の提供リソースとNPO等が抱えているニーズのマッチングを図るとともに、地域における交流・連携事業を展開すること等により、国、自治体、民間の企業・団体等による応援ネットワークの形成を目指す。
- 子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるという考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」、子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを地域の支援スタッフが提供する「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」を行うこととする。

② 子供の未来応援地域ネットワークの形成

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設する。

Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策を更に強化する。

1 児童虐待の発生予防

- 児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は増加の一途を辿り、死亡事例の4割強が0歳児であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁滅する。

① 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図る。
- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、法律において明確化する。
- 支援を要すると思われる妊婦を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。
- 施設（助産所、産科医療機関、母子生活支援施設等）を活用した妊婦への幅広い支援の在り方について、関係者の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討する。

（KPI）

- ・ 平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。（平成27年度150市町村）

② 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

- 不安定な生活など、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を強化するため、乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施する。養育支援訪問事業についても、全ての市町村において実施することを目指す。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル（189）について、更なる周知を行う。

（KPI）

- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。（平成25年度1,660市町村（95.3%））
- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、養育支援訪問事業を実施することを目指す。

(平成 25 年度 1,225 市町村 (70.3%))

- ・ 平成 31 年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等 (283 チーム) を増加させる。

2 発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

① 児童相談所の体制整備

- 児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するため、「児童相談所体制強化プラン」(仮称)を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利を擁護する観点等からの弁護士を活用等を行う。

② 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 地域の関係機関等が連携して適切に対応するため、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。
- 要保護児童対策地域協議会が十分に機能を果たすため、要保護児童対策調整機関における児童福祉司たる資格を有する者等の専門職の配置を拡大する。
- 要保護児童対策地域協議会をより効率的に運営し、児童の置かれている状況に応じた手厚い支援を行うため、要保護児童対策調整機関による次のような運用を促進する。
 - ・ 必要に応じて、関係機関が連携して支援等を行う児童か、まずは利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断する。
 - ・ 関係機関等の協議に時間を要する場合に、必要に応じて、参加する 1 つの機関を主たる支援機関とする。

(K P I)

- ・ 可能な限り早期に、全ての要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等を配置する。(平成 25 年度 1,276 市町村 (74.1%))

③ 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置を充実するとともに、これらの外部の専門家や教職員に対する児童虐待を含めた研修を充実する。
- 医療機関において被虐待児童を早期に発見するとともに、被虐待児童やその保護者への対応を適切に行うため、医療従事者に対する研修や要保護児童対策地域協議会への参加を促進する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500 校）に配置する。

④ 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 児童虐待の防止等に必要であるとして児童相談所や市町村から児童やその保護者の心身の状況等に関する資料等の提供を求められた場合に、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できるものとする。
- 虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保するため、臨検・搜索手続を簡素化し、都道府県は、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、職員を児童の住所に臨検させ、児童を搜索させることを可能とする。
- 児童虐待に関する地域のデータベースや統計調査の整備について、早急に対応を行う。
- 都道府県や児童相談所による措置への司法の関与の在り方の見直しについて、早急に検討する。

⑤ 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託を推進するとともに、一時保護所についても必要な環境改善や量的拡大を図る。また、一時保護所について第三者評価の仕組みを設ける。
- 児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接を実施するなど被虐待児童の心理的負担に配慮した試行的取組を実施する。
- 心理的問題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設について、未設置の地域における整備を推進するとともに、通所指導の活用を促進する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、情緒障害児短期治療施設の箇所数を 47 カ所とする。（平成 26 年度 38 カ所）

3 被虐待児童への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18 歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

① 親子関係再構築の支援

- 親子関係再構築を円滑に進め、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、施設入所等措置の解除等に当たって、児童相談所が委託した N P O 法人等による助言・カウンセリングや、市町村、児童相談所、児童養護施設、N P O 法人等の連携した対応

による定期的な安全確認、相談・支援等を実施する。

② 里親委託の推進

- 里親等委託優先の原則を徹底するため、都道府県の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けるとともに、社会福祉法人、NPO法人等への委託を推進する。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び乳幼児健康診査について、里親家庭も対象であることを明確化する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、里親等委託率を 22%とする。(平成 26 年度 16.5%)

③ 養子縁組の推進

- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿への登録等を定める。
- 養子縁組の申し立て前から成立後のアフターケアまで、一貫した相談支援が重要であることから、児童相談所の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- 育児・介護休業法上の育児休業等の対象に、養子縁組里親に委託された者等を加える。

④ 施設入所等児童への自立支援

- 児童や保護者に対する相談・援助の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置数を拡大する。
- 施設入所等児童に対する効果的な自立支援のための職員を配置すること等により、専門的支援を行う。
- 児童養護施設等を退所した児童等の着実な自立を支援するため、自立援助ホームの支援対象者について、22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある大学等就学者まで拡大することを目指す。
- 児童養護施設等を退所した児童等に対し、相談・支援等を行う退所児童アフターケア事業の実施地域を拡大するとともに、家賃相当額や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸付事業を創設する。
- 18 歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方について、関係者の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を 340 力所とする。(平成 26 年度 104 力所)
- ・ 平成 31 年度までに、自立援助ホームの箇所数を 190 力所とする。(平成 26 年度 118 力所)

Ⅳ おわりに

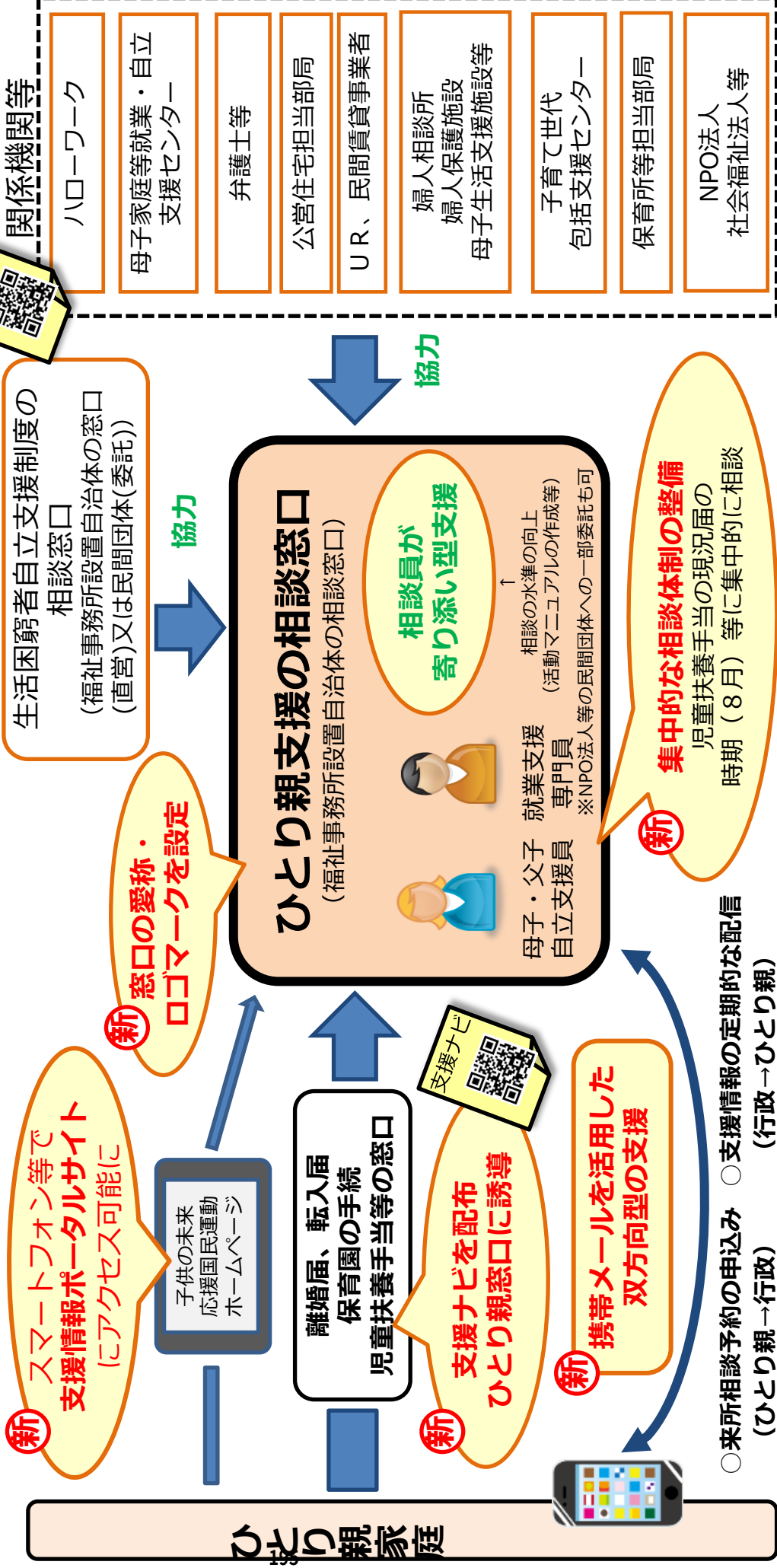
- 子どもの最善の利益のためには、社会全体で子どもを健全に育成することが重要である。政府としては、上記の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、平成 28 年通常国会に、児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正案の提出を目指す。
- 施策の実施に当たっては、子どもへの支援は、社会全体で取り組むことが重要との認識の下、官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用する。
- また、既に、行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法が行われている。こうした取組をはじめとした先駆的な取組を幅広く参考とし、本分野での効果的な取組手法の検討・導入を目指していく。

ひとり親家庭・多子世帯等 自立応援プロジェクト (参考資料)

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援につながる

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

自治体の窓口における相談の水準の向上

概要

ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるよう、自治体の窓口における相談の水準の向上を図る。

対応

- (1) 相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発し、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成（平成27年度～）
- (2) 母子・父子自立支援員等に対する研修の充実（平成28年度～）
（全国研修におけるアセスメントシートや活動マニュアルの活用方法の周知）

母子・父子自立支援員相談実績（平成25年度）

		生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活 援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち 配偶者等の 暴力	うち 養育費			うち 母子寡婦 福祉資金	うち 児童扶養手当		
母子 寡婦	件数	201,130	71,821	15,084	7,132	70,648	440,570	291,671	92,135	22,693	735,041
	割合	27.4%	9.8%	2.1%	1.0%	9.6%	59.9%	39.7%	12.5%	3.1%	100.0%
父子	件数	3,826	735	78	147	2,665	5,790	—	4,019	292	12,573
	割合	30.4%	5.8%	0.6%	1.2%	21.2%	46.1%	—	32.0%	2.3%	100.0%
合計	件数	204,956	72,556	15,162	7,279	73,313	446,360	291,671	96,154	22,985	747,614
	割合	27.4%	9.7%	2.0%	1.0%	9.8%	59.7%	39.0%	12.9%	3.1%	100.0%

支援につながる



○生活困窮者自立支援制度は施行後間もなく、実践の蓄積が求められることから、ひとり親施策の窓口と生活困窮者自立支援相談の窓口が連携した好事例を収集し共有する。



子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館・民家等において、事業を実施する。

<イメージ>

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)



<実施場所>

児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

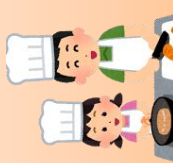
学習支援



遊び等の諸活動



調理実習



食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。

児童扶養手当の機能の充実

生活を応援

現状

【支給対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）

【手当月額】

児童1人の場合 全部支給：42,000円 一部支給：41,990円から9,910円まで
児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算

【所得制限】

本人：全部支給（2人世帯） 130万円 一部支給（2人世帯） 365万円
扶養義務者（注）（6人世帯） 610万円 （注） 生計を同じくする祖父母など

課題

○ひとり親の生活の安定と自立の促進の観点から、児童扶養手当のあり方について検討が必要。

対応

○ 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。

※ 収入に応じて支給額を減減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）

※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）

※ 平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）

○ 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

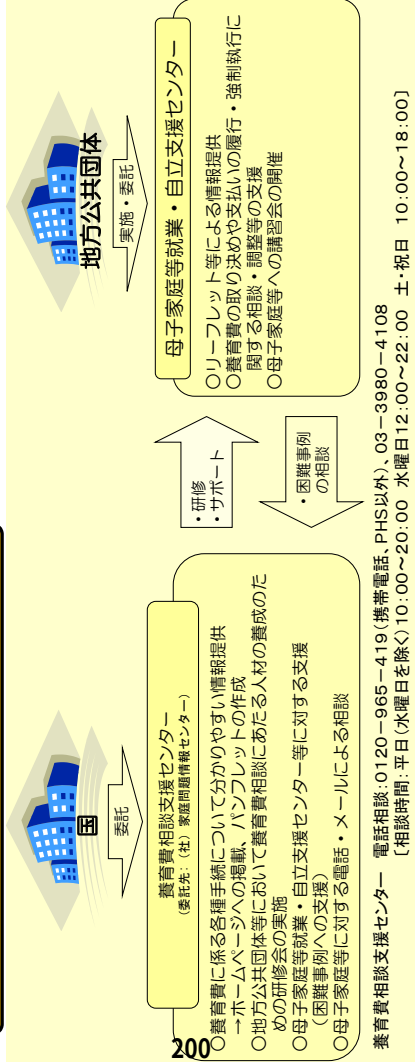
養育費の相談支援の強化

生活を応援

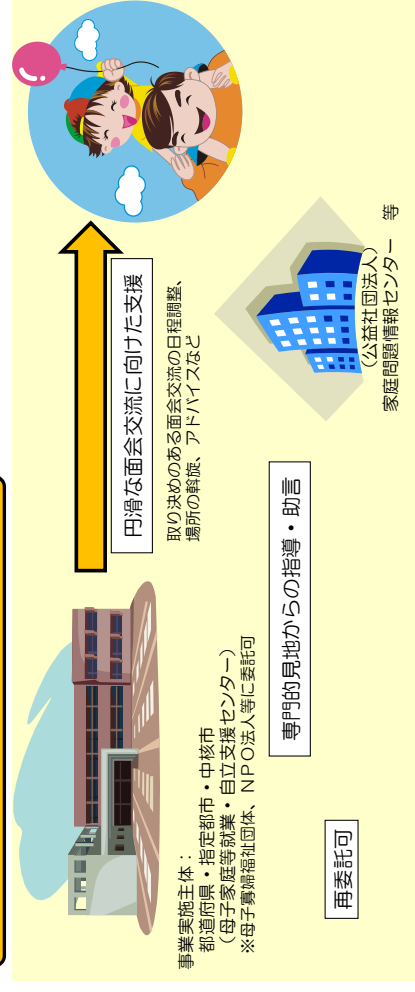
現状

- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センターを設置し、取決めの重要性等に関する普及啓発、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援等を実施。また、地方公共団体においても、専門知識を有する相談員を配置し、相談に対応。
- 面会交流については、面会交流の取り決めがあり、父母間で合意がある児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者を対象に、面会交流の支援を行うための活動費を補助。

養育費相談支援センター事業



面会交流支援事業



課題

- 養育費の取決めが適切になされるよう、離婚当事者に対して離婚前に周知啓発や相談支援を行うことが必要。
- 面会交流の意義や課題を離婚当事者や支援者が認識した上で、面会交流の取決めが行われ、適切に実施されることが必要。

対応

- 地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。
- 養育費及び面会交流の取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供する。

パンフレット・合意書ひな形の作成 及び離婚届書との同時交付等

生活を応援

概要

- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット^(注)と養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を作成する。
- これらの書類を離婚届書と一緒に当事者に交付する。
(注) パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）を分かりやすく記載する。
- ※ さらに、関係府省や地方公共団体と連携して、これらの取組の効果を更に高めることができないかを検討する。
- ※ 離婚後共同親権制度の導入の可能性については、引き続き検討する。

これまでの取組

- 平成２３年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示された（民法第７６６条第１項）。
- 離婚届書に養育費の取決めの有無をチェックする欄を追加。
- ・ 離婚届書に養育費についての「取決めをしている」にチェックがされたものの割合は、約１０％上昇したが、６０％を少し超えたところで頭打ち^(注)。
- ・ 養育費の取決めがされていない原因としては、養育費の分担に関する法的な知識が不足している場合、ＤＶ等が原因で相手と関わりたくなないと考えている場合等があると考えられる。

(注) 養育費の分担について「取決めをしている」にチェックが付けられたものの割合

H24.4	～ H24.6	49%	H25.4	～ H25.6	59%	H26.4	～ H26.6	61%
H24.7	～ H24.9	55%	H25.7	～ H25.9	60%	H26.7	～ H26.9	61%
H24.10	～ H24.12	58%	H25.10	～ H25.12	61%	H26.10	～ H26.12	62%
H25.1	～ H25.3	60%	H26.1	～ H26.3	62%	H27.1	～ H27.3	62%

養育費の取決めを促進するための施策を更に検討する必要がある。

財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正 (中期的課題)

概要

債務名義を有する債権者等が、強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報をより得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

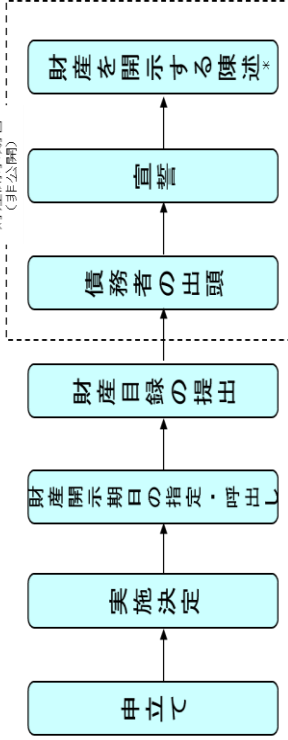
これまでの取組

平成15年の民事執行法改正の内容

- 養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分（将来分）についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができる旨の特例が設けられた。
- 民事執行法では、標準的な世帯の必要生計費を考慮して、給料等については、その4分の3に相当する部分を差し押さえることとはできないこととされており、養育費の支払を求めるために給料等を差し押さえる場合には、差し押さえることができない範囲を4分の3から2分の1に縮小する旨の特例が設けられた。
- 勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者の財産に関する情報を得ることができるよう、財産開示制度（注）が創設された。
- ・ 財産開示制度に対しては、その導入後約10年を経過した現在、財産開示手続を実施するための要件が厳格すぎる、債務者が財産開示手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が乏しい等の批判がある。
- ・ 財産開示制度のみでは不十分であり、金融機関に対し債務者の預金の有無及び預金額の照会をすることができる第三者照会の制度を新たに導入すべきとの意見もある。

養育費の履行を確保するための施策を更に検討する必要がある。

(注) 財産開示制度について



財産開示の申立て件数(全国)

財産開示 (新受件数)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全地裁総数	789	663	884	893	1,207	1,124	1,085	979

*・虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。
・申立人は、期日に出頭し、債務者に対し、質問をすることができる。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

現状

- 生活の維持のために必要な費用、子供の進学等に必要なる費用等に充てるための資金を貸付
- 返済の負担に配慮し、子供の進学等に要する費用の貸付は無利子で長期の返済期間（20年以内）を設定。（他の資金は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1.5%、返済期間は一定の据置期間の後、3年～20年に設定）

貸付金の種類（計12種類）

- 【子供の進学等に要する資金】
修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金
- 【生活のための資金】 生活資金
- 【親の就業等に関する資金】
技能習得資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金
- 【その他生活に関連する資金】
医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

貸付実績（平成25年度）

- ・母子福祉資金貸付金 207億3717万円（41282件）
 - ・寡婦福祉資金貸付金 5億8882万円（989件）
- ※約9割が子供の進学等に要する資金の貸付
（注）父子福祉資金貸付金は平成26年10月創設

課題

- 貸付金制度について、ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとする必要がある。



対応

※平成28年4月から実施

- 返済の負担に配慮し、ひとり親家庭に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を以下のとおり引き下げる。
 - ・年利1.5%→1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

現状と課題

- 就労家庭が保育所等を利用しやすい環境を実現する。
- 多子世帯は、特にその保育料負担を支援する必要がある。

対応

- 年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。
- 年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

※多子世帯の場合の例示

(現行)

(5歳)	第1子の扱い		保育料 満額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第2子の扱い		保育料 半額
(1歳)			
(0歳)			

(改正)

年収約360万円未満世帯 年齢制限撤廃			
(5歳)	第1子扱い		保育料 半額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第3子		無償
(1歳)			
(0歳)			

※多子計算に係る年齢制限を撤廃

日常生活支援事業の充実

現状

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う。

課題

- 定期的な利用は本事業の対象外としており、利用者から使いにくいとの指摘がある。
- ひとり親家庭に派遣する支援員（ヘルパー）の確保が困難との指摘がある。

＜利用料（1時間当たり）＞

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円



対応

※平成28年4月から実施

- 安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、**未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。**
- **ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。**

シヨートステイ・トワイライステイの充実

現状

○ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（シヨートステイ）事業、夜間養護等（トワイライステイ）事業を実施。（ひとり親家庭以外の利用も可能）

短期入所生活援助（シヨートステイ）事業		事業	
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	614か所	651か所	671か所
			平成25年度
			678か所

夜間養護等（トワイライステイ）事業		事業	
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	329か所	354か所	358か所
			平成25年度
			364か所

課題

○ひとり親家庭において、仕事と子育ての両立を図るためには、夜間・休日などに子供を預かる子育て支援サービスの充実が必要。



対応

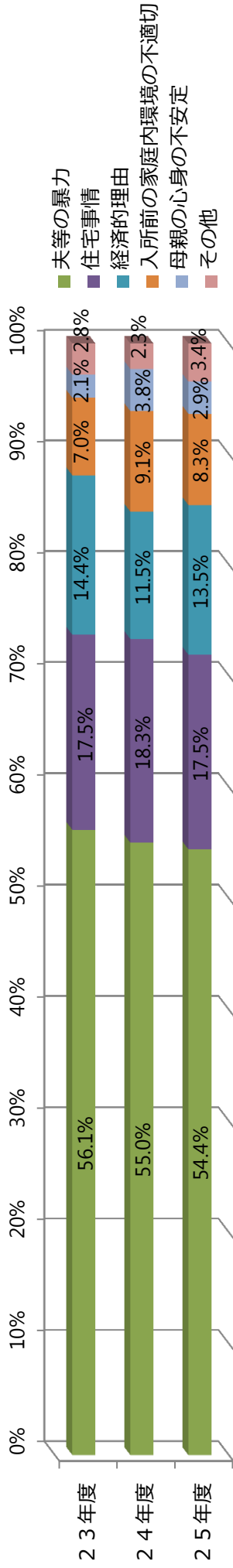
- シヨートステイ・トワイライステイの利用の拡大を図る。
- 子どもの生活・学習支援事業に関する取組との連携など、好事例を示しつつ、積極的な活用を自治体に求める。

母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

生活を応援

現状

- 母子生活支援施設は、母子家庭の母及び子を入所させて保護し、自立に向け、生活を支援する施設。施設数は247か所で、3542世帯が利用（平成26年10月時点。定員は4936世帯）
- 居室、集会・学習室等があり、母子支援員、保育士、少年指導員、調理員等、嘱託医が配置。
- DV被害を理由とする入所が5割を超えており、住宅事情や経済的理由による入所も約3割を占める。



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」（※平成25年度）

課題

- DV被害者の入所が約半数を占め、虐待児の増加も見られることから、自立を支援するための機能・役割の充実・強化が必要。
- 関係機関との連携を強化し、母子の抱える課題や状況の違いを理解した、早期・集中的な支援を実施していくことが必要。
- 母子生活支援施設が有する機能を活用し、地域の支援拠点として活用していくことが必要。



対応

- 母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用。
 - ・親の生活支援事業の実施
 - ・子どもの生活・学習支援事業の実施
 - ・就業支援専門員の配置
 - ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
- ・母子・父子自立支援員等の関係者との情報共有

児童家庭支援センターの相談機能の強化

現状

- 児童家庭支援センターは、以下のような子どもの養育全般にわたる相談対応業務を担う重要な機関
 - ① 地域・家庭からの相談対応 ② 市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助の実施
 - ③ 都道府県又は児童相談所からの受託による指導 ④ 里親等への支援 ⑤ 関係機関との連携・連絡調整

【設置か所数の推移】

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置か所数	82	87	92	98	104

課題

- 子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって、役割が不明瞭となっている。
- 継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。



対応

- 相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大する。
- 児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。

生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

現状

○困難を抱える世帯に対する子どもへの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金、国の教育ローン、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されている。

課題

○教育支援資金（生活福祉資金）については、主として他の貸付制度（ひとり親を対象とした母子父子寡婦福祉資金貸付金など）を利用できない低所得世帯（二人親で多子の貧困世帯）への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが授業料等の多寡により進学先の選択肢を狭める等、経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要がある。

対応

※平成27年度補正予算において実施

○現行の貸付限度額について、特に必要と認める場合に限り、1.5倍の額まで貸付可能とする。

例) 教育支援費 大学の場合：月額65,000円 → 97,500円

○延滞利子の引き下げ：（現行）年10.75% → 年5%

○卒業後に就職できない、または就職したが十分な収入を得られていない場合に、償還計画の見直しを行う。

○市町村民税非課税程度とされている貸付対象世帯の基準について、多子世帯等の場合には、その世帯の経済状況を十分に勘案した対応とする。

沖縄における居場所づくりと支援員の配置

生活を応援

現状

○沖縄の子供を取り巻く環境は、1人当たりの県民所得が全国最下位であり、母子世帯の出現率が全国1位であることなど、全国と比較して特に深刻な状況である。

参考データ

1人当たり県民所得－47位	完全失業率－1位	非正規の職員・従業員率－47位	母子世帯出現率－1位
離婚率－1位	高校進学率－47位	高校中退率－1位	大学等進学率－47位
若年無業者数－1位	不良行為少年補導数－1位	若年（15～19歳）出生数－1位	

課題

- 沖縄においては、保護者が就労等により夜間家にいないことが多く、昼間も全国に比べて高額な放課後児童クラブの利用料を支払えないため、日中及び夜間の子供の居場所の確保が急務であるとの指摘がある。
- 沖縄においては、生活保護等の行政の支援から取り残されている世帯が多いのではないかととの指摘がある。



対応

○全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業を、**モデル的・集中的に実施**する。

居場所づくり

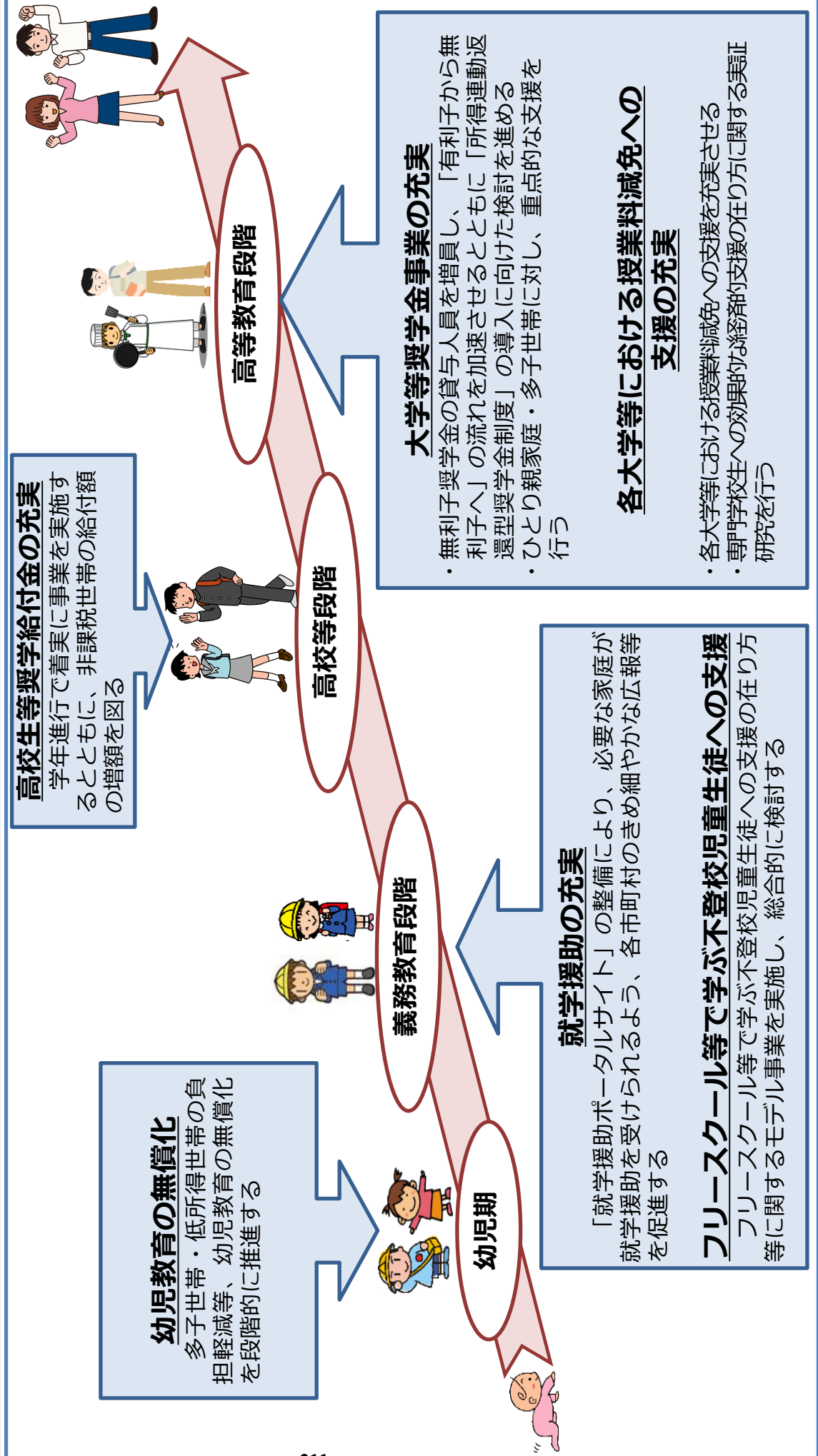
- 市町村において、子供の居場所を提供するNPO等を支援する。居場所では、地域の実情に応じ、**食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援**を行うとともに、年に数回程度、**キャリア形成等の支援**を行う。
- ・地域の実情に応じ、深夜まで開所することも想定。
 - ・ひとり親世帯の子供に限定せず、居場所を必要とする子供を対象とする。

支援員の配置

市町村において、「子供の貧困対策支援員」を配置する。支援員は、子供の貧困に関する**各地域の現状を把握**し、学校や学習支援施設、居場所づくりを担うNPO等との**情報共有**や、子供を**支援につなげるための調整**を行う。また、支援員は、居場所の担い手を確保するなど、**新たな子供の居場所づくりの準備等**を行う。

概要

貧困の連鎖を防止するため、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減により、ひとり親家庭の子どもが、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保する。



困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援（イメージ）

生活を応援

学びを応援

○ひとり親家庭向けの施策は、ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援することにより、子どもの健全育成を図るための取組を実施。

○生活困窮者自立支援制度は、生活困窮からの脱却を主眼に自立のための包括的な支援を実施。

⇒両者が役割分担しながら対応することで、**小学校等から高校生まで、切れ目のない学習等の支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止の強化を図る。**

就学前

小学校

中学校

高校

大学

ひとり親家庭の子供等の支援

【ポイント】 親との離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添った子どもの健全育成。

【対象の考え方】 就学前、小学生は本施策で対応、高校中退後の支援も実施。

【強化すべき分野】 家に一人でいることが多い子どもの食事の提供も含めた居場所の確保。

就学前の支援

家事援助等の
ヘルパー派遣

強化

子どもの生活・学習支援

放課後児童クラブ終了後等の生活習慣の習得・学習支援

強化

高校中退者への支援

高等学校卒業程度認定試験の
合格支援

強化

生活困窮者自立支援制度

【ポイント】 将来の自立に向けた包括的な支援。

【対象の考え方】 高校卒業が自立のための一つの大きなポイントになることから、中学生を中心に支援。

【強化すべき分野】 高校中退防止と、家庭状況により複雑な課題を抱えるなどにより、支援が必要だが事業に参加できない子どもの把握、併せて親への支援につなげるための家庭訪問の強化。

子どもの学習支援（※）

（※）制度施行により大幅な支援拡充

強化

高校中退防止の 取組を強化

強化

家庭訪問の強化

生活福祉資金（教育支援資金）（拡充）

* 学習支援については上記の他に、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援を新たに実施する。

現状

○学歴別、年齢層別の貧困率でみると、特に若年層においては「中卒者（高校中退含む）」の貧困リスクが非常に高い。

○生活保護受給者の高校中退率5.3%、一般世帯の高校中退率1.5%

⇒3.5倍（H24実績）

○一方で、モデル事業等において、高校生を対象として実施している自治体は全体の1／5程度

○子どもは人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子が存在する。生活困窮者自立支援制度が施行されたばかりで十分に浸透していないため、生活困窮者が自ら相談窓口に行くことが難しい。

○教育支援資金（生活福祉資金）において、主として他の貸付制度を利用出来ない低所得世帯への進学費用の支援を行っている。

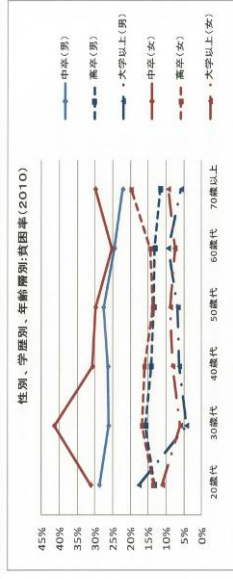
課題

○高校進学が就労を含む自立のポイントとなるが、学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。

○支援が必要な子どもにも支援を提供し、子どもの自立に資するとともに親の支援につなげる必要。

○経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要。

学歴が貧困率に与える影響



※平成22年国民生活基礎調査(特別集計)
 ・学歴別、年齢層別の貧困率でみると、特に若年層においては「中卒(高校中退を含む)」の貧困リスクが非常に高い。
 ・学歴プレミアムは貧困リスクの差という形で一生つきまとう
 出所：FV研究所「学力と貧困」調査報告書、東京大学「学力と貧困」調査報告書、東京大学「学力と貧困」調査報告書、2011.12.20

対応

※平成28年4月から実施

○学習支援事業について、高校中退防止の取組強化。

○また、支援が必要な子どもにも支援が届くよう、家庭訪問の強化。

○教育支援資金（生活福祉資金）について、貸付上限額の引き上げなど、制度の拡充。



中学生等を対象とした地域住民の協力やICTの活用等による学習支援 (地域未来塾)

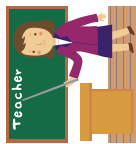
学びを応援

概要

- 中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施。
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等への学習支援を実施。
- 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点からの支援が可能。



* 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
* 高等学校等進学率の改善や学力向上



学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

全生徒を対象とした学習支援の事例

【東京都内のある中学校の取組】 ※学校支援地域本部を活用

<放課後学習支援>

- ・対象は中1～3の希望者
- ・年間約80回（学期中の週2回(2時間程度)）
 - * 学校の空き教室を利用、無料
- ・指導員による個別指導と自習
 - * 指導員：教員志望の講師や大学生など



平成31年度末までの目標数

H27年度	2,000 中学校区		
H28年度	3,000 中学校区	新たに高校生 を支援	
H31年度	5,000 中学校区 (50%)	高校生支援 全国展開	

ICTの活用等により、学習支援を一層促進し、可能な限り早期に目標達成

ICTを活用した学習支援（官民協働学習支援プラットフォーム）

概要

- ICT関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築する。
- ICTを活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

<ICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」（イメージ）>

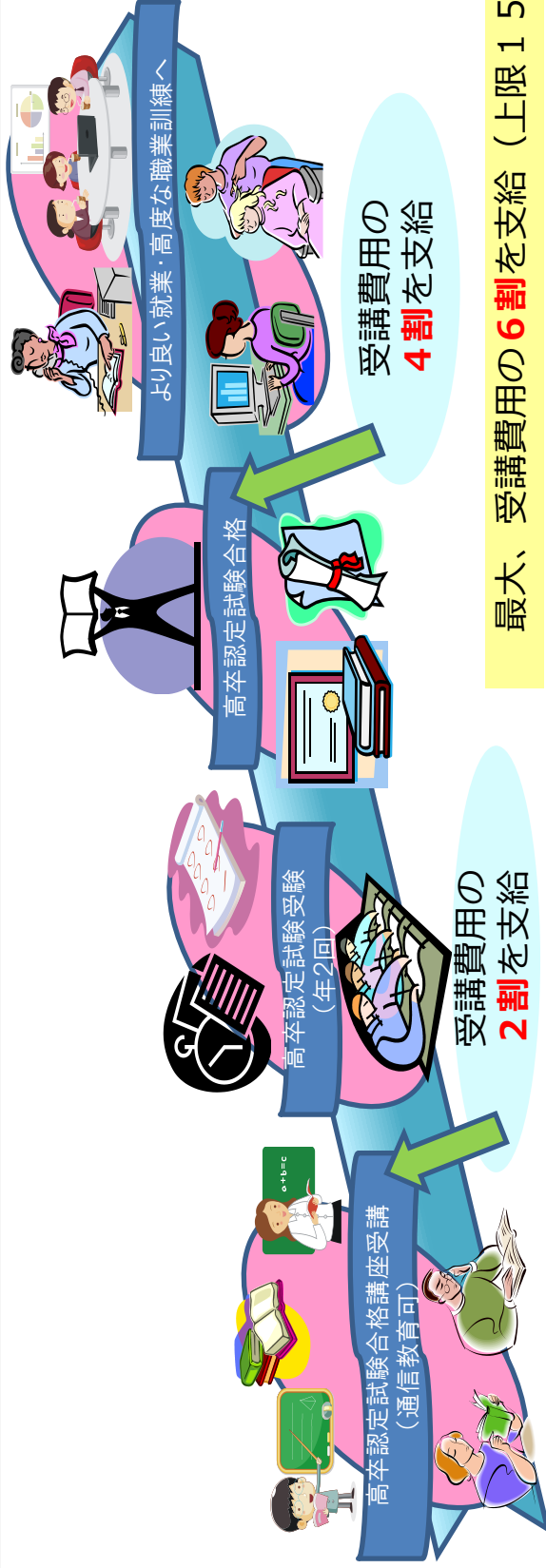


ひとり親家庭の親子の学び直しの支援 ～高等学校卒業程度認定試験の合格支援～

学びを応援

現状

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、平成27年度より、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。



最大、受講費用の6割を支給（上限15万円）

課題

対応

※平成28年4月から実施

- ひとり親家庭の子供の高校中退率等は高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要。
- 既に本事業の対象となっているひとり親家庭の親についても、確実に試験合格につなげていくことが必要

- ひとり親家庭の子供を高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象に追加。
- 親子いずれの場合も学習支援事業と組み合わせて実施可能な仕組みとする。
- e-ラーニングの活用も推奨する。

ひとり親への生活・学習支援の実施

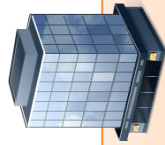
現状

- ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。
- ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

対応

※平成28年度から実施

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理講習会、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。
- ひとり親が生活支援を利用する際には、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。



悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。

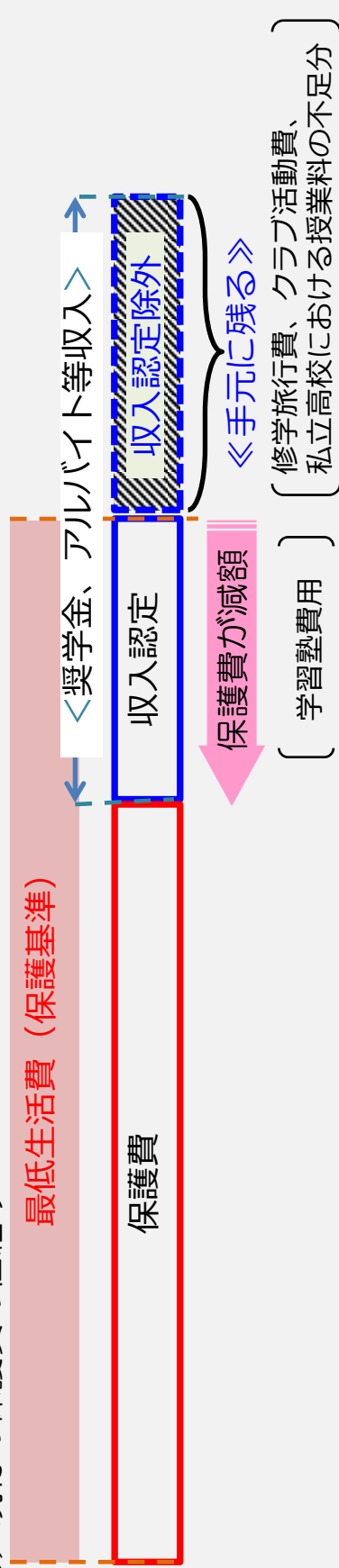


生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

現状

○生活保護受給世帯の子どもに対しては、教育扶助、高等学校等就学費を支給するとともに、自立更生のために当てられる奨学金、アルバイト収入等を収入認定から除外することで支援をしている。

(参考) 現行の保護費の仕組み



課題

- 子どもの貧困の連鎖の解消という観点から、まずは高校進学率上昇、高校中退の防止に取り組むことが重要な課題であり、さらに、大学進学率の向上も視野に取り組むことも必要である。
- 一方、学習塾費用については、現行の運用上、保護費の支給対象及び収入認定除外の対象となっていない。

対応

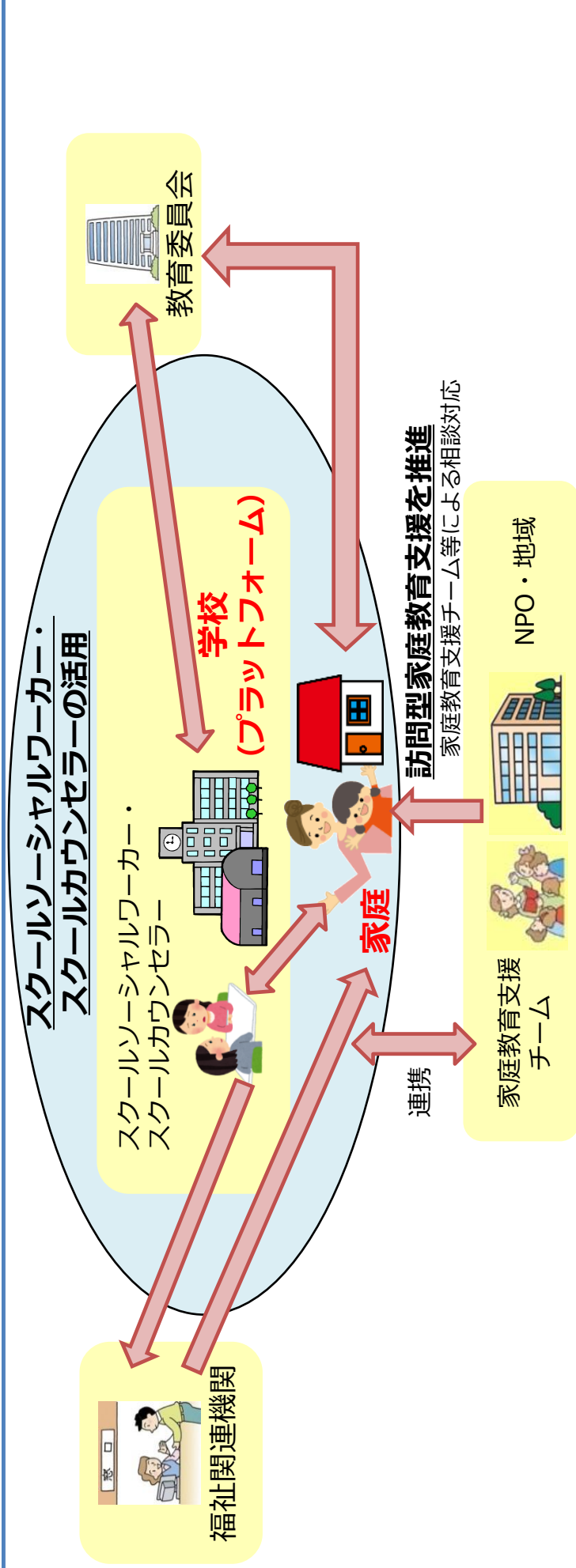
※平成27年10月施行済み (平成27年8月6日通知発出)

- 生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。
- また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

概要

全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図る。



○スクールソーシャルワーカーの活用

- ・学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備
- ・貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

○スクールカウンセラーの活用

児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

○家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進

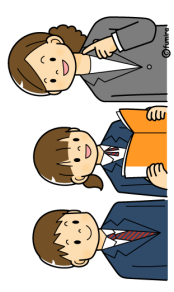
教育環境等の整備（学校における学力保障等）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学校における学力保障等による教育環境等の整備を図る。

○教職員等の指導体制を充実

家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進

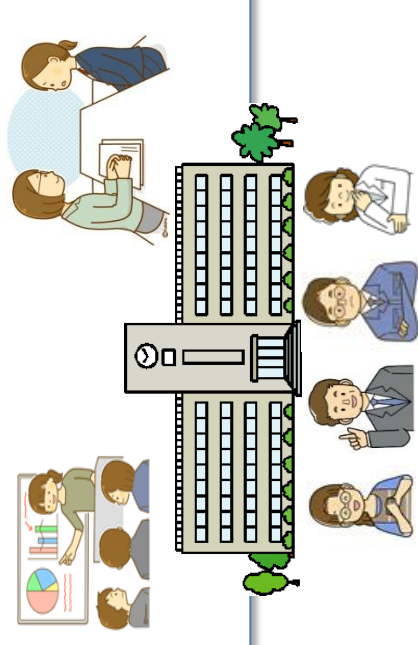


○夜間中学の設置促進

義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学の設置を促進

○サポートスタッフの派遣

公立高等学校等に、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフ（退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター等）の配置充実のための支援を実施



○多様な学習を支援する高等学校への支援

定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する
高等学校への支援を実施

教育環境等の整備（地域と学校の連携・協働による教育力の充実）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、地域と学校の連携・協働による教育力の充実による教育環境等の整備を図る。

○コミュニティ・スクールの導入支援

コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進

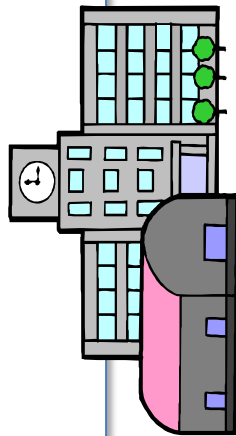


○地域と学校の連携・協働

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備

○放課後子供教室の充実

全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実



青少年の「自立する力」応援プロジェクト

概要

青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、「生活・自立支援キャンプ」、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」による支援を実施する。

青少年の「自立する」力 応援プロジェクト



体験活動のノウハウや全国28の教育施設などを活かすとともに、関係機関と連携して、総合的な取り組みを行う

「生活・自立支援キャンプ」 の実施

ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、国立青少年教育施設において、「生活・自立支援キャンプ」を実施。



生活習慣や自立的行動習慣の
定着

「子どもゆめ基金」による支援

民間団体が、困難な環境にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、従来の「子どもゆめ基金」における支援では対象外とされていた参加者の交通費・宿泊費や飲食代など（自己負担経費）について、支援。



体験活動等への参加に係る
経済的負担の軽減

学生サポーター制度による支援

児童養護施設または母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬（10万円／月）を支給。



学生生活を経済的に支援、
体験活動に関する知識や
技能の習得

UP!

青少年の自立する力

現状

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。
- 対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）
- 支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

高等職業訓練促進給付金の実績（平成25年度）

・ 総支給件数	：	7,875件
・ 資格取得者数	：	3,212人（看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など）
・ 就職者数	：	2,631人（看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など）

課題

- 高等職業訓練促進給付金については、看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。



対応

※平成28年4月から実施

- 高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実させる。
- ・ 支給期間の延長：**2年→3年**
- ・ 対象資格の拡大：**2年以上修学する資格→1年以上修学する資格**（調理師や製菓衛生師も新たに対象）
- ・ **通信制の利用要件の緩和**：本人が仕事をしながら資格取得を目指す場合にも、通信制を利用可

現状・課題

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る必要がある。



対応

※平成27年度補正予算で実施

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

○高等職業訓練促進資金貸付事業を以下のとおり創設する。

- ・対象者：ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者
- ・貸付額：養成機関への入学時 **入学準備金 50万円**

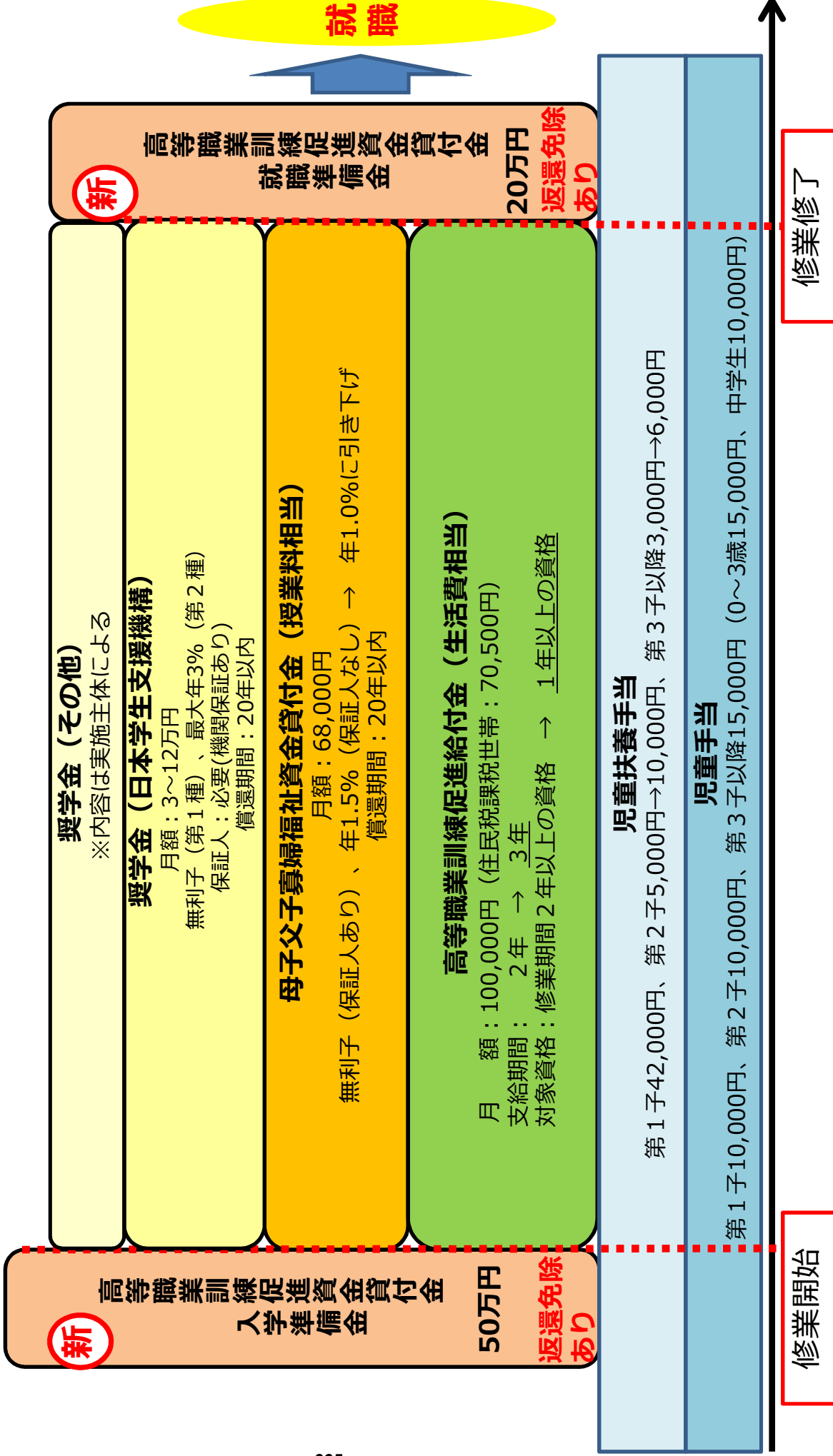
養成機関を修了し、資格取得をした場合 **就職準備金 20万円**

- ・返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、**5年間**その職に従事したときは、**貸付金の返還を免除する**。

ひとり親の資格取得の支援（給付金・貸付金）

仕事を応援

ひとり親に対しては、児童手当や児童扶養手当に加え、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、奨学金の活用が可能であるが、さらに高等職業訓練促進資金貸付金を創設することにより、資格取得を支援。



現状

○教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給（自立支援教育訓練給付金：受講費用の2割、上限10万円）することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

自立支援教育訓練給付金の実績（平成25年度）

- ・支給件数：1,004件
- ・就職件数：675件
- ・対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など（介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等）

課題

○働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとする必要。



対応

※平成28年4月から実施

自立支援教育訓練給付金について、以下のとおり充実する。

- ・訓練受講費用の **2割（上限10万円）を助成→6割（上限20万円）を助成**

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン^①

「出張ハローワーク！」

～地方自治体との連携による就労支援の強化～

現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

課題

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。

対応

※平成27年度より実施

- 児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に、『**出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン**』を実施し、周知用のチラシを自治体からの郵送物に同封してもらう等、集中的に配布。
- 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化**。また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。
- 既存の一体的実施事業の施設で、ひとり親家庭を対象としていない場合には、地方自治体のニーズを踏まえつつ、ひとり親家庭の就労支援に関する事業の追加を検討。

実施結果

- ・ 臨時相談窓口の設置件数 412か所
相談件数 3,217件
(※平成27年8月31日時点)
- ・ 生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口）
： 86市区（161拠点） ※平成27年10月1日時点

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン①

仕事を応援

「出張ハローワーク！」

～地方自治体との連携による就労支援の強化～

○都道府県労働局長に対し、**地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置について重点的に取り組むよう指示**。
また、全国会議において職業安定部長に対し、指示。

○これを受け、各労働局・ハローワークにおいてプレスリリース、リーフレット等を活用して**積極的に周知・広報**。

【取組実施状況】

常設窓口161か所に加え、**臨時相談窓口を412か所設置**。

プレスリリース(例)



Press Release

香川労働局

平成 27 年 7 月 30 日発表

報道関係者各位

“ひとり親全カサポートキャンペーン”を実施します

香川労働局(局長 藤永芳樹)及び香川県内ハローワークでは、ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせ、「ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施します。

キャンペーン期間中は、下記内容にて香川県内ハローワークが市役所及び町役場に臨時窓口を設置する等の取組みを行います。

なお、当該事業における臨時窓口設置については、香川県内で**初めの実施**となり、概要は以下のとおりです。

記

リーフレット(例)

がんばるあなたをハローワークが応援します !!

出張ハローワーク！ ひとり親全カサポートキャンペーン

お住まいの盛岡市に、ハローワーク盛岡の臨時相談窓口を設置します！

普段は忙しくてハローワークに足を向けることができないお父さん、お母さん、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひ足をお運びください。

あなたのお仕事についての悩みを、ハローワークにご相談ください。

- ・仕事を探しているが、見つからない。
- ・今の仕事より、案件のよい仕事を探している。
- ・もう1つ仕事を探している。



○臨時相談窓口開設日時

8月18日(火)、21日(金)、25日(火)、
28日(金)、31日(月)
各日の午前10時～12時、午後1時～3時

窓口案内図

ハローワーク盛岡臨時相談窓口

【盛岡市役所2Fエレベーター前ホール】

児童扶養手当現況届受付窓口

待合ホール

エレベーター

エレベーター

市役所
税務入口

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン② ～マザーズハローワーク事業におけるひとり親支援の体制整備～

現状

- 子ども連れで来所しやすい環境を整備のうえ、担当者制によるきめ細かな職業相談の実施。
- あわせて、地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報を提供。

課題

- 安定した雇用への就労を推進するため、ひとり親に対する就職支援を充実することが必要。

対応

- ひとり親に対して専門的な支援を実施するため、各マザーズハローワークに、ひとり親の就職支援担当の専門相談員を新規配置する（平成28年度 21人（各所1人））とともに、プライバシーに配慮した相談環境を整備する。
- 地方公共団体やひとり親家庭への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施する。
- ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、各マザーズハローワークに職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。（平成28年度 42人（各所2人））

マザーズハローワーク事業の利用実績（平成26年度）

- ・新規求職者数： 219,085人（うち担当者制支援対象者 71,560人）
- ・就職件数： 76,119件（うち担当者制支援対象者 62,611件）



ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン③ ～助成金の活用・拡充～

仕事を応援

現状

- 関係する助成金としては、
- ・試行的な雇入れを経た安定就業を支援する制度として『トライアル雇用奨励金』
- ・就職困難者の雇用をサポートする制度として『特定求職者雇用開発助成金』
- ・非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として『キャリアアップ助成金』がある。

助成金の概要・実績

【概要】

- トライアル雇用奨励金：一定期間（最大3か月）試行雇用した場合に15万円を支給（月額5万円）
- 特定求職者雇用開発助成金：ひとり親などの就職困難者の雇入れ後、最初の半年を第1期として30(25)万円、次の半年を第2期として30(25)万円、合計60(50)万円を支給（括弧書きは中小企業以外の場合の額）
- キャリアアップ助成金
有期契約労働者を正規雇用に転換した場合に50(40)万円＋10万円（ひとり親加算）を助成 等
（平成27年12月時点の助成額(括弧書きは中小企業以外の場合の額)）

【平成26年度支給実績（ひとり親家庭の親の実績）】

- トライアル雇用奨励金： 26人（259万円）
- 特定求職者雇用開発助成金： 36,262件（133.6億円）※第1期及び第2期の支給件数の計
- キャリアアップ助成金： 327人（1.8億円）（正規雇用等転換コースに限る）

課題

- 結婚、育児等で離職し、長期のキャリアブランクがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用（有期雇用）を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効。
- 加えて、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げることが重要。
- また、キャリアアップ助成金の活用による正規雇用転換等も引き続き重要。

対応

- トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。
※平成28年度から実施
- キャリアアップ助成金についても、引き続き活用を促進。

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進①

現状と課題

- 出産・育児等を理由とする離職後の再就職のためには、実践的な職業能力開発への支援が必要
- 特に求職者支援訓練（雇用保険を受給できない求職者が対象）については、受講者の7割を女性が占めており（30代以降の女性のうち約2割がひとり親）、育児等に配慮した職業訓練の拡充が必要

対応

- 求職者支援訓練において、以下のコースを新設する。
 - ・託児サービス支援付きの訓練コース
 - ・1日の訓練時間を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）
- ひとり親に対する訓練受講のあっせんの更なる優遇を実施する。（平成28年1月～）
- より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを新設する。
- 公共職業訓練（主に雇用保険を受給している求職者が対象）において、既に実施している託児サービス支援付きコース及び短時間訓練コースを平成28年4月から拡充する。

求職者支援訓練の概要

- 対象：雇用保険を受給できない求職者
（職業経験が乏しい方、育児で仕事にブランクのある方等）
※ひとり親の方等を、就職困難者としてあてせんにあたって優遇
- 訓練の種類：基礎コース（基礎的能力を習得）、実践コース（基礎～実践的能力を習得）
（実践コースの例）
 - ・介護系（介護福祉サービス科等）・医療事務系（医療・調剤事務科等）等
- 訓練期間：3～6か月



（訓練風景）



（託児サービスの様子）

（参考：公共職業訓練における託児サービス支援の実績）

	設定コース数	託児利用受講者数	申込児童数
平成25年度	266コース	473人	514人
平成26年度	428コース	519人	575人

- ・平成26年度実績（速報値）：受講者数合計：55,002人
うち女性：39,245人（71.4%）
- ・30代女性に占めるひとり親の割合：23.1% ※JILPT制度利用者調査
- ・40代女性に占めるひとり親の割合：26.1% ※JILPT制度利用者調査

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進②

(職業訓練におけるEラーニング等の活用促進)

仕事を応援

現状と課題

- 子育てや働きながら更なるキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、Eラーニングを活用した講座の設定を検討する必要
- 公的職業訓練については、公共職業能力開発施設や民間の教育訓練機関での集合型訓練が原則
- 訓練費用の一定割合（最大6割）を個人に支給する専門実践教育訓練の対象となっている通信制の講座が少ない

対応

- 子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、平成28年4月より公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。
- 専門実践教育訓練について、ひとり親家庭の親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化(平成27年10月)し、対象となる講座を拡充する。（例：看護師資格取得のための通信制の養成課程など）



公的職業訓練におけるEラーニングの試行実施の検討

- Eラーニングは、育児等による時間的制約を抱える求職者の訓練として高い期待があるものの、課題も存在

- ・ 受講状況確認のための技術的工夫が必要
- ・ 受講者のモチベーション維持が必要



Eラーニング固有の課題を整理・検証し、試行を通じて、公的職業訓練への導入可能性を検証

准看護師→看護師のキャリアアップイメージ

- 高等職業訓練促進給付金を活用し、准看護師資格を取得
- ↓
- 准看護師として一定年数活躍
- ↓
- 更なるキャリアアップ
- 専門実践教育訓練給付を活用し、通信制の養成課程を受講し看護師資格を取得

資格取得者のうち、資格が役にたっているとする者の割合
准看護師 96.4%、看護師 87.8%
(全体 60.7%)

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進③

(ジョブ・カードの活用促進等)

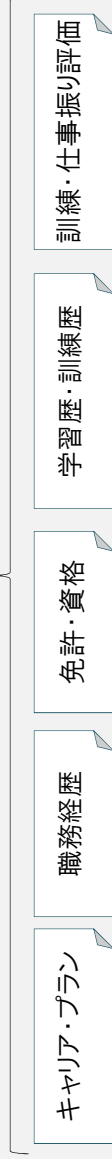
仕事を応援

現状

- 正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援を通じ、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講を促進
- 公的職業訓練において、ジョブ・カードの活用を図るとともに、キャリアコンサルティング等による職業能力証明のツールとして、求職者や在職者、学生等も対象に普及を促進



ジョブ・カード



課題

- ひとり親を含めた求職者等に対する、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援が、充分に進んでいない。
- ジョブ・カードの活用が訓練実施時等の場面に限定されている。



対応

- ジョブ・カードを、生涯を通じた「キャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして継続的に活用
- ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増
- 公的職業訓練において引き続きジョブ・カードを活用
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進
- ひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施

仕事を応援

課題

就業後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのフォローが不十分



プログラム策定による自立後、1年間のアフターケア（定期的な相談の実施等）を行う。

現状と課題

○ 育児休業を取得しつつ第1子出産後も継続就業をしている割合を見ると、正規職員は育児休業取得による継続就業が進んでいる（平成17年～21年で43.1%）ものの、パート・派遣といった非正規雇用労働者は低い水準（平成17年～21年で4.0%）に留まっていることから、非正規雇用労働者の育児休業取得促進を図る必要がある。

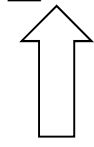
対応

○ 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。

【現行法】

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳以降も雇用継続の見込みがあること
- ③ 2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く

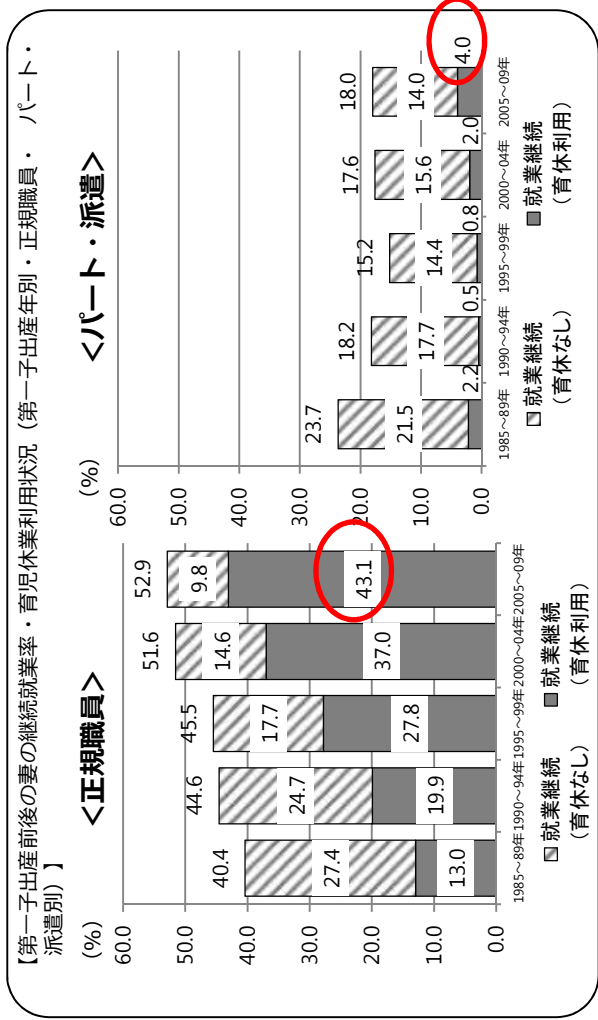
【労働政策審議会雇用均等分科会報告書（案）】
(平成27年12月7日)



【対応】
（現行の②の要件を削除し、③の要件を緩和する。）

②の子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること、という要件について、事業主にとっても労働者にとっても分かりづらいという課題があることから、育児又は介護を理由として雇用関係が終了することを防ぎ、その継続を図ることを目的とする制度であるという育児休業・介護休業制度の趣旨を踏まえつつ、育児休業の取得を促進するため、有期契約労働者の育児休業取得要件については、以下の通り、現行の②の要件を削除し、③の要件を「(ii) 子が1歳6ヶ月に達するまでの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかである者を除く」のように見直すことが適当である。

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳6ヶ月までの間に更新されないことが明らかである者を除く。



公的賃貸住宅等における

子育て世帯の居住の安定の確保

概要

ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、公的賃貸住宅等を活用し、ひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定を図る。

住まいを応援

公的賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保

公営住宅

公営住宅の入居支援

＜対象＞

ひとり親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者

＜施策概要＞

事業主体の判断による、公営住宅への入居者選考における優先的な取扱い、等

UR賃貸住宅

UR賃貸住宅における子育て世帯向け制度

＜対象＞

子育て世帯等

＜施策概要＞

- ・子育て世帯への家賃減額（地優賃制度を活用）
- ・子育て世帯等とそれを支援する世帯が近居する場合における一定期間の家賃減額等

地域優良賃貸住宅

賃貸住宅の整備費

- ・家賃低廉化への支援

＜対象＞

子育て世帯等の各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯

＜施策概要＞

賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃低廉化に対し、国と地方公共団体が協力して支援

公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

民間賃貸住宅における
子育て世帯の
居住の安定の確保

民間賃貸住宅

住宅確保要配慮者
あんしん居住推進事業

＜対象＞

住宅に困窮している低所得の子育て世帯等

＜施策概要＞

居住支援協議会等との連携や管理の下で、空き家等のリフォームやコンバージョンへの支援

公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

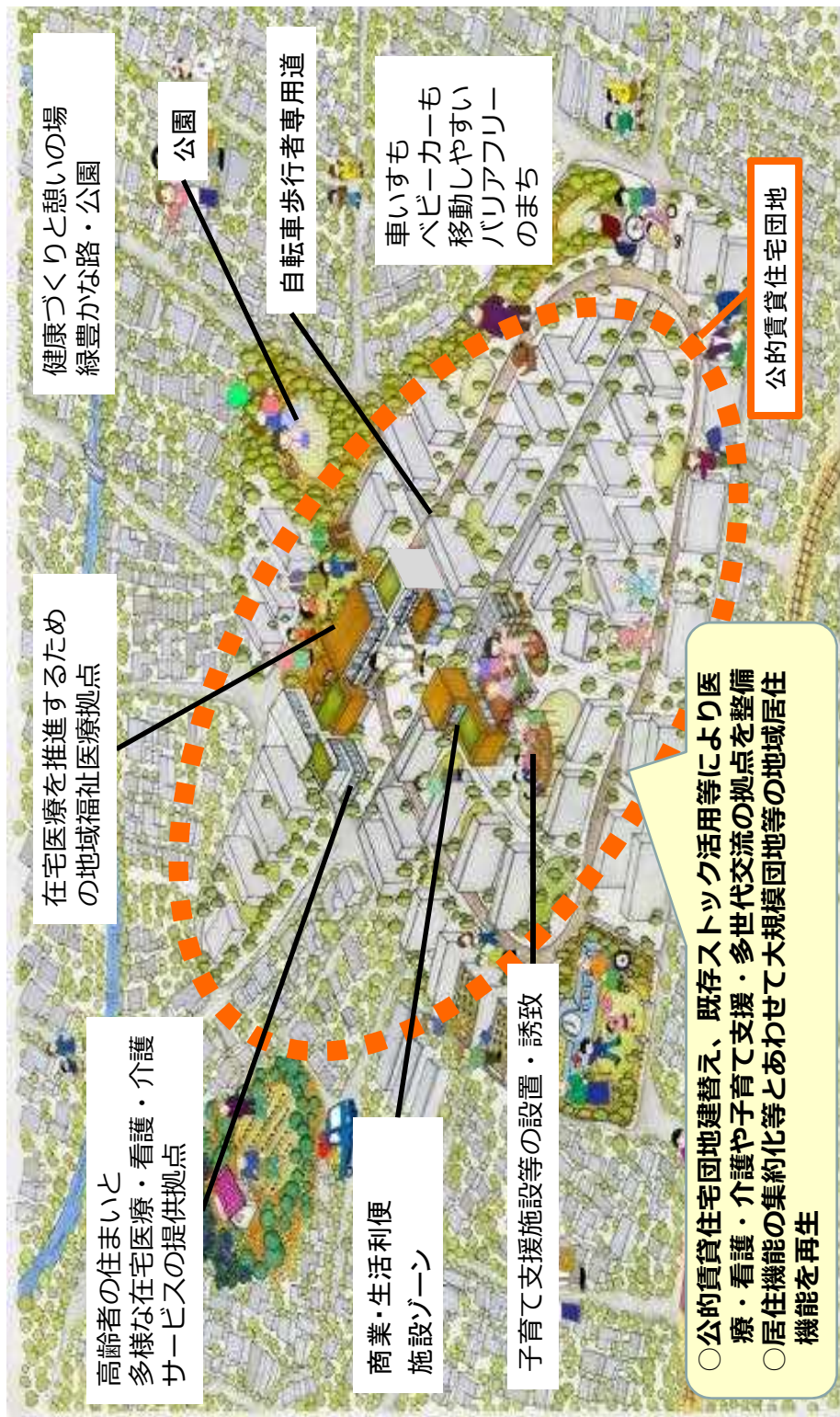
概要

○公的賃貸住宅団地において、医療・介護サービスへのニーズが拡大していると共に、子育て世帯への支援の充実を図る必要があることから、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を通じて多世代が暮らしやすい居住環境の形成を図る。

2020年KPI

- UR団地の医療福祉拠点化(大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成)
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合:25%(2013年度19%)

施策イメージ



公営住宅における優先入居の概要

概要

特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取扱う。

社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯及びその方法について、事業主体向けに技術的助言を講じている。

（「公営住宅管理の適正な執行について」H17.12.26国住総138号住宅局長通知）

（１）優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯

- ① 高齢者世帯
- ② 障害者世帯
- ③ 著しく所得の低い世帯
- ④ 母子世帯、父子世帯
- ⑤ 小さな子どもがいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯
- ⑥ DV被害者世帯
- ⑦ 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯
- ⑧ 中国残留邦人等世帯

（２）優先入居の方法

- ① 倍率優遇方式
抽選における当選率を一般の入居申込者より有利に取扱う方式
- ② 戸数枠設定方式
募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ③ ポイント方式
住宅困窮度の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式

改正の背景

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)

入居者の収入の算定(公営住宅法施行令1条3号)上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。

現行制度の概要(公営住宅の入居者の収入の算定方法)

[世帯の年間所得額 - 世帯の控除額の合計] ÷ 12ヵ月 = 収入月額

※この額に応じ①公営住宅への入居の可否、②家賃額が決まる。

●基本的な取扱い

- ・ 所得税法における収入の考え方と同じ。

(一人につき)

配偶者、扶養親族に係る控除

上記のうち70歳以上の者の控除

障害者控除

特別障害者控除

寡婦控除、寡夫控除

38万円

10万円

27万円

40万円

27万円(所得税法では法律婚のみを対象。)

改正の概要

- ・ 公営住宅法施行令第1条第3号ホを改正し、非婚の母又は父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦(寡夫)控除の対象とする。

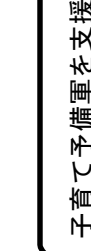
・ 公布日：平成27年10月16日

施行日：平成28年10月1日

住まいを応援

近居割・近居割ワイド

- ## 子育乙世帯等支援制度



1. 地域優良賃貸住宅制度の目的

新婚・子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進するため、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用について支援を行う。

2. 現行制度概要

① 入居対象

下記に掲げる者のうち、原則として収入分位70%(月収38.7万円)以下の者

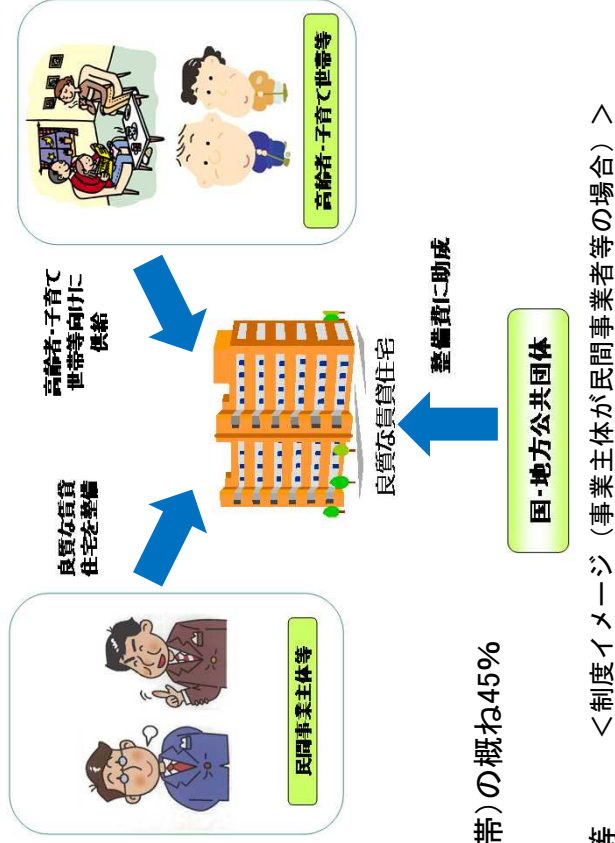
新婚世帯、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯、
地方公共団体が地域住宅計画に掲げる者 等

② 整備に対する国の支援 (社会資本整備総合交付金 等)

- ・事業主体が民間事業者等の場合
⇒ 地方公共団体が助成する費用(住宅の建設・買取費の1/6等)の概ね 45%
- ・事業主体が地方公共団体の場合
⇒ 住宅の整備費の概ね 45%

③ 家賃低廉化に対する国の支援 (社会資本整備総合交付金 等)

- ・地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成をする費用(上限:4万円/月・世帯)の概ね45%
＜対象世帯＞
 - i) 収入分位 0～25%(月収15.8万円以下)の世帯
 - ii) 収入分位 25～40%(月収21.4万円以下)である次の世帯
 - 高齢者世帯、障害者世帯、小学校卒業前の子がいる世帯 等



3. H27年度補正予算・H28年度当初予算における拡充内容

① 子育て世帯等への支援の拡充 ＜H27年度補正予算＞

- ・新婚世帯・子育て世帯(収入分位25～50%)を家賃低廉化支援対象に追加 (H32年度までに新たに入居する場合の时限措置)
- ・三世代同居・近居に活用する場合における入居時の収入算定方法の特例措置
- ・地域優良賃貸住宅(転用型)について、最低管理期間(10年間)を緩和し、地方公共団体が定める期間以上とする

② ひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充 ＜H28年度当初予算＞

- ・ひとり親世帯・多子世帯に係る家賃低廉化支援期間の延長
- ・入居世帯要件の柔軟化(複数のひとり親世帯等のグループ居住への対応)

ひとり親家庭向け賃貸住宅としての 空き家の活用の促進

住まいを応援

現状と課題

ひとり親が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、生活の安定のためには住居の確保支援が必要。

対応

民間賃貸事業者の団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

【ひとり親家庭の住宅の状況】

	母子世帯	父子世帯	全世帯
持ち家	29.8%	66.8%	61.9%
公営住宅	18.1%	4.8%	4.2%
民間	32.6%	15.2%	28.1%

家主への周知内容

母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯は平成22年国勢調査

- 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省の助成制度）を活用して、**空き家の多くなった賃貸住宅を改修し、「ひとり親家庭向け賃貸住宅」としての再利用を促す。**

※ あんしん居住推進事業の補助（1室50万円(戸建住宅等からの用途変更の場合100万円)を上限とし、改修等の費用の1／3を助成）の要件

現行の耐震基準に適合、住居の床面積が原則25㎡以上、住宅設備（台所・浴室等）を有すること、一定のバリアフリー化がなされていること等

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」の入居者は、0歳～小学生の子供を育てている児童扶養手当を受給するひとり親家庭であることなどを想定

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」には、入居者への配慮を求める。

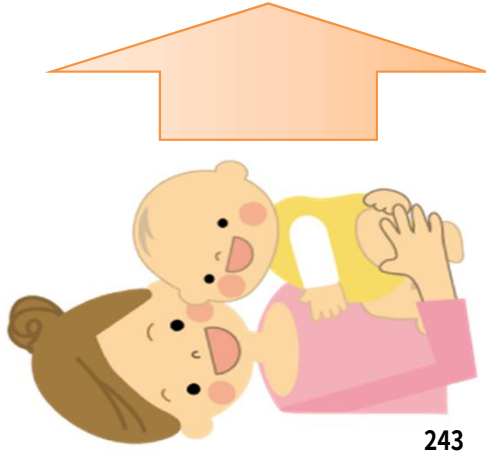
(例) 全住戸のうち1室以上をキッズルームとして入居者に常時公開すること
育児や医療など入居者に必要な情報を常時公開すること など

新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

住まいを応援

現状

ひとり親が家庭や仕事上の理由により転居することを希望する場合に、新たな居住地の候補となる地域の情報入手しやすくすることが必要。



新たな生活場所
を希望

対応



～「移住・交流情報ガーデン」
「全国移住ナビ」を活用した移住相談～
➤ 子育て・生活環境等の移住関連情報

～移住を促進する自治体への支援～
➤ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交
付金(地方創生先行型)(27年度)

浜田市「シングルペアレント介護人材育成事業」
(平成27年度)

ひとり親家庭が、浜田市外から移住し、浜田市内の介護保険サービス事業所で就労研修を行う場合に以下の支援を行う。(支援期間は1年間)

- ・月額15万円を研修体験費用として支給
- ・月額3万円を養育費として支給
- ・中古自動車の無償提供
- ・1年間の研修終了時に、奨励金100万円を支給 等

平成26年度はたらく母子家庭・父子家庭
応援企業表彰 受賞企業

リバー・ゼメックス株式会社(長野県岡谷市)

- ・全従業員(60名)中、母子家庭の母の割合 20.0%
- ・全女性従業員(47名)中、母子家庭の母の割合 25.5%
- ・母子家庭の母の平均勤続年数 6年6ヶ月

○支援情報ポータルサイト(子供の未来応援国民運動ホームページ)において、各自治体におけるひとり親家庭支援施策やＩターン・Ｕターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭を応援する企業の情報を掲載する。

○「移住・交流情報ガーデン」や「全国移住ナビ」を活用し、子育て・生活環境等の移住関連情報の提供を行う。

○ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(27年度)」、「新型交付金(28年度)」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

概要

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。
- ※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を生活困窮者自立支援法における福祉事務所設置自治体の必須事業として制度化。（国庫負担 3 / 4）

住居確保給付金の概要

- 支給対象者
 - 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
 - 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
 - ハローワークに求職の申し込みをしていること
 - 国の雇用施策による給付等を受けていないこと
- 支給要件
 - ① 収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
 - ② 資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
 - ③ 就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等
- 支給額
賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）
- 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実にを行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至る前の段階のセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

「子供の未来応援国民運動」の推進

趣旨・目的

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならず、子供たちと我が国の未来をより一層輝かしいものとするため、国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指す。

平成27年4月2日 総理及び関係各大臣をはじめ、官公民、様々な立場の方々が一堂に会した「発起人集会」を開催し、趣意書を採択。

国民運動事業の展開

- 支援情報の一元的な集約・提供
 - ・ 各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備
- 支援活動と支援二ーズのマッチング事業
 - ・ 企業・団体がを行っている支援活動と地域における様々な支援二ーズとをマッチング
- 地域における交流・連携事業の展開
 - ・ 地域の実情を踏まえた関係者の顔の見える交流・連携の推進
- 民間資金による基金創設
- 国民運動の推進主体となる事務局の設置
 - ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に設置



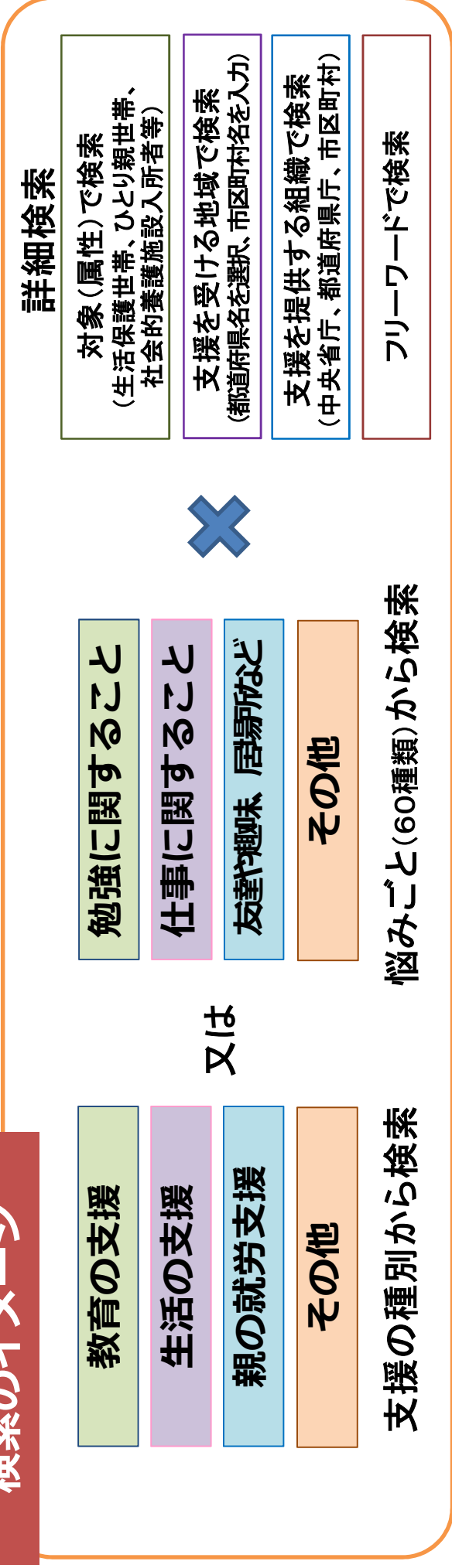
「支援情報ポータルサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

社会全体で応援

概要

ひとり親家庭に対する支援施策を含め、国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策（支援情報）を一元的に集約した上で、支援の種類等によって検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備し、支援者及び当事者へ情報提供を図る。

検索のイメージ



支援情報（施策名、担当窓口、連絡先）が表示される ⇒ 更に詳細な情報も表示可能

※ 国、都道府県、政令市の支援情報は開設時（平成27年10月）から掲載（市区町村の支援情報も平成28年4月から掲載）。なお、民間団体等の支援情報は順次追加を図り、それぞれ情報量を充実させる。

「支援活動と支援ニーズとのマッチングサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

社会全体で応援

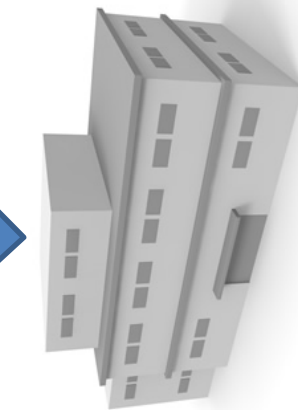
概要

CSR活動を行う企業等の支援リソースと、NPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるようにすることで、マッチングさせる仕組みを構築する。

企業理念に沿った
CSR活動等と連携できる
NPO等はあるだろうか？

企業等

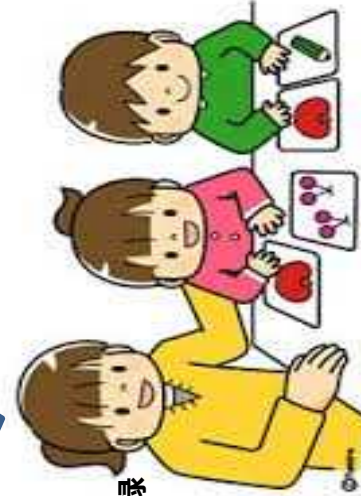
NPO
等



※提供できるリソースの登録
貧困家庭の子供等を支援している
NPO等の検索・情報収集

マッチング

※希望する支援内容等の登録
CSR活動を行う企業等
の検索・情報収集



貧困家庭の子供等を
支援しているNPO等

CSR活動を行う企業等

相互に連絡を取り合い、調整を図る



マッチングの成功

※登録にあたっては、登録企業、NPO等の信頼性の確保のため、遵守すべき事項を定めた利用規約への同意を条件とする。

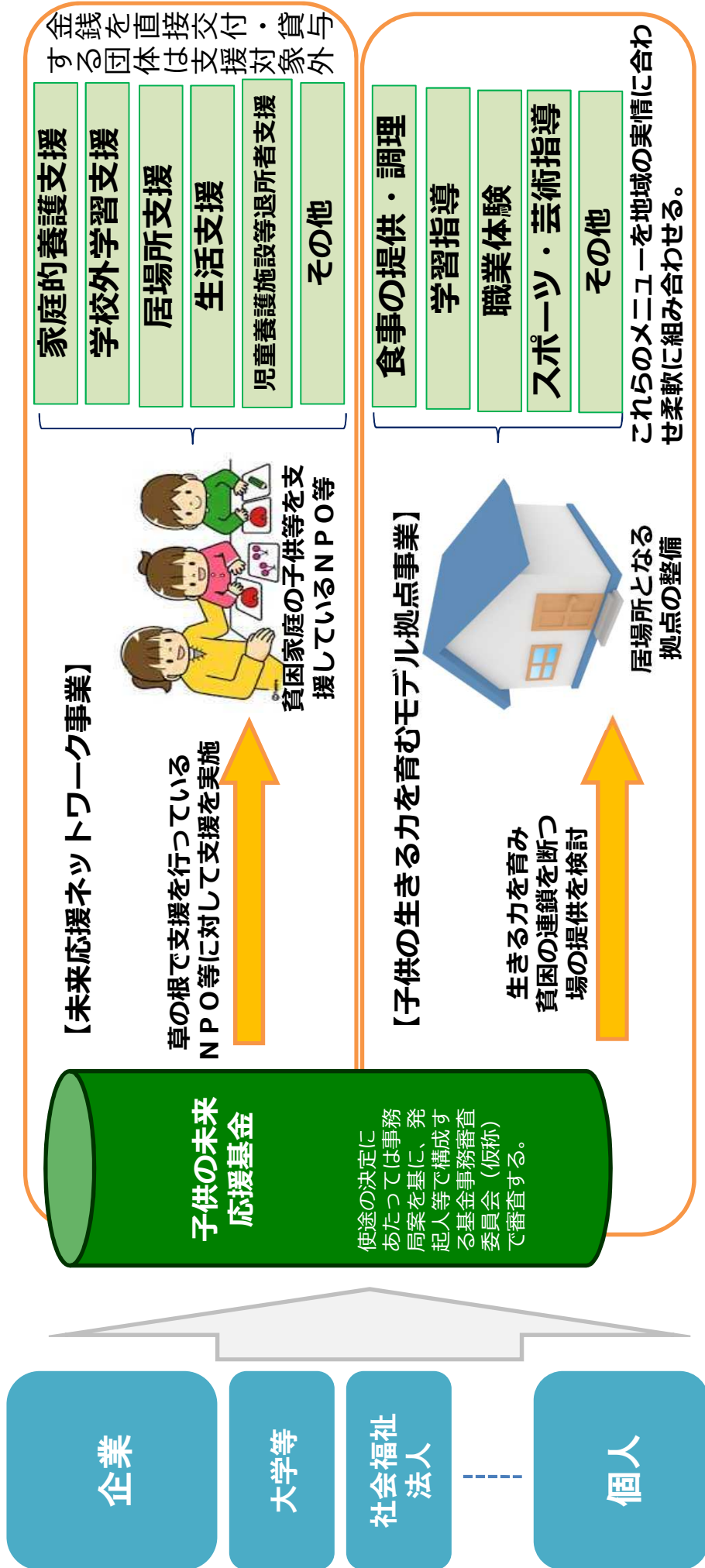
マッチングが成功した場合は、その具体的な内容について、その後の展開も含めて登録することとし、マッチングを希望する他の企業、NPO等の参考にしてもらうこととする。

民間資金による「子供の未来応援基金」の創設

社会全体で応援

概要

子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるとの考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、「未来応援ネットワーク」事業等を実施する。



子供の未来応援地域ネットワーク支援事業 (地域子供の未来応援交付金)

社会全体で応援

概要

「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つながり」、教育と福祉を「つながり」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設する。

事業の具体的内容

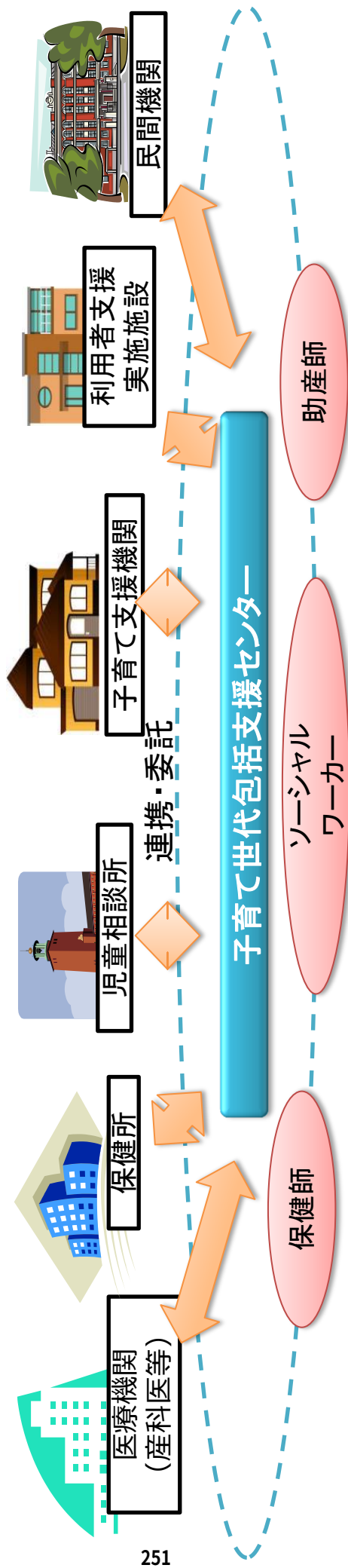
- (1) 各自治体における、貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援二一ズの調査・分析、支援のために整備すべき地域の資源の把握、具体的・定量的な支援体制の整備計画の策定を支援する。
- (2) 当該計画に従った体制整備のため、上記「3つのつながり」を実現することができる人材（コーディネーター）を発掘し、関係者間の実のある協力関係を構築することを、上記の支援と併せ、実施する。
- (3) 上記のいずれも実施した自治体が、国民運動の展開に合わせ、「子供の未来応援基金」とも連動し、県民・市民運動を展開して協力体制を形成しつつ、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を実施する場合に、これを支援する。

児童虐待防止対策強化プロジェクト

(参考資料)

現状

- 現状、妊娠から子育て期にわたる支援については様々な機関が個々に行っている。
- 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目ない支援を実施するため、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の全国展開を目指している。
- 子育て世代包括支援センターにおいては、妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施。



課題

- 関係機関等において支援を要する妊産婦等の情報を共有することが必要。
- 低所得の妊婦や望まない妊娠、若年者の妊娠等について相談を受けた場合等、適切な連携をすることが必要。

対応

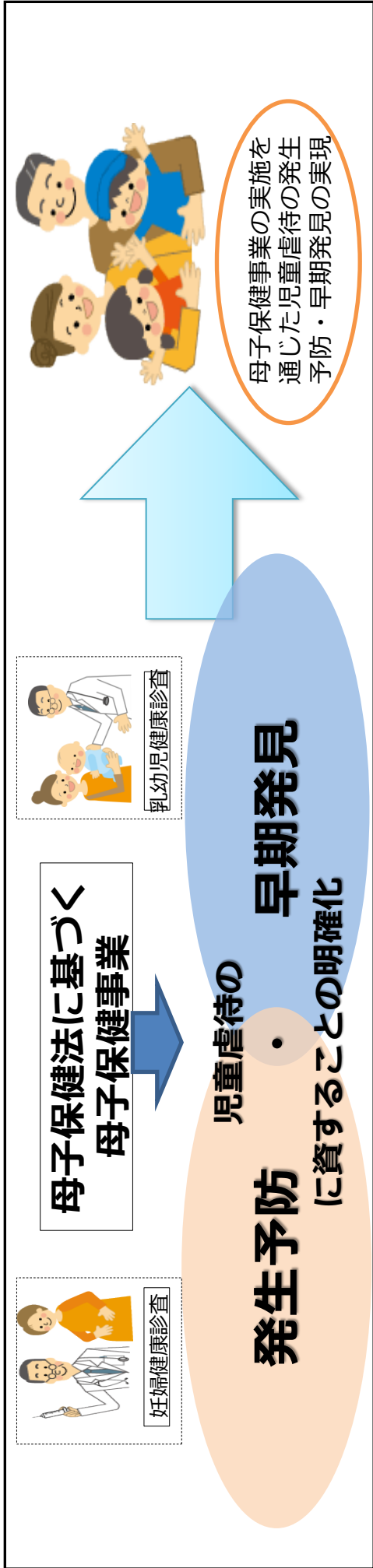
- 子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図る。
- 妊産婦等の状況に応じて必要な支援機関に接続し、虐待予防につなげる。

※ 関係機関等において支援を要する妊婦の情報について共有し、低所得の妊婦に対し助産施設の周知を行うとともに、必要に応じて、児童相談所と連携して、特別養子縁組につながるなど、必要な支援機関に接続する。

母子保健事業との連携強化

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



課題

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。

対応

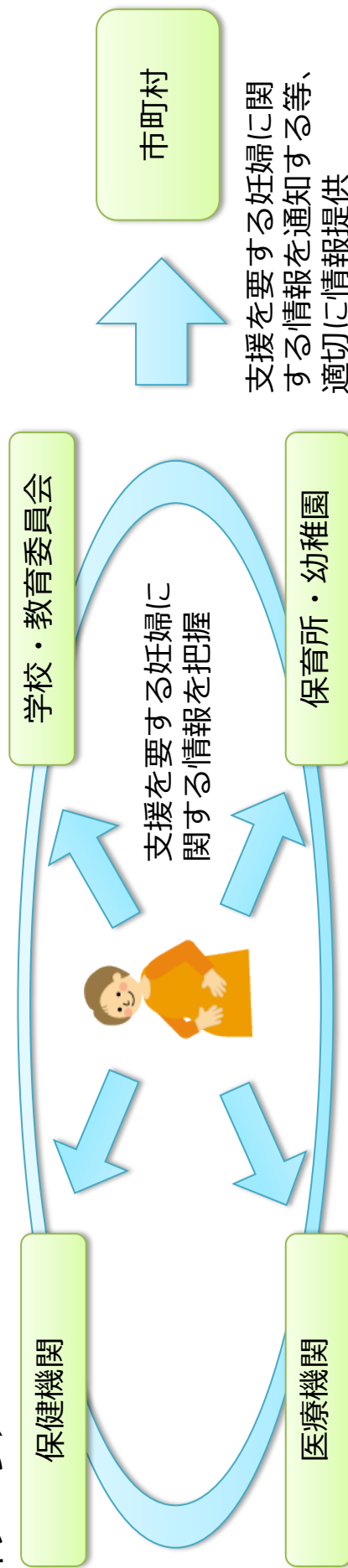
- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることとに留意するよう、母子保健法において明確化する。

支援を要する妊婦の情報の確実な把握等

現状

- 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことを特定妊婦といい、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会の対象となっている。
- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は16.8%を占める。
- 0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が70.4%。

＜イメージ＞



課題

- 死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えている、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。
- 支援を要する妊婦を把握しやすい機関が、虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが必要。

対応

- 支援を要すると思われる妊婦を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

子育て家庭へのアウトリーチ支援

現状

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育相談・助言を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施。
- 養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行う養育支援訪問事業を実施。
- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業を実施。また、子育て中の保護者等が子育てサービスを利用できるように、情報提供や相談助言、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業を実施。

<イメージ>



課題

- 様々な事情により、地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在。

対応

- 乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施。養育支援訪問事業についても、全ての市町村における実施を目指す。
- 訪問型家庭教育支援の推進。
- 地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援の活用。

助産施設の更なる周知

現状

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は16.8%を占める。
- 0日・0ヶ月児死亡事例をみると、医療機関で出産した事例は8.8%にとどまり、医療機関外での出産が大半。
- 経済的な理由により入院して出産することができない妊婦は、都道府県・市・福祉事務所設置町村に申し出ることによって助産施設で入院・出産できる制度（助産制度）があるが、助産制度を知らないため、出産に要する費用負担を懸念して、医療機関での受診をためらう事例もある。

<イメージ>



助産制度 の周知



出産費用の負担を懸念



(助産施設)



都道府県等に申し込み

課題

- 妊娠を抱え込まず出産しやすい環境づくりを行っていくことが重要。
- 低所得の妊婦が受診し医療機関が接点を持つことで、その後の支援につなげていくことが重要。

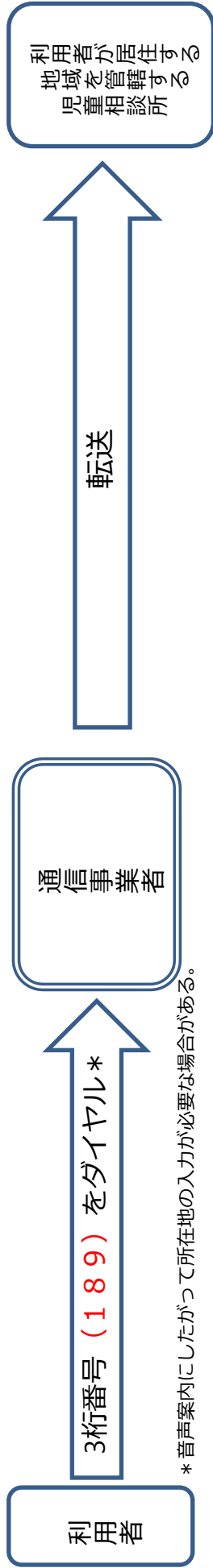
対応

- 助産制度を周知することで、助産制度の利用を促す。

児童相談所全国共通ダイヤルの更なる周知

現状

- 平成21年10月から開始した児童相談所全国共通ダイヤルをこれまでの10桁（0570-064-000）から覚えやすい3桁の番号(189)にし、平成27年7月1日から運用開始。



【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
 - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話等から発信した場合
 - ・ ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号（7桁）を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

課題

- 広報活動を行ったものの、「189」をまだ知らない方がいる。

対応

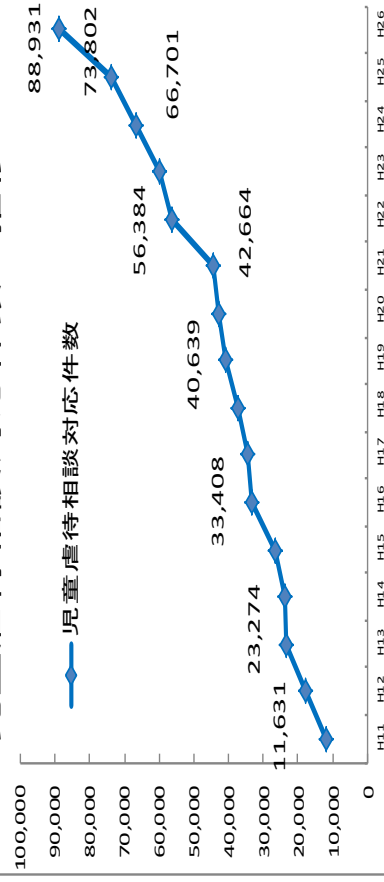
- 児童虐待防止対策推進月間等における更なる広報活動を行う。

児童相談所の体制強化

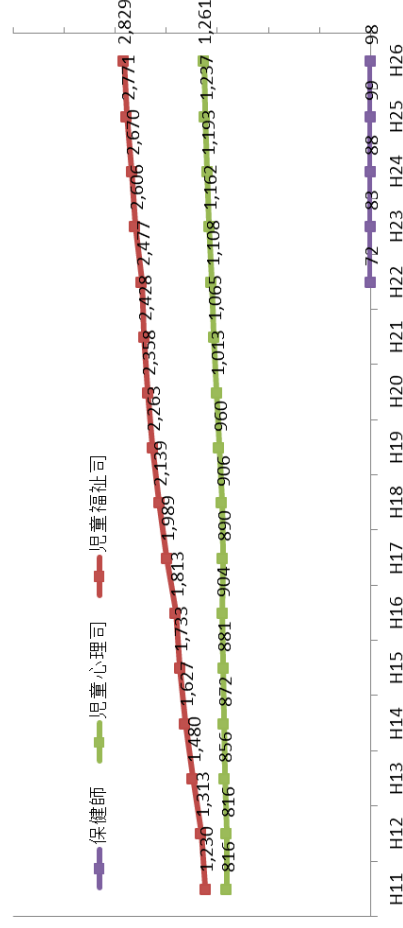
現状

- 平成26年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成11年度に比べて約7.6倍。
- 一方、児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍。
- 心理面に配慮することが必要な相談、発達に関する相談、法的知識を要する相談など、専門的な知識や技術を必要とするケースの増加。

児童虐待相談対応件数の推移



児童福祉司、児童心理司、保健師の推移



課題

- 増加傾向にある児童虐待に係る相談対応に對して迅速かつ的確に対応する必要。
- そのため、業務量に見合った児童相談の体制整備及び専門性を確保することが必要。

対応

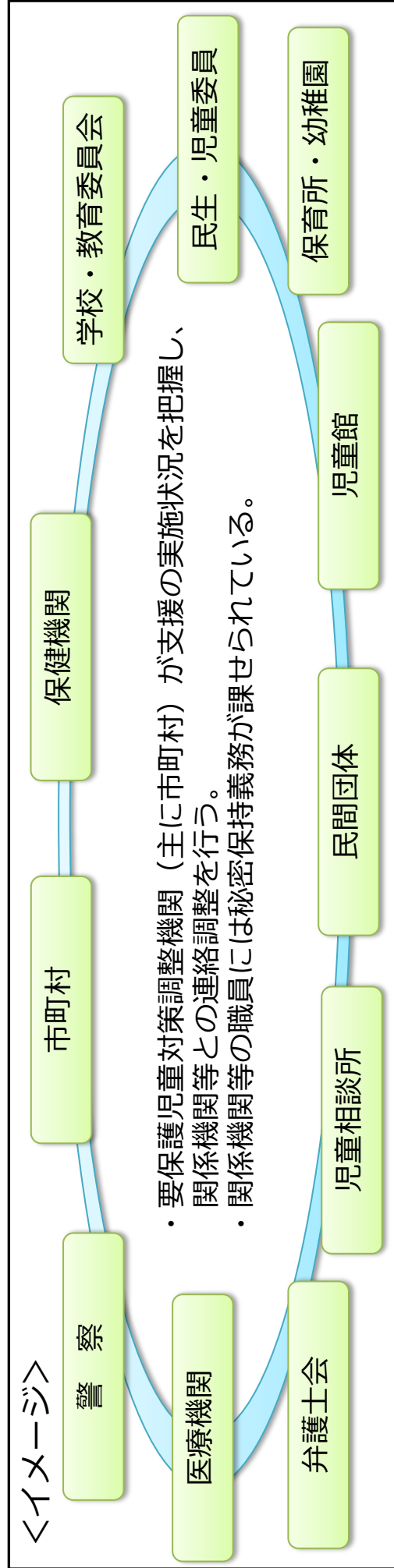
- 児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するため、「児童相談所体制強化プラン（仮称）」を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利を養護する観点等からの弁護士等の活用等を行う。

要保護児童対策地域協議会の設置

現状

- 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護や要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めるものとされている。
- 協議会は、要保護児童の適切な保護等を図るために必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。

<イメージ>



課題

- 依然として要保護児童対策地域協議会を未設置の市町村がある。
 ※全国1,741市町村中、1,731市町村が設置（99.4%）
 （平成27年6月1日現在）



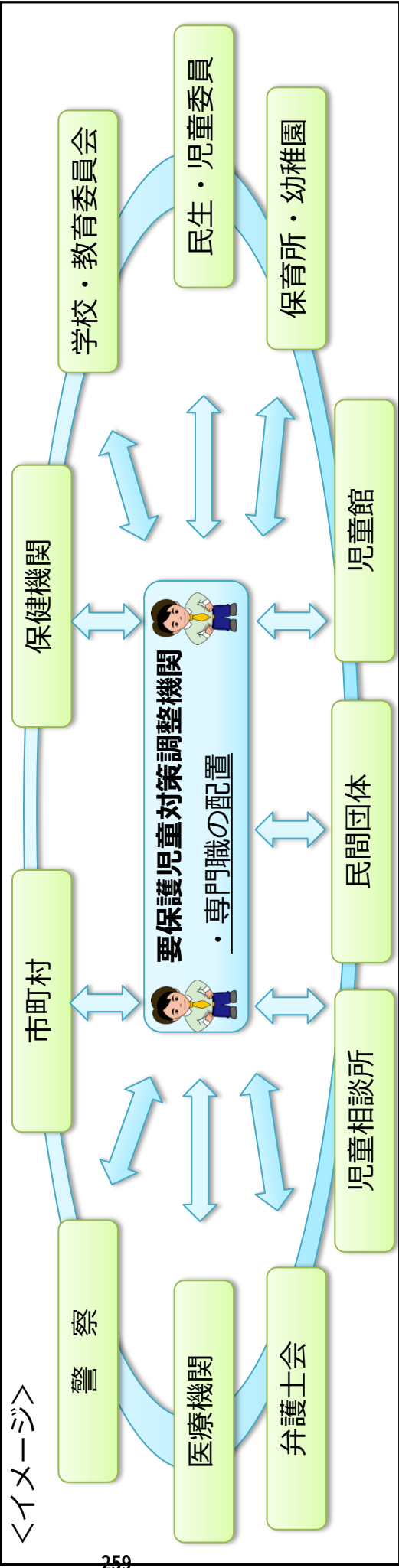
対応

- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。

要保護児童対策調整機関の専門性の向上

現状

- 多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。また、要保護児童対策調整機関には、児童福祉司たる資格を有する者等を置くように努めるものとされている。
- 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。



課題

- 協議会の中核となる調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメントと進行管理の役割を円滑に果たすため、高い専門性が必要。



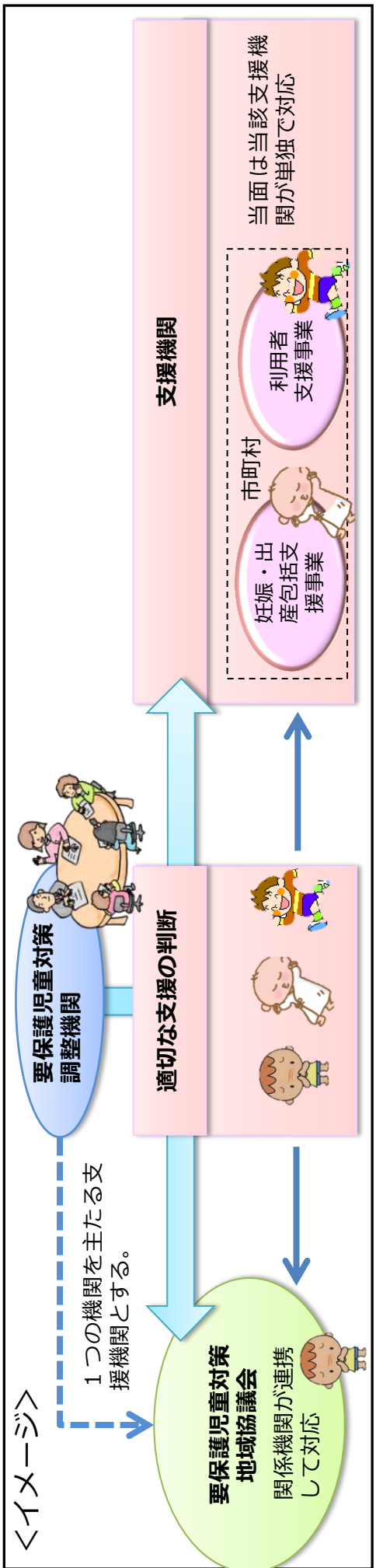
対応

- 要保護児童対策調整機関への、児童福祉司たる資格を有する者等の専門職の配置を拡大する。

要保護児童対策地域協議会の効率的な運営の促進

現状

- 多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。
- 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。



課題

- 進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況。
- 関係機関等の支援方針などに関する意見が異なり、協議が調わない場合がある。
- 協議が調わない場合であっても、適時適切に児童の保護等を行う必要がある。

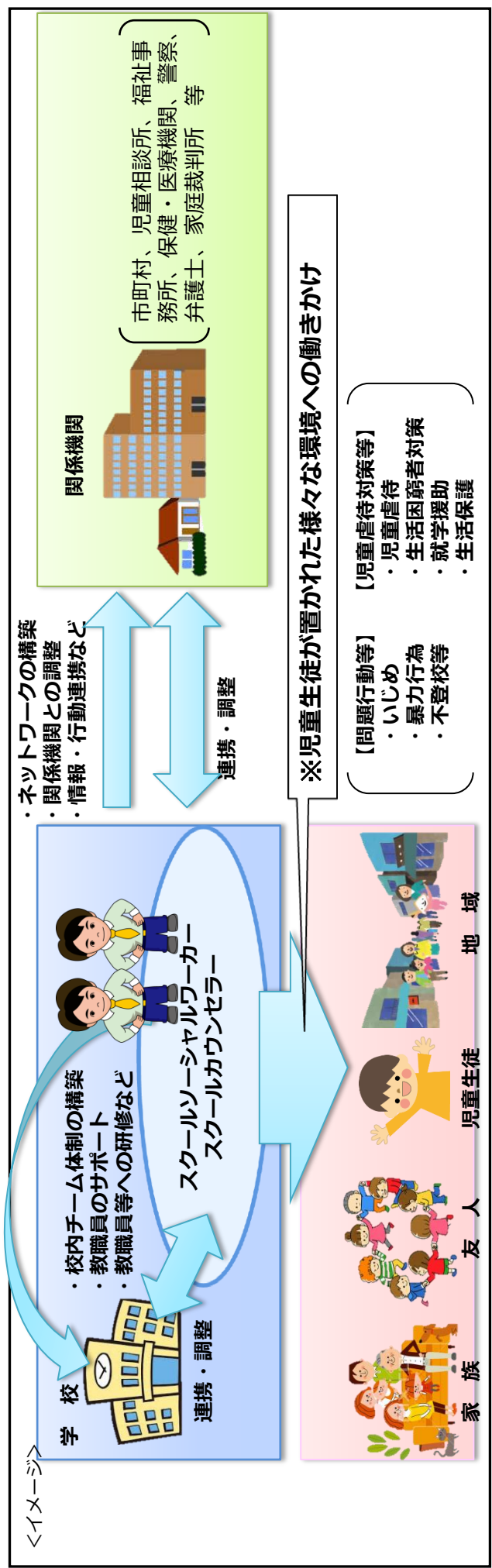
対応

- 要保護児童対策調整機関について、次のような運用を行う事を促進する。
 - ・必要に応じて、利用者支援事業等の利用を促す児童かどうかを判断する。
 - ・関係機関等の協議に時間を要する場合に、参加する1つの機関を主たる支援機関とする等。

学校における早期発見と適切な初期対応

現状

- 学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。



課題

- 児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、学校における体制は必ずしも十分ではない。
- 児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。

対応

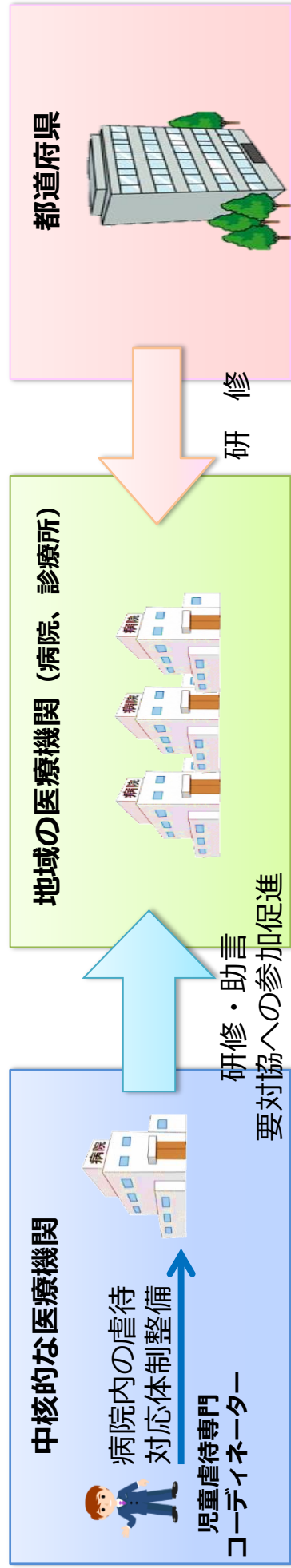
- 学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置を充実する。
- これらの外部の専門家や教職員に対する児童虐待を含めた研修を充実する。

医療機関における児童虐待対応体制の整備

現状

- 医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。

<イメージ>



課題

- 児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、医療機関における体制は必ずしも十分ではない。
- 児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。

対応

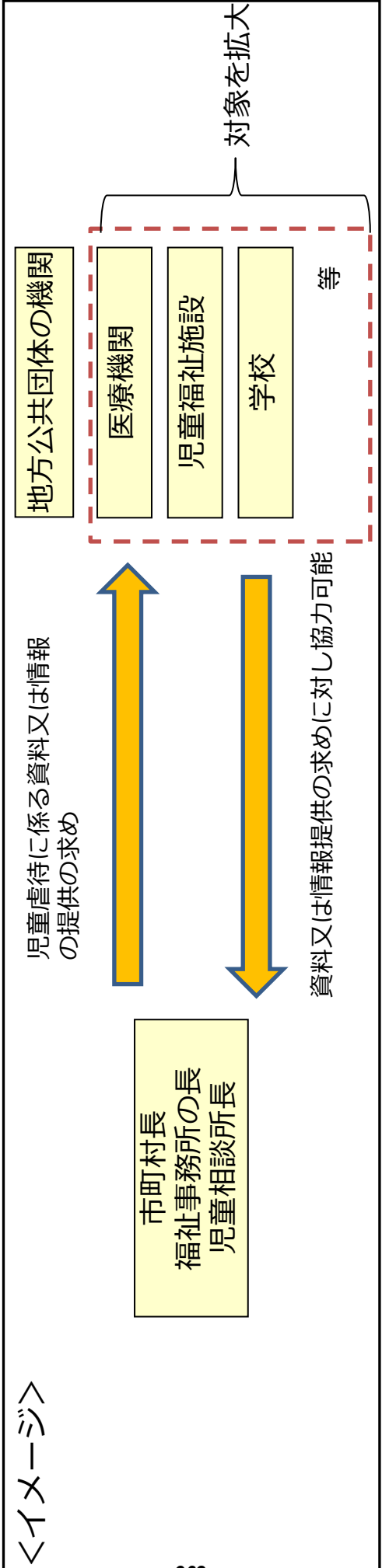
- 医療従事者に対する研修や要保護児童対策地域協議会への参加を促進する。

関係機関等による調査協力

現状

- 地方公共団体の機関は、市町村長、児童相談所長等から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求めたときは、当該資料又は情報について、これを提供することができることとされている。

<イメージ>



課題

- 児童虐待に係る情報は、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護の観点等から、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等関係機関から児童虐待に係る情報の提供を受けられない場合がある。

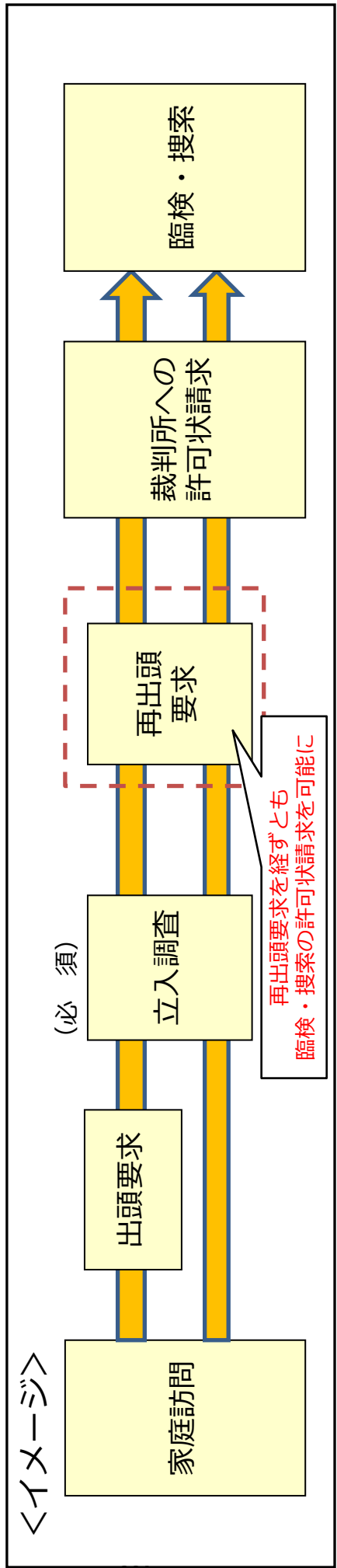
対応

- 児童相談所が、児童虐待に係る資料又は情報の提供を求める対象を、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等に拡大し、これらの関係機関が、地方公共団体の機関と同様に、当該求めに対して協力することができるとする仕組みを設ける。

臨検・搜索手続の簡素化

現状

- 都道府県知事は、立入調査を正当な理由なく拒否等をした保護者が再出頭要求に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判所の裁判官があらからじめ発する許可状により、住居等へ立入り、児童の搜索を行うことができる（解錠等の実力行使も可能）。
- 平成20年4月の施行以降26年度までに実施された事例は全8件で、出頭要求から臨検搜索までに要した日数は1～70日。



課題

- 緊急時には、虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保する必要があるが、臨検・搜索の実施までの手続きに時間を要する場合がある。



対応

- 臨検・搜索手続を簡素化し、都道府県は、再出頭要求を経ずに、裁判所の許可状により、職員を児童の住所に臨検させ、児童を搜索させることができることとする。

現状

- 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（一時保護所）を設けることとされている。
- 児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができるとされている。



課題

- 一時保護の対象となる児童の数が増加傾向にあるため、十分な定員を確保する必要がある。
- 一時保護を要する背景は虐待、非行あるいは養育困難など様々であり、個々の児童の状況に応じた対応を可能とするための環境改善が必要である。
- 保護・支援を受ける子どもの立場に立った質の向上が必要。
- 質の客観性の担保、課題の共有化が必要。

対応

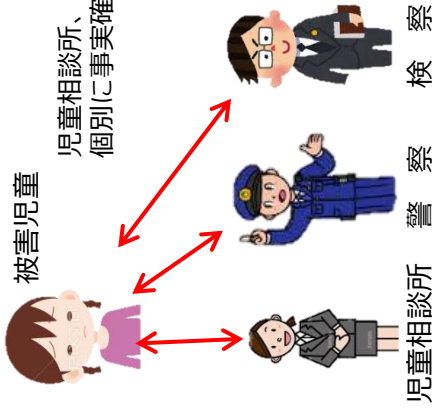
- 里親等へ一時保護委託を推進する。
- 一時保護所についても必要な環境改善や量的拡大を図る。
- 一時保護所について第三者評価の仕組みを設ける。

被虐待児童の心理的負担に配慮した面接

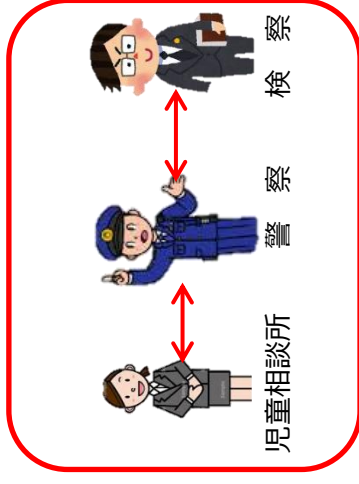
現状

- 特に性的虐待においては、外傷が認められないことが多い、生活状況からその事実の確認を行うことが困難であることから、児童の面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。
- 性的虐待などを受けた児童は、被害状況の確認のため、児童福祉司などの児童相談所職員、警察官、警察官、検察官などから、複数回にわたり面接を受けることとなる。

<イメージ>



関係機関が連携し、同様に質問をしないこと等により、面接の回数を減らし、児童の心理的負担を軽減する。



課題

- 被害状況の確認のための面接自体がいわゆる「二次的被害」(※)につながる場合がある。
- ※二次的被害とは、性的虐待などの事実を思い出し話すこと自体が元のトラウマ的な出来事の再体験としてトラウマを生じさせること。

対応

- 児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接を実施するなど、被虐待児童の心理的負担に配慮した試行的取組を実施する。

情緒障害児短期治療施設の体制整備等

現状

- 情緒障害児短期治療施設は、少子化社会対策大綱において全国47カ所を目標（平成31年度）として
いるが、平成26年度において全国38カ所の設置に留まっている。
- 平成27年度に新たに5カ所設置予定であり、設置都道府県数も32道府県となる予定。
- 情緒障害児短期治療施設がない地域では、児童養護施設に心理療法の担当職員などを配置して対応。

○情緒障害児短期治療施設の設置カ所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
3 7 力 所	3 7 力 所	3 8 力 所	3 8 力 所	3 8 力 所

※各年10月1日現在

未設置都道府県

- 秋田県・山形県・福島県・千葉県・
東京都・新潟県・富山県・石川県・
福井県・山梨県・奈良県・徳島県・
愛媛県・佐賀県・大分県・宮崎県・
沖縄県
- 計 17 県

課題

- 医師が必置であるが、人件費が低く確保困難。
- 学校教育との連携が進んでいない。
- 被虐待児など対応が困難な児童が増えていることや入所期間が長期に及ぶ場合がある等の実態に合った施設とする必要がある。



対応

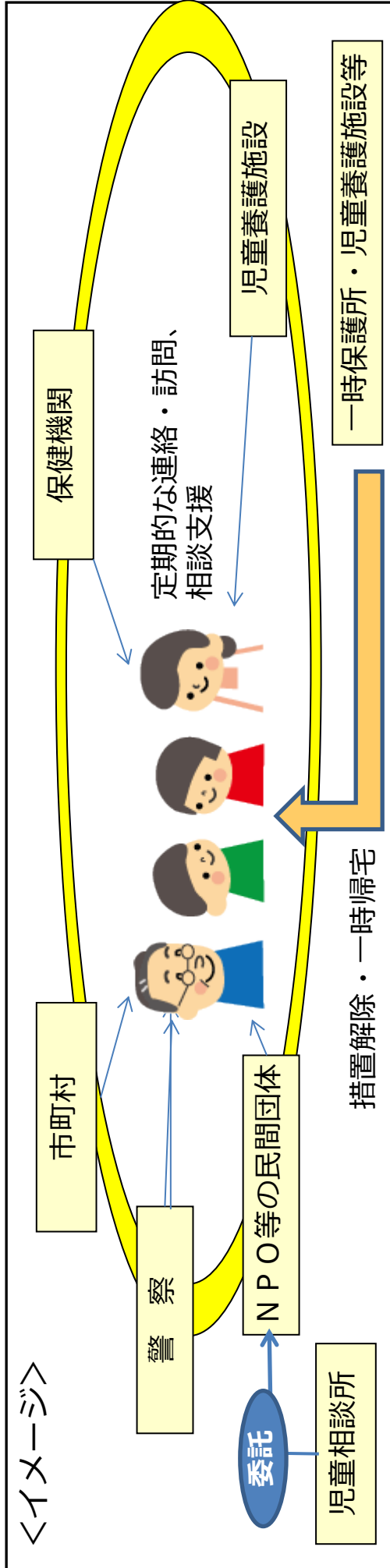
- 情緒障害児短期治療施設における医師を確保しやすくするため、運営費（措置費）を充実（平成28年度～）。
- 情緒障害児短期治療施設への通所指導を積極的に活用。

施設退所の助言等

現状

○都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。

○また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導している児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策等の効果等を勘案することとされている。

$$\begin{array}{c} \wedge \\ \text{---} \\ | \\ \times \\ \text{---} \\ \vee \end{array}$$


課題

- 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
- 措置の解除に当たっては、継続的なフォローが重要。

處

○ 児童相談所が委託したNPO法人等による
助言・カウンセリングや、市町村、児童相談
所、児童養護施設、NPO法人等の連携した
対応による定期的な安全確認、相談・支援等
を実施する。

里親委託の推進

現状

- 平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1／3、グループホームを概ね1／3、里親・ファミリーホームを概ね1／3とすることを目標としている。
- 里親・ファミリーホームへの委託率は平成26年度末現在で16.5%。
- 都道府県等において、里親制度の普及促進や里親委託の推進、未委託里親へのトレーニングなどを実施する里親支援機関事業が行われている。

○里親等委託率の推移

H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
1 1 . 1 %	1 2 . 0 %	1 3 . 5 %	1 4 . 8 %	1 5 . 6 %	1 6 . 5 %

※福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

課題

- 里親制度に対する社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- 児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分関わっていない。

対応

- 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県の業務として法定。
- 上記の支援について、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体に委託することを推進。



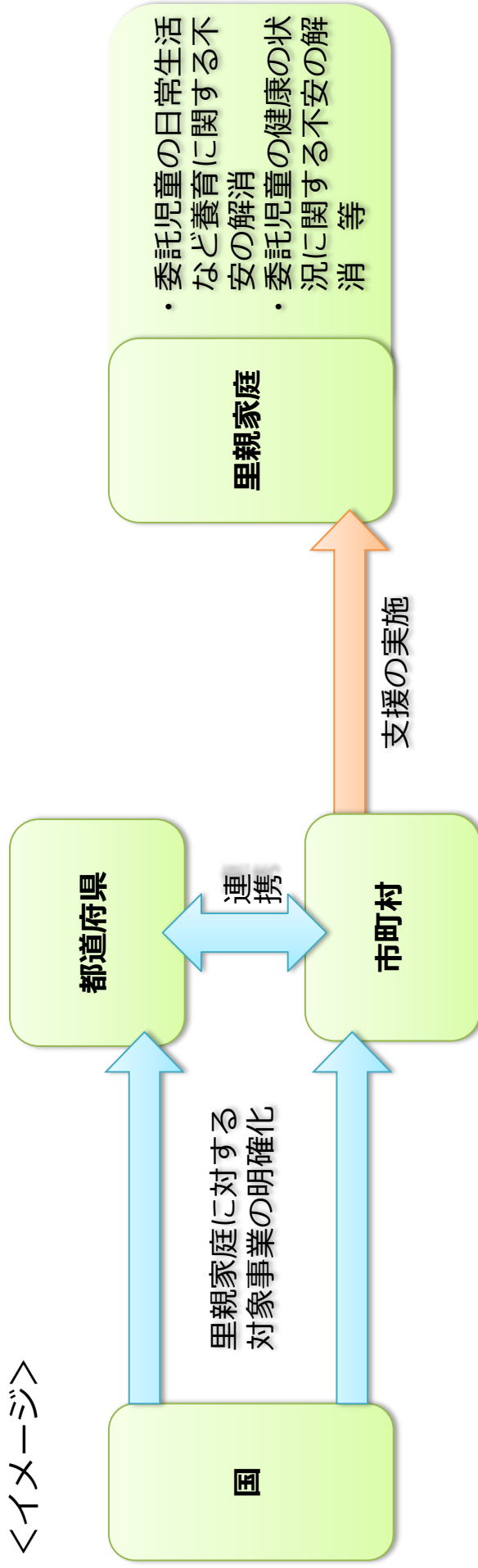
里親家庭に対する訪問事業等の実施

自立支援

現状

- 平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1／3、グループホームを概ね1／3、里親・ファミリーホームを概ね1／3とすることを目標としている。
- 里親・ファミリーホームへの委託率は平成26年度末現在で16.5%。
- 里親に対する支援として、児童相談所、児童家庭支援センター及び里親支援機関による相談・援助が行われている。

<イメージ>



課題

- 里親の負担軽減のための支援の充実が必要。

対応

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び乳幼児健康診査について、里親家庭も対象であることを明確化する。

現状

- 養子縁組は、実親による養育が困難な子ども等の養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る重要な仕組み。養子縁組が子どもの最善の利益になると認められる場合は、積極的な支援を行うことが重要。
- 児童相談所において、児童相談所運営指針等に基づき養子縁組に関する相談支援が行われているが、更なる取組を促進するための法整備が必要。
- 同時に、就業中の者であっても養子縁組をしやすい環境の整備を図ることも必要。

＜イメージ＞



課題

- 児童相談所の業務について、養子縁組に関する相談支援が法に位置づけられていない。
- 養子縁組里親が法に位置づけられていない。
- 育児休業の対象となる子が、法律上の親子関係のある者（実子又は養子）に限られている。

対応

＜児童福祉法関係＞

- 児童を養子とする養子縁組に関する相談支援を児童相談所の業務に位置づける。
- 養子縁組里親を法定化し、研修義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿登録を規定。

＜育児・介護休業法関係＞

- 育児・介護休業法上の育児休業等の対象に、養子縁組里親に委託された者等を加える。

児童家庭支援センターの機能強化

現状

- 児童家庭支援センターは地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他のからの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- 平成26年10月現在104か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。

○児童家庭支援センターの設置力所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	・・・	H 3 1
8 2 力所	8 7 力所	9 2 力所	9 8 力所	1 0 4 力所		3 4 0 力所

※各年10月1日現在

※目標力所数

課題

- 現在のところ全国的に設置数は少なく、また地域によって取組状況は様々であり、児童相談所の補完的役割を十分に果たせていない。

対応

- 相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大。
- 児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。



効果的な自立支援の実施

現状

- 児童養護施設等では、自立に向けた生活習慣や金銭管理等を習得するための支援や、進学のための学習指導、就職するための職業指導を実施している。
- 児童養護施設や児童自立支援施設には職業指導員を配置しているところがあり、職業実習の指導や就職活動の支援を行っている。職業指導員を配置している児童養護施設は全国601カ所のうち41カ所、児童自立支援施設は全国58カ所のうち3カ所となっている。

＜イメージ＞



自治体による
研修

基幹的職員

計画作成・
進行管理



計画に基づき、
専門的支援の提供

自立支援のための職員

＜自立支援のための支援例＞

- ① 社会性の習得
- ② 履歴書の書き方、面接指導
- ③ ハローワークへの同行支援
- 社会体験・就労体験を追加
農家等での活動
ボランティア活動への参加 等

課題

- 入所措置等の時点から将来の人生設計を見越した自立支援計画を策定し、定期的に点検・評価を行いながら進めることが必要。
- 施設入所児童は偏った経験をしていることが多いため、様々なことを経験できる機会の提供が必要。



対応

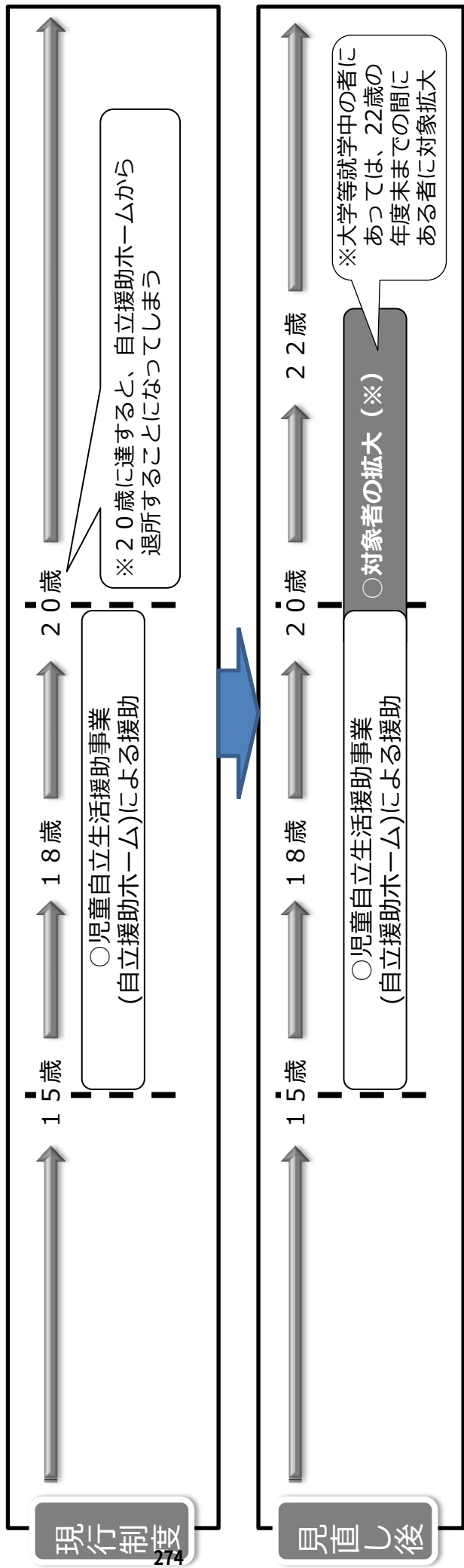
- 施設入所等児童に対する効果的な自立支援のための職員を配置すること等により、専門的支援を実施。

自立援助ホームの支援対象者の拡大

現状

- 現行児童福祉法における児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者とされている。
※児童とは、満18歳に満たない者をいう。

<イメージ>



課題

- 現行の児童福祉法では、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で支援が必要な場合でも退所することになってしまい、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

対応

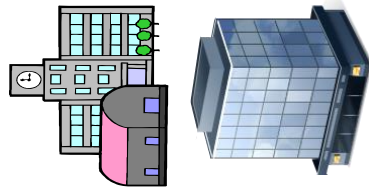
- 自立援助ホームの入居者であって大学等へ進学している場合には、自立援助ホームの対象者として22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とすることを旨指す。

施設退所児童等に対する支援

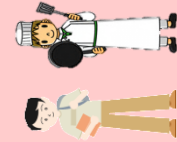
現状

- 児童養護施設等に入所している児童等は、一般と比べて大学等への進学率が低く、また、就職後も一般と比べて離職しやすい状況にある。
- 地域社会における社会的自立を促進するため、児童養護施設退所者等の生活・就業に関する相談に応じる退所児童等アフターケア事業を実施しており、平成26年度実績では23自治体で実施されている。

<イメージ>



就業・就職
の継続



退所児童等の
生活安定を確保

相談・支援



資金貸付



NPO等：アフターケア事業



都道府県等：自立支援資金貸付事業

課題

- 保護者がいない等により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学に追い込まれることのないよう、支援が必要。
- 施設退所者等の生活・就業に関する相談支援体制の強化が必要。



対応

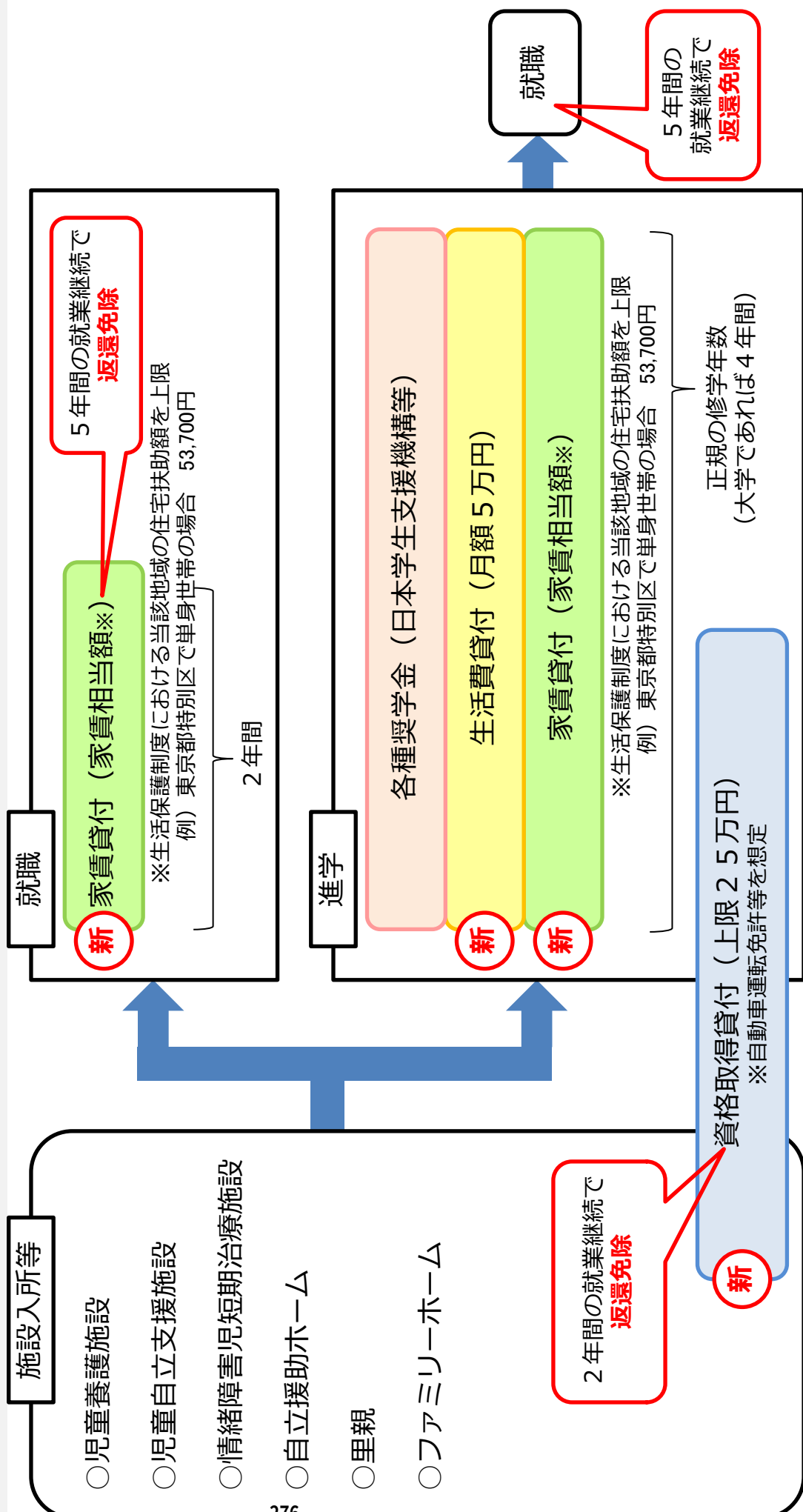
- 児童養護施設退所者等に対して相談・支援等を行う退所児童アフターケア事業を拡大。
- 施設退所者等に家賃相当額や生活費の貸付を行うことにより安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸付事業を創設（平成27年度補正予算で実施）。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

自立支援

概要

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



地域子供の未来応援交付金（案）

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の趣旨・概要について

1 事業の目的

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、本年度中にはほぼ全ての都道府県において子どもの貧困対策についての計画が策定されるところである。地域の実情に応じた具体的な施策を講じるに当たっては、地域の住民に身近な市区町村が、当該計画を踏まえて、都道府県と連携しつつ、積極的な役割を果たすことが期待される。また、都道府県は広域調整、市区町村の後方支援、とりまとめの役割を果たすことが期待される。

一方、政府は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化」として、貧困家庭の子供に対する学習支援や居場所づくりなどの「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の実効性を高めるため、地方自治体を通じた支援を行うこととされている。

プロジェクトの実効性を高めるためには、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成が必要となっている。このため、子供の未来応援交付金を創設し、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業を実施する。

2 事業の規模

本事業は、地域の実情を踏まえつつ、地方自治体の体制整備を段階的に進めていく必要があることから、複数年にわたって計画的に実施するものとする。平成 27 年度補正予算案では国費 24 億円を措置し、40 億円程度の事業規模を見込んでおり、補正予算成立後、速やかに執行することとする。

3 事業の具体的内容

次の事項について、当該交付金による支援を行う。都道府県においては、自ら策定する子供の貧困対策についての計画と照らし合わせて、管内の市区町村と調整しつつ、広域調整、後方支援、とりまとめの役割を果たすこと。また、内閣府との関係では、都道府県が窓口となること（政令指定都市を除く）。

- (1) 各自治体における、①貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析、②支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握、③「3つのつなぎ」を実現する人材・機関（コーディネーター）の配置・設置を核とした体制整備を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う。補助率 3/4
- (2) 当該計画を実現していくため、関係者間の協力関係の構築に向け、「3つのつなぎ」を実現することができる人材・機関（コーディネーター）の位置付けを含む具体的な体制整備を行う。補助率 1/2
- (3) 上記の整備計画の策定及び体制整備を行った地方自治体が、国民運動の展開に合わせ、「子供の未来応援基金」とも適宜連動し、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を行う。補助率 1/2
- (4) 上記の整備計画の策定及び整備計画を行った自治体が、民間の「子供の未来応援基金」事業（子供の生きる力を育むモデル拠点事業）と地域をつなぐネットワーク事業に対する支援も実施する。補助率 1/2

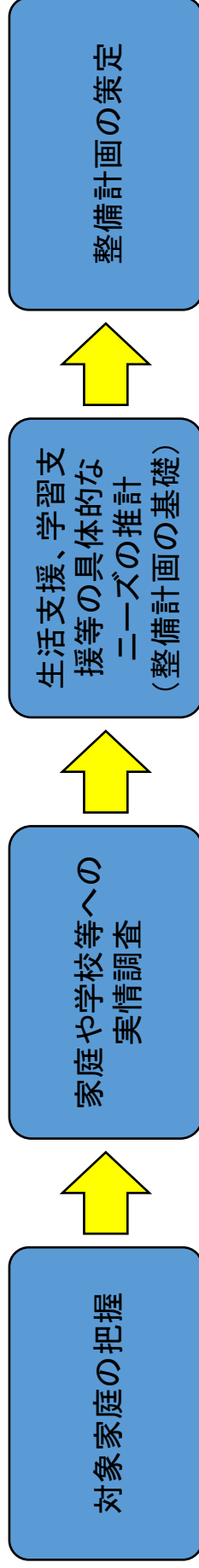
※ 政令指定都市を除く市区町村分については、都道府県が広域調整、後方支援、とりまとめの役割を果たし、内閣府との窓口となることを踏まえて、都道府県事務費を補助する。定額

【子供の貧困対策における「つなぎ」の必要性と取組の工夫について】

- ・ 教育と福祉の切れ目については、保育所や幼稚園、認定こども園から小学校、小学校から中学校へ学習の状況や健康の状況等に関する情報が、引継ぎ等されるよう、学校等の間の連携の一層の推進が必要、小学校から中学校への進学の際の切れ目を越えた福祉による学習支援や居場所づくりの取組が十分ではない、また、高校進学後のフォローがなされていないといった課題がある。
- ・ 子供の貧困対策においては、教育と福祉を「つなぐ」ことが重要であり、関係者も意識はしてはいるが、実際にはなかなか実効性ある取組に練成されていないのが実情である。例えば、学校において把握している貧困状態にある子供の情報が、福祉部門が担当している夜の居場所における食事や学習支援に十分に活かされていない。
- ・ 学習や家庭に困難を抱えた児童・生徒に対し、教職員、スクールソーシャルワーカー、民生委員、ケースワーカー、地域の企業、草の根の支援を行うNPO等が一体となって支援するために、専門家の助けも得つつ、ネットワークを形成して支援を行う地方自治体も見られる。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の基本的な進め方（典型的な例示）

1. 実態調査と支援体制の整備計画策定



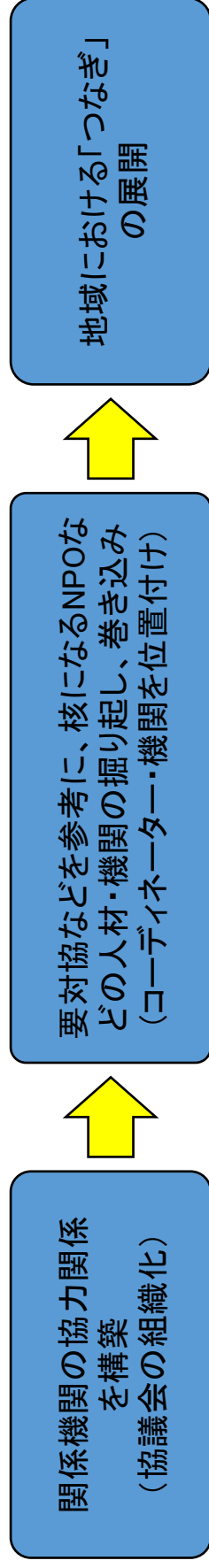
(1) まず、就学援助対象者、ひとり親家庭、生活困窮者など行政資料を活用し、対象家庭を確認、把握する。加えて、学校等へのヒアリングやアンケートなどの実情調査により、支援ニーズを把握する。例えば、当該地域において学習支援や居場所づくりを行うニーズがどの程度あるかを調査する。

具体的には、①学習習慣を習得する必要があるなど生活習慣の改善が必要な子供、②健康面など別支援へつなぐ必要がある子供、③学力はあるが、奨学金等の進学相談が必要な子供、④進学のために個別の学習支援が必要な子供などの把握、分類を行う。

(2) 個別ニーズに対応するため、地域に現存する資源や今後必要となる資源（例えば、勉強を教えるボランティア、場の提供、場における低廉な価格での食事の提供など）を数量的に把握する。

(3) 関係行政機関、地域のNPO、企業、自治会等の連携・協働を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う。

2. コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備



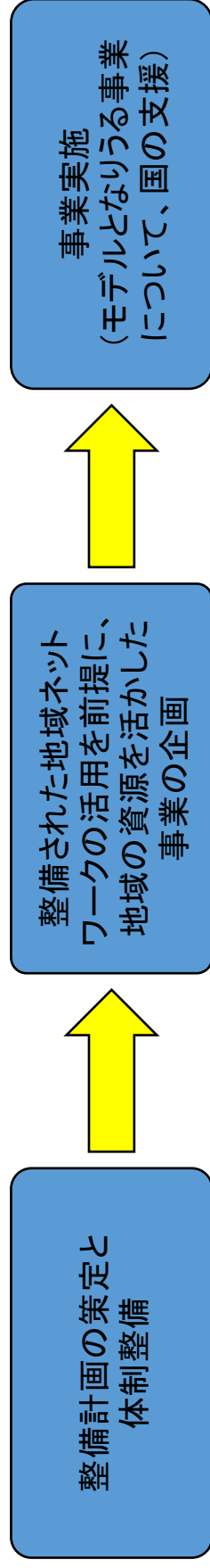
(1) 学習支援と居場所づくりなどを念頭に、整備計画に基づき、「3つのつなぎ」を実現するため、まずは地域の関係機関の協力関係を構築（協議会の組織化）を行う。その際、教育委員会等教育部門と子育て支援課等福祉部門の両者が加わるようにし、片方だけの組織とならないよう留意すること。

(2) 要保護児童対策地域協議体などを参考に、支援の核となる地域の自治会、町内会、商工会議所（商店街）、企業、NPOなどを掘り起し、協議会に巻き込む。教育・福祉双方に通じた人材・機関を核として、例えば学習支援と居場所づくりに必要な協力体制を整備する。

(3) 地域における「つなぎ」の展開を行っていく。例えば、学習支援や居場所づくりに必要な、ヒト・モノ・カネの集約を図る。

※ 並行して、積極的な広報・啓発活動等によって住民の幅広い理解と協力を得ることに努める。

3. 地方自治体独自の先行的なモデル事業



(1) 国が支援を行うモデル事業については、実態調査等に基づく整備計画とコーディネーター・機関の位置付けを含む体制整備を前提とした、地域の資源(担い手になる地域の企業、NPO、自治会等)を活かし、地域の力(ヒト・モノ・カネ)を集約した事業であることが前提。

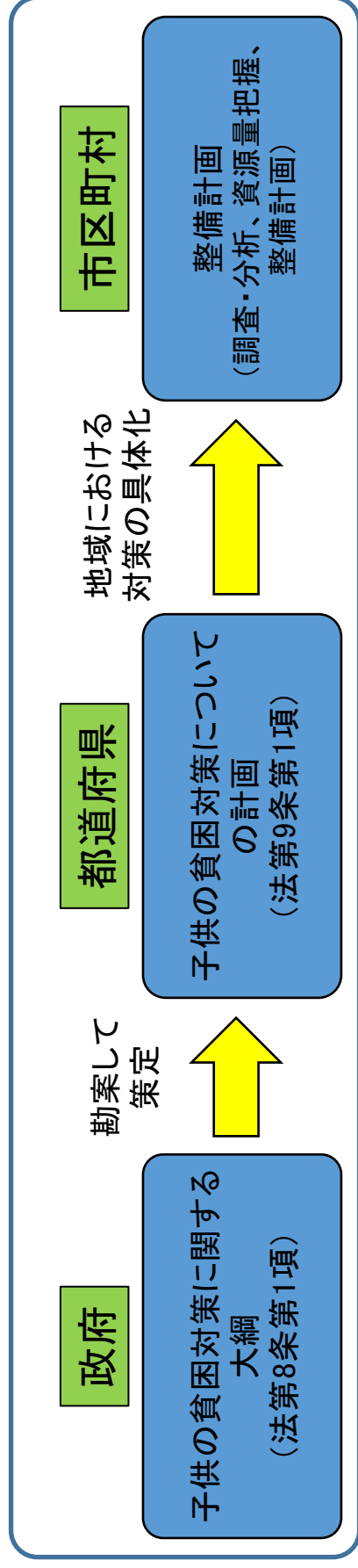
(2) モデル事業の標準型は各地域レベルでの取組、中核型は比較的広範囲(広域圏レベル)での取組を想定しているが、企画に合わせて選択するものとする。補助事業終了後の在り方については各自治体において検討すること。

(3) 地域の力を集約するためには、子供の未来応援国民運動について、それぞれの地域で周知していくことが有効。

(4) モデル事業については、先行性や汎用性を要件としているが、全く類例のない先端的な取組を求めるものではなく、例えば学習支援と居場所づくりを組み合わせた事業など、ひと工夫のある取組を想定している。また、実施場所については、有効な場所を広く検討していただきたい。

※ 例えば、高齢者サービスセンターは、利用者が夕方帰宅することから、当該施設の厨房・浴室や車両を活用し、ひとり親家庭等の児童を送迎付きでトワライステイを実施することなどが考えられる。

子供の貧困対策の推進に関する法律



対象の市区町村は人口規模を問わない。

市区町村は、都道府県計画を踏まえ、当該地域において優先的に実施すべき対策のために、どのような体制を整備する必要があるか、「3つのつなぎ」を実現できるコーディネーター・機関の整備を念頭に、計画を策定する。都道府県計画の全てについて総合的に対策を盛り込んだものとする必要はない。また、計画の策定のために必要な範囲で、調査・分析、現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握を行う。

※ 例えば、当該地域において、学習支援や居場所づくりを行うために、どのような支援体制を整備する必要があるか、といった観点から調査・分析、資源量の把握を行った上で、整備計画の策定を行う。

平成28年度（予算案）厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策（新規・拡充）

1. 子供の学習支援を行い、貧困の連鎖を防止する

赤字：新規事項 青字：拡充事項

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援（拡充）
生活困窮世帯の子供を支援するため、学習支援事業について高校中退防止等及び家庭訪問の取組みを強化する。
【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】
- ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）（新規）
放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。
【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援（拡充）
ひとり親家庭の子供に対し高等学校卒業程度認定試験合格のための講座終了時及び試験合格時に講座受講費用の一部を支給する。
【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

2. 社会的孤立化を防ぎ、必要な支援を提供する

- 支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化（拡充）
【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数】
【児童虐待・DV対策等総合支援事業73億円の内数】
妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に発見する取組を進める。
【児童入所施設措置費等1,140億円の内数】
- 児童養護施設等の体制整備（拡充）
児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るため、小規模グループケア等の実施の推進や里親支援専門相談員の配置の促進を図る。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業73億円の内数】
- 児童養護施設等退所児童等へのアフターケアの充実（拡充）
退所児童等アフターケア事業及び就業支援事業の箇所数の増を図るとともに、退所後の自立支援のあり方について検討し必要な措置を講ずる。

3. 保護者の就労支援や経済的支援により、生活の安定を図る

- ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）（新規）
ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。
【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実（拡充）
安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。
【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
- 待機児童解消等の推進などに向けた取組（拡充）
「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。
【保育所等整備交付金534億円、保育対策総合支援事業費補助金390億円の内数】
- 児童扶養手当の支給（拡充）
ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、第2子加算額を現行の5,000円から最大10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から最大6,000円へそれぞれ増額する。
【児童扶養手当（国庫負担分）1746億円】

教育の支援

赤字：新規事項 青字：拡充事項

○生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援
- ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】
【児童入所施設措置費等1,140億円の内数】
【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

生活の支援

○保護者の生活支援（保護者の自立支援、保育等の確保）

- ひとり親家庭に対する総合的な支援
- ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実
- 生活困窮者自立支援制度等
- 待機児童解消等の推進などに向けた取組

【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】
【保育所等整備交付金534億円、保育対策総合支援事業390億円の内数】

○子供の生活支援（児童養護施設等の退所児童等の支援、子供の居場所づくりに関する支援）

- 児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアの充実
- （再掲）待機児童解消等の推進などに向けた取組

【児童虐待・DV対策等総合支援事業73億円の内数】

○支援する人員の確保等（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）

- 児童養護施設等の体制整備
- 児童相談所の相談機能強化等

【児童入所施設措置費等1,140億円の内数】
【児童虐待・DV対策等総合支援事業73億円の内数】

○その他の生活支援（妊娠期からの切れ目ない支援等）

- 妊娠・出産包括支援事業

【母子保健医療対策総合支援事業185億円の内数】

保護者に対する就労の支援

赤字：新規事項 青字：拡充事項

○親の就労支援

- ひとり親家庭の親に対する就業支援
- 相談窓口のワンストップ化の推進
- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護受給者に対する就労支援

【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】

○親の学び直しの支援

- （ひとり親家庭）高等職業訓練促進給付金の支給
- （ひとり親家庭）高等学校卒業程度認定試験の合格支援

【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

○就労機会の確保

- （ひとり親家庭）在宅就業の推進

【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

経済的支援・調査研究

○児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

●児童扶養手当の支給

【児童扶養手当（国庫負担分） 1746億円】

○母子父子寡婦福祉資金貸付金の利率の見直し

●母子父子寡婦福祉資金の貸付

【母子父子寡婦福祉資金貸付金38億円】

○ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究

●ひとり親家庭支援施策等についての調査研究

【保健福祉調査委託費（本省費） 0.8億円】

○養育費の確保に関する支援

●養育費及び面会交流に関する相談支援の実施

【養育費及び面会交流に関する事業1.3億円】

生活の支援

赤字：新規事項 青字：拡充事項

○子供の生活支援（生活困窮世帯等の子供への支援、児童養護施設等の退所児童等の支援）

- 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充【25億円】
生活困窮者世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を失うことがないよう、現行の教育支援資金（生活福祉資金）の貸付上限額の引上げなどの拡充を図る。
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付【67億円】
児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の生活基盤を築き、自立を実現するため、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。
また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費の貸付を行う。

保護者に対する就労の支援

○親の学び直しの支援

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【85億円】
高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親の家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

【平成27年度補正予算案：84.7億円】

【目的】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

【貸付対象者】

ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象。

【貸付額】

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付。
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付。

※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

【貸付金の返還免除】

貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

【貸付事業の実施主体】

- ① 都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

- ① の場合 9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- ② の場合 定額（9／10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担。

資料32

ひとり親家庭等自立支援関係の平成28年度予算案 (厚生労働省関係)

3,337億円 (3,171億円)

支援につながる

- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
 - ・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進【拡充】
- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 777万円
- 配偶者からの暴力（DV）防止など、婦人保護事業の推進 96億円の内数
- 母子家庭等自立支援対策費 65百万円
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業の推進 9百万円
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円

生活を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
 - ・子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）【新規】
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業の推進【拡充】
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実【拡充】
- 児童扶養手当の機能の拡充 1,746億円
- 養育費相談支援センター事業の推進 55百万円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し 38億円

学びを応援

- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の充実・強化【一部新規】 33億円の内数
- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進【拡充】
 - ・ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）【新規】

仕事を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
 - ・高等職業訓練促進給付金の充実
 - ・自立支援教育訓練給付金の充実
 - ・母子家庭等就業・自立支援事業の推進（再掲）
 - ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実【拡充】
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 62億円の内数
- マザーズハローワーク事業の推進【拡充】 32億円の内数
- トライアル雇用奨励金の活用 41億円の内数
- 特定求職者雇用開発助成金の活用 812億円の内数
- キャリアアップ助成金の活用【拡充】 310億円の内数
- 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施【拡充】 35億円の内数
 - ・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
 - ・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
 - ・ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施
- 公的職業訓練におけるe-ラーニング手法の導入に向けた調査検証事業【新規】 68百万円の内数

住まいを応援

- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 17億円の内数

(参考)「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」

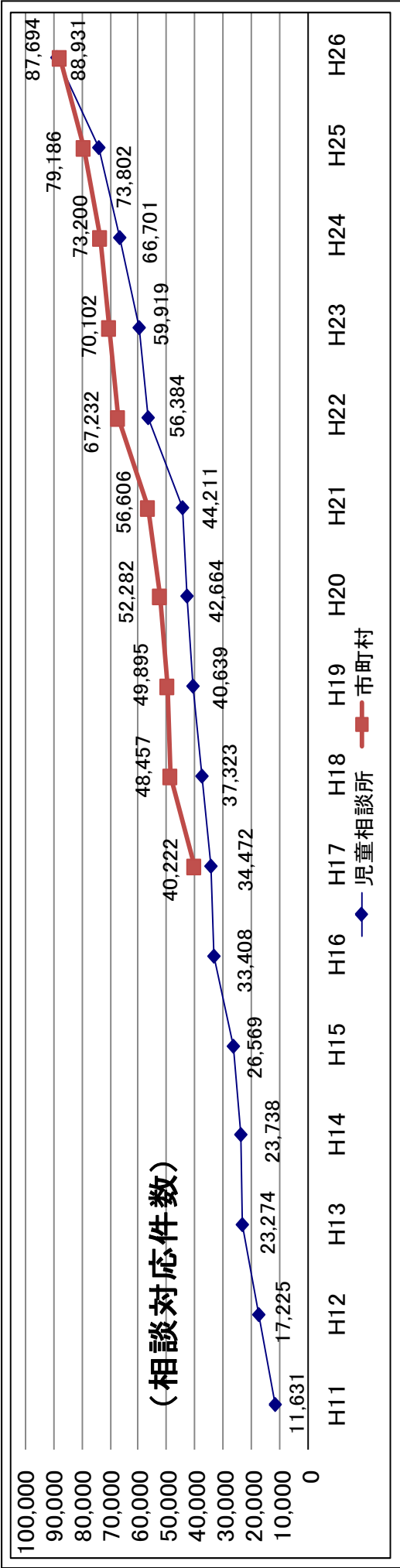
※内閣府HP

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>

【児童虐待の現状】

◎児童虐待相談対応件数について

- 平成26年度の全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は88,931件。
- 統計開始（平成2年度）以降、毎年増加。平成11年度（児童虐待防止法施行前）の7.6倍。



◎児童虐待による死亡事例及び児童数の推移について

- 依然として死亡事例が発生（平成25年度心中以外 36例・36人）

資料3 4

◎児童虐待による死亡事例及び児童数の推移について																																
→ 依然として死亡事例が発生（平成25年度心中以外 36例・36人）																																
	第1次報告		第2次報告		第3次報告		第4次報告		第5次報告		第6次報告		第7次報告		第8次報告		第9次報告		第10次報告		第11次報告											
	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中	心中 以外	心 中										
	24	—	24	48	5	53	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
	人数	25	—	25	50	8	58	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33

【児童虐待防止対策の強化】～児童相談所の体制強化等にかかる平成28年度予算案等における主な対応～

【平成28年度予算案における主な関連事業】※（ ）内は平成27年度当初予算額

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 73億円（ 47億円）
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 57億円（ 57億円）
- ・ 児童入所施設措置費等 1,140億円（1,076億円）

児童相談所の体制強化・専門性の向上、市町村の体制強化

○児童相談所の法的機能の強化 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

児童相談所が弁護士へ相談できる回数を増やすなど、日常的に法的支援を受けられる体制を強化(週1回→3回)

○児童相談所・市町村における安全確認体制の強化 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

児童相談所及び市町村における安全確認対応職員(補助職員)の配置の充実(児童相談所:2名→3名、市町村:1名→2名)

○市町村と医療機関の連携強化 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

医学的判断・治療が必要なケースについて、児童相談所に加え、市町村でも医療機関からの専門的技術的助言を受けることができるようにする。

○児童相談所の環境改善 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

児童相談所において、子どもの心理的な負担に配慮した面談を実施できるよう設備の改善を推進

※児童相談所の職員については、交付税において増員要望を行っている。

一時保護所等の体制強化・環境の改善

○一時保護所におけるきめ細かいケアの推進 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

個々の子どもの心身の問題に配慮して、丁寧かつ専門的ケアを行う者を配置

○一時保護所の整備の推進 [次世代育成支援対策施設整備交付金]

一時保護所の定員増に資する整備への財政支援の強化(交付額算定上の特例による交付額の引き上げ)

○児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実 [児童入所施設措置費等]

一定数の一時保護委託児童を受け入れることができる専用の居室等を設けている施設に対して、受入経費を加算

○里親への一時保護委託手当の改善 [児童入所施設措置費等]

里親に一時保護委託した際の手当をこれまでの日額2,360円から4,040円に改善

＜平成27年度補正予算における対応＞

○一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 [次世代育成支援対策施設整備交付金:12億円]

一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等において、子どもの個別的ケアを行うための環境改善等を推進

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算案：67.4億円

【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

【貸付事業の実施主体】

- ①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）
- ②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

- ①の場合 9／10（国9／10、都道府県1／10）
- ②の場合 定額（9／10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

里親支援機関連事業の拡充について

＜既存の３事業に以下の２事業を追加＞

○共働き家庭里親委託促進事業（仮称）

共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間及び土日祝日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業との両立が可能な取組について官民連携の下でモデル的に実施し、分析・検証の成果を全国的に普及拡大。

○自立支援計画策定等支援事業（仮称）

児童相談所から以下の業務を里親支援機関に委託できるとし、委託した場合には、当該業務に係る経費について補助する。

ア 委託候補里親の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会の実施

イ 委託児童の自立に向けて、里親や委託児童本人の意向を踏まえ、効果的な自立支援計画を作成

【現 行】

＜里親支援機関連事業＞

●里親制度普及促進事業

①普及啓発

●里親委託推進・支援事業

①里親と施設入所児童との交流機会の提供等

②里親等への訪問支援

③里親等による相互交流

●里親トレーニング事業

①未委託里親へのトレーニング

【平成28年度予算案】

＜里親支援機関連事業＞

●里親制度普及促進事業

①普及啓発

●里親委託推進・支援事業

①里親と施設入所児童との交流機会の提供等

②里親等への訪問支援

③里親等による相互交流

●里親トレーニング事業

①未委託里親へのトレーニング

●**新**共働き家庭里親委託促進事業（仮称）

①平日夜間及び土日祝日の相談体制整備

②里親委託と就業との両立が可能なような取組のモデル的实施、分析、検証

●**新**自立支援計画策定等支援事業（仮称）

児童相談所より以下の業務を受託して行う

①委託候補里親の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会の実施

②里親委託児童に係る自立支援計画の作成

拡 充

＜児童相談所＞（※業務の一部のみ抜粋）

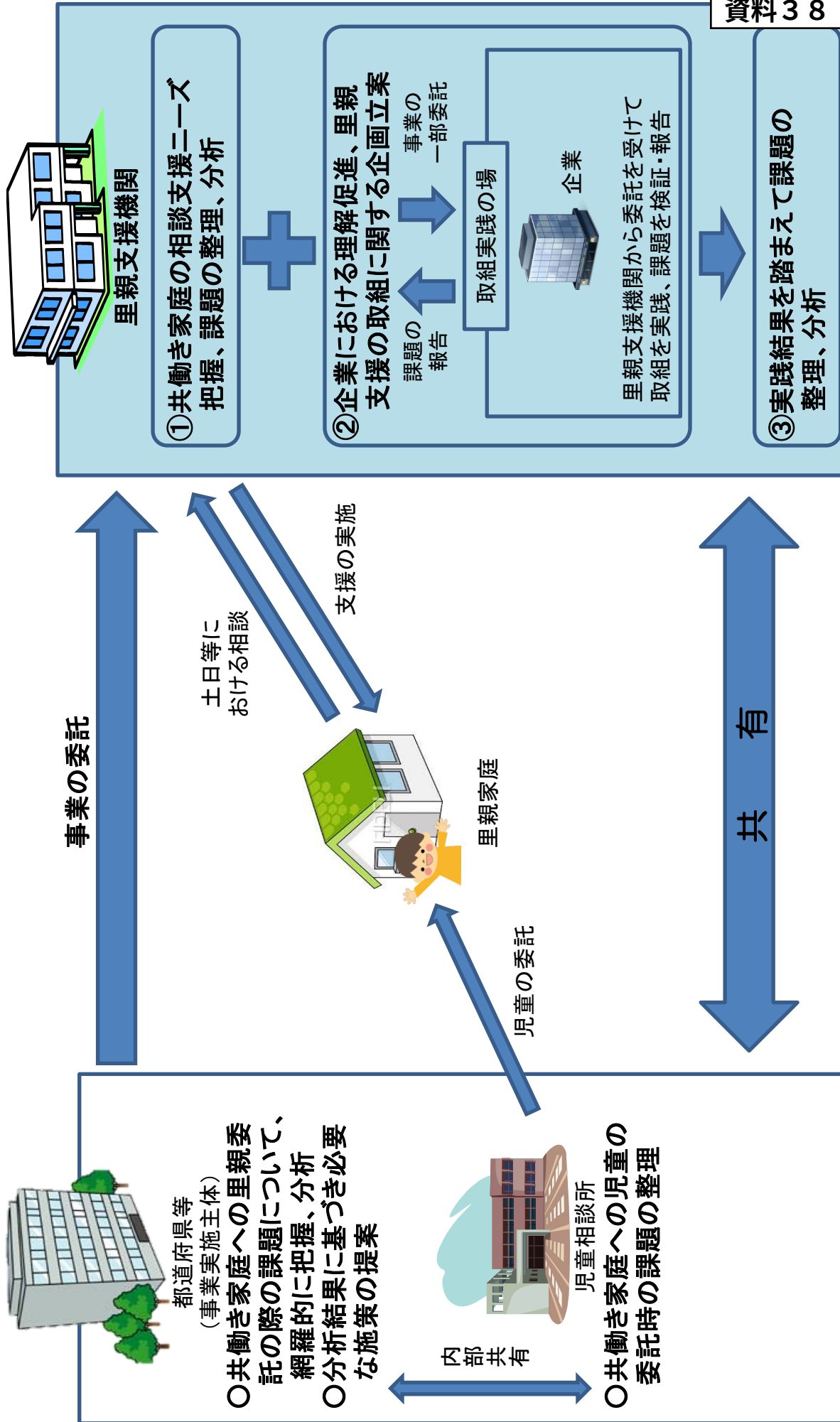
●里親への委託（マッチング含む）

●里親委託児童に係る自立支援計画の作成

※里親委託に係る児童相談所業務の一部を里親支援機関へ委託

共働き家庭里親委託促進事業について

- ①の事業については、都道府県等・里親支援機関が企画立案・実践・分析を担当。
- ②の事業については、都道府県等・里親支援機関が企画立案、分析を担当し、実践は主に企業が担う。



都道府県推進計画の内容等に関する調査結果の概要

I 調査の概要

1. 調査時点
- 平成27年 9 月末日現在
2. 調査の対象及び客体
- 69自治体（47都道府県、20指定都市、 2 児童相談所設置市）に調査を行い、全自治体から回答を得た。なお、このうち13市分は各市が属する各道県がまとめて回答した。

II 結果の概要

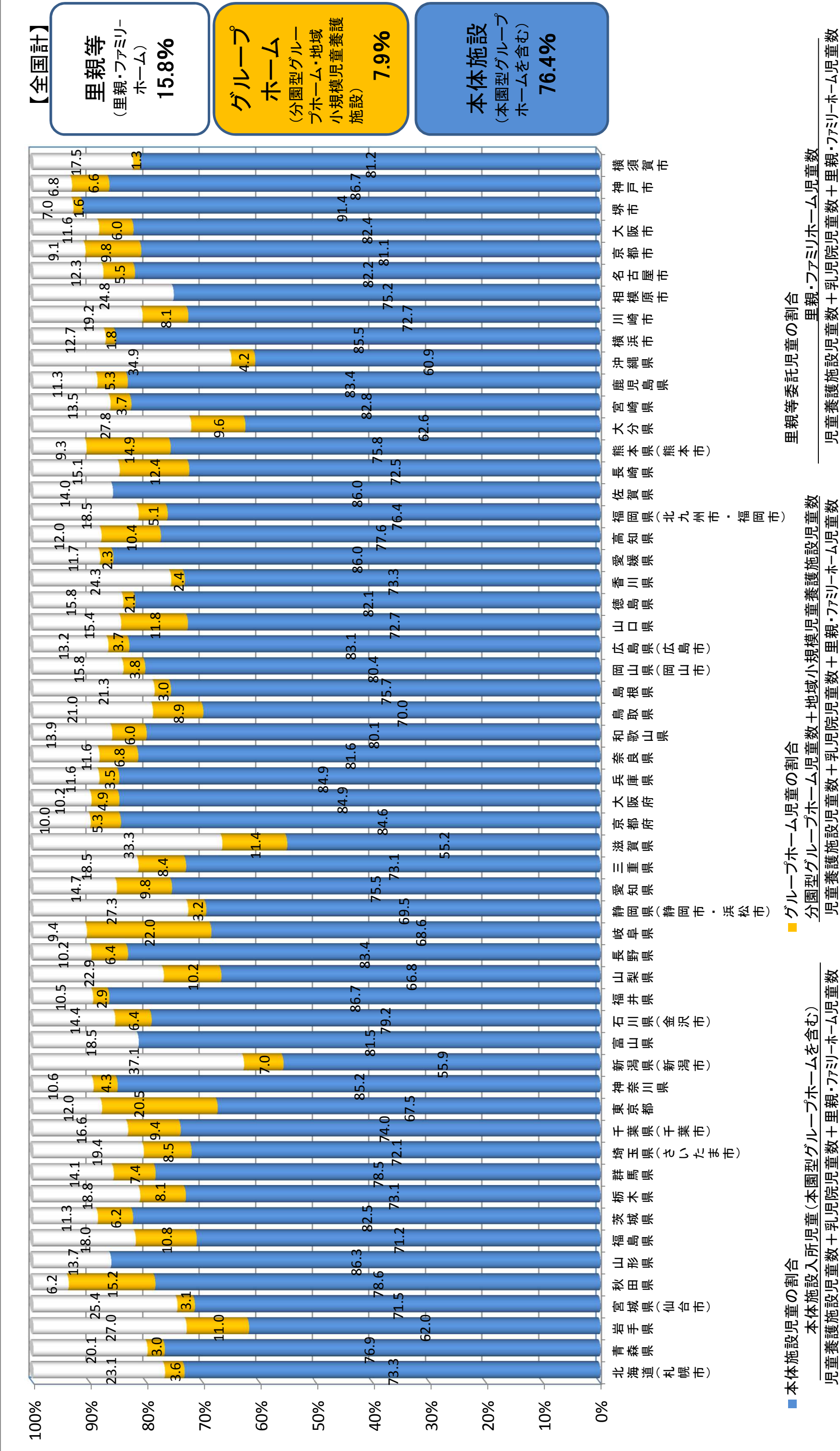
1. 社会的養護が必要な児童のうち、本体施設入所児童の割合、グループホーム入所児童の割合、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合（全国計、策定中の自治体を除く）

計画の最終年度（平成41年度）において、本体施設入所児童の割合が47.2%、グループホーム入所児童の割合が23.3%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が29.5%となっている。

	平成27年 4 月 1 日	平成31年度	平成36年度	平成41年度
本体施設入所児童の割合	76.4%	68.2%	58.1%	<u>47.2%</u>
グループホーム入所児童の割合	7.9%	11.4%	16.9%	<u>23.3%</u>
里親・ファミリーホームへの 委託児童の割合	15.8%	20.4%	25.0%	<u>29.5%</u>
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

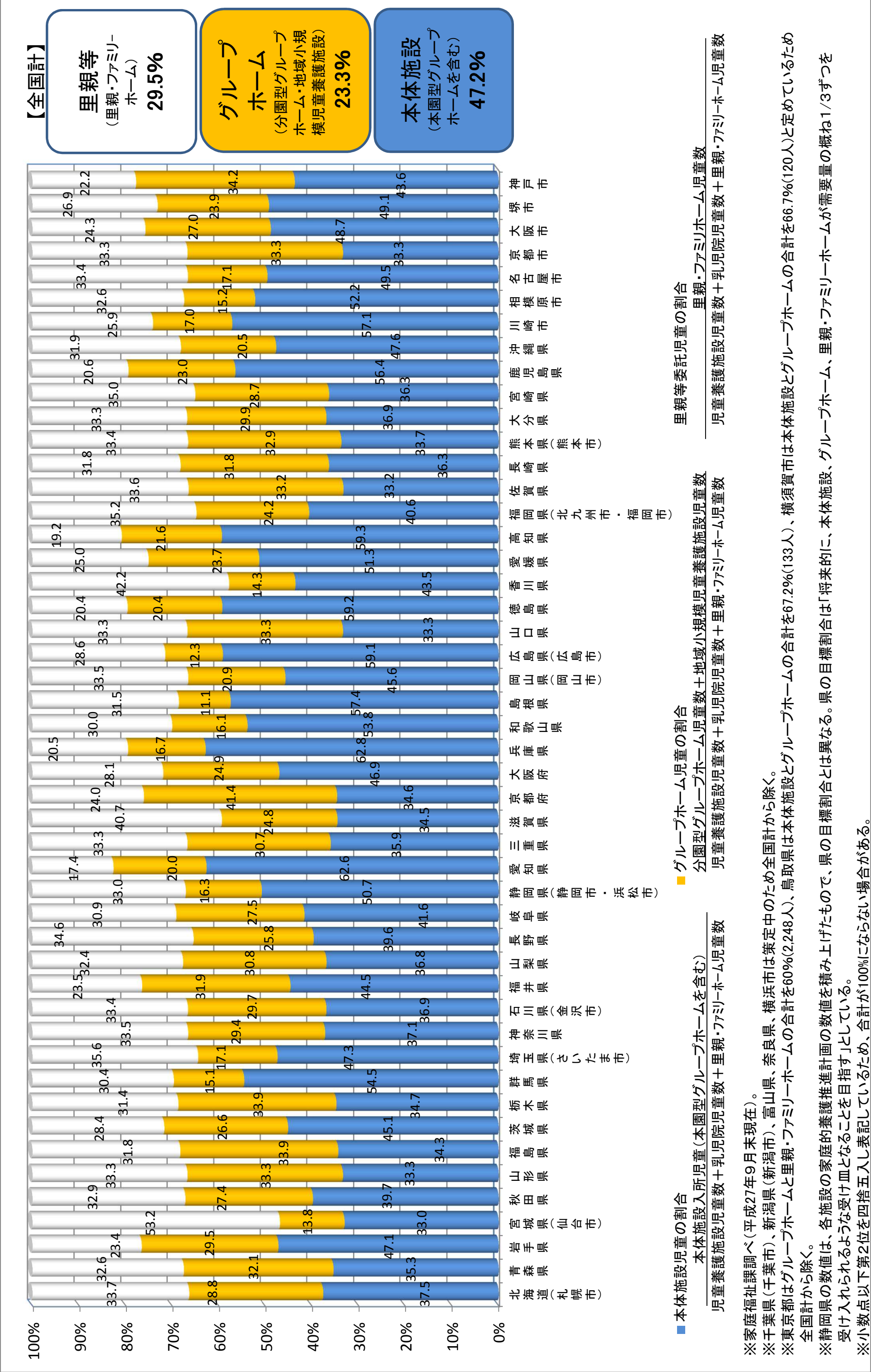
（注 1）「本体施設」とは、児童養護施設、乳児院のうちグループホームを除く部分を指す。
（注 2）「グループホーム」とは、地域の民間住宅等を活用して本体施設の敷地外で家庭的養護を行う小規模グループケア（分園型）及び地域小規模児童養護施設を指す。
（注 3）小数点以下第 2 位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

都道府県推進計画における本体施設入所児童・グループホーム入所児童・里親等への委託児童の割合（平成27年4月1日現在）



※家庭福祉課調べ（平成27年4月1日現在の実績値）。
※小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

都道府県推進計画における本体施設入所児童・グループホーム入所児童・里親等への委託児童の割合（平成41年度末）



平成28年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の推進

1, 188億円（平成27年度予算額）

→ 1, 278億円（平成28年度予算案）

〔児童入所施設措置費等
： 1, 140億円
児童虐待・DV対策等総合支援事業： 73億円
次世代育成支援対策施設整備交付金： 57億円 など〕

（１）施設における家庭的養護の推進

○ 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

＜社会保障の充実＞

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の向上】

- ① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする） など

〔児童入所施設措置費等〕

〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【拡充】

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。また、児童相談所及び一時保護所における児童の心理的負担の軽減を図るための必要な環境改善を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(2) 里親委託の推進等

○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親制度の広報啓発等による新たな養育里親等の開拓、里親等による相互交流、未委託里親に対する委託に向けたトレーニングなどを行う。

さらに、里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。

また、共働き家庭における里親委託の促進を図るため、里親支援機関における平日夜間や土日の相談体制を整備するとともに、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりについて、委託児童の養育に専念するための休暇や在宅勤務制度などモデル的な取り組みについて、企業にその実践を委託し、課題の分析・検証を行い、その成果を全国的に普及拡大するための取組を新たに実施する。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 里親委託児童が通院する際の交通費加算の創設【新規】

里親委託児童のうち、障害や重篤な虐待による心理的ケアが必要な児童が増加していることから、里親委託児童が医療機関に通院する際の交通費加算を創設する。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 施設機能強化推進費の充実【一部新規】

- ① 施設入所児童が週末や夏季休暇等の期間を利用して、未委託里親あるいはボランティア家庭等で家庭生活を体験する施設入所児童家庭生活体験事業の充実に、児童の受入を促進するとともに、新規里親開拓・養成を図る。
- ② 施設退所者が生活・就労面の不安により一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する。
- ③ 地域における社会体験、就労体験等の実施により、自立支援機能の強化を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

(3) 被虐待児童などへの支援の充実

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【拡充】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図るとともに、相談件数や心理療法の実施状況等の事業量に応じた運営費補助を充実する。
- ・ 退所児童等アフターケア事業及び児童養護施設の退所者等の就業支援事業のか所数の増を図る。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 指導委託促進事業の創設【新規】

現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又は保護者に対する指導などの業務についての、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

○ 家庭支援専門相談員の複数配置【拡充】

施設に配置される家庭支援専門相談員について、原則として各施設1名配置となっており、施設の規模に応じ2名配置を可能とすることにより、親子関係再構築支援の充実を図る。

[児童入所施設措置費等]

○ 情緒障害児短期治療施設の設置促進【新規】

情緒障害児短期治療施設に配置すべき医師の確保のため、人件費の充実を図る。

[児童入所施設措置費等]

○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費について補助等を行う。

[児童虐待・DV対策等総合支援事業]

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 70億円

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間就業を継続した場合に返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について、2年間就業を継続した場合に返還免除となる貸付を行う。

○ 児童養護施設等における小規模化等のための整備 10億円

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。

○ 児童養護施設等における学習環境改善 2億円

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

○ 児童保護費負担金等の追加財政措置 13億円

平成27年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う児童養護施設等の職員の給与改善について、所要の追加財政措置を行う。

平成27年度補正予算案：22億円

12億円

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備

＜一時保護所における環境改善事業＞

事業内容：児童相談所の一時保護所において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別のケア等、個々の子どもの状況に配慮した処遇を図るため、施設の改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童相談所の一時保護所

補助率：改修等に要する費用の2／3

＜児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業＞

事業内容：一時保護された子どもは、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該子どもへのケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

対象施設：児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設 等

補助率：定額（2／3相当）

児童養護施設等における小規模化等のための整備

6.0億円

事業内容：子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化、施設機能の分散化を進めるとともに、入所児童の退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）を可能とし、自治体や施設の取組を促す。

対象施設：児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

補助率：定額（1／2相当）

児童養護施設等の耐震化整備

4.0億円

事業内容：児童養護施設等の防災対策を推進するため、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を行う。

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

補助率：定額（1／2相当）

児童養護施設等における学習環境改善について

平成27年度補正予算案：2.0億円

【概要】

就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンの設置に要する費用を支援する。

【対象施設等】

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

【補助額】

140千円（16歳以上の子どもが3人以上いる場合）
280千円（16歳以上の子どもが6人以上いる場合）

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市

【補助率】

国 3／4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・中核市 1／4

18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針(平成23.3.5 児発133)

(5)在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23.12.28 雇児発1228第2号)

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,861人(平成25年2月1日 児童養護施設入所児童等調査)

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人(平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査)

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要

1 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る

(平成27年度予算) (平成28年度予算案)
56.6億円 → 56.6億円

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等の推進を図る。	児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童館、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のための拠点施設、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮施設設置
②耐震化等整備 (⇒通常整備よりも補助基準額を引き上げ)		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備
③スプリングラー設備整備にかかる加算		
火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリングラー整備を図る。	消防法関係法令により、スプリングラー設備の設置が義務づけられている施設 ・乳児院 ・入所施設(乳児院を除く)であって、設置を要する部分の床面積が275㎡以上の施設 ・入所施設以外の施設であって、設置を要する部分の床面積が6,000㎡以上の施設	スプリングラー設備整備

2 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社(児童厚生施設を除く)

3 国庫補助率 定額(1/2相当、児童館・児童センターは1/3相当)

死亡事例の分析

集計結果による分析

- 「心中以外の虐待死」・「心中による虐待死」の事例 -

1 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が16人(44.4%)と最も多く、0歳から2歳までを合わせると24人(66.7%)と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が21人(58.3%)、ネグレクトが9人(25.0%)。直接死因は、「頭部外傷」11人(有効割合39.3%)が最も多く、次いで「頸部絞扼以外による窒息」が5人(同17.9%)、「頸部絞扼による窒息」が4人(同14.3%)であった。
- 直接死因が「頭部外傷」のうち「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)(疑い含む)」が6人(有効割合60.0%)であり、その加害者の5人が実父などの男性であった。
- 主たる加害者は、「実母」が16人(44.4%)と最も多く、次いで「実父」が8人(22.2%)、「実母と実父」が5人(13.9%)であった。
- 実母の抱える問題(複数回答)として、「妊婦健康診査未受診」が10人(27.8%)、「望まない妊娠」が8人(22.2%)と多かった。
- 加害の動機としては、「保護を怠ったことによる死亡」が6人(16.7%)と最も多く、次いで「しつけのつもり」、「子どもの存在の拒否・否定」、「泣きやまないことに対するため」がそれぞれ4人(11.1%)であった。

2 心中による虐待死(未遂を含む)

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から17歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「中毒(火災によるものを除く)」が8人(有効割合26.7%)で最も多く、次いで「頸部絞扼による窒息」が6人(同20.0%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が18人(54.5%)と最も多く、次いで「実父」が9人(27.3%)であった。
- 加害の動機(複数回答)としては、「家族の介護負担」等の「その他」11人(33.3%)を除き、「夫婦間のトラブルなどの家庭の不和」が8人(24.2%)と最も多く、次いで「保護者自身の精神疾患、精神不安」が7人(21.2%)であった。

3 関係機関の関与

- 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が13例(36.1%)、心中による虐待死事例が4例(14.8%)であり、市町村(虐待対応部署)の関与は、心中以外の虐待死事例が10例(27.8%)、心中による虐待死事例が4例(14.8%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で8例(22.2%)、心中による虐待死事例で2例(7.4%)であった。
- 心中以外の虐待死事例が発生した市町村の要保護児童対策地域協議会の進行管理会議における1回あたりの平均検討事例数は102.1例で、会議の平均時間は2.9時間であった。

4 児童相談所職員の受け持ち事例数

- 心中以外の虐待死事例が発生した児童相談所における当該事例担当職員の平成25年度の受け持ち事例数は一人あたり平均109.1件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均65.0件であった。

※ 「有効割合」とは「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

重症事例の分析（個別調査票による調査の結果）

1 調査対象及び回答状況

- 平成25年4月1日から5月31日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性がある事例（心中未遂を除く）18例（18人） ※死亡に至らなかった事例

2 重症となった子どもの特性

- 重症となった子どもの受傷時の年齢は、「0歳」11人（61.1%）と最も多く、3歳未満は13人（72.2%）と大部分を占めた。

3 虐待の種類と加害の状況

- 虐待の種類は、「身体的虐待」が10人（55.6%）、「ネグレクト」が7人（38.9%）であった。
- 直接の受傷要因は、「頭部外傷」が5人（27.8%）、「低栄養による衰弱」が4人（22.2%）と多かった。
- 主たる加害者は、「実母」が8人（有効割合50.0%）と最も多く、次いで「実父」と「実母と実父」がそれぞれ4人（同25.0%）であった。
- 加害の主な動機は、「保護を怠ったことによる重症」と「泣きやまないことにいらだたため」が多かった。

4 関係機関の関与

- 重症の受傷以前において、児童相談所の関与「あり」が3例（16.7%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与「あり」が5例（27.8%）であった。
- 事例の発生の全ての地域に要保護児童対策地域協議会が設置されており、重症の受傷以前において同協議会で検討されていたケースは3例（16.7%）であった。

5 重症となった受傷後の対応状況

- 重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は11例（61.1%）、平成25年9月1日時点で加害者と同居していない事例は11例（61.1%）あり、このうち、「家族再統合」を方針としているものが3例（27.3%）、「分離」を方針としているものが5例（45.5%）であった。

※ 「有効割合」とは「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

個別調査票により回答のあった重症事例18例（18人）のうち、重症に至る受傷以前から、児童相談所、市町村等関係機関の関わりがあるなど特徴的な事例を選定し、以下の3事例についてヒアリング調査を実施。

1 事例の概要

【事例1】精神疾患のある養育者の事例

実父が寝ている間に、精神疾患を抱える実母が長女（当時1か月）を叩き、腹部への内出血が残る外傷を負わせた事例。

【事例2】体重増加不良等健康状態の維持に困難を有する児童を抱えた養育者の事例

体重増加不良等健康状態の維持が極めて難しいという特徴を有し、医療機関において明確な診断がなされない長女（当時4歳）について、実母は育児に深刻な悩みを抱える中、長女が低栄養等による重篤な状態に陥り入院した際に、医療機関の治療方針への拒絶に至った事例。

【事例3】若年妊娠・出産、経済的困窮等養育に困難を抱える養育者の事例

実母（当時10代後半）が、実父の不在時に、飲酒により入眠した間に、室内で飼育していた小型犬に長男（当時3か月）が身体の一部を咬まれ、出血性ショックに陥り救急搬送された事例であり、「養育の怠慢」として医療機関から児童相談所へ虐待通告があった事例。

2 重症事例の未然防止に向けた対応策に関する分析

(1) 精神疾患のある養育者等支援を必要としている家庭への対応

- ・ 支援機関と養育者の家族との間で信頼関係を構築し、支援者になってもらうよう働き掛けることが重要。
- ・ 家族の負担、養育者の状態等を踏まえ、適時適切にアセスメントし、支援できる体制をとっておくことが必要。
- ・ 医師に養育者の思いの確認や、支援を受けることに関する助言等を依頼するなど、あらゆる協力依頼を試みる必要がある。
- ・ 医療機関においては、早期からの関係機関との協議や、必要に応じた他の精神医療機関の紹介等切れ目ない支援が重要。等

(2) 体重増加不良等健康状態の維持に困難を有する児童を抱える養育者への対応

- ・ 基礎疾患のない発育不全は、不適切な養育環境が背景にあることが多いとされていることを十分に認識した対応・支援が重要。
- ・ 乳幼児健診や家庭訪問等を通して、児童の発育・発達、養育者の思いや育児方針、養育者と児童の愛着関係等、家庭全体を多面的にアセスメントした上での適切な対応・支援が必要。
- ・ 児童の発育・発達状況に応じた関係機関での早期情報共有のほか、支援方針、児童が重篤な状態に陥った場合の対応等についての協議を行い、関係機関で連携した支援の継続が重要。等

3 死亡に至るリスクを軽減するために特に重要であると考えられる取組

- 家族や養育者との協力関係を構築し、支援における「強み」として活かすこと

(3) 若年妊娠・出産など養育に困難を抱える養育者への対応

- ・ 支援機関は、養育者の児童への愛着や愛情の有無にのみ左右されず、養育者の持つ課題解決能力等の「強み」と「リスク」の双方を客観的にアセスメントすることが重要。
- ・ アセスメントを行う場合は「児童の安全への配慮が得るか否か」という観点の重要性を認識し、生活の場や児童の発育・発達状況に応じた適切かつ具体的な支援が必要。
- ・ 養育者の生活歴等を可能な限り詳細を把握し、養育者の特性を見極め、養育能力全般を総合的に判断した上での支援が重要。等

(4) 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関間の情報共有

- ・ 連携体制の構築
- ・ 精神疾患等リスク要因のある母については、リスク軽減につながる他の要素も考慮しつつ、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に登録し、産後も含めた支援計画を検討し、関係機関間で共通認識を持っておくことが重要。
- ・ 特定妊婦を同協議会の対象として登録する等の体制整備が重要。等

(5) 自治体における検証の実施

- ・ 被虐待児が生存している重症事例については、関係機関における今後の対応等に関する検討のほか、他の類似ケースへの対応に活かす観点で、それまでの対応等を振り返り、問題点、課題、対応策等について事例検証を実施し、結果を共有することが重要。

地方公共団体への提言

- 1 虐待の発生及び重篤化の予防
 - 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化
 - 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に係る周知啓発の着実な実施
 - 体重増加不良や低栄養状態等、身体的に重篤な症状を呈するネグレクト事例への対応
 - 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援
 - 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施
- 2 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上
 - 虐待のリスク要因等に関するスクリーニングの適切な実施と結果を踏まえた迅速な支援の実施
 - 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施
 - 児童相談所及び市町村の職員の相談援助技術の向上

- 3 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用
 - 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方
 - 入所措置解除時の支援体制の整備
 - 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営
- 4 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化
 - 専門職の積極的な採用や人事ローテーションの工夫による経験者の効果的な配置
 - 民間団体との連携や外部の専門家の活用による専門性の向上
 - 業務量に見合った職員配置数の確保
- 5 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
 - 地方公共団体による死亡事例をはじめとした重篤な事例に係る検証の積極的な実施
 - 検証報告の積極的な活用による重篤な虐待事例の再発防止

国への提言

- 1 虐待の発生及び深刻化の予防
 - 特定妊婦等の早期把握に係る妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の整備
 - 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発の着実な実施
- 2 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備
 - 児童相談所と市町村が初期対応において見落としや遅滞がなく、相互に納得・連携しながら適切な支援を行うための体制整備

- 3 児童相談所及び市町村の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上
 - 地方公共団体における人員の確保の推進
 - 職員の専門性が担保、蓄積されるような制度の工夫
- 4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と同協議会設置の促進
- 5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備
- 6 虐待死事例等の再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

婦人保護事業の概要

(28年度 予算案)

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成26年4月1日現在)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算案約10億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算案約2千万円)

婦人相談員

- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1,295人(平成26年4月1日現在)
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)
(国1/2 都道府県・市1/2 国庫予算案約73億円の内数)

婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に48か所(平成26年4月1日現在)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算案約13億円)

放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

<主な基準>

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、虐待等の対応、虐待等の対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上

- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して、事業を行う者が定める

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定（認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可）
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり(講義及び演習を合わせて24時間)(都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可)。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施(都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可)
研修教材	研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
科目の一部免除	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用 既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。

事 項	主 な 内 容
科目の一部免除 (続き)	① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目) ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目) ③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目) 【免除の考え方】 ○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。
既修了科目の 取扱い	受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証」の発行が可能。
修了評価	研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があるが、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。 受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。

事 項	主 体	内 容
実施手続	受講の申込み及び受講資格の確認	都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携及び協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。
	受講者本人の確認	都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。
	受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。
	修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名で交付(委託は不可)。
認定等事務		
認定者名簿の作成	都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成。	
認定者名簿の管理	都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。	
修了証の再交付等	都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。	
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など	

事 項	主 な 内 容
研修会参加費用	研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」を平成27年5月21日付けで都道府県あて通知を发出。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力和相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、これまでの「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を新たに策定することとした。

策定の3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切に育て育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たったでの考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。
委員会等のメンバーは、以下のとおり。
(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、＊はWGメンバー)

氏名	所	氏名	所
秋元 紀子＊	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課	佐藤 晃子＊	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽＊	湯島児童館 主査 育成室担当	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	中川 一良＊	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり＊	母子自立支援員・婦人相談員	◎野中 賢治＊	鎌倉女子大学非常勤講師
	千葉県浦安市こども部青少年課長	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校校長
	有限会社エムアンドエムインク	<事務局>	
小野 さとみ＊	子どもの領域研究所所長		
◎柏女 霊峰	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員 淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授		
		山岡 由加子＊	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

- 1. 総則
- 2. 放課後児童健全育成事業の役割
- 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期（6～12歳）の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

- 1. 子どもの発達と児童期
- 2. 児童期の発達の特徴
- 3. 児童期の発達過程と発達領域
- 4. 児童期の遊びと発達
- 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

- 1. 育成支援の内容
- 2. 障害のある子どもへの対応
- 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
- 4. 保護者との連携
- 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

- 1. 職員体制
- 2. 子どもの集団の規模
- 3. 開所時間及び開所日
- 4. 利用の開始等に関わる留意事項
- 5. 運営主体
- 6. 労働環境整備
- 7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

- 1. 施設及び設備
- 2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

- 1. 学校との連携
- 2. 保育所、幼稚園等との連携
- 3. 地域、関係機関との連携
- 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

- 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
- 2. 要望及び苦情への対応
- 3. 事業内容向上への取り組み

運営指針の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
 - ・ 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子ども達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④ 日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力度から必要とされるおやつなどの適切な提供
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を含めて設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

1. 調査主旨

平成27年度に社会保障審議会児童部会の下に設置した「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下、「専門委員会」という。）」において、時代の要請に対応した障害児や配慮を必要とする子どもを含めた新たなプログラムの開発などを検討することとしているが、特に、発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定（指定）する。

当該経費は、モデル的にプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもたちの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資するための調査研究を実施する。

2. 実施内容

- 専門委員会において、プログラムの実践事例の把握及び検討を行った上で、プログラムを実践する児童館（以下、「モデル児童館」という。）を10か所選定（指定）

→ モデル児童館の選定（指定）に当たっては、児童館等の規模、地域性及び利用者の年齢等を考慮

モデル児童館における取組内容

① 調査研究委員会の設置

- ・モデル児童館において、効果的にプログラムを実践するために、プログラム講師、地域の有識者、児童館職員などで構成される調査研究委員会を設置
- ・具体的な実施方法、実施体制、実施時期などについて検討



② プログラムの実施

- ・プログラム実施の事前打ち合わせ
- ・プログラムの実施
→ 調査研究の成果として記録するため、プログラム実施までの検討経過や実施内容、参加者の声などを収録したDVDを作成
- ・事後アンケートの実施



③ 報告書の作成

- ・調査研究委員会において、プログラムの実施内容や参加者の反応、プログラム実施の効果などをまとめた報告書を作成
- ・報告書の作成に当たっては、実践したプログラムが子どもたちの成長発達段階においてどのような効果をもたらすのかなどの観点も取り入れるよう留意



3. 要求内容

- 平成28年度予算案 37,340千円（モデル児童館1か所あたり 3,734千円 × 10か所）

現状と課題

■活動の範囲

- ・業務の範囲を超えた活動
- ・法律等による「協力」、「連携」による過剰な業務
- ・「個別支援活動」、「民児協活動」、「地域の福祉活動」のバランス
- ・「見守り」は民生委員・児童委員が中心に行うべきものという雰囲気

■求められる役割の多様化と負担

- ・世帯の課題の複雑化・多様化による支援の困難性
- ・居住環境（大規模高層住宅、市町村合併）による定数基準の妥当性
- ・民生委員・児童委員活動中の事故等への対応
- ・経験の少なさ（Ⅰ期、Ⅱ期（6年未満）が6割）
- ・地域での様々な「充て職」

■対応する問題の複雑化・多様化と力量

- ・経歴による福祉への精通度合い
- ・生活困窮者や複雑・多様化する世帯の問題への理解
- ・認知症高齢者、障害者などの特性への理解 ・外国籍住民への対応

■災害時の活動

- ・広範囲な活動範囲と時間的、財政的な負担
- ・避難生活の長期化による心の健康問題等の専門職との連携
- ・避難行動要支援者の避難支援の直接の担い手としての期待

■個人情報取扱と関係機関との情報共有

- ・要支援者情報の行政や関係機関からの提供
- ・個人情報の取扱に関する理解
- ・自治会や町内会、福祉協力員との情報共有

■活動への支援・協力的体制

- ・サポート体制
- ・専門職との関わり
- ・連合民児協、単位民児協機能の強化

■社会的な理解の促進と継続性の確保

- ・民生委員制度・活動の理解（行政や関係機関、地域住民）
- ・民生委員・児童委員の制度・活動に対する理解
- ・児童委員・主任児童委員制度・活動の役割に対する周知
- ・新任民生委員・児童委員に対する制度・活動に対する説明

提 言

早期に対応できるもの

（1）活動への支援の充実

- ① 民生委員・児童委員が安心して活動するための取組
 - ・保険制度
- ② 民生委員・児童委員、民児協活動への支援
 - ・活動費
 - ・行政のサポート体制
- ③ 災害時の民生委員・児童委員活動への支援
 - ・関係機関との連携
 - ・地域福祉計画への位置づけ

（2）力量を高める取組

- ① 研修の充実
- ② 都道府県等における民生委員・児童委員活動の評価
- ③ 民生委員・児童委員活動に参加できるよう職場、家族、地域団体の理解と協力の促進

（3）自治体等の理解の促進に向けた取組（主に制度）

- ① 民生委員・児童委員制度・活動の正しい理解の促進
- ② 個人情報取扱の適切な理解による活動しやすい環境づくり

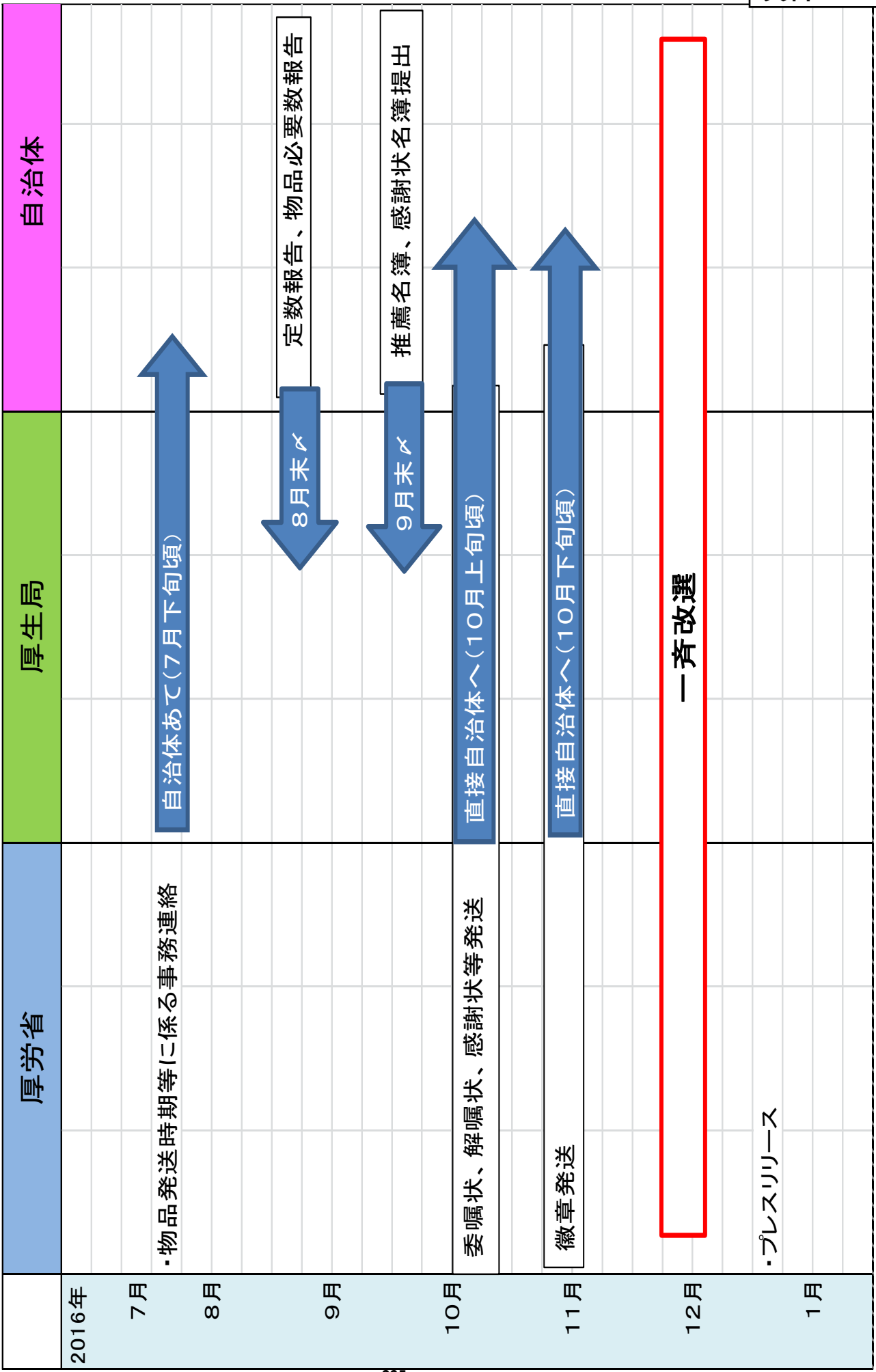
（4）国民の理解の促進に向けた取組（主に活動）

- ① 創意工夫による広報への取組
- ② 「なり手」不足の解消に向けた試み

時間をかけて慎重に検討するもの

- ① 民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理
- ② 時代の変遷に即した定数基準や区域の見直し
- ③ 研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり
- ④ 民児協、単位民児協事務局機能の強化

平成28年 民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選スケジュール(予定)



民生委員制度100周年記念事業基本計画

1 趣旨

平成29年は、民生委員制度の源である大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度（※）」の創設から100周年を迎え、1世紀という大きな節目の年にあたる。活動のあゆみを総括し、その果たしてきた役割を全国民生委員児童連合会では、民生委員制度やその活動の方向性を示すことで、民生委員・児童委員制度のさらなる発展と活動の充実を図るため、100周年記念事業に取り組むこととしている。

※済世顧問制度

……大正5年5月、宮中で開催された地方長官会議の場で、当時の岡山県知事笠井信一氏は、大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」とご下問を受け、知事は岡山県内の貧困状況を調査し、悲惨な生活状況にあるものが県下の1割に達していることが判明し、事態の重大さに知事は日夜研究を重ね、ドイツのエルバーフェルト市で行われている「救貧委員制度」を参考に、大正6年5月「済世顧問設置規程」を公布し、民生委員制度の源と言われる済世顧問制度が生まれた。

2 実施期間 平成27年4月～平成30年3月（3年間）

3 主な取り組み

- (1) 100周年記念大会の開催（平成29年）
- (2) 100年通史の作成
- (3) 全国モーター調査
・全国23万人という組織力を生かし、全国的な福祉課題の調査
- (4) 重層的な広報（PR）活動
・報道関係機関への働きかけや全国的な広報活動
- (5) これからの民生委員制度やその活動に関する提言
・民生委員自らが現状と課題を整理しつつ、自らが提言
- (6) 機運醸成のための取り組み
・100周年シンボルマークの作成
・スローガン（キャッチコピー）の決定
・ピンバッジ等の作成

「第4回健康寿命をのぼそう!アワード(母子保健分野)」について

平成27年度より、「健やか親子21(第2次)」の推進に資する母子の健康増進を目的とする優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰し、これを広く国民に周知することにより、あらゆる世代のすこやかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を推進。

応募期間：平成27年7月1日(水)～平成27年8月31日(月) 表彰式：平成27年11月16日(月)
応募数： 企業部門10件 団体部門23件 自治体部門15件 合計48件

【厚生労働大臣 最優秀賞】(1件)

住友生命保険相互会社「スミセイアフタースクールプロジェクト」

【厚生労働大臣 優秀賞】(3件)

＜企業部門＞広島テレビ放送株式会社「子育て応援団 感染症の予防クロスメディアプロジェクト」
＜団体部門＞認定NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク

「慢性疾病・難病や障害のある子どもとその家族への支援活動」

＜自治体部門＞大阪市東淀川区(大阪府)「東淀川区4・5歳児就学前子育て支援事業」

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 優良賞】(3件)

＜団体部門＞公益社団法人群馬県助産師会

「いのちの現場からのメッセージ 助産師の『生まれてきてくれてありがとう』プロジェクト」

＜自治体部門＞

大分県

「『ヘルシースタートおおいた』による妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築」

小牧市(愛知県)

「母子保健推進協議会から発信する親子の自己肯定感の醸成＝『心豊かにいきいきと生きる力』をもつ子どもの成長につなげていくために＝」

※取組概要：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000104700.html>

第5回(平成28年度)以降も継続予定

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

○実施市区町村 ※平成26年度交付決定ベース

- （ ）は平成25年度末実績
- ・基本事業 774（738）市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 138（132）市区町村

○会員数 ※平成26年度交付決定ベース

- （ ）は平成25年度末実績
- ・依頼会員（援助を受けたい会員） 475、105人（466、287人）
- ・提供会員（援助を行いたい会員） 123、819人（123、173人）

